福島県復興計画(第1次)

~未来につなげる、うつくしま~

平成23年12月

福島県

福島県復興計画(第1次) 目次

| | | ページ |
|----------------|---|-------------|
| Ι | はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | · · 1 |
| Ι | 基本理念 | · · 4 |
| \blacksquare | 主要施策 | 5 |
| į | 復興へ向けた重点プロジェクト ・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| ii | i 具体的取組と主要事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | · · 21 |
| | 1 緊急的対応 | (事業概要 |
| | (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援 | · · 23(64) |
| | 2 ふくしまの未来を見据えた対応 | |
| | (1)未来を担う子ども・若者の育成 ・・・・・・ | · · 33(75) |
| | (2)地域のきずなの再生・発展・・・・・・・・ | · · 37(80) |
| | (3)新たな時代をリードする産業の創出 ・・・・・ | · · 41 (86) |
| | (4)災害に強く、未来を拓く社会づくり ・・・・・ | · · 48(93) |
| | (5) 再生可能エネルギーの飛躍的推進による ・・・ | · · 55(101) |
| | 新たな社会づくり | |
| | 3 原子力災害対応 | |
| | (1)原子力災害の克服・・・・・・・・・・・ | · · 58(103) |
| | iii 地域別の取組 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | · · 109 |
| | 1 相 馬エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 2 双 葉エリア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 3 いわきエリア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | · · 133 |
| | 4 中通りエリア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 5 会 津エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| IV | 復興の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | · 158 |
| V | 付属資料・・・・・・・・・・・・・・・・ | · 162 |

復興計画のサブタイトル「未来につなげる、うつくしま」は、佐藤哲哉さん(福島市)の作品です。 一般公募への応募作品160点の中から選定されました。

福島県復興計画(第1次)の構成

I はじめに

基本理念

 Π

Ш

主要施策

- 1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過
- 2 復興計画の性格
- 原子力に依存しない。安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- 誇りあるふるさと再生の実現

※国・原子力発電事業者に対して、県内の原子力発電所の全基廃炉を求めることとしている。

Ⅲ

重点プロジェクト復興へ向けた

安心して住み、暮らす

①環境回復②生活再建支援の心身の健康を守るのは、

ふるさとで働く

⑤農林水産業再生⑥中小企業等復興⑦再生可能エネルギ

推進

まちをつくり、 人とつながる

③ふくしま・きずなづくり⑪ふくしまの観光交流⑪ぶくしまの観光交流交流ネットワーク基盤強化⑫県土連携軸・

復興のために重要な事業 を抽出し、プロジェクト として示した。

Ⅲ-== 具体的取組

市町村の復興支援生活再建支援・応急的復旧・

若者の育成

発展地域のきずなの再生・地域のきずなの創出

す

| マ で 社会づくり (が 悪躍的推進による新た 飛躍的推進による新た 飛躍的推進による新た

原子力災害の克服

Ⅲ-iii 地域別の取組



Ⅳ 復興の実現に向けて

- 1 民間団体や県民等との連携
- 2 市町村との連携
- 3 国への要請
- 4 復興に係る各種制度の活用
- 5 実効性の確保

I はじめに

1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過

〔大震災及び原発事故の発生〕

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波は、1,915人の死者、65 人の行方不明者、81,216 棟の家屋の全・半壊(平成23年 12 月 27 日現在)や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、浜通りを中心に県内全域に甚大な被害をもたらした。
- 本県をさらに困難な状況に追い込んだのは、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故であり、自主的に避難している方も含めて 15万人に及ぶ県民が県内外に避難し、そのうち福島県外に避難している方は6万人を超えた(12/25現在)。震災前2,024千人だった本県人口は、昭和53年以来33年ぶりに200万人を割り込み、1,985千人(福島県現住人口調査(12/1現在)による)にまで減少している。9町村が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなったほか、原発から100㎞離れた会津地方を含め県内全域に風評被害が及び、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受けるなど、原子力災害は、文字通り本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。

〔復興ビジョンの策定〕

- こうした事態を踏まえて、復興に向けて希望の旗を掲げ、すべての県民が思いを共有しながら一丸となって復興を進めていくため、有識者で構成する復興ビジョン検討委員会での活発な審議、市町村との意見交換、1,538件に上る多くの意見をいただいたパブリックコメント、県議会東日本復旧・復興対策特別委員会等からの要請等、県議会からの意見を踏まえるなどして、本年8月11日に「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」等3つの基本理念と7つの主要施策を内容とする福島県復興ビジョンを策定した。
- 今回の災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有のものであり、その克服は、一地方自治体の力を超えている。また、原子力災害は、事業者とともに国策として原子力発電を進めてきた国が責任を負うべきものである。このため、復興ビジョンの策定と並行して、国の復興構想会議を通じ、本県の復興に必要な事項に関して意見を主張してきた。その結果、本県の主張が復興構想会議の第 1 次提言及び国の復興基本方針に盛り込まれており、復興ビジョンは、国の復興基本方針と整合性が取れたものとなっている。

〔復興計画の策定〕

- ② 復興ビジョンに基づき、さらに具体的な復興のための取組や事業を示すため、復興計画の 策定に着手した。9月に有識者や関係団体からの代表者で構成する復興計画検討委員会及び その分科会を設置し、活発な審議を行った。
- 復興計画の策定に当たっては、緊急時避難準備区域の復旧計画、各市町村復興ビジョン・ 復興計画や津波被災地のまちづくりに関する考え方などについて、各市町村と意見交換する など、市町村の復興に向けた考え方との調整を行った。地方振興局ごとの地域を基本として 9箇所で地域懇談会を開催し、また、パブリックコメントなどにより県民から様々な意見を 伺うとともに、県議会東日本大震災復旧・復興対策特別委員会等からの要請など、県議会か らの意見を踏まえることに努めた。
- また、国の復興基本方針に基づき設置された「原子力災害からの福島復興再生協議会」を 通じて本県の復興に関して国と協議を行っており、復興計画は、現在までの協議内容を反映 したものとしている。
- 復興ビジョン策定の直前、政府は、「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束へ向けた 道筋」のステップ1を達成したと発表し、9月30日には緊急時避難準備区域を解除、10 月29日には中間貯蔵施設の整備に係る工程表を発表した。復興計画の策定に当たっては、 できる限り、これらの新たな動きに対応することに努めた。
- なお、本年7月末に発生した新潟・福島豪雨災害は、会津地方を中心として、多くの住家被害のほか、河川、道路、鉄道、農地、林地などに甚大な被害をもたらした。また、本年9月下旬に本県を通過した台風15号は、中通り地方を中心として浸水により住家、農地などに多大な被害をもたらした。このため、東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で発生したこれらの災害の復旧・復興のための取組についても、本復興計画に盛り込むこととした。

2 復興計画の性格

(1) 復興計画の位置付け

- 復興計画は、本年3月に発生した東北地方太平洋沖地震やその余震、それに伴う大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故と風評、さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨、台風15号などの一連の災害からの復興に向けての取組を総合的に示すための計画である。
- 本県の復興は、国、市町村、民間団体、企業、県民等、様々な主体と力を合わせて行わなければならないことは言うまでもない。そのため、県が実施するもののほか、県以外の主体の取組であっても、県が関わるものを盛り込んでいる。

(2) 復興ビジョンとの関係

○ 復興ビジョンは、本県の復興に当たっての基本的な方向を示したものであり、復興計画は、 復興ビジョンで定めた3つの基本理念及び7つの主要施策に沿って、さらに具体的な取組や 当該取組に基づく主要な事業を示すものである。

(3) 総合計画との関係

○ 総合計画は、県政全体の基本的方針を示す最上位の計画であり、復興計画は、総合計画と 将来像を共有しながら、本県の一日も早い復興のために必要な取組を機動的かつ確実に進め るための計画である。

(4) 計画期間

○ 復興ビジョンと同じく、計画期間は10年とする。

(5) 進行管理及び柔軟な見直し

- 復興計画は、策定されただけではなく、随時、進捗状況を管理するとともに、現実に実行されなければならない。そのため、復興計画に盛り込まれた各取組の実施状況について毎年度点検を行い、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関による評価を受け、その評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえて、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を行う。
- 政府は、12月16日にステップ2を達成したと発表するとともに、12月26日、避難 区域を放射線量に応じた3つの地域に区分し直す方針を示した。しかし、原子力事故の収 束の動きは依然として流動的であるとともに、避難区域の具体的な区分けも明確になって おらず、国、事業者の対応を注視する必要がある。復興計画は、今後の原子力発電所事故 の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえ、県民の意向に細やかに対応し ながら、復興に向けて必要な取組が行われるよう、適時、柔軟に見直しを行う。

Ⅱ 基本理念

復興計画は、復興ビジョンで掲げた以下の基本理念の下に復興を進めるものとする。

1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり

- 「脱原発」という考え方の下、原子力に依存しない社会を目指し、環境との共生が図られた社会づくりを推進。このため、国及び原子力発電事業者に対し、 県内の原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを求める。
- 地域でエネルギー自立を図る多極分散型モデル、経済的活力と環境との共生が 両立するモデルを提示。
- 何よりも人命を大切にする。
- 環境放射線モニタリングの徹底・除染対策、産業・生活基盤の迅速な復旧により、安全・安心なコミュニティと持続的に発展しうる産業を再構築。
- ハード・ソフト両面で様々な手段を重層的に確保し、万一の際に対応できる、 安全で安心な社会を構築。
- 人口減少・超高齢社会に全国に先駆けて的確に対応。
- 放射性物質による影響から長期にわたって県民の健康を守るほか、さらに一歩 進んで全国に誇れる健康長寿の県づくりを推進。

2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興

- 全県民が今回の災害を自らのものとして受け止め、「ふくしま」全体で支えあい、 復興を推進。
- 県民一人一人の生活基盤の再建が復興の基本であり、復興の主役は住民。
- 復興の主体は、地域や市町村。
- 県民、企業、民間団体、市町村、県など、あらゆる主体が力を合わせる。
- 本県の復興は、国内外の他地域の復興などに積極的に寄与するものと位置づけ。
- 国内外でふくしまを愛し、ふくしまに心を寄せるすべての人の力を結集。
- 原子力災害に関して国が全面的責任を負うべきであり、国による財政的、法的バックアップを求める。

3 誇りあるふるさと再生の実現

- 本県に脈々と息づく地域のきずなを守り育て、世界に発信。
- すべての県民がふるさとで元気な生活を取り戻すことができた日にこそ、ふくし まの復興の第一歩が記されるという思いを県民すべてが共有。
- 地域のきずなが一層高められたコミュニティづくりを着実に推進。
- 子ども・若者たちが誇りを持つことのできるふくしまの再生。

Ⅲ 主要施策

復興へ向けた重点プロジェクト

福島県復興計画「ii 具体的取組と主要事業」のうち、本県の復旧・復興のための特に重要な主要事業を、政策目的別に12の「重点プロジェクト」として位置付けた。 各プロジェクトにおいては、目指す姿とプロジェクトの内容を示した。本県が災害から復興を成し遂げるために、全ての力を結集し、これらのプロジェクトを推進する。

復興へ向けた重点プロジェクト 全体図

安心して住み、暮らす

- 1 環境回復プロジェクト
- 2 生活再建支援プロジェクト
- 3 県民の心身の健康を守るプロジェクト
- 4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

ふるさとで働く

- 5 農林水産業再生プロジェクト
- 6 中小企業等復興プロジェクト
- 7 再生可能エネルギー推進プロジェクト
- 8 医療関連産業集積プロジェクト

まちをつくり、人とつながる

- 9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト
- 10 ふくしまの観光交流プロジェクト
- 11 津波被災地復興まちづくりプロジェクト
- 12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

復興計画重点プロジェクト

1 環境回復プロジェクト

目指す姿

- 〇県民のふるさとへの一刻も早い帰還や安心して生活できる環境の確保に向け、放射性物質 に汚染された生活圏、農地、森林などの徹底した除染及び汚染廃棄物の円滑な処理により、 美しく豊かな県土が回復している。
- 〇農産物など食品の検査体制強化により流通・消費における安全が確保され、県内で生産された食品が安心して消費されている。

プロジェクトの内容

1 除染の推進

(1) 全県におけるモニタリングの充実・強化 全市町村の小学校や集会所などにモニタリングポスト設置

- (2)生活圏(家屋・庭、道路、学校・幼稚園・保育所・公園など)、農地、森林などについて、 放射性物質汚染対処特措法に基づき、国、県、市町村などが連携して除染を実施し、その効果 を確認(除染実施計画の策定・実施に当たっては、他地域へ影響を及ぼさないよう配慮)
 - ① 除染特別地域

〔実施主体〕国

〔目標〕段階的かつ迅速に縮小

② その他の地域

〔実施主体と除染対象〕国:国が管理する土地・施設等

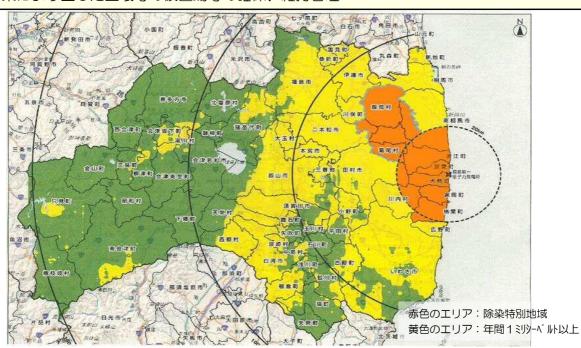
県:県が管理する土地・施設等

市町村:各除染実施計画に基づく除染対象

特定避難勧奨地点は、市町村の除染実施計画に基づき優先的に実施が年間1~31以-A*ルト(一毎時〇 227/クロシーA*ルト) ハエ

〔長期的目標〕追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト(=毎時0.23マイクロシーベルト)以下 〔短期的目標〕平成25年8月末までに

- ・県民の追加被ばく線量 約50%減少
- ・子どもの追加被ばく線量 約60%減少
- (3) 農地の除染は、県産農産物等から放射性セシウムが検出されないことを目標として実施
- (4) 除染により生じた土壌等の仮置場等の確保、維持管理



2 食品の安全確保

農産物などのモニタリング体制の強化、住民自らが身近なところで食品を検査できる環境の整備

3 汚染廃棄物の処理

汚染・災害廃棄物の円滑な処理

- 汚染廃棄物の一時保管量 下水汚泥等約2万3百トン、焼却灰約2万1千トン など
- 災害廃棄物の発生見込量 438万トン(可燃物65万トン、不燃物373万トン)

4 拠点の整備

- 環境放射線モニタリング強化機能をはじめ、環境回復のための調査研究機能、情報発信機能、 教育研修機能を備えた拠点施設の整備
 - (※研究者及び研究機関のネットワーク構築などによる医療の拠点等との連携)
- 国内外の研究機関の誘致



プロジェクト主要事業

【除染の推進】

- ◆モニタリングポスト緊急整備事業(応-®-4)
- ◆応急的モニタリングポスト整備事業(応-8-5)
- ◆線量低減化機器等整備事業(応-8-15)
- ◆線量低減化活動支援事業(応-⑧-17)
- ◆緊急的生活空間除染事業(応-8-18)
- ◆市町村除染対策支援事業(応-⑧-19)
- ◆除染対策推進事業(応-8-20)
- ◆農地等の除染を行うための事業(応-8-24)
- ◆森林等の除染を行うための事業(応-8-25)

【食品の安全確保】

- ◆農林水産物等モニタリング事業(応-8-10)
- ◆放射能簡易分析装置整備事業(応-8-11)

【汚染廃棄物の処理】

- ◆放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理 (応-8-28)
- ◆放射性物質に汚染された農業系廃棄物の処理 (応-⑧-32)
- ◆下水汚泥放射能対策事業(応-⑧-29)
- ◆「ふくしま絆」流木リサイクル推進モデル事業 (応-2-20)

【拠点の整備】

- ◆環境創造戦略拠点の整備及び研究を推進する ための事業(原-③-1)
- ◆IAEA等の国内外の研究機関等の誘致活動 (原-⑥-1)

復興計画 重点プロジェクト

生活再建支援プロジェクト

目指す姿

被災者が安心して暮らすことができる環境の整備と雇用の確保により、生活再建が 進んでいる。

プロジェクトの内容

牛活再建へ

県内避難者への支援内容

1 安心できる生活の確保

- ・賠償金の請求支援
- ・被災者生活再建支援金の活用
- 相談窓口の設置等
- 治安体制の整備



2 住環境の再建支援

- ・応急仮設住宅の整備、コミュニ
- ・ 仮設住宅等の環境整備
- ・住まいに関する相談窓口の設置
- ・二重ローン等の解消へ向けた
- ・日常生活に近い癒される快適空 間づくり



3 雇用の維持・確保

- 地域の企業等が早期に事業再開 できるよう多様な金融支援
- ・緊急雇用創出基金活用による 雇用の確保
- ・企業誘致による雇用創出
- ・避難先での営農再開に向けた



住環境再建イメージ









民間アパート

※「7 再生可能エネルギー推進プロジェクト」と連携して整備する。

雇用創出のイメージ

仮設住宅

雇用の 維持• 確保に向 け、各種 施策に取 り組む。





県外避難者への支援内容

県内への帰還を目指す避難 者や、県外での避難生活を 続けざるを得ない県民を多 方面からサポート



県外に留まる 県民

住環境確保支援

他都道府県



県外避難者への 支援連携

プロジェクト主要事業

【住環境の再建支援】

- 【安心できる生活の確保】◆高齢者等サポート拠点整備事業(応-①-15)、 ◆ふるさとふくしま巡回就職 相談事業(応-3-2)、◆震災孤児等を支援する事業(子-1)-28)、
 - ◆新たな地域コミュニティ形成に伴う絆づくり事業(災-⑥-3)
 - ◆避難地域等のコミュニティ再生を支援する事業(応-①-11)、 ◆原発避難市町村の災害公営住宅整備事業の推進(絆-①-13)、

◆被災者の住宅再建支援のための事業 (絆-①-14)、 【雇用の維持・確保】

- ◆緊急雇用創出基金事業(応-③-1)、◆中小企業制度資金貸付金(応-③-7)、
- ◆農家経営安定資金融通対策事業(応-③-21)、◆避難先での一時就農等を支 援するための事業(応-3-33)

3 県民の心身の健康を守るプロジェクト

目指す姿

長期にわたる県民の健康の見守り等を通して、これまで以上に県民の心身の健康の保持・増進を図ることで、全国にも誇れるような健康長寿県となっている。

プロジェクトの内容

- 1 県民の健康の保持・増進
- 2 地域医療の再構築
- 3 最先端医療提供体制の整備
- 4 被災者等の心のケア

県民の健康の保持・増進

- 県民健康管理調査
- 医療機関・職域・行政等が連携した疾病予防・早期発見・早期治療に向けた取組の強化

被災者等の心のケア

- ・被災者の心のケア
- 子どもの心のケア
- 生きがいづくり



県民の健康意識の向上

地域医療の再構築

- 医師や看護師等医療従事者の確保
- 地域医療提供体制の強化や災害時の広域的な連携
- 浜通り地方の医療提供体制の早急な復旧

最先端医療体制の整備

- ・放射線健康障害の早期診断・最先端治療拠点の整備
 - ※研究者及び研究機関のネットワークの構築 などによる環境回復に関わる拠点等との 連携
- 最先端医療提供のための人材確保
- ・放射線の影響に関する国際機関や 、国の機関の誘致



プロジェクト主要事業

【県民の健康の保持・増進】

◆県民健康管理事業など(応-®-33,35)、◆仮設住宅等の被災者に対する健康支援活動(応-④-32)、◆応急的モニタリングポスト整備事業(応-®-5)、◆農林水産物等モニタリング事業(応-®-10)、◆飲料水の放射性物質モニタリング体制の整備(応-®-9)、◆放射能簡易分析装置整備事業(応-®-11)、◆食品中の放射性物質の検査を実施する事業(応-®-12)、◆野生鳥獣放射線モニタリング調査事業(原-①-11)

【地域医療の再構築】

- ◆ふくしま医療人材確保事業(応-④-19)、◆地域医療再生基金事業 (子-①-32)、◆医療施設災害復旧事業(応-④-18)、
- ◆地域医療支援センター運営事業(応-④-16)、◆看護職員等緊急確保対策事業(応-④-21)

+

【最先端医療体制の整備】

- ◆放射線医学県民健康管理センターの整備 (原-④-15)、 ◆国際的先端医療を開発・普及するための事業(原-④-14)
- ◆最先端医療提供のための人材確保 (原-④-16)、◆国内外の保健医療機関との連携・協働(原-④-17)

【被災者等の心のケア】

◆被災者の心のケア事業(応-①-20)、◆子どもの心のケア事業など(子-①-9,35,36、応-①-16)、◆アウトリーチ推進事業(応-①-19)、◆ピアカウンセリングによる相談や交流を行う事業(子-③-1)

全国に誇れるような健康長寿県



4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

目指す姿

子どもやその親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整備され、子どもたちが心豊かにたくましく育っており、ふくしまの再生を担っている。

プロジェクトの内容

- 1 日本一安心して子どもを育てられる 環境づくり
 - 放射性物質汚染により生じた不安の 解消
 - ・震災後におけるふくしまならではの 地域ぐるみの子育て体制の構築
 - ・18歳以下の医療費無料化の要請
- 2 生き抜く力を育む人づくり
 - ・震災を踏まえた確かな学力、豊かな 心、健やかな体の育成
 - 理数教育、防災教育の充実や国際化の進展に対応できる人づくりなど、 ふくしまならではの教育の推進
- 3 ふくしまの将来の産業を担う人づくり

未来を担うふくしま県人



日本一安心して 子どもを育てら れる環境づくり

生き抜く力を育 む人づくり ふくしまの将来 の産業を担う人 づくり



社会全体で子育て・教育を応援

プロジェクト主要事業

【日本一安心して子どもを育てられる環境づくり】

◆ふくしまっ子体験活動応援事業(子-②-7)、◆安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する取組 (子-①-40)、◆地域の寺子屋推進事業(子-①-16)、◆保育料の減免に対する支援(子-①-31)、◆地域の子育て力向上事業 (子-①-17)、◆被災妊産婦支援事業(子-①-34)、◆子どもの健康を守るための保健・医療サービスの強化(子-①-33)

【生き抜く力を育む人づくり】

- ◆学力向上推進支援事業(子-②-1)、◆理数教育を充実するための事業(子-②-4)、◆地域医療の担い手を育成する事業(子-②-5)、◆再生可能エネルギー教育を充実するための事業(子-②-29) ◆道徳教育を推進する事業(子-②-10)、
- ◆体力向上を推進する事業(子-②-17)、◆防災教育を推進する事業(子-②-28)、◆国際人を育成する事業(子-②-6)、
- ◆ 就学等の経済的支援(子-①-22,23,26,27)、◆ 私立学校設備整備事業(応-④-2)、◆サテライト校の教育環境を整備する事業(応-④-8)、◆若者の社会参画を促進する事業(子-②-2)、◆学びを通じて地域コミュニティ再生を支援する事業(子-②-21)、
- ◆双葉地区教育構想(子-②-27)

【ふくしまの将来の産業を担う人づくり】

◆キャリア教育を推進する事業(子-②-32)、◆地域での産業人材育成を支援するための事業(子-②-33)、◆再生可能エネルギー 関連の人材を育成するための事業(子-②-35)、◆福祉・介護を支える人材を育成するための事業(子-②-39)

復興計画 重点プロジェクト

農林水産業再生プロジェクト 5

目指す姿

消費者への魅力にあふれ、安全・安心な農林 水産物の提供を通して、本県の農林水産業の持 つ力が最大限に発揮され活力に満ちている。

プロジェクトの内容

1 【安全・安心を提供する取組】

- ○農林漁業者自らが安全を確認で きる体制の構築
- 〇有機農業やGAP(適正な生産 工程管理)など、安心を高める 取組の推進
- ○情報の「見える化」を進め、 世界一安全・安心な農林水産物 の消費者への提供

プロジェクトの内容

2 【農業の再生】

- は場の大区画化等の基盤整備や、新たな経営・ 生産方式の導入による競争力の回復
- 〇地域産業の6次化による生産性の高い農業の確立

3 【森林林業の再生】

- ○木質バイオマスを再生可能エネルギーの原料と して活用
- ○復興需要に対応した供給体制の整備

4 【水産業の再生】

- ○甚大な被害を被った機械・施設・インフラ等の
- ○中長期的には適切な資源管理と栽培漁業再開
- 〇加工業や観光業と連携した地域産業の6次化を 進めることによる付加価値の高い漁業経営の確立

漁港、加工、貯蔵施

設等のインフラ復旧

森林林業 水産業 農業 トレーサビリティシステム「見える化」 流通 バイオマスプラント 農林水産物の安全性確認・検査の強化 風評被害防止対策 整備 販売 地域産業6次化 流通・加工施設の チップ工場など 施設整備 整備 GAP推進 有機農業推進 生 地域営農組織育成 大規模法人育成 栽培漁業の再構築 再生可能エネ活用 大規模土地利用 需要増に対応した 産 大規模施設園芸推進 森林整備(植林) 型農業推進 適切な資源管理 肉用牛等の生産 作物への 基盤の再構築 復興需要に対応した 吸収低減対策 供給体制整備 共同利用漁船導入 徹底した 水利施設等の耐震化 基 など経営の協業化 木質バイオマスの再生可能 土壌分析 生産基盤の構築 エネルギーへの供給体制整備 漁船・漁具の復旧 農地・農業用施設の復旧 盤

農林水産業の再生

プロジェクト主要事業

林業生産施設の復旧

治山、林道の復旧

【安全・安心を提供する取組】◆農林水産物の新たな安全システムの導入を推進するための事業(応-®-37)、◆県産農林水産物の安全性をPR するための事業(産-③-9)、◆有機農業活用!6次産業化サポート事業(産-③-3)、◆放射性物質除去・低減技術開発事業(原-⑤-9)、 ◆県産材の検査体制を整備するための事業(応-8-45)

(※環境回復プロジェクトで実施)

【農業の再生】 ◆代替農業用水を確保するための事業(応-③-29)、◆企業等の農業参入を支援するための事業(産-③-14)

- ◆再生可能エネルギー等を活用した園芸施設・共同利用施設等の導入を促進するための事業(産-③-19)、◆園芸産地の復興を支援するための事業 (産-③-20)、◆肉用牛等生産基盤の再構築を図るための事業(産-③-21)、◆農林水産業を担う人材を育成するための事業(産-③-44)、
- ◆農業農村整備事業 (農地災害区画整備事業など) (産・③-12)、◆農地の利用集積を推進するための事業 (産・④-14)、◆農林漁業者の地域産業の6次化を推進するための事業(産・①-27)

【森林林業の再生】◆森林の再生を図りながら県産材の利用を促進し安定供給体制を整備するための事業(産-3-32)、◆木質バイオマスエネルギー の利用促進を図るためのモデルを構築する事業(産-3-34)

【水産業の再生】 ◆水産業共同利用施設復旧支援事業(応-③-36)、 ◆資源管理型漁業を推進するための事業(産-③-37)、◆栽培漁業を再構築する ための事業 (産-③-38)



6 中小企業等復興プロジェクト

目指す姿

地域経済の担い手である中小企業等が活力に満ち、新たな雇用の場と収入が確保され、 本県経済が力強く発展している。

プロジェクトの内容

県内中小企業等の振興

1 復旧・復興

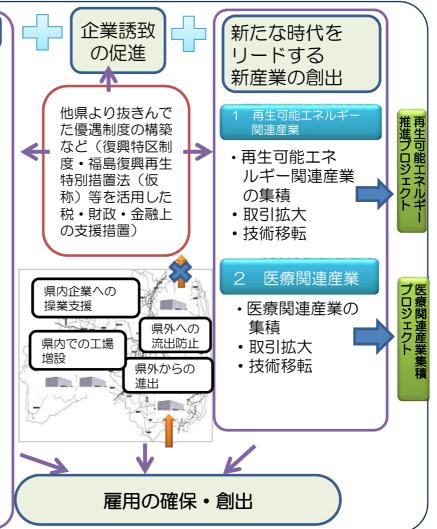
- 被災中小企業等の事業再開・ 継続支援の推進
- 産業基盤の整備
- 商業の振興
- ・二重債務などへの金融対策
- ・復興まちづくり会社設立の推進
- ハイテクプラザ等による研究 開発の促進
- ・ 起業支援の強化

2 販路開拓、取引拡大

- 県産品のブランド化及び販売 促進
- ・中小企業の海外展開の推進
- 加工食品や工業製品の販路拡大 の推進

3 人材育成

テクノアカデミー等による 人材育成



プロジェクト主要事業

【県内中小企業の振興】◆半導体関連産業クラスター育成支援事業(産-①-13)、◆輸送用機械関連産業集積育成事業(産-①-14)、◆ものづくり復興支援事業(応-③-17)、◆中小企業等復旧・復興支援事業(応-③-12)、◆中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(応-③-13)、◆復興まちづくり会社を支援するための事業(産-①-17)、◆ICTによる流通インフラを構築するための事業(絆-④-12)、◆県産品販路開拓事業(応-⑧-51)

【企業誘致の促進等】◆がんばる企業立地促進補助金(産-①-15)、◆がんばろうふくしま産業 復興企業立地補助金(産-①-16)、◆地域での産業人材育成を支援するための事業(産-②-26) 復興計画
重点プロジェクト

7 再生可能エネルギー推進プロジェクト

目指す姿

再生可能エネルギーが飛躍的に推進され、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会へ向けた取組が進んでいる。

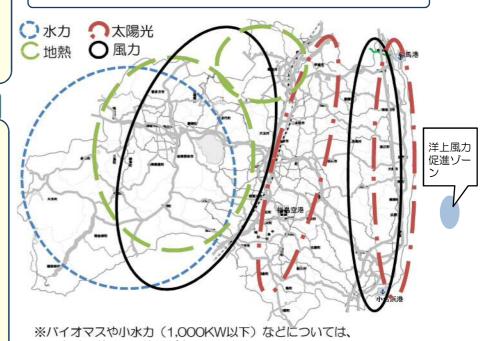
プロジェクトの内容

- 1 太陽光、風力、地熱、水力、 バイオマスなど再生可能エネ ルギーの導入拡大
- 2 再生可能エネルギーに係る最 先端技術開発などを実施する 研究開発拠点の整備
- 3 再生可能エネルギー関連産業 の集積・育成
- 4 スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産 地消の推進

ステップ1(初期実効型プロジェクト)

- 1 地域への再生可能エネルギーの大量 導入
- 2 再生可能エネルギーに係る研究開発 拠点の整備と実証研究等の実施
- 3 再生可能エネルギー関連産業の誘致・育成・取引支援

再生可能エネルギー資源に恵まれている地域のイメージ



県全域で導入の可能性が考えられます。

ステップ2(長期熟成型プロジェクト)

- 1 分散型再生可能エネルギーを活用 したスマートコミュニティの実現
- 2 世界初の浮体式洋上ウィンドファームの実現
- 3 再生可能エネルギー関連産業の 一大拠点化へ成長

<u>ステップ3</u>

再生可能 エネルギー 産業等の 飛躍的発展

雇用の創出

プロジェクト主要事業

【再生可能エネルギー導入拡大】◆再生可能エネルギー普及推進市町村等支援事業(再-①-6)、 ◆再生可能エネルギーデータベース構築事業(再-①-11)、◆再生可能エネルギー等の導入を促進 するための事業(再-②-5)、◆木質バイオマスエネルギーの利用促進を図るためのモデルを構築す る事業(再-②-7)、◆小水力発電を促進するための事業(再-②-10)、◆再生可能エネルギー関連 の人材を育成するための事業(産-②-28)、◆公共施設等における自立・分散型の再生可能エネル ギー導入等を進める事業(再-①-12)

【研究開発拠点の整備】◆再生可能エネルギー関連分野における国、大学、民間の研究機関を誘致するための事業(再-②-1)、◆洋上風力発電の実証研究を行うための事業(再-②-9)

【**関連産業集積・育成**】◆環境・新エネルギーモデル事業(再-②-12)、◆次世代エネルギー利活用事業(再-②-13)、◆がんばる企業立地促進補助金(再-②-14)、◆がんばろうふくしま産業復興企業立地補助金(再-②-16)

【再生可能エネルギーの地産地消】◆スマートコミュニティの実証試験を行うための事業 (再-①-9) 復興計画 重点プロジェクト

8 医療関連産業集積プロジェクト

目指す姿

最先端の放射線医学の研究や診断・治療技術 の高度化などと関連した形で、我が国をリード する医療関連産業の集積地域となっている。

プロジェクトの内容

- 1 医療福祉機器産業の集積
- 2 創薬拠点の整備

addinated !

医療福祉機器産業の集積

医療機器開発・安全評価拠点 の整備

技術開発と安全性(生物学的安全性等)を総合的に評価する拠点を整備

ふくしま医療福祉機器産業推 進機構の設立

拠点の運営や薬事支援、事業化支援、人材育成等を実施

医療福祉機器・介護ロボット 開発ファンドの創設

医療・介護ロボット等から一般医療機器までの開発、試作・臨床研究・治験等を対象に経費補助

国際的先端医療機器の 開発・実証

世界初のBNCTの開発実証や手術支援 ロボットの開発・実証について経費補助







創薬拠点の整備

ふくしま医療産業振興拠点(創薬)の整備

- 産学官共同研究施設の整備
- データ管理センターの整備
- 分析機器 先端医療機器等の整備
- 治療薬・診断薬の開発がん・悪性腫瘍 がん・悪性腫瘍 泌尿器疾患 神経疾患 その他







プロジェクト主要事業

【医療福祉機器産業の集積】◆医療機器開発・安全評価拠点の整備(産-②-12)、

- ◆ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立(産-②-13)、◆医療福祉機器開発ファンドの創設(産-②-14)、◆国際的最先端医療機器の開発・実証をするための事業(産-②-15)、
- ◆がんばる企業立地促進補助金(産-①-15)、◆がんばろうふくしま産業復興企業立地補助金 (産-①-16)、◆ふくしま医療機器産業ハブ拠点形成事業(産-①-11)、
- ◆医療機器、医薬品製造業支援強化(産-①-12)

【ふくしま医療産業振興拠点(創薬)の整備】◆創薬分野の研究開発・製品化支援事業 (産-②-16)、◆医薬品の開発・研究を担う人材を育成するための事業(産-②-30)



9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト

目指す姿

県内外に避難している県民の心がふくしまとつながり、避難されている方々がふるさとに 帰還することができるよう、地域コミュニティのきずなが再生・発展するとともに、震災を 契機とした新たなきずなが構築されている。

プロジェクトの内容

1 福島県内における きずなづくり

- ・仮設住宅等におけるコミュニ ティ活動への支援
- ・ 県民による復興活動への支援
- 市町村等による地域づくりへの支援

・避難住民に対する情報や交流の



2 県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくり

- ・ 県内外の避難者へ電子回覧板 等により情報を発信すると ともに、避難者の意向を把握 する等双方向の取組の推進
- 県外における相談 情報提供窓口等の設置
- ・スポーツや伝統文化、農産物の販売などを通じた交流
- ふくしまを応援してくれる人に 対する感謝を踏まえての交流の 取組





ふくしまにおける復興

へ向けた取組や情報の

ふくしまで頑張っている個人、

・テレビ、インターネットなど

あらゆる媒体を複合的に活用

した国内外へ向けた正確な情

発信

団体の発掘

報の発信

プロジェクト主要事業

【福島県内におけるきずなづくり】

◆新 "うつくしま、ふくしま。" 県民運動ステップアップ事業(絆-①-15)、◆ふくしま地域活動団体サポートセンター 運営事業(絆-①-16)、◆地域づくり総合支援事業(絆-③-5)、◆地域支え合い体制づくり助成事業(絆-④-10)、◆県産農 林水産物を地域で支える仕組みを構築するための事業(絆-③-4)、◆震災後の住民組織同士のネットワークづくり等を支援する事業(絆-③-7)◆避難地域等のコミュニティ再生を支援する事業(絆-①-4)、◆ICTによる流通インフラを構築するための事業(絆-④-12)、◆被災地域の文化資源等の復活に向けた事業(絆-⑤-9)

【県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくり】

◆県外避難者生活サポート拠点支援事業(絆-①-5)、◆電子回覧板等による情報の発信など(絆-①-1,⑤-17)、◆避難者と福島県とのネットワークを支援するための事業(絆-①-2)、◆スポーツ・レクリエーションの全国大会や国際大会を誘致する事業(絆-⑤-13)、◆地域防災計画の見直しにおける広域的な応援・受援体制の構築と情報通信体制の強化の検討(災-③-2)、◆ふくしま復興へ向けたメッセージの発信(絆-⑤-23)、◆ふくしま再生交流推進事業(絆-⑤-3)、◆ふくしまふるさと暮らし復興推進事業(絆-③-9)、◆まちづくりの取組を通じたふくしまの元気を全国に発信する事業(絆-③-8)

【情報の発信】

- ◆地域の伝統文化による震災からの復旧・復興をアピールする事業(絆-⑤-7)、◆戦略的に情報を発信する事業(絆-⑤-15)、
- ◆海外のマスメディア等を活用したイメージアップ事業(絆-⑤-16)、◆東日本大震災の記録を保存し活用する事業(災-⑧-1)

16

10 ふくしまの観光交流プロジェクト

目指す姿

ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけるとともに芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致することなどにより、 国内外から多くの観光客等が訪れている。



- 1 テレビや映画などとのタイアップや食との連携を始めとした観光復興キャンペーンの実施
- 2 観光資源の磨き上げ、 国内外の会議や芸術文 化・スポーツ等の大 会・イベントの積極的 な誘致・開催、福島空 港の活用などによる観 光と多様な交流の推進



応急的施策

- 風評被害対策
- 正確な情報発信
- 物産展等の開催 による国内外へ の安全性のPR

中•長期的施策

- 観光復興キャンペーンの実施
- 芸術文化や スポーツの全国 大会等を誘致
- 国際会議等の誘 致推進

【ふくしまのことをきちんと伝える】

【交流によるきずなを作る】

プロジェクト主要事業

【観光復興キャンペーンの実施】◆有料道路無料開放事業(産-②-5)、◆福島県観光復興キャンペーンを行うための事業(産-②-6)、◆海外のマスメディア等を活用したイメージアップ事業(絆-⑤-16)、◆食と観光の連携により交流を促進するための事業(産-②-7)、◆戦略的に情報を発信する事業(絆-⑤-15)

【観光振興と多様な交流の推進】◆指定文化財保存活用事業(絆-⑤-5)、◆地域の伝統文化による震災からの復旧・復興をアピールする事業(絆-⑤-7)、◆国際会議等誘致推進事業(絆-⑤-24)、

- ◆文化財の災害復旧(絆-⑤-8)、◆歴史的建造物等の復旧・魅力向上支援事業(絆-⑤-10)、
- ◆スポーツ・レクリエーションの全国大会や国際大会を誘致する事業(絆-⑤-13)、
- ◆地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業))(絆-⑤-1)、◆磐梯山ジオパーク推進事業(産-②-10)

多くの観光客が訪れるふくしま



11 津波被災地復興まちづくリプロジェクト

目指す姿

津波により甚大な被害を受けた沿岸地域において、「減災」という視点からソフト・ハードが一体となり、防災機能が強化されたまちが生まれている。

プロジェクトの内容

- 1 海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、道路、鉄道、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力が向上したまちづくり
- 2 防災訓練の強化や防災リー ダーの育成などによる防災意 識の高い人づくり・地域づく り
- 3 地域とともに取り組む復興 のまちづくり計画策定及び実 施

津波被災地域のまちづくりの検討プロセス

復興への思いの共有

●津波被災地域の土地利用パターン

●津波への対応方策に応じた 土地利用区分

(ハード整備)海岸堤防・防災緑地・河川改修・道路整備・鉄道の施設・ 再生エネルギーの活用・情報基盤の 強化等

(ソフト対策) 防災訓練・防災教育・ハザードマップ等

土地利用区分に応じた

- ○住宅再建方策(原居住地での再 建、集団移転等)
- 〇生活再建方策(農業、漁業、商 工業、再建支援方策)
- 〇農地•漁港再生
- 〇市街地再生 等

行政

市県国町村

意向

プロジェクト主要事業

【「多重防御」による地域の総合防災力の向上】

被災者

住

提示

説明

◆公共土木施設等災害復旧事業 (海岸) (災-④-14)、◆河川流域総合情報システム整備事業 (災-①-16)、◆河川改修事業 (災-②-14)、◆道路整備事業 (災-④-12)、◆被災市街地復興土地区画整理事業 (災-④-10)、◆防災集団移転促進事業 (災-④-11)、◆防災緑地整備事業 (災-④-13)、◆防災林造成事業 (災-④-6)、◆農地災害区画整備事業 (災-④-25)、◆福島県地域防災計画の見直し及び市町村が策定する地域防災計画についての技術的助言 (災-①-1)

【防災意識の高い人づくり・地域づくり】

◆総合情報通信ネットワーク整備事業(災-①-6)、◆防災リーダー育成研修等(災-⑦-1)、◆防災教育を推進する事業(災-⑦-4)

【地域とともに取り組むまちづくり】

◆まちなみ再生支援事業(災-④-22)、◆JR常磐線災害復旧・基盤強化事業(災-②-9)、◆復興まちづくり会社を支援するための事業(災-④-20)

復興まちづくりのイメージ







住宅地

生活 道路

農地

鉄道 二線堤の機能 も備えた道路

海岸防災林

• 防災緑地

海岸堤防

堤防の 嵩上げ



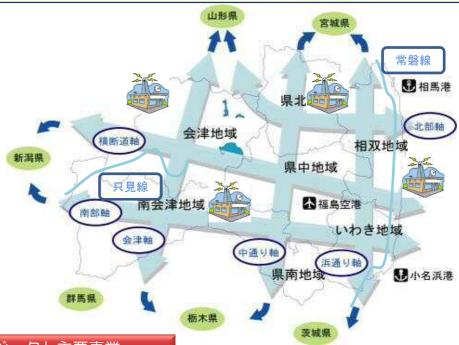
12 県土連携軸・交流ネットワーク 基盤強化プロジェクト

目指す姿

かねてから県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸、福島空港、小名浜・相馬港の機能や情報通信基盤の強化された新たな県土が形成されている。

プロジェクトの内容

- 1 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路の整備
- 2 浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や東西連携道路など、災害に強く本県の復興を 推進する道路ネットワークの構築
- 3 福島空港、小名浜港、相馬港の早期復旧・機能強化による、本県の物流、観光の復興を支える基盤の整備
- 4 JR常磐線・只見線の早期復旧
- 5 災害時における情報通信手段の強化



プロジェクト主要事業

【浜通りを始め本県の復興の基盤となる道路等の整備】

◆東北中央自動車道整備事業(災-②-1)、◆常磐自動車道整備事業(災-②-2)、◆磐越自動車道整備事業(災-②-3)、◆道路整備事業(災-②-4)

【港湾・空港等の機能強化】

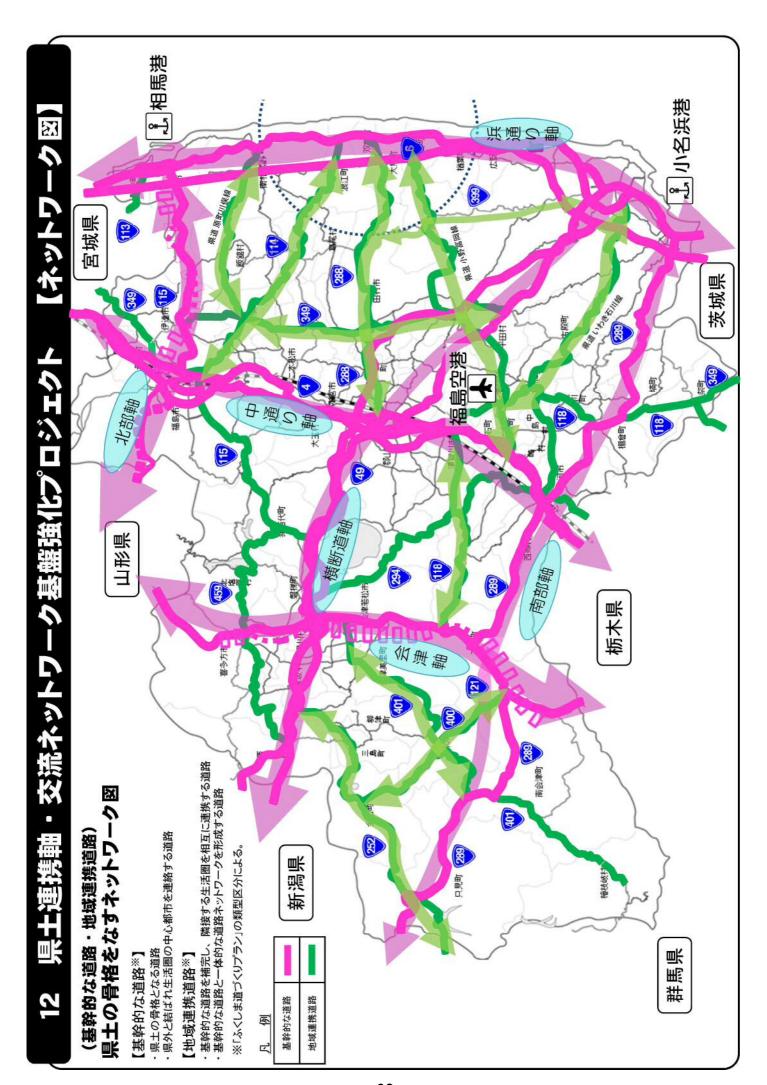
◆港湾整備事業(小名浜港・相馬港)(災-②-26,28)、◆直轄港湾整備事業(小名浜港・相馬港)(災-②-27,29)、◆福島空港における防災機能強化の検討(災-②-30)

【JR常磐線・只見線の早期復旧】

◆JR常磐線災害復旧・基盤強化事業(災-②-9)、◆JR東日本・国に対しての早期復旧の要望(JR常磐線・只見線)(災-②-7,10)、◆福島県JR只見線復興連絡会議等での検討(災-②-11)

【情報通信基盤の強化】

◆情報通信ネットワークを整備する事業など(災-①-6,9)、◆自治体クラウドを支援する事業(災-①-7)

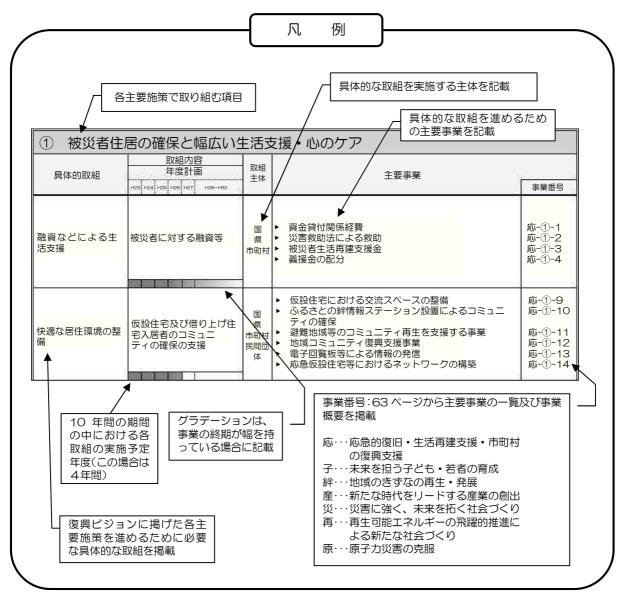


ii 具体的取組と主要事業

復興ビジョンにおける3つの理念の下、7つの主要施策を実現するために必要な具体 的取組や主要事業及び年度計画や取組主体を位置付けるとともに、巻末に主要事業の概 要を記載した。

今後、本県においては、復興を成し遂げるため、これらの事業に最優先で取り組む。

「具体的取組と主要事業」は、次のように統一的に記載しています。



※主要事業は、必ずしも財源が確保されたものだけではありません。

「具体的取組と主要事業」の構成

緊急 応急的復旧•生 的 活再建支援•市 対 町村の復興支 灬 成 再生•発展 らく ま \mathcal{O}

① 被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア

② 生活基盤・産業インフラの復旧

- ③ 被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の事業再開支援
- ④ 教育・医療・福祉の維持確保
- ⑤ 治安体制の整備
- ⑥ 広域避難している県民のきずなの維持
- ⑦ 市町村の復興支援
- ⑧ 原子力災害への緊急的対応

未来を担う子ども・若者の育

- ① 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境の整備
- ② ふくしまの再生を担うこころ豊かなたくましい人づくり
- ③ 未来に羽ばたく若者の夢実現

地域のきずなの

- ① 避難住民の住環境、社会環境の整備
- ② 避難住民とともに生み出す地域の活性化
- ③ 新たなきずなを生かした広域的連携の推進
- ④ ふるさと帰還後の新たなコミュニティづくり
- ⑤ ふくしまの宝を再発見し、磨きをかけ、発信する活動の推進

新たな時代を リードする産 業の創出

- ① 本県産業の再生・発展
- ② 新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出
- ③ 新たな経営・生産方式による農林水産業の飛躍的発展
- ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり

災害に強く、未 来を拓く社会づくり

- ① ハード・ソフト両面から防災機能が抜本的に強化されたまちづくり
- ② ふくしま及び東北を支える新たな県土づくり
- ③ 自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上
- ④ 将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくり
- ⑤ 災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築
- ⑥ 防犯・治安体制の強化
- ⑦ ソフト面での対策としての防災・減災対策や防災・減災教育の強化
- ⑧ 災害記録・教訓の世界への提言や次世代への継承

再生可能エネル ギーの飛躍的推 進による新たな 社会づくり

- ① 省資源・省エネルギー型ライフスタイルのふくしまからの発信
- ② 再生可能エネルギー産業などの飛躍的発展

- ① 全県におけるモニタリングの充実・強化
- ② 身近な生活空間における徹底した除染の実施
- ③ 全県における環境の回復
- ④ 全ての県民の健康の保持・増進
- ⑤ 原子力災害を克服する産業づくり
- ⑥ 原子力に係る機関の誘致及び整備
- ⑦ 原子力発電所事故に関連する情報開示
- ⑧ 原子力発電事業者及び国の責任による、原子力災害の全損害に対 する賠償・補償に向けた取組

原 子力災 害 対 顺

未来を見据えた

刘

胍

原子力災害の克 服

1 緊急的対応

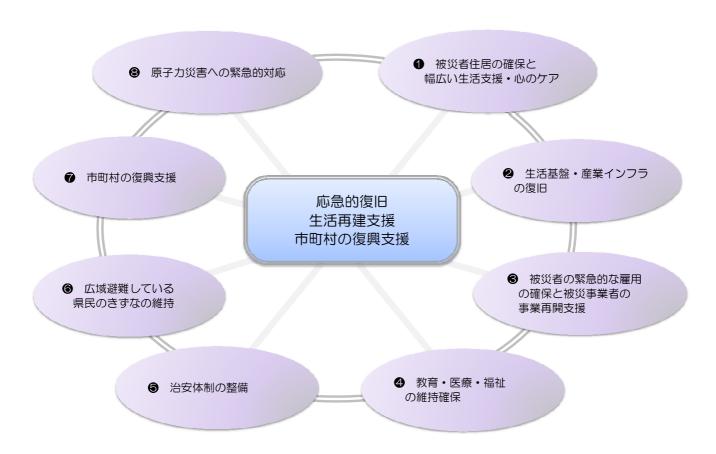
(1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

本県は、地震、津波、原子力発電所事故による被害が広範かつ甚大であったことから、再建にはかなりの期間を要することが想定される。そのため、インフラ復旧はもとより、被災者の住居、雇用、 医療・福祉などの応急的復旧・生活再建支援についても、今後の円滑な復興につなぐための重要な要素として復興ビジョンの中に位置づけ、復興の基本である一人一人の生活基盤の再建に取り組む。

また、東日本大震災では、原子力災害に伴う避難指示等により、浜通りの多くの町村が役場機能を 県内外に移転しているなど、被災市町村が自治体として行政事務を行う上で重大な障害を負うことに なった。こうした中で、県は、広域自治体として被災市町村とともに復旧・復興に取り組む。

さらに、避難住民や被災町村の役場機能を受け入れた市町村における平常時では想定されない様々な課題に対して、受入市町村とともに、住民や役場の支援に努める。

原子力災害については、国の責任において対応すべきであるが、収束時期が明確となっていないことから、原子力発電所事故の収束状況を踏まえて、放射性物質に汚染された環境の浄化や廃棄物の処分など、適時適切に対応していく。



| ① 被災者住戶 | 舌の確保と幅広い: | 生活 | 支援・心のケア | |
|-----------------|---|---------------------|--|---|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 | 取組 | 主要事業 | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | 主体 | | 事業番号 |
| 融資などによる生活 支援 | 被災者に対する融資等 | 国県市町村 | ▶資金貸付関係経費▶災害救助法による救助▶被災者生活再建支援金▶義援金の配分 | 応- ①-1 応- ①-2 応- ①-3 応- ①-4 |
| | | | | ± 00 |
| | 被災者の居住の確保 | 県市町村 | ▶災害救助法による救助▶避難住民の住宅対策事業▶一部損壊した住宅を補修するための事業▶造成宅地滑動崩落緊急対策事業 | 応- ①-2 応- ①-5 応- ①-6 応- ①-7 |
| | | | | |
| | 被災住宅の再建・補修などの相談体制の確保 | 県 | ▶ 被災住宅相談支援事業 | 応- ①-8 |
| | | | | |
| 快適な居住環境の整 備 | 仮設住宅及び借り上げ住 宅入居者のコミュニティ の確保の支援 | 国 県 市町間団 体 | ▶仮設住宅における交流スペースの整備 ▶ふるさとの絆情報ステーション設置によるコミュニティの確保 ▶避難地域等のコミュニティ再生を支援する事業 ▶地域コミュニティ復興支援事業 ▶電子回覧板等による情報の発信 ▶応急仮設住宅等におけるネットワークの構築 | 応- ①-9 応- ①-10 応- ①-11 応- ①-12 応- ①-13 応- ①-14 |
| | 仮設住宅等における孤立の防止 | 国県 | ▶ 高齢者等サポート拠点整備事業 | 応- ①-15 |
| | 仮設住宅の快適な居住環境の整備 | 県 | ▶避難住民の住宅対策事業 | 応- ①-5 |
| 心のケア対策 | 学校、事業所、地域における県民の心のケアの推進及び仮設住宅における癒しの空間づくり | 国具町間体体 | スクールカウンセラー等緊急派遣事業 自殺対策緊急強化基金事業 教育相談を推進する事業 アウトリーチ推進事業 被災者の心のケア事業 子どもの心のケア事業 被災乳幼児と家族の心のケア事業 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの啓発 地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業)) | 応- ①-16 応- ①-17 応- ①-18 応- ①-19 応- ①-20 応- ①-21 応- ①-22 応- ①-23 応- ①-24 |

※主要事業の事業概要は、64ページ~74ページに記載しており、右欄の事業番号と対応していますので参照してください。

| ② 生活基盤 | • 産業インフラの | 復旧 | | |
|--------------------------------|---|----------|--|---|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 | 取組主体 | 主要事業 | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 |
| | 小名浜港の復旧 | 県 市町村 | ▶公共土木施設等災害復旧事業 | 応- ②-1 |
| | 相馬港の復旧 | 県 市町村 | ▶公共土木施設等災害復旧事業 | 応- ②-1 |
| | 道路、河川、橋りょう、 下水道、公営住宅、公園 などの復旧 | 県 市町村 | ▶公共土木施設等災害復旧事業 | 応- ②-1 |
| | 海岸堤防等の復旧 | 県 | ▶公共土木施設等災害復旧事業 | 応- ②-1 |
| | 砂防、地すべり、急傾斜地の復旧 | 県 市町村 | ▶災害関連緊急砂防等事業▶災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 | 応- ②-2 応- ②-3 |
| 公共土木施設等の復旧 | 農地、林地、農林道、農業用ダム、ため池、排水機場、農業集落排水施設等の復旧 | 県市町村 | ▶農地・農業用施設災害復旧事業 ▶災害関連事業等 ▶治山事業 ▶治山施設災害復旧事業 ▶林道災害復旧事業 ▶災害関連山村環境施設復旧事業 ▶農地災害区画整備事業 ▶地力回復を行うための事業 ▶農村生活環境施設の復旧を支援するための事業 ▶木材加工流通施設の復旧を行う事業 | 応- 2-4 応- 2-5 応- 2-6 応- 2-7 応- 2-8 応- 2-9 応- 2-10 応- 2-11 応- 2-12 |
| | 工業用水の復旧 | 県 | ▶災害復旧等公共事業 | 応- ②-14 |
| | 漁港・市場・養殖場の復旧 | 県市町団体 | ▶公共土木施設等災害復旧事業▶水産業共同利用施設復旧支援事業 | 応- ②-1 応- ②-15 |
| | 海岸防災林の復旧 | 県 | ▶治山事業 | 応- 2-6 |
| | 農地の除塩対策の推進 | 県 市町村 | ▶農地を除塩するための事業 | 応- ②-16 |
| 災害廃棄物の処理、 広域市町村圏管理施 設の復旧 | 災害廃棄物 (がれき) 処 理の支援 | 国県 | ▶漁場復旧対策支援事業▶大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定▶市町村災害廃棄物処理事業の代行▶「ふくしま絆」流木リサイクル推進モデル事業 | 応- 2-17 応- 2-18 応- 2-19 応- 2-20 |
| | 消防施設、廃棄物処理、 汚泥処理施設、火葬場な どの早期復旧の支援 | 県 市町村 | ▶ 消防防災施設(設備)災害復旧事業▶ 廃棄物処理施設災害復旧事業 | 応- ②-21 応- ②-22 |
| 警戒区域等の見直し に伴うインフラの復 旧 | 警戒区域等の見直しに伴 うインフラの復旧 | 県市町村 | ▶公共土木施設等災害復旧事業▶農地・農業用施設災害復旧事業▶治山事業▶治山施設災害復旧事業 | 応- 2-1 応- 2-4 応- 2-6 応- 2-7 |

※主要事業の事業概要は、64ページ~74ページに記載しており、右欄の事業番号と対応していますので参照してください。

| ③ 被災者の! | 緊急的な雇用の確 | 保と | 被災事業者の事業再開支援 | |
|------------|--|-----------------|--|--|
| | 取組内容 | Hu∜□ | | |
| 具体的取組 | 年度計画 | 取組主体 | 主要事業 | |
| 緊急雇用の確保 | H23 H24 H25 H28~ H2 | 県市団体等 | ▶緊急雇用創出基金事業 ♪ふるさとふくしま巡回就職相談事業 →耕作放棄地再生モデル事業 ▶漁場復旧対策支援事業 >農業法人等チャレンジ雇用支援事業 >特色ある園芸産地育成実証事業 | 事業番号 応- ③-1 応- ③-2 応- ③-3 応- ③-4 応- ③-5 応- ③-6 |
| | 被災事業者への資金支援 | 県 | ▶中小企業制度資金貸付金 震災対策特別資金・ふくしま復興特別資金利子補給事業 ▶中小企業高度化資金貸付金(災害復旧貸付) 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金 ▶福島産業復興機構出資金 ▶中小企業等復旧・復興支援事業 ▶中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 | 応- ③-7 応- ③-8 応- ③-9 応- ③-10 応- ③-11 応- ③-12 応- ③-13 |
| | 被災事業者の本格的な事業再開までの人材確保や雇用維持等への支援 | 県 市町村 団体等 | 緊急雇用創出基金事業ふるさと福島Fターン就職支援事業 | 応- ③-1 応- ③-14 |
| 被災事業者への支援 | 全国規模の展示会等に出展する中小企業に対する助成 | 県 | ▶中小企業復興支援事業 | 応- ③-15 |
| | 警戒区域等から移転を余 儀なくされている中小企 業等に対する融資 | 県 | ▶特定地域中小企業特別資金 | 応- ③-16 |
| | 被災した中小企業に対する技術的助言等 | 県 | ▶ものづくり復興支援事業 | 応- ③-17 |
| | 県内製造業の支援拠点の 復旧 | 県 | ▶ものづくり企業支援設備復旧事業 | 応- ③-18 |
| | 県外への企業流出防止の ための制度構築 | 県 | ▶中小企業等復旧・復興支援事業▶中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業▶工場用地・空き工場紹介事業 | 応- ③-12 応- ③-13 応- ③-19 |
| | 農林漁業者等に対する資金融通 | 県 | ▶農業近代化資金融通対策事業▶農家経営安定資金融通対策事業>農業経営負担軽減支援資金等融通対策事業>農業制度資金等の円滑化を図るための事業>東日本大震災漁業経営対策資金貸付事業・同資金利子補給事業 | 応- 3-20 応- 3-21 応- 3-22 応- 3-23 応- 3-24 |
| 農林漁業者等への支援 | 被災した農林漁業者等に対する支援 | 県 市町村 団体等 | ★被災農家経営再開支援事業 農地の再生等を支援するための事業 小規模災害の復旧を支援するための事業 土地改良区の運営を支援するための事業 代替農業用水を確保するための事業 園芸産地の再整備を支援するための事業 中山間地域等直接支払事業(制度拡充分) 農地・水保全管理支払交付金(復興支援交付金) | 応- 3-25 応- 3-26 応- 3-27 応- 3-28 応- 3-29 応- 3-30 応- 3-31 応- 3-32 |

| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 |
|-----------|---|----------------|--|-------------------------------|
| | 避難先での農林漁業の再 開に対する支援 | 県 | ▶避難先での一時就農等を支援するための事業▶被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業▶耕作放棄地再生利用緊急対策(被災者支援実証ほ) | 応- ③-33 応- ③-34 応- ③-35 |
| 農林漁業者等への支 | 被災した水産業共同利用施設の復日 | 県 市町村 団体 | ▶水産業共同利用施設復旧支援事業 | 応- 3-36 |
| 援 | 共同利用に供する漁船建 造の支援、早急な漁業生 産活動の継続・再開支援 | 県 | ▶共同利用漁船等復旧支援対策事業 | 応- ③-37 |
| | 農業法人などの経営再建 のための雇用の確保の促 進 | 県 | ▶農業法人等チャレンジ雇用支援事業 | 応- 3-5 |

| ④ 教育·医 | ④ 教育・医療・福祉の維持確保 | | | | | | |
|---------------|---|------|---|--|--|--|--|
| | 取組内容 | 取組 | S | | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 主体 | 主要事業 | 事業番号 | | | |
| | 被災した学校施設等の応急復旧 | 県市町村 | ▶県立学校施設等災害復旧事業▶私立学校設備整備事業▶県立学校施設応急仮設校舎等設置事業 | 応- ④-1 応- ④-2 応- ④-3 | | | |
| | アクアマリンを始めとした被災した生涯学習施設の早期再開 | 県 | ♪ ふくしま海洋科学館災害復旧事業▶ 社会教育施設災害復旧事業▶ 文化センター災害復旧事業 | 応- ④-4 応- ④-5 応- ④-6 | | | |
| 教育環境の復旧 | サテライト校の設置や運営 | 県 | ▶県立学校施設応急仮設校舎等設置事業▶サテライト校教育活動支援事業▶サテライト校の教育環境を整備する事業 | 応- ④-3 応- ④-7 応- ④-8 | | | |
| | 避難児童、生徒受け入れ 学校の教員の増員 | 県 | ▶適正な教員の配置 | 応- ④-9 | | | |
| | 被災した子どもたちの就学環境等を確保するための経済的支援 | 県市町村 | ▶ 高校等奨学資金貸付事業▶ 被災児童生徒等就学支援事業▶ 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業▶ 高校生通学支援事業▶ 私立学校被災児童生徒等就学支援事業 | 応- ④-10 応- ④-11 応- ④-12 応- ④-13 応- ④-14 | | | |
| | 被災した看護学生に対する経済的支援 | 県 | ▶保健師等修学資金 | 応- ④-15 | | | |
| 医療提供体制の回復 | 医師や医療従事者の確保 と医療機関の機能回復 浜通り地方の医療体制の 早急な復旧 | 国県 | ▶ 地域医療支援センター運営事業 ▶ 仮設診療所等整備事業 ▶ 医療施設災害復旧事業 ▶ ふくしま医療人材確保事業 ▶ ナースバンク事業 ▶ 看護職員等緊急確保対策事業 ▶ 薬剤師の確保と薬局機能の回復を支援するための事業 ▶ 地域医療提供体制の再構築 | 応- ④-16 応- ④-17 応- ④-18 応- ④-19 応- ④-20 応- ④-21 応- ④-22 応- ④-23 | | | |
| | 福祉施設等の応急復旧 | 国県 | ▶社会福祉施設等災害復旧事業 | 応- ④-24 | | | |
| 福祉サービス提供体制の復旧 | 被災した障がい者の生活 支援の充実・強化と福祉 サービス提供体制の整備 | 国県 | ★被災地における障害福祉サービス基盤整備 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業 子どもの発達支援事業 福祉・介護人材育成就業支援事業 福祉・介護を支える人材を育成するための事業 | 応- ④-25 応- ④-26 応- ④-27 応- ④-28 応- ④-29 | | | |
| 被災者の心身の健康の保持 | 仮設住宅への診療所や居 宅介護サービス提供施設 の設置、心のケア、健康 管理 | 国県 | ▶仮設診療所等整備事業▶高齢者等サポート拠点整備事業▶震災遺児等家庭相談支援事業▶仮設住宅等の被災者に対する健康支援活動▶被災女性のための相談支援事業 | 応- ④-17 応- ④-30 応- ④-31 応- ④-32 応- ④-33 | | | |
| | スクールカウンセラーの 活動による心のケアや地域ぐるみの見守り活動の 支援 | 国県 | ▶ 教育相談を推進する事業▶ 子どもの心のケア事業▶ 被災乳幼児と家族の心のケア事業 | 応- ④-34 応- ④-35 応- ④-36 | | | |

| ⑤ 治安体制の整備 | | | | | | |
|-------------------|---------------------------------|----|--|---|--|--|
| | 取組内容 | 取組 | S | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 主体 | 主要事業 | 事業番号 | | |
| | 被災した警察施設及び交通安全施設の復旧 | 県 | ▶庁舎維持管理補修事業▶交通安全施設整備事業▶警察施設を建て替えるための事業 | 応- ⑤-1 応- ⑤-2 応- ⑥-3 | | |
| 被災地や仮設住宅等における治安対策 | 警戒区域、計画的避難区 域等の防犯機能の強化 | 県 | ▶捜査支援装置整備事業▶警戒区域等における安全・安心の確保 | 応- ⑤-4 応- ⑤-5 | | |
| における治安対策 | 仮設住宅等における治安対策の推進 | 県 | ▶心の支援及び犯罪被害防止対策 ▶応急仮設住宅居住者の絆づくり ▶応急仮設住宅における治安対策 ▶仮設住宅居住の高齢者等に対する交通事故防止活動の強化 ▶復旧・復興事業からの暴力団等反社会的勢力の排除のための関連団体との連携強化事業 | 応- ⑤-6 応- ⑤-7 応- ⑤-8 応- ⑤-9 応- ⑤-10 | | |

| ⑥ 広域避難している県民のきずなの維持 | | | | | |
|-----------------------|---|--------|---|--|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | |
| 広域避難している県 民のきずなの維持 | 全国各地に分散している県民のきずなの維持 | 東町間団 体 | ▶地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業)) ▶新"うつくしま、ふくしま。"県民運動ステップアップ事業 ▶電子回覧板等による情報の発信 ▶応急仮設住宅等におけるネットワークの構築 ▶県外避難者へ情報を発信するための事業 | 応- ⑥-1 応- ⑥-2 応- ⑥-3 応- ⑥-4 応- ⑥-5 | |
| | 全国の都道府県や市町村等での福島県情報窓口の設置 | 県 | ▶避難者の多い近隣県への職員派遣▶全国の都道府県等が設置する福島県情報窓口による県内 や被災者支援に関する情報提供 | 応- ⑥-6 応- ⑥-7 | |

| ⑦ 市町村の復興支援 | | | | | | | |
|--------------------------------|--|---------------|--|------------------------------|--|--|--|
| | 取組内容 | 取組主体 | S-77-1-14 | | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | | 主要事業 | 事業番号 | | | |
| 被災市町村の行政機 | 被災市町村の行政事務や復興事業・取組の支援及び代行 | 県 | ▶市町村公共土木施設等災害復旧事業の代行▶市町村復興支援交付金 | 応- ⑦-1 応- ⑦-2 | | | |
| 微災中町村の行政機能の復興 | 役場機能を移転した町村 と受け入れた市町村の相 互援助体制の支援 | 県市町村 | ▶役場機能を移転した町村と受け入れ市町村の支援▶災害対応に従事する職員の派遣 | 応- ⑦-3 応- ⑦-4 | | | |
| | 役場機能を移転した町村 への職員派遣及び町村が 行う避難住民との連絡調 整 | 国県 | ▶全国の自治体からの職員派遣に対する調整 | 応- ⑦-5 | | | |
| 役場機能が移転した 町村に対する行政機 能の回復 | 役場機能が移転した町村 の行政サービスのシステ ム構築 | 国県 | ▶市町村行政機能応急復旧補助金 | 応- ⑦-6 | | | |
| | 緊急災害時において行政 機能を低下しないような 仕組みづくり | 国県市町村 | ▶県職員派遣 | 応- ⑦-7 | | | |
| | 市町村の復興計画策定 | 国 県 市町村 | ▶ 市町村の復興計画作成支援 | 応- ⑦-8 | | | |
| | 津波被害市街地の復興計画策定 | 国県市町村 | ▶農業基盤復旧整序化検討調査(国直轄)▶津波被災市街地復興手法調査▶防災緑地計画ガイドラインの策定 | 応- ⑦-9 応- ⑦-10 応- ⑦-11 | | | |
| 被災市町村の復興計 画策定支援・現場の 意見聴取 | 国土調査の促進による、 市町村の復興計画策定・ 実施 | 国県市町村 | ▶地籍調查事業▶土地分類調查事業 | 応- ⑦-12 応- ⑦-13 | | | |
| | 効果的・効率的な復興事業実施のための高等教育機関の英知の活用 | 国立大法県 | ▶大学等の英知を活用した地域課題解決を促進するための復興支援事業▶「福島大学うつくしまふくしま未来支援センター」による地域に対する支援 | 応- ⑦-14 | | | |
| | 市町村との意見交換の場の設定など、現場の意見の聴取 | 県 | ▶各市町村長と知事との意見交換および市長会、町村会との意見交換▶地方振興局単位による意見聴取 | 応- ⑦-16 応- ⑦-17 | | | |

| 8 原子力災 | 害への緊急的対応 | | | |
|----------------------------------|--|--------------------|---|--|
| | 取組内容 | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 | 取組 主体 | 主要事業 | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 |
| 原子力災害の全損害 に対する賠償・補償 に向けた取組 | 県民、事業者への原子力 損害賠償の円滑な推進 | 県 | ▶原子力損害対策推進事業▶原子力賠償支援推進事業 | 応- 8-1 応- 8-2 |
| | | | | |
| | モニタリングの強化 | 国県村 | ▶放射能対策事業 ▶モニタリングポスト緊急整備事業 ▶応急的モニタリングポスト整備事業 ▶サーベイメーター配置事業 ▶モニタリング事業(児童館・放課後児童クラブ等への放射線量計の配布) ▶食品衛生検査施設整備事業 ▶飲料水の放射性物質モニタリング体制の整備 ▶農林水産物等モニタリング事業 ▶放射能簡易分析装置整備事業(住民に身近な公共施設等への分析装置の設置) ▶食品中の放射性物質の検査を実施する事業 | 応- 8-3 応- 8-4 応- 8-5 応- 8-6 応- 8-7 応- 8-8 応- 8-9 応- 8-10 応- 8-11 |
| モニタリング強化及び県土の環境浄化 | 身近な生活空間における 放射線量低減対策 | 国県村 | ▶表土緊急改善事業・表土改善事業 ▶環境緊急改善事業 ▶線量低減化機器等整備事業 ▶社会教育施設線量低減事業 ▶線量低減化活動支援事業 ▶緊急的生活空間除染事業 ▶市町村除染対策支援事業 ▶防染対策推進事業 ▶都市公園環境緊急改良事業 ▶除染業務講習会 ▶除染情報プラザ | 応- 8-13 応- 8-14 応- 8-15 応- 8-16 応- 8-17 応- 8-18 応- 8-20 応- 8-20 応- 8-22 応- 8-23 |
| | 農地等における除染対策 | 国県市町村 | ▶農地等の除染を行うための事業 | 応- ⑧-24 |
| | 森林等における除染対策 | 国県市町村 | ▶ 森林等の除染を行うための事業 | 応- ⑧-25 |
| | その他の大気、水、土壌の環境浄化 | 国 県 市町村 等 | ▶緊急的生活空間除染事業(面的除染モデル事業)▶放射性物質除去・低減技術開発事業▶海洋汚染の仕組みを解明するための事業 | 応- |
| | 放射性物質に汚染された 災害廃棄物や下水汚泥等 の早急な処理、処分先の 確保 | 国県町村 | ▶放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理 ▶下水汚泥放射能対策事業 ▶大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定 ▶市町村災害廃棄物処理事業の代行 ▶放射性物質に汚染された農業系廃棄物の処理 | 応- 8-28 応- 8-29 応- 8-30 応- 8-31 応- 8-32 |

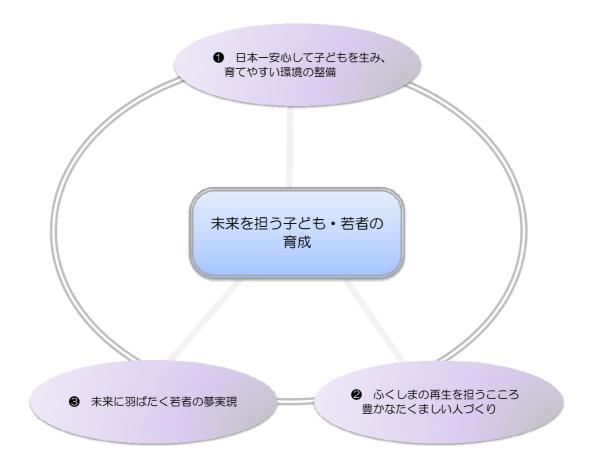
| | 取組内容 | | | |
|-----------------|---|----------|--|--|
| 具体的取組 | 年度計画 | 取組主体 | 主要事業 | |
| | H23H24H25H26H27 H28~H32 | /A | | 事業番号 |
| | 長期にわたる県民健康管 理調査を通した健康の保 持・増進 | 国県 | ▶県民健康管理事業▶放射線の正しい知識を普及する立場にある医療従事者等に対する研修会の実施 | 応- ⑧-33 応- ⑧-34 |
| | 子ども、妊婦への個人線量計の配布 | 国県 | ▶県民健康管理支援事業 | 応- 8-35 |
| 県民の健康管理 | 国に対する、放射線に関する各種安全基準の早急 な設定や健康に関する情報の迅速な開示の要請 | 国県 | ▶空間線量や食品などの放射線の安全基準を早急に設定するよう国に要求 | 応- 8-36 |
| | 食品の安全確保 | 国県市町村団体等 | ▶放射能対策事業 ▶食品衛生検査施設整備事業 ▶放射能簡易分析装置整備事業(住民に身近な公共施設等への分析装置の設置) ▶食品中の放射性物質の検査を実施する事業 ▶農林水産物の新たな安全システムの導入を推進するための事業 ▶食の安全・安心アカデミー | 応- 8-3 応- 8-8 応- 8-11 応- 8-12 応- 8-37 応- 8-38 |
| | 地域ごと、分野ごとの徹底したモニタリング調査 など、放射線量の測定体制・スクリーニング体制 の充実・強化 | 国県町体等 | ▶農林水産物等モニタリング事業 ▶放射能簡易分析装置整備事業(住民に身近な公共施設等への分析装置の設置) ▶農林水産物の新たな安全システムの導入を推進するための事業 ▶加工食品に関する放射能検査 ▶水産物安全流通対策事業 ▶残留放射線測定器導入整備事業 ▶がんばろう!ふくしま県産品緊急発信事業 ▶加工食品奥書対応事業 ▶加工食品奥書対応事業 ▶凍林汚染を詳細に調査する事業 ▶県産材の検査体制を整備するための事業 ▶港湾利用安全PR事業 | 応- 8-10 応- 8-11 応- 8-37 応- 8-39 応- 8-40 応- 8-42 応- 8-43 応- 8-44 応- 8-45 応- 8-46 |
| 風評被害対策 | 正確な情報発信、物産 展・展示会の開催などに よる国内外への安全性の PR、安全性を確保するた めの仕組みの検討 | 国県 | ▶農林水産物等モニタリング事業 ▶「がんばろうふくしま!」運動推進事業 ▶県産農林水産物の安全性をPRするための事業 ▶ふるさと産品振興事業 ▶海外販路拡充・開拓事業 ▶県産品販路開拓事業 ▶森林環境放射線の情報を発信するための事業 | 応- 8-10 応- 8-47 応- 8-48 応- 8-49 応- 8-50 応- 8-51 応- 8-52 |
| | テレビや映画などとのタ イアップを始めとした観 光キャンペーンの強化 | 県 | ▶ 有料道路無料開放事業▶ 観光の風評被害に対する緊急対策事業▶ 福島県観光復興キャンペーンを行うための事業▶ メディアを活用して情報を発信する事業▶ 海外のマスメディア等を活用したイメージアップ事業 | 応- 8-53 応- 8-54 応- 8-55 応- 8-56 応- 8-57 |
| 災害情報の迅速な伝 達等 | 国及び原子力発電事業者 に対する事故に関連する 即時的で透明性の高い情 報開示の要求、市町村、 県の間での災害時におけ る迅速な情報伝達等の対 策 | 国県市町村 | ▶地域防災計画や安全協定の見直し▶通信連絡網の整備や訓練実施のための事業 | 応- 8-58 応- 8-59 |

2 ふくしまの未来を見据えた対応

(1) 未来を担う子ども・若者の育成

今の若い世代が、これから復興していくふくしまの将来を担っていくことになる。しかし、現在、 地震や津波、原子力発電所事故の影響などにより多くの児童・生徒が地元を離れ、さらに県外にまで 避難を強いられた子どもたちも少なくない。ふくしまの地で次の世代を育成できるように、特に子ど もたちやその親たちの放射性物質の汚染により生じた不安を取り除くだけではなく、さらにふくしま だからこそ子育てしたいと思われる環境を作っていく。

一方、この大震災によって、多くの若者たちは、命の尊さ、人間と環境との関わり、自ら判断する力の大切さ、自分たちが社会を構成し、動かす力を持っていること、そして、ふくしまが世界と直接つながっていることなどを実感することになった。こうした状況は、世界に通ずる人づくりをするに当たっての重要な基礎となり得るものであり、この大震災の体験を生かしたふくしまならではの教育により、若者たちが力を十分に発揮し、自分の夢を叶えることができるふくしまを目指す。



| ① 日本一安/ | ① 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境の整備 | | | | | |
|-------------------|---|---------|---|---|--|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | | |
| 大震災・原子力災害 | 放射線量の徹底した低減と適時・適切な情報提供 | 国県町村 | ▶表土緊急改善事業・表土改善事業 ▶線量低減化機器等整備事業 ▶環境緊急改善事業 ▶線量低減化活動支援事業 ▶社会教育施設線量低減事業 ▶都市公園環境緊急改良事業 ▶適時適切な情報提供 | 子- ①-1 子- ①-2 子- ①-3 子- ①-4 子- ①-5 子- ①-6 子- ①-7 | | |
| への対応 | 子どもや親の不安や悩みに対する相談体制の整備 | 県市町村 | ▶青少年総合相談支援事業▶教育相談を推進する事業▶子どもの発達支援事業 | 子- ①-8 子- ①-9 子- ①-10 | | |
| | きめ細かな健康管理の推進 | 国 県 市町村 | ▶県民健康管理事業▶県民健康管理支援事業 | 子- ①-11 子- ①-12 | | |
| | 地域ぐるみの子育ての一層の支援 | 国 県 市町村 | ▶子どもをはぐくむ家庭・地域支援事業▶放課後子どもプラン(放課後子ども教室)▶放課後子どもプラン(放課後児童クラブ)▶地域の寺子屋推進事業▶地域の子育て力向上事業 | 子- ①-13 子- ①-14 子- ①-15 子- ①-16 子- ①-17 | | |
| | 災害に強く、地域コミュニティの拠点となる教育・福祉施設の整備 | 国県市町村 | ▶県有施設耐震改修事業▶大規模改造事業▶防災機能を高めた建物の効率的運用の検討▶防災に強い施設整備のために必要となる設備等(再生可能エネルギー設備など)の検討 | 子- ①-18 子- ①-19 子- ①-20 子- ①-21 | | |
| 子どもを生み、育て | 教育等への経済的支援 | 県市町村 | 私立学校被災児童生徒等就学支援事業高校等奨学資金貸付事業大学等奨学資金貸付事業高校生通学支援事業被災児童生徒等就学支援事業被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 | 子- ①-22 子- ①-23 子- ①-24 子- ①-25 子- ①-26 子- ①-27 | | |
| やすい環境整備の更 なる推進 | 震災孤児等への経済的支援 | 県市町村 | ▶震災孤児等を支援する事業 | 子- ①-28 | | |
| | 医療サービスの提供体制の強化、保育サービスの充実 | 国県市町村 | ▶安心こども基金事業 ▶震災対応保育サービス等支援事業 ▶保育料の減免に対する支援 ▶地域医療再生基金事業 ▶子どもの健康を守るための保健・医療サービスの強化 | 子- ①-29 子- ①-30 子- ①-31 子- ①-32 子- ①-33 | | |
| | 子育て環境の整備 | 国県市町村 | ▶ 被災妊産婦支援事業 ▶ 被災乳幼児と家族の心のケア事業 ▶ 子どもの心のケア事業 ▶ ワーク・ライフ・バランス推進事業 ▶ 子育て関係施設の整備に関する事業 ▶ 県外に避難している子育て世帯同士の交流を図る事業 ▶ 安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する取組 | 구- ①-34 구- ①-35 구- ①-36 구- ①-37 구- ①-38 구- ①-39 구- ①-40 | | |

| ② ふくしま | ② ふくしまの再生を担うこころ豊かなたくましい人づくり | | | | | |
|--------------------|---|-------|---|---|--|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | | |
| 確かな学力の育成 | 少人数教育を生かした少 人数指導の充実、魅力あ る教材の開発、教員の資 質向上などによる確かな 学力の育成 | 県市町村 | ▶ 学力向上推進支援事業 ▶ 少人数教育推進事業 ▶ 教員研修等の充実 ▶ 理数教育を充実するための事業 ▶ 地域医療の担い手を育成する事業 ▶ 国際人を育成する事業 | 子- ②-1 子- ②-2 子- ②-3 子- ②-4 子- ②-5 子- ②-6 | | |
| 豊かな心の育成 | 道徳教育やボランティア などの体験活動の一層の 推進による豊かなこころ の育成 | 県市町村 | ♪ふくしまっ子体験活動応援事業▶教育相談を推進する事業▶学校におけるボランティア活動、社会奉仕活動等の実施▶道徳教育を推進する事業▶豊かな心をはぐくむ子ども読書推進事業 | 子- ②-7 子- ②-8 子- ②-9 子- ②-10 子- ②-11 | | |
| | 避難した子どもたちに対する、ふるさととの交流機会の提供 | 県 | ♪ふくしまっ子体験活動応援事業♪ふくしまの子どもたちの交流を推進する事業 | 子- ②-7 子- ②-12 | | |
| 健康・体力の増進 | 子どもたちが屋外で安心 して遊び、運動できる環 境の整備 | 国県市町村 | ▶表土緊急改善事業・表土改善事業 ▶線量低減化機器等整備事業 ▶線量低減化活動支援事業 ▶都市公園環境緊急改良事業 ▶ふくしまっ子体験活動応援事業 ▶体力向上を推進する事業 | 子- ②-13 子- ②-14 子- ②-15 子- ②-16 子- ②-7 子- ②-17 | | |
| | 子どもたちが自ら健康の 保持・増進を図ることが できるような健康教育及 び食育の推進 | 県市町村 | ♪ふくしまっ子食育推進ネットワーク事業▶食育を推進するための事業▶学校教育活動全体を通じての健康教育の実施 | 子- ②-18 子- ②-19 子- ②-20 | | |
| 地域が一体となった 教育の推進 | 学校・家庭・地域が一体 となった地域全体での教育の推進 | 県市町村 | ▶学びを通じて地域コミュニティ再生を支援する事業▶学校支援地域本部事業▶放課後子どもプラン(放課後子ども教室)▶子どもをはぐくむ家庭・地域支援事業▶特別支援教育総合推進事業 | 子- ②-21 子- ②-22 子- ②-23 子- ②-24 子- ②-25 | | |
| 将来のふくしまを担 う人づくり | 理数教育、防災教育の大幅な充実や国際化の進展に対応できる人づくりないよる、ふくしまならではの教育の推進 | 県市町村 | ▼理科支援員配置事業 ▼双葉地区教育構想 ▼理数教育を充実するための事業 ▶地域医療の担い手を育成する事業 ▶国際人を育成する事業 ▶道徳教育を推進する事業 ▶防災教育を推進する事業 ▶两生可能エネルギー教育を充実するための事業 ▶発達段階に応じた放射線に関する教育の実施 ▶ふくしま子ども自然環境学習推進事業 | 子- ②-26 子- ②-27 子- ②-4 子- ②-5 子- ②-6 子- ②-10 子- ②-28 子- ②-29 子- ②-30 子- ②-31 | | |
| | ふくしまの将来の産業を担う人づくり | 県 | ▶ キャリア教育を推進する事業 ▶ 地域での産業人材育成を支援するための事業 ▶ 専門・普通課程訓練事業(テクノアカデミー) ▶ 再生可能エネルギー関連の人材を育成するための事業 ▶ 医工連携を担う人材を育成するための事業 ▶ 医薬品の開発・研究を担う人材を育成するための事業 ▶ 看護師を目指す人材の育成を支援する事業 ▶ 福祉・介護を支える人材を育成するための事業 ▶ 農林水産業を担う人材を育成するための事業 | 子- ②-32 子- ②-33 子- ②-34 子- ②-35 子- ②-36 子- ②-37 子- ②-38 子- ②-39 子- ②-40 | | |

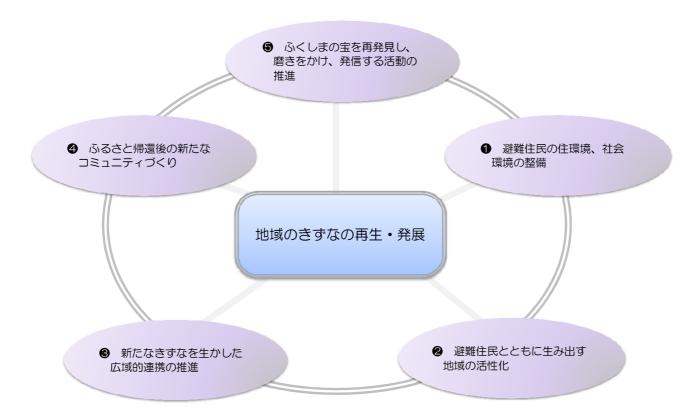
| ③ 未来に羽ばたく若者の夢実現 | | | | | |
|------------------|---|-----------------|--|--------------------------------------|--|
| | 取組内容 | 取組 | S - TT - 1 N/4 | | |
| 具体的取組 | 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 主体 | 主要事業 | 事業番号 | |
| | 人の痛みを理解し、優し い気持ち、思いやりを 持った若者の育成 | 県 | ▶ピアカウンセリングによる相談や交流を行う事業 | 子- ③-1 | |
| | 若者の社会参画の促進 | 県 | ▶ 若者の社会参画を促進する事業▶ 若者交流促進事業 | 子- ③-2 子- ③-3 | |
| 若者の夢実現に向け た取組 | 県内高等教育機関の充実 | 県 国立大 学法人 | ▶アカデミア・コンソーシアムふくしまによる地域貢献の促進 ▶公立大学法人への運営支援 ▶「福島大学うつくしまふくしま未来支援センター」による地域に対する支援 ▶県立医科大学、会津大学における復興に向けた取組 | 子- ③-4 子- ③-5 子- ③-6 子- ③-7 | |
| | 幅広い視野や国際感覚を持つ若者の育成のための 国内外の地域との積極的 な交流の実施 | 県 | ▶ 教育旅行誘致促進事業▶ 青年国際交流事業 | 子- ③-8 子- ③-9 | |

(2) 地域のきずなの再生・発展

地震、津波、原子力発電所事故により、県民は、着の身着のままで県内外に散り散りに避難することを余儀なくされ、地域によっては、避難生活の長期化が懸念されている。

このような状況だからこそ、県民それぞれが、ふくしまらしさを問い、ふるさとへの思いを見つめ直し、ふるさとに対する誇りを大事にすることが必要である。年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、人間の幸福にとって、コミュニティ(地域)の存在は欠かすことはできない。本県に息づく温かい県民性と互いを支え合う地域社会のきずなを再生し、ふるさと帰還後に誇りを持って新たな形に発展できるようにしなければならない。

そのため県は、地域をつなぐ活動を推進するとともに、男女が共に参画し、子ども、障がい者、高齢者等、あらゆる人々が住みやすいコミュニティを目指す。また、県民それぞれのふるさとに対する思いを発信しながら、新たに生まれた国内外の人々とのきずなをふくしまの未来につなげていく。



| ① 避難住民の住環境、社会環境の整備 | | | | | |
|--------------------|---|----------|---|--------------------------------------|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | |
| | | | ▶電子回覧板等による情報の発信 | 絆- ①-1 | |
| | | | ▶ 避難者と福島県とのネットワークを支援するための事業 | 絆- ①-1 | |
| | | | ▶ ふるさとの絆情報ステーション設置によるコミュニティの確保 | 絆- ①-3 | |
| | 避難住民が新たな避難先 に移転する際の居住環境 | 国 | ▶避難地域等のコミュニティ再生を支援する事業▶県外避難者生活サポート拠点支援事業 | 絆- ①-4 絆- ①-5 | |
| | の整備、コミュニティ確 保 | 県 市町村 | ▶ 地域の寺子屋推進事業 | 絆- ①-6 絆- ①-7 | |
| | | | ▶運輸事業復興交付金▶生活交通確保事業 | 絆- ①-8 | |
| | | | ▶避難者への生活支援情報の提供▶県外避難者支援ブログによる情報の発信 | 絆- ①-9 絆- ①-10 | |
| | | . | | | |
| 避難住民の住環境・社会環境の整備 | 恒久的な住宅対策 | 県市町村 | ▶ 既存県営住宅改善事業▶ 災害公営住宅整備事業の支援▶ 原発避難市町村の災害公営住宅整備事業の推進▶ 被災者の住宅再建支援のための事業 | # ①-11 # ①-12 # ①-13 # ①-14 | |
| | NPO等の団体による支援活動や住民の自治組織の形成 | 県 | ▶新 "うつくしま、ふくしま。"県民運動ステップアップ 事業(地域コミュニティ再生支援プログラム)♪ふくしま地域活動団体サポートセンター運営事業 | 絆- ①-15 絆- ①-16 | |

| ② 避難住民とともに生み出す地域の活性化 | | | | | |
|------------------------|---|------|---|---|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | |
| 避難住民とともに生 み出す地域の活性化 | 避難住民による事業の再開・起業等による、過疎・中山間地域を始めとした県内各地域の活性化 | 県村等 | ▶中小企業等復旧・復興支援事業 ▶がんばろう福島の企業!事業再開・復興応援事業 ▶農業法人等チャレンジ雇用支援事業 ▶「ほっとする、ふくしま」新農業人応援事業 ▶耕作放棄地再生利用緊急対策(被災者支援実証ほ) ▶森林整備担い手対策基金事業 ▶避難先での一時就農等を支援するための事業 ▶被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 ▶過疎・中山間地域集落等の調査を行う事業 ▶外部人材を活用した過疎・中山間地域の活性化を支援する事業 | #- 2-1 #- 2-2 #- 2-3 #- 2-4 #- 2-5 #- 2-6 #- 2-7 #- 2-8 #- 2-9 #- 2-10 | |

| ③ 新たなき | ③ 新たなきずなを生かした広域的連携の推進 | | | | | |
|---|---|-------|---|--|--|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | | |
| 新たなきずなを生か | 医療や食料・生活物資の 提供、人材の派遣、「が んばろう ふくしま!」 運動への参画等、新たな きずなを生かした広域連 携の推進 | 県 | ▶「がんばろうふくしま!」運動推進事業 ▶ ごちそうふくしま絆づくり推進事業 ▶ 農林水産業を通じた広域的な連携の推進や情報発信を行っための事業 ▶ 県産農林水産物を地域で支える仕組みを構築するための事業 | 絆- ③-1 絆- ③-2 絆- ③-3 絆- ③-3 | | |
| 世の地では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般 | 避難先で得た自治体や団体等との新たなきずなを生かした広域連携の推進 | 東町間体体 | ▶地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業)) ▶新"うつくしま、ふくしま。"県民運動ステップアップ事業 ▶震災後の住民組織同士のネットワークづくり等を支援する事業 ▶まちづくりの取組を通じたふくしまの元気を全国に発信する事業 ▶ふくしまふるさと暮らし復興推進事業 | #- ③-5 #- ③-6 #- ③-7 #- ③-8 #- ③-9 | | |

| ④ ふるさと帰還後の新たなコミュニティづくり | | | | | |
|------------------------|---|----------------------|---|---|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | |
| | 地域の歴史・文化を学び、再発見する取組の推進 | 県 市町村 民間団 体 | ▶地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業))▶清らかな"水のふるさと"ふくしま発信事業▶生涯学習による復興応援事業 | 絆- ④-1 絆- ④-2 絆- ④-3 | |
| 住民によるコミュニ ティの再生 | 若者から高齢者まで多く の住民が集い、地域の課 題に対処する取組の推進 | 県 村団 大人 国学 | ▶地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業)) ▶新"うつくしま、ふくしま。"県民運動ステップアップ事業(地域コミュニティ再生支援プログラム) ▶ふくしま地域活動団体サポートセンター運営事業 ▶男女共生センター管理運営委託事業(普及啓発・研修・相談事業等) ▶男女共生センターネットワーク推進事業 | #- 4-1 #- 4-4 #- 4-5 #- 4-6 #- 4-7 | |
| | 地域のにぎわいづくり | 県 | ▶中心市街地賑わい集積促進事業▶活力ある商店街支援事業 | 絆- ④-8 絆- ④-9 | |
| | 地域全体での見守り活動 を始めとした高齢者と地 域住民との交流の場の設 置 | 県 | ▶地域支え合い体制づくり助成事業▶老人クラブ活動推進員設置等補助事業 | 絆- ④-10 絆- ④-11 | |
| 高齢者や障がい者を 支えるまちづくり | 高齢者のための住宅や サービスの整備 | 県 民間団 体等 | ▶ICTによる流通インフラを構築するための事業▶高齢者等の買い物弱者を支援する取組▶高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちづくりへの取組への支援▶運輸事業復興交付金▶生活交通確保事業 | #- @-12 #- @-13 #- @-14 #- @-15 #- @-16 | |
| | 障がい者一人一人がその 人らしく自立した生活が できるよう、ユニバーサ ルデザインに配慮された 社会づくり | 県 | ふくしま型ユニバーサルデザイン実践強化事業ゆさしいまちづくり推進事業ゆさしいまちづくり支援事業おもいやり駐車場利用制度推進事業 | 絆- ④-17 絆- ④-18 絆- ④-19 絆- ④-20 | |

※主要事業の事業概要は、80ページ~85ページに記載しており、右欄の事業番号と対応していますので参照してください。

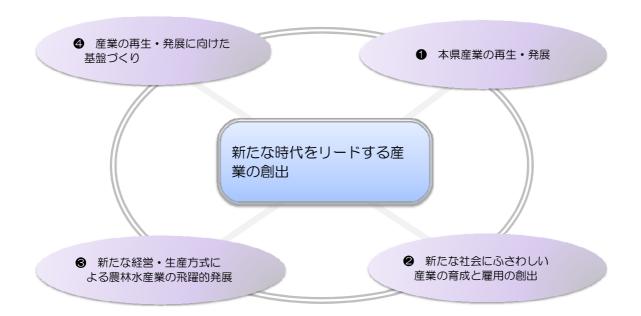
| ⑤ ふくしまの宝を再発見し、磨きをかけ、発信する活動の推進 | | | | | |
|-----------------------------------|---|---------------|---|--|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | |
| | 地域の伝統文化や自然などの継承、保存、振興 | 東町間体 | ▶地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業)) ▶うつくしま「水との共生」プラン推進事業 ▶ふくしま再生交流推進事業 ▶田舎に住んで民家促進事業 ▶指定文化財保存活用事業 ▶いきいき地域文化活力創出事業 ▶地域の伝統文化による震災からの復旧・復興をアピールする事業 ▶文化財の災害復旧 ▶被災地域の文化資源等の復活に向けた事業 | #- ⑤-1 #- ⑤-2 #- ⑤-3 #- ⑤-4 #- ⑤-5 #- ⑤-6 #- ⑤-7 #- ⑤-8 #- ⑤-9 | |
| 伝統、自然、景観の 保存、芸術・文化・ スポーツの振興 | ふるさとの景観の再生、魅力の向上 | 県市町村 | ▶歴史的建造物等の復旧・魅力向上支援事業▶まちなみ再生支援事業▶窒素・りん除去型浄化槽設置誘導事業(猪苗代湖環境再生) | 絆- ⑤-10 絆- ⑤-11 絆- ⑤-12 | |
| | 県民の芸術文化活動やスポーツ活動 | 県 | ▶地域の伝統文化による震災からの復旧・復興をアピールする事業▶被災地域の文化資源等の復活に向けた事業▶スポーツ・レクリエーションの全国大会や国際大会を誘致する事業 | 絆- ⑤-7 絆- ⑤-9 絆- ⑤-13 | |
| | 県民運動の取組の推進に よる本県のイメージの再 生 | 県 | 新 "うつくしま、ふくしま。"県民運動ステップアップ事業 ▶戦略的に情報を発信する事業 ▶海外のマスメディア等を活用したイメージアップ事業 ▶映像によりふくしまを発信する事業 | 絆- ⑤-14 絆- ⑤-15 絆- ⑤-16 絆- ⑤-17 | |
| 国内外へのふくしま の宝の情報発信 | ふくしまをテーマに議論する国際会議などの開催 | 県 学間団 体 | ▶大学等の知の活用による地域支援事業 ▶「がんばろうふくしま!」運動推進事業 ▶農林水産業を通じた広域的な連携の推進や情報発信を行うための事業 ▶大学等による国際会議・ふくしまの復興をもテーマにした会議等の取組 ▶民間団体等が開催するふくしまの復興等をテーマとした会議等への支援 ▶ふくしま復興へ向けたメッセージの発信 ▶国際会議等誘致推進事業 ▶研究ネットワーク支援事業 | #- \$-18 #- \$-19 #- \$-20 #- \$-21 #- \$-22 #- \$-23 #- \$-24 #- \$-25 | |

(3) 新たな時代をリードする産業の創出

本県産業は、基幹産業である農林水産業、製造業、商業、観光を始め、あらゆる分野において、地震や津波災害に加え、さらには、原子力災害及びそれに伴う風評被害により、まさに存亡の危機に立たされているといっても過言ではなく、企業が県外に流出するという危機にも直面しており、企業が県内で存立するための取組を推進する。

県内で存立するための取組を推進する。 本県産業を大震災前の状況に戻すことが喫緊の課題であることはもとより、浜通りを始めとして、 県内全域において、多くの就業の場も失われている。特に、原子力発電所に代わる雇用を確保する必 要があることから、環境と共生した豊かなふるさとの未来を描きながら、新たな時代を牽引する産業 づくりに取り組む。

これらによって、地域の雇用を生み出し、女性、高齢者、障がい者なども含めた全員参加の経済社会を目指すとともに、若者たちにとっても、将来に夢と希望を持つことができる県づくりを進める。



| ① 本県産業の | ① 本県産業の再生・発展 | | | | | |
|--------------------|---|----------------------|---|--|--|--|
| | 取組内容 | 取組 | | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 主体 | 主要事業 | 事業番号 | | |
| | 移転を余儀なくされた被 災事業者の事業再建 | 県 | ▶中小企業制度資金貸付金 ▶被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金 ▶工場用地・空き工場紹介事業 ▶仮設店舗・仮設工場事業の紹介 ▶がんばろう福島の企業!産業復旧・復興事業 ▶中小企業等復旧・復興支援事業 ▶中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 ▶特定地域中小企業特別資金 | 産- ①-1 産- ①-2 産- ①-3 産- ①-4 産- ①-5 産- ①-6 産- ①-7 産- ①-8 | | |
| 製造業等の再生 | 被災事業者がふるさとに帰還する際の事業再建 | 県 | ▶中小企業制度資金貸付金 ▶被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金 ▶がんばろう福島の企業!産業復旧・復興事業 ▶中小企業等復旧・復興支援事業 ▶中小企業等グルーブ施設等復旧整備補助事業 ▶特定地域中小企業特別資金 ♪ふくしま産業応援ファンド | 産- ①-1 産- ①-2 産- ①-5 産- ①-6 産- ①-7 産- ①-8 産- ①-9 | | |
| | 避難住民に対する就業の 場の確保 | 県 | ▶緊急雇用創出基金事業 | 産- ①-10 | | |
| | 従来進めてきた産業クラ スターづくりの一刻も早 い再開と更なる集積 | 県 | ♪ ふくしま医療機器産業ハブ拠点形成事業▶ 医療機器、医薬品製造業支援強化▶ 半導体関連産業クラスター育成支援事業▶ 輸送用機械関連産業集積育成事業 | 産- ①-11 産- ①-12 産- ①-13 産- ①-14 | | |
| | 企業誘致・企業流出防止 のためのインセンティブ | 県 | ▶ がんばる企業立地促進補助金▶ がんばろうふくしま産業復興企業立地補助金 | 産- ①-15 産- ①-16 | | |
| 被災した市街地と産 | 民間活力による復興まちづくり | 県 市町村 民間団 体 | ▶ 復興まちづくり会社を支援するための事業 | 産- ①-17 | | |
| 業の再生 | 地域コミュニティの核と なる地場商店街のにぎわ いづくり | 県 | ▶中心市街地賑わい集積促進事業▶活力ある商店街支援事業 | 産- ①-18 産- ①-19 | | |
| 地域産業の6次化の 飛躍的推進 | 農林水産業と観光との連携、加工分野の育成、流通システムの構築、担い 手の育成 | 県団体 | ▶商品力向上・定番化支援事業 ▶ふくしま・地域産業6次化推進事業 ▶有機農業活用!6次産業化サポート事業 ▶ふくしま・6次化ステップアップ事業 ▶地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業)) ▶農山村地域等活性化対策事業 ▶県産品の流通を拡大するための事業 ▶農林漁業者の地域産業の6次化を推進するための事業 ▶「福島牛」ブランド化事業 ▶ふくしま農商工連携ファンド事業 | 産- ①-20 産- ①-21 産- ①-22 産- ①-23 産- ①-24 産- ①-25 産- ①-26 産- ①-27 産- ①-28 産- ①-29 | | |

| ② 新たな社: | ② 新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出 | | | | | |
|-------------------|---|----|--|---|--|--|
| | 取組内容 | 取組 | 2 70 + All | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | 主体 | 主要事業 | 事業番号 | | |
| 未来に向けた新たな | 世界的な研究者・技術者 の招聘、国際的研究機関 の設置 | 国県 | ▶ 再生可能エネルギー関連分野における国、大学、民間の研究機関を誘致するための事業 | 産- ②-1 | | |
| 知の拠点の創出 | 地域産業と県内高等教育機関との連携強化 | 県 | ▶大学等の知の活用による地域支援事業♪ふくしま産学官連携推進事業 | 産- ②-2 産- ②-3 | | |
| | 観光復興キャンペーンの継続的展開 | 県 | ▶観光の風評被害に対する緊急対策事業▶有料道路無料開放事業▶福島県観光復興キャンペーンを行うための事業▶食と観光の連携により交流を促進するための事業 | 産- 2-4 産- 2-5 産- 2-6 産- 2-7 | | |
| 観光交流の再生・発 | 海外旅行関係者等の招 聘、海外プロモーション 活動の実施、海外からの 観光客の受入体制の整備 | 県 | ▶ 外国人観光客誘致促進・強化事業 | 産- ②-8 | | |
| 展 | ふくしまを舞台とした 様々なMICEの誘致 | 県 | ▶国際会議等誘致推進事業 | 産- ②-9 | | |
| | 磐梯山ジオパークの強化 と国内外への発信 | 県 | ▶ 磐梯山ジオパーク推進事業 | 産- ②-10 | | |
| | 福島空港を活用した広域 交流の推進 | 県 | ▶ 福島空港を活用した広域的な交流を促進する事業 | 産- ②-11 | | |
| 医療・福祉機器産業 等の推進 | 放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化と関連する医療機器産業の集積や創薬開発 | 県 | ► 医療機器開発・安全評価拠点の整備 ► ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立 ► 医療福祉機器開発ファンドの創設 ► 国際的先端医療機器の開発・実証をするための事業 ▶ 創薬分野の研究開発・製品化支援事業 | 産- ②-12 産- ②-13 産- ②-14 産- ②-15 産- ②-16 | | |
| 守の任廷 | 介護福祉サービスや介護 福祉機器産業など高齢化 を見据えた産業づくりの 推進 | 県 | ▶福祉・介護人材育成就業支援事業▶福祉・介護を支える人材を育成するための事業▶介護福祉士等修学資金貸付事業▶医療福祉機器開発ファンドの創設 | 産- ②-17 産- ②-18 産- ②-19 産- ②-14 | | |
| 産業人材の育成 | 事業者の自己研鑽や企業・団体の研修制度への支援、専門的かつ実践的な教育訓練などによる産業人材の育成 | 県 | ▶ 頑張る農業応援!新規就農定着支援事業 ▶ 教育研修事業 ▶ キャリア教育を推進する事業 ▶ 離職者等再就職訓練事業 ▶ 専門・普通課程訓練事業(テクノアカデミー) ▶ 技能向上訓練実施事業 ▶ 地域での産業人材育成を支援するための事業 ▶ IT雇用創出事業 ▶ 再生可能エネルギー関連の人材を育成するための事業 ▶ 医工連携を担う人材を育成するための事業 ▶ 医薬品の開発・研究を担う人材を育成するための事業 ▶ 農林水産業を担う人材を育成するための事業 | 産- 2-20 産- 2-21 産- 2-23 産- 2-24 産- 2-25 産- 2-26 産- 2-27 産- 2-28 産- 2-29 産- 2-30 産- 2-31 | | |

| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 |
|-----------------------|---|----------|---|--|
| 国内外からの資金・ 人材の調達 | H23 H24 H26 H26 H27 H28~H32 産業育成などを目的とした基金の造成や復興のための組織の設立等による 資金調達 | 県市町村民間団体 | ▶復興まちづくりファンドを設立するための事業▶再生可能エネルギーを推進するためのファンドを創設する事業 | 産- ②-32 |
| 原子力発電に代わる 新たな産業の集積 | 再生可能エネルギー関連 産業を始めとした多様な 産業の集積 | 国員 | ▶洋上風力発電の実証研究を行うための事業 ▶省エネルギー等研究開発補助事業 ▶環境・新エネルギーモデル事業 ▶次世代エネルギー利活用事業 かんばる企業立地促進補助金 ▶企業立地貸付金 かんばろうふくしま産業復興企業立地補助金 ▶ふるさと福島Fターン就職支援事業 | 産- ②-34 産- ②-35 産- ②-36 産- ②-37 産- ②-38 産- ②-39 産- ②-40 産- ②-41 |

| ③ 新たな経営・生産方式による農林水産業の飛躍的発展 | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------------------------|--|--|--|
| | 取組内容 | 取組 | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 | 主体 | 主要事業 | | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 | |
| 中心などを決定は出 | GAPの取組やトレーサ ビリティシステムなどの 一体的な構築推進 | 県 市町村 団体等 | ▶農林水産物の新たな安全システムの導入を推進するための事業▶GAP導入支援普及活動推進事業▶有機農業活用! 6次産業化サポート事業▶農畜産系の有機性資源の活用を推進するための事業 | 産- ③-1 産- ③-2 産- ③-3 産- ③-4 | |
| | | | | | |
| 安全な生産流通体制の確保と情報の積極的発信 | 情報の積極的発信を通じ た消費者とのきずなの構 築によるふくしまブラン ドの飛躍的推進 | 県 市町村 団体等 | ▶県産品ブランドカ向上戦略事業 ▶県産農林水産物風評被害対策事業 ▶「がんばろう ふくしま!」応援店拡大事業 ▶がんばろうふくしま!運動サポート事業 ▶県産農林水産物の安全性をPRするための事業 ▶県産農林水産物を地域で支える仕組みを構築するための事業 ▶水産物の消費拡大を図るための事業 | 産- ③-5 産- ③-6 産- ③-7 産- ③-8 産- ③-9 産- ③-10 | |
| | 農地・農業用施設の復旧 とあわせた大区画は場の 整備 | 県 | ▶農地災害区画整備事業 | 産- ③-12 | |
| | 大規模農業法人や集落営 農組織等の育成 | 県市町村団体等 | ▶農業法人等チャレンジ雇用支援事業▶企業等の農業参入を支援するための事業▶農業の担い手を育成するための事業▶農業施設、機械等の整備を推進するための事業▶農業機械等の共同利用を推進するための事業 | 産- ③-13 産- ③-14 産- ③-15 産- ③-16 産- ③-17 | |
| 新たな経営・生産方式の導入による農業 再生モデル構築 | 再生可能エネルギーを活用した野菜工場などの大規模施設園芸団地の形成 | 県 市町村 団体 営農集 団等 | ▶園芸作物への転換を図るための事業▶再生可能エネルギー等を活用した園芸施設・共同利用施設等の導入を促進するための事業▶園芸産地の復興を支援するための事業 | 産- ③-18 産- ③-19 産- ③-20 | |
| | 経営の協業化による足腰 の強い畜産経営体の育成 | 県 市町村 団体等 | ▶肉用牛等生産基盤の再構築を図るための事業▶警戒区域の生産基盤を再構築するために家畜衛生の維持向上を図る事業 | 産- ③-21 産- ③-22 | |
| | 除染と組み合わせた森林 整備の推進 | 県 市町村 団体 | ▶一般造林事業▶治山事業▶優良な種苗の確保を行うための事業▶森林等の除染を行うための事業 | 産- ③-23 産- ③-24 産- ③-25 産- ③-26 | |
| 林業の復興 | 県産材の安定供給体制の構築 | 県村体等 | ▶ 県産材の検査体制を整備するための事業 ▶ 森林整備地域活動支援交付金事業 ▶ 県営林の保育管理事業 ▶ もっともっと木づかい推進事業 ▶ 森を木づかうふくしま住まいる事業 ▶ 森林の再生を図りながら県産材の利用を促進し安定供給体制を整備するための事業 ▶ 森林における放射性物質の除去・低減技術の開発を行うための事業 | 産- ③-27 産- ③-28 産- ③-29 産- ③-30 産- ③-31 産- ③-32 | |
| | 再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利用促進 | 県 市町村 等 | ▶木質バイオマスエネルギーの利用促進を図るためのモデルを構築する事業 | 産- ③-34 | |

※主要事業の事業概要は、86ページ~92ページに記載しており、右欄の事業番号と対応していますので参照してください。

| 具体的取組 | 取組内容 | <u>.</u> | | |
|------------------|---------------------------------------|-----------------------------|---|--|
| | 年度計画 | 取組主体 | 主要事業 | |
| | H23H24H25H26H27 H28~H32 | | | 事業番号 |
| 漁業の復興 | 経営の協業化や低コスト 生産による収益性の高い 漁業経営の推進 | 県 団体等 | ▶ 収益性の高い漁業経営を推進するための事業▶ 産地市場や漁協の再編整備を図るための事業 | 産- ③-35 産- ③-36 |
| | 適切な資源管理と栽培漁業の再構築 | 県 団体等 | ▶資源管理型漁業を推進するための事業▶栽培漁業を再構築するための事業▶漁場機能の回復・整備を図るための事業▶漁業の担い手の確保・育成を図るための事業 | 産- ③-37 産- ③-38 産- ③-39 産- ③-40 |
| 農林水産業の復興を担う人材の育成 | 農林漁業者に対する新た な経営・生産方式の習得 等の機会の提供 | 県 市町村 団体 営農集 団等 | ▶ 地域を担う新・農業人育成事業▶ 森林整備担い手対策基金事業▶ 認定農業者等の復興を支援するための事業▶ 農林水産業を担う人材を育成するための事業 | 産- ③-41 産- ③-42 産- ③-43 産- ③-44 |

| ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり | | | | | | |
|---------------------|---|----------|---|--|--|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | | |
| | 小名浜港や相馬港などの整備及び利用促進 | 国県 | ▶港湾整備事業▶直轄港湾整備事業▶ポートセールス事業 | 産- ④-1 産- ④-2 産- ④-3 | | |
| | 工業団地の整備 | 国県市町村 | ▶工業団地を整備するための事業 | 産- ④-4 | | |
| | 福島空港の積極的活用 | 県 | ▶ 福島空港を物流拠点として活用するための事業▶ 福島空港の利活用を促進させるための事業 | 産- ④-5 産- ④-6 | | |
| 産業の再生・発展に向けた基盤づくり | 高規格幹線道路網や高速情報通信基盤の整備の促進 | 国県市町村事業者 | ▶ 東北中央自動車道整備事業▶ 常磐自動車道整備事業▶ 磐越自動車道整備事業▶ 携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業▶ 光ファイバ通信基盤整備促進事業 | 産- ④-7 産- ④-8 産- ④-9 産- ④-10 産- ④-11 | | |
| 四万に基盤 フくり | 漁港施設の早期復旧と整備の推進 | 県市町 | ▶漁港整備事業 | 産- ④-12 | | |
| | 農地の早期回復と利用集積の促進 | 国県市町村団体等 | ▶農地を除塩するための事業▶農地の利用集積を推進するための事業▶農地保有合理化事業 | 産- ④-13 産- ④-14 産- ④-15 | | |
| | 農林水産業基盤の強化 | 国県市町村団体等 | ▶農業農村整備事業(農地整備事業等)▶海岸保全施設整備事業▶一般造林事業、森林環境基金森林整備、路網整備等 | 産- ④-16 産- ④-17 産- ④-18 | | |
| | コンベンション機能の強 化等、国際化の受け皿と なるインフラの整備 | 国県 | ▶コンベンション機能を強化するための事業 | 産- ④-19 | | |

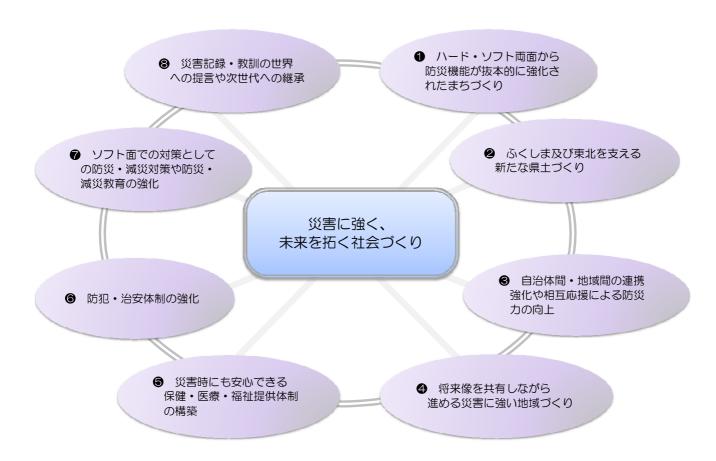
災害に強く、未来を拓く社会づくり (4)

東日本大震災では、東北地方の沿岸域約500kmの極めて広範囲にわたり、道路、鉄道、港湾など のインフラが壊滅的打撃を受け、沿岸地域での交通・通信が途絶えてしまった。

また、原子力災害により住民は、これまで経験したことのない、市町村の範囲を超えた広域避難を強 いられ、その情報伝達・避難誘導は困難を極めた。さらに、保健・医療・福祉提供体制の確保という 面でも、大きな課題を残した。

そのため、代替手段を持った災害に強いまちづくりを進めるとともに、「減災」という観点から、 ハード面の整備、土地利用の再編はもとより、災害時において、安全な場所に確実に逃げるという意 識の向上を図るなど、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能を強化する。 また、地域コミュニティの防犯機能の強化を図り、県民の安全・安心の確保を図る。

さらに、従来から懸念されていた人口減少・超高齢化が、今回の大震災によってさらに加速するお それがあることから、人口減少・超高齢化に対応した社会づくりを推進する。



| ① ハード・ソ | ソフト両面から防! | 災機 | 能が抜本的に強化されたまちづくり | |
|----------------------|---|------|--|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 |
| | 福島県及び市町村の地域防災計画の見直し | 県市町村 | ▶ 福島県地域防災計画の見直し及び市町村が策定する地域 防災計画についての技術的助言 ※福島県地域防災計画の見直し 平成23年度…今回の大震災の検証 平成24年度…一部見直し 平成25年度…全体的見直し 上記と平行して市町村への助言を行う) | 災- ①-1 |
| 各種の防災計画の見直し | 福島県・市町村耐震改修促進計画及び県有施設・建築物の耐震計画の見直し | 県市町村 | ▶民間及び公共建築物の耐震化促進のため、各計画の見直 しと市町村が策定する計画についての助言の実施 | ∭- ①-2 |
| | 県有建物の再配置・集 約・共同利用などの推進 による防災機能の強化 | 県 | ▶ 防災機能を高めた建物の効率的運用の検討 | 災- ①-З |
| | 交通基盤の代替手法の検討 | 県 | ▶ 災害に強い道路ネットワークの検討 ▶ 福島都市圏総合都市交通計画策定 | 災- ①-4 災- ①-5 |
| 代替手法の確保と ネットワーク化等 | 災害時における情報通信手段の強化 | 国県町村 | ▶総合情報通信ネットワーク整備事業 ▶自治体クラウドを支援する事業 ▶情報通信ネットワークシステムを強化する事業 ▶モバイルアクセス等の基盤を整備する事業 ▶緊急時の連絡網を統合的に整備する事業 ▶市町村用のLGWAN回線を強化する事業 ▶市町村防災行政無線整備の支援 ▶消防救急無線デジタル化に係る基本整備全体計画の推進 | 災- ①-6 災- ①-7 災- ①-8 災- ①-9 災- ①-10 災- ①-11 災- ①-12 災- ①-13 |
| | 大規模災害発生時に備えた燃料等の備蓄体制の構築 | 県 | ▶地域防災計画の見直しにおける燃料の備蓄・供給体制構築の検討▶警察車輌用自動車燃料給油施設の設置 | 災- ①-14 災- ①-15 |
| 防災情報の提供 | 海岸及び河口部状況の情報提供 | 県 | ▶ 河川流域総合情報システム整備事業 | 災- ①-16 |

| ② ふくしま | ② ふくしま及び東北を支える新たな県土づくり | | | | | | |
|--|---|-----------|--|----------------------------|--|--|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | | | |
| | 東北中央自動車道の整備 (相馬〜福島間) | 県国 | ▶東北中央自動車道整備事業 | 災- ②-1 | | | |
| | 東北中央自動車道の整備(福島〜米沢間) | 県国 | ▶東北中央自動車道整備事業 | 災- ②-1 | | | |
| | 常磐自動車道の整備 (原町〜相馬間) | NEX CO | ▶常磐自動車道整備事業 | 災- ②-2 | | | |
| | 常磐自動車道の整備 (相馬〜山元間) | NEX CO | ▶ 常磐自動車道整備事業 | 災- ②-2 | | | |
| 県土を形成する基幹 的交通基盤の早期復 旧と災害に強い道路 ネットワークの構築 | 常磐自動車道の整備 (常磐富岡〜原町間) | NEX CO | ▶ 常磐自動車道整備事業 | 災- ②-2 | | | |
| | 磐越自動車道の4車線化整 備(会津若松〜新潟間) | NEX CO | ▶ 磐越自動車道整備事業 | 災- ②-3 | | | |
| | 東西の連携軸の強化等、復興道路ネットワークの整備 | 県 | ▶道路整備事業 | 災- ②-4 | | | |
| | 会津縦貫道の整備 | 具国 | ▶ 会津縦貫道整備事業▶ 直轄道路整備事業等 | 災- 2-5 災- 2-6 | | | |
| | 市町村の復興を支援する道路整備 | 県 | ▶道路整備事業 | 災- ②-4 | | | |
| | JR常磐線の早期復旧・基盤強化(宮城県亘理駅~相馬駅間) | JR東日 本 | ▶ JR東日本・国に対しての早期復旧・基盤強化の要望▶ JR常磐線に関する復興調整会議等での路線検討▶ JR常磐線災害復旧・基盤強化事業(線形改良・道路との立体交差等) | 災- ②-7 災- ②-8 災- ②-9 | | | |
| 県土を形成する基幹 的交通基盤の早期復 旧と整備促進 | JR常磐線の早期復旧・基盤強化(原ノ町駅〜広野駅間) | JR東日 本 | ▶ JR東日本・国に対しての早期復旧・基盤強化の要望▶ JR常磐線に関する復興調整会議等での路線検討▶ JR常磐線災害復旧・基盤強化事業(線形改良・道路との立体交差等) | 災- 2-7 災- 2-8 災- 2-9 | | | |
| | (原子力発電所事 故に伴う影響の 収束状況によ る) | | | | | | |
| | JR只見線の早期復旧(会津川口駅〜大白川駅 (新潟県)) | JR東日 本 | ▶ JR東日本・国に対しての早期復旧の要望 ▶ 福島県JR只見線復興連絡会議等での検討 | 災- ②-10 災- ②-11 | | | |

| 具体的取組 | 取組内容年度計画 | 取組主体 | 主要事業 | |
|-------------------------------------|---|------|--|--|
| | H23H24H25H26H27 H28~H32 | | | 事業番号 |
| | 公共防災拠点施設の防災 機能強化 | 具国 | ▶危機管理拠点整備の検討 | 災- ②-12 |
| | 県有建築物・民間建築物 等の耐震化の推進 | 県 | ▶耐震化計画による県有建築物・民間建築物等の耐震化推進 | 災- ②-13 |
| 公共防災拠点施設、 道路、港湾、下水道 等の防災機能の強化 | 道路・港湾・上下水道などの防災機能の強化 | 国県町村 | 道路整備事業 河川改修事業 砂防事業 港湾・漁港整備事業 ダム調査事業 街路整備事業 下水道整備事業 都市公園整備事業 工業用水道施設の耐震化等安定供給対策事業 | 災- ②-4 災- ②-14 災- ②-15 災- ②-16 災- ②-17 災- ②-18 災- ②-19 災- ②-20 災- ②-21 |
| | ダム・ため池などの耐震 性の強化 | 県国 | ▶農業用ダム・ため池耐震性検証事業▶農業用施設の耐震性を調査する事業▶農業用施設の耐震性強化を図るための事業▶農村生活環境施設等の耐震化を強化するための事業 | 災- ②-22 災- ②-23 災- ②-24 災- ②-25 |
| 港湾・空港の機能強 化 | 小名浜港東港地区国際物 流ターミナルの整備(国際バルク戦略港湾としての機能強化) | 県国 | ▶港湾整備事業(小名浜港)▶直轄港湾整備事業(小名浜港) | 災- ②-26 災- ②-27 |
| | 相馬港3号ふ頭地区国際物流ターミナルの整備 | 県国 | ▶港湾整備事業(相馬港)▶直轄港湾整備事業(相馬港) | 災- ②-28 災- ②-29 |
| | 福島空港の機能強化 | 県 | ▶ 福島空港における防災機能強化の検討 | 災- ②-30 |

| ③ 自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上 | | | | | |
|-------------------------------|---|----------|---|------------------|--|
| | 取組内容 | 777.4D | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 | 取組 主体 | 主要事業 | | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 | |
| | 他県・団体との災害協定 締結の推進や市町村間の 災害協定締結の推進 | 県 | ▶広域的な視点からの災害協定の締結の推進と市町村間における災害協定締結の支援 | 災- ③-1 | |
| | | | | | |
| 自治体間・地域間の 連携強化や相互応援 | 災害時の応援・受援体制 の整備 | 県 県 | ▶地域防災計画の見直しにおける広域的な応援・受援体制の構築と情報通信体制の強化の検討 | ∭- ③-2 | |
| による防災力の向上 | 0.7 E WH | | ▶被災建築物応急危険度判定士の新規登録の促進▶応急危険度判定実地訓練、伝達訓練の実施 | 災- ③-3 災- ③-4 | |
| | 災害時における応急仮設 住宅や民間賃貸住宅に関 する協定締結の推進 | 県 | ▶ 応急仮設住宅等に関する協定の締結推進 | 災- ③-5 | |
| | | | | | |

| ④ 将来像を | ④ 将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくり | | | | | |
|---------------------------------|---|-------------|---|--|--|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | | |
| | 地域の実情に応じた、災害に強く安全・安心なまちづくり | 国県村団体 | ▶ 民間住宅における木造住宅耐震診断・耐震改修事業▶ 集落の再生を推進する事業▶ 地域の商店街の活性化を支援する事業▶ 住民に最も身近な市町村が、災害対応しやすいような市町村の意向を十分に踏まえた事務権限の移譲 | 災- ④-1 災- ④-2 災- ④-3 災- ④-4 | | |
| 災害に強く、安全・ 安心なまちづくり | 森林の防災機能の強化に よる地域の防災機能の向 上 | | ▶ 山地災害総合減災対策治山事業▶ 防災林造成事業 | 災- ④-5 災- ④-6 | | |
| 2.5.400.33 | 森林の防災機能の強化による地域の防災機能の向上 | . 県等 | ▶治山施設災害復旧事業、防災林造成事業 | 災- ④-7 | | |
| | 森林の防災機能の強化による地域の防災機能の向上 | | ▶一般造林事業、森林環境基金森林整備事業▶抵抗性マツなどの優良な種苗の安定供給を図るための事業 | 災- ④-8 災- ④-9 | | |
| | 多重防御によるまちづくり | 県市町村 | 被災市街地復興土地区画整理事業防災集団移転促進事業道路整備事業防災緑地整備事業公共土木施設等災害復旧事業(海岸) | 災- ④-10 災- ④-11 災- ④-12 災- ④-13 災- ④-14 | | |
| 地震・津波に強い地 域づくり・コミュニ ティづくり | 地震・津波被害地域における持続可能なまちづくり・地域づくり | 県 市民間団 体 | ▶街路整備事業 ▶元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業 ▶ふくしま型ユニバーサルデザイン実践強化事業 ▶都市公園整備事業 ▶メモリアル公園整備事業 ▶復興まちづくり会社を支援するための事業 ▶歴史的建造物等の復旧・魅力向上支援事業 ▶まちなみ再生支援事業 | 災- ④-15 災- ④-16 災- ④-17 災- ④-18 災- ④-19 災- ④-20 災- ④-21 災- ④-22 | | |
| | 土地利用ゾーニングにより防災機能を向上させた 農村づくり | 県市町村 | ▶公共土木施設等災害復旧事業(海岸)▶農地・農業用施設災害復旧事業▶農地災害区画整備事業▶海岸保全施設整備事業▶湛水防除事業▶防災林造成事業 | 災- ④-23 災- ④-24 災- ④-25 災- ④-26 災- ④-27 災- ④-6 | | |

| ⑤ 災害時に | も安心できる保健 | • 医 | 療・福祉提供体制の構築 | |
|------------------------------------|--|-------|--|---|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 |
| 保健・医療・福祉提 供体制の整備 | 保健・医療・福祉に係る専門スタッフ、施設・設備の確保等、サービスの提供体制の整備 | 国県市町村 | ▶ 地域医療支援センター運営事業 ▶ 看護職員定着促進支援事業 ▶ 看護師等研修事業 ▶ 福祉・介護人材育成就業支援事業 ▶ 社会福祉施設整備事業 ▶ 救急医療提供体制の強化(地域医療再生基金事業) ▶ 小児・周産期医療提供体制の強化(地域医療再生基金事業) ▶ 福祉・介護を支える人材を育成するための事業 ▶ 介護福祉士等修学資金貸付事業 ▶ 地域包括ケアシステムの構築 ▶ 地域医療提供体制の再構築 ▶ がん検診を受診しやすい環境整備に関する事業 | 災- ⑤-1 災- ⑤-2 災- ⑤-3 災- ⑤-5 災- ⑤-6 災- ⑤-7 災- ⑤-8 災- ⑤-9 災- ⑤-10 災- ⑤-11 災- ⑤-12 |
| | 保健・医療・福祉に関する連携体制の構築 | 県市町村 | ▶災害時医薬品等備蓄供給事業の取組の強化▶災害時の健康支援マニュアル等整備・研修事業▶災害時の栄養・食生活支援マニュアル等整備・研修事業▶関係団体との災害時連携体制の一層の強化 | 災- ⑤-13 災- ⑤-14 災- ⑤-15 災- ⑤-16 |
| 災害時における避難 誘導及び保健・医 療・福祉の連携体制 | 災害時要援護者への情報 提供や避難誘導体制の強 化 | 県市町村 | ▶災害時要援護者避難支援の個別計画策定の促進 | 災- ⑤-17 |
| | 福祉避難所の設置、要介護者の災害時の緊急的相 互受け入れ体制の整備 | 県市町村 | ■ 福祉避難所の指定の促進■ 福祉・介護施設の相互応援体制の構築 | 災- ⑤-18 災- ⑤-19 |
| | 広域避難を想定した保 健・医療・福祉提供体制 の整備 | 県市町村 | ▶ 地域防災計画の見直しなどに合わせた検討 | 災- ⑤-20 |

| ⑥ 防犯・治安体制の強化 | | | | | |
|----------------|---|----------|---|------------------|--|
| | 取組内容 | | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 | 取組 主体 | 主要事業 | | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 | |
| | 警察活動基盤・防犯ネットワークの整備 | 県 | ▶災害対策用オフロード車の導入▶交通安全施設整備事業 | 災- ⑥-1 災- ⑥-2 | |
| 防犯・治安体制の強 化 | 防犯リーダーの育成、防 犯教育・啓発の展開、確 実な情報通信手段の強化 | 県 | ▶ 新たな地域コミュニティ形成に伴う絆づくり事業 | 災- ⑥ -3 | |
| | 暴力団等反社会的勢力の排除気運の向上 | 県 | ▶暴力団等反社会的勢力の排除事業 | 災- ⑥ -4 | |

| ⑦ ソフト面 | ⑦ ソフト面での対策としての防災・減災対策や防災・減災教育の強化 | | | | |
|------------------------|----------------------------------|----------------|--|----------------------------|--|
| | 取組内容 | TD/O | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 | 取組 主体 | 主要事業 | | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 | |
| ソフト面での防災・ 減災対策や防災・減 | 地域の防災体制強化、防災リーダーの育成、地域住民との情報の共有化 | 県 | ▶防災リーダー育成研修等▶県民カレッジを推進する事業(セミナーの実施・e-ラーニング)▶集中豪雨から命を守るプロジェクト事業 | 災- ⑦-1 災- ⑦-2 災- ⑦-3 | |
| 災教育 | 学校や地域・職場における防災教育・防災訓練などの防災活動の強化 | 県 市町村 団体 | ▶防災教育を推進する事業▶農村地域の防災意識の向上を図るための事業 | 災- ⑦-4 災- ⑦-5 | |

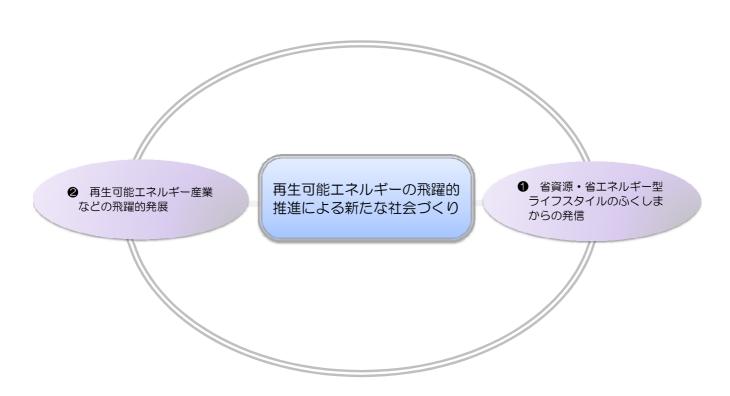
| ⑧ 災害記録・教訓の世界への提言や次世代への継承 | | | | | |
|--------------------------------|---|----------|--|------|--|
| | 取組内容 | | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 | 取組 主体 | 主要事業 | | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 | |
| 災害記録・教訓の世 界への提言や次世代 への継承 | 犠牲者の鎮魂と、経験や 教訓を次世代へ継承する ためのアーカイブセン ターの設置 | 国県市町村 | ▶東日本大震災の記録を保存し活用する事業▶災害誌の作成▶東日本大震災ライブラリー事業 | 災- | |

(5) 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

今回の原子力災害により、ふくしまは深く傷ついた。原子力発電所の安全性に対する信頼が根底から崩れた今、本県は、原子力への依存からの脱却を目指す。一方、これまで人類が追い求めてきたエネルギー活用による便利さや快適さを放棄することも困難である。本県は、地球環境の保持と経済的な発展をいかに両立させるかという課題を解決しなければならない。

本県は、この課題に立ち向かい、21世紀が人類にとって環境問題を真剣に考えなければならない時代であるという原点に立ち返り、真に持続可能な社会モデルを国内はもとより世界に対して発信する先進地を目指していく。

そのため、再生可能エネルギーに関する最先端の研究拠点の誘致、関連産業の集積、省エネルギーや地域でエネルギー自立を図る取組などを強力に進める。



| ① 省資源・省エネルギー型ライフスタイルのふくしまからの発信 | | | | | |
|----------------------------------|--|---------------|--|--|--|
| 具体的取組 | 取組内容年度計画 | 取組主体 | 主要事業 | | |
| | H23H24H25H26H27 H28~H32 | | | 事業番号 | |
| | 福島議定書事業の推進 | 県 | ▶ふくしまから発信!「ふくしま議定書」事業 | 再- ①-1 | |
| | 省工ネ設備等導入促進 | 県 | ▶ 公共施設省エネ改修等補助事業 | 再- ①-2 | |
| 省資源・省エネル ギー活動の推進 | | | | | |
| 1 /山野の月底座 | 公共交通機関の利用拡大 | 県 | ▶バス・鉄道利用促進事業▶福島都市圏総合都市交通計画策定 | 再- ①-3 再- ①-4 | |
| | 建築物の低炭素化の推進 | 県 | ▶県有建築物を環境共生建築に転換するための事業 | 再- ①-5 | |
| 家庭における省資 | 各家庭における再生可能 エネルギーの普及 | 国県 | ▶ 再生可能エネルギー普及推進市町村等支援事業▶ 再生可能エネルギー等の導入を促進するための事業▶ もっともっと木づかい推進事業 | 再- ①-6 再- ①-7 再- ①-8 | |
| 源・省エネルギー型 ライフスタイルの推進 | スマートコミュニティの 実証・実用化 | 国県 | ▶スマートコミュニティの実証試験を行うための事業 | 再- ①-9 | |
| | 資源・エネルギー循環の ライフスタイルの再評 価・情報発信 | 県 | ▶地球にやさしい″ふくしま″ライフスタイル普及啓発事業 | 再- ①-10 | |
| 企業・団体における 省資源・省エネル ギー活動の推進 | 企業、団体、公共施設に おける再生可能エネル ギー設備の導入促進 | 国県 | ▶ 再生可能エネルギー普及推進市町村等支援事業▶ 再生可能エネルギーデータベース構築事業▶ 再生可能エネルギー等の導入を促進するための事業▶ 公共施設等における自立・分散型の再生可能エネルギー導入等を進める事業 | 再- ①-6 再- ①-11 再- ①-7 再- ①-12 | |
| | 共同物流システムの導入促進 | 県 民間団 体 | ▶ ICTによる流通インフラを構築するための事業 | 再- ①-13 | |
| | ESCO事業の導入促進 | 県 | ▶ふくしまエコオフィス推進事業 | 再- ①-14 | |

| ② 再生可能: | ② 再生可能エネルギー産業などの飛躍的発展 | | | | |
|----------------------------------|---|------|---|---|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 | |
| 研究拠点の整備 | 再生可能エネルギーや関連部門の世界レベルの研究拠点の整備 | 国県 | ▶ 再生可能エネルギー関連分野における国、大学、民間の研究機関を誘致するための事業 | 再- ②-1 | |
| 再生可能エネルギー による発電や熱利用 の推進 | 再生可能エネルギーによ る発電や熱利用の推進 | 国県村等 | ▶ 再生可能エネルギー普及推進市町村等支援事業 ▶ 再生可能エネルギーデータベース構築事業 ▶ 再生可能エネルギー導入推進のための法規制緩和や制度・システムの整備 ▶ 再生可能エネルギー等の導入を促進するための事業 ▶ 再生可能エネルギーを推進するためのファンドを創設する事業 ▶ 木質バイオマスエネルギーの利用促進を図るためのモデルを構築する事業 ▶ 森林の再生を図りながら県産材の利用を促進し、安定供給体制を整備するための事業 ▶ 洋上風力発電の実証研究を行うための事業 ▶ 小水力発電を促進するための事業 | 用- ②-2 再- ②-3 再- ②-4 再- ②-5 再- ②-6 再- ②-7 再- ②-8 再- ②-9 再- ②-10 | |
| 再生可能エネルギー 関連産業の集積と雇 用の創出 | 太陽光パネルや風力・小水力等の発電用部品の製造、組立て、システム開発、蓄電池の製造等の振興 | 国県 | ▶洋上風力発電の実証研究を行うための事業 ▶省エネルギー等研究開発補助事業 ▶環境・新エネルギーモデル事業 ▶次世代エネルギー利活用事業 ▶がんばる企業立地促進補助金 ▶企業立地貸付金 ▶がんばろうふくしま産業復興企業立地補助金 ▶ふるさと福島Fターン就職支援事業 | 再- 2-9 再- 2-11 再- 2-12 再- 2-13 再- 2-14 再- 2-15 再- 2-16 再- 2-17 | |
| 低炭素化のための取 組の推進 | 高効率の火力発電の開発・推進や火力発電への 木質バイオマスの利用等 の促進 | 県 | ▶カーボン・オフセット普及促進事業 | 再- ②-18 | |
| エネルギーの地産地 消による持続可能な モデルの構築 | スマートコミュニティモ デル地域の設定 | 国県 | ▶スマートコミュニティの実証試験を行うための事業▶がんばる企業立地促進補助金 | 再- ②-19 再- ②-14 | |

原子力災害対応 3

原子力災害の克服 (1)

原子力災害が進行中であり、本県は深刻な影響を受け続けていることから、本県の復興に当たっ て原子力災害対策が極めて重要な位置を占める。また、原子力災害による影響は、環境、健康、産 業、教育などあらゆる分野に及ぶとともに、次世代までの長期にわたることが想定される。

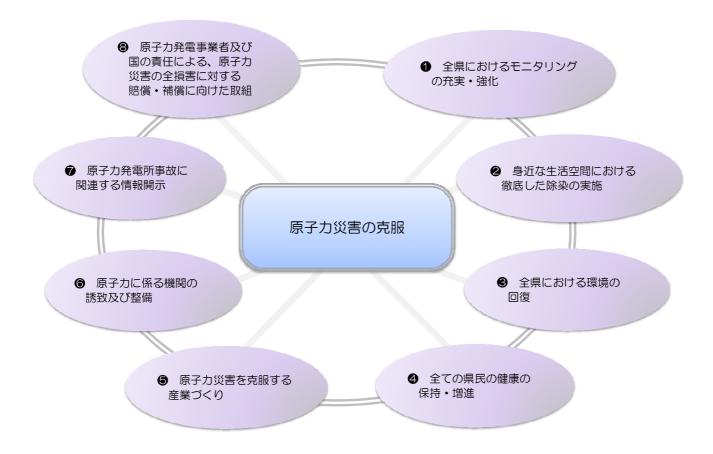
本県は、原子力に依存しない社会を目指しており、国及び原子力発電事業者に対し、県内の原子 力発電所についてはすべて廃炉とすることを求める。廃炉が完了するまで、国及び原子力発電事業者の責任の下、廃炉作業が安全に進められ、原子力関連施設の安全性が確保されなければならな い。なお、本県を放射性廃棄物の最終処分場としない方針を堅持する。

また、国及び原子力発電事業者は、原子力発電が安全であるとして国策として推進してきた責 任、汚染された土壌、水などを元の状態に戻す責任、そして、原状回復に至るまでの間に生じる損害についての責任があり、これらを全うすることを強く求める。

本県は、この難局を乗り越え、すべての県民が安全で安心に暮らすことのできる社会を目指すた め、環境回復についての研究や放射線影響に関する医療拠点を整備し、除染を進めるとともに、健 康第一の考え方を前面に打ち出し、全国にも誇れるような健康長寿県を目指す。

また、原子力に係る国際的機関の誘致を含め、世界最先端の知見・頭脳を本県に招致し、事故後

の原子力発電所の安全の確保とその監視に取り組んでいく。 なお、国、原子力発電事業者は、原子力発電を国策として推進してきたことから、責任をもって 汚染された土壌などの環境を回復するとともに、現状回復に至るまでの全て損害を賠償する義務が あり、これらを全うすることを強く求める。



| ① 全県におけるモニタリングの充実・強化 | | | | |
|----------------------|--|------|---|---|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 |
| 全県におけるモニタリングの充実・強化 | モニタリングの強化 | 国具町村 | ▶放射能対策事業 ▶モニタリングポスト緊急整備事業 ▶応急的モニタリングポスト整備事業 ▶サーベイメーター配置事業 ▶モニタリング事業(児童館・放課後児童クラブ等への放射線量計の配布) ▶食品衛生検査施設整備事業 ▶飲料水の放射性物質モニタリング体制の整備 ▶農林水産物等モニタリング事業 ▶放射能簡易分析装置整備事業(住民に身近な公共施設等への分析装置の設置) ▶食品中の放射性物質の検査を実施する事業 ▶野生鳥獣放射線モニタリング調査事業 | 原- ①-1 原- ①-2 原- ①-3 原- ①-4 原- ①-5 原- ①-6 原- ①-7 原- ①-8 原- ①-9 原- ①-10 |
| | モニタリング結果の一元 的解析・評価と県民への わかりやすい情報発信 | 国県 | ▶放射能対策事業▶モニタリングポスト緊急整備事業▶応急的モニタリングポスト整備事業 | 原- ①-1 原- ①-2 原- ①-3 |

| ② 身近な生活空間における徹底した除染の実施 | | | | |
|------------------------|---|--------|---|---|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 H23H24H25H26H27 H28~H32 | 取組主体 | 主要事業 | 事業番号 |
| 身近な生活空間にお ける徹底した除染 | 身近な生活空間における 放射線量低減対策 | 国県村 | ▶表土緊急改善事業・表土改善事業 ▶環境緊急改善事業 ▶線量低減化機器等整備事業 ▶社会教育施設線量低減事業 ▶線量低減化活動支援事業 ▶緊急的生活空間除染事業 ▶市町村除染対策支援事業 ▶除染対策推進事業 ▶部市公園環境緊急改良事業 ▶除染業務講習会 ▶除染情報プラザ | 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 |
| | 放射性物質に汚染された 災害廃棄物や下水汚泥等 の早急な処理、処分先の 確保 | 国県 市町村 | ▶放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理 ▶下水汚泥放射能対策事業 ▶大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定 ▶市町村災害廃棄物処理事業の代行 ▶放射性物質に汚染された農業系廃棄物の処理 | 原- ②-12 原- ②-13 原- ②-14 原- ②-15 原- ②-16 |

※主要事業の事業概要は、103ページ~108ページに記載しており、右欄の事業番号と対応していますので参照してください。

| ③ 全県におり | ③ 全県における環境の回復 | | | | |
|--------------------|--|-------|---|--|--|
| | 取組内容 | T- 45 | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 | 取組主体 | 主要事業 | | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 | |
| 環境浄化のための国内外の英知を結集し | 環境浄化のための、国内 外の英知を結集した調査 研究・技術開発・実証実 験、国際的な研究拠点の 整備 | 国県 | ▶環境創造戦略拠点の整備(環境創造センター(仮称)の設置)及び研究を推進するための事業 | 原- ③-1 | |
| た調査研究 | 研究成果や実証事例などの情報の国内外への発信 | 国県 | ▶環境創造戦略拠点の整備(環境創造センター(仮称)の設置)及び研究を推進するための事業▶森林環境放射線の情報を発信するための事業 | 原- ③-1 原- ③-2 | |
| | 農地等における除染の推 進 | 国県 | ▶農地等の除染を行うための事業 | 原- ③-3 | |
| | 森林等の除染の推進 | 国県 | ▶ 森林等の除染を行うための事業 | 原- ③-4 | |
| 全県全土の環境浄化 | その他の大気、水、土壌の環境浄化 | 国県 | ▶緊急的生活空間除染事業(面的除染モデル事業) ▶放射性物質除去・低減技術開発事業 ▶市町村除染対策支援事業 ▶除染対策推進事業 ▶きのこ原木林や竹林等の再生を図るための事業 | 原- ③-5 原- ③-6 原- ③-7 原- ③-8 原- ③-9 | |

| ④ 全ての県民の健康の保持・増進 | | | | |
|----------------------|---|--------|---|--|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 | 取組主体 | 主要事業 | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 |
| | 長期間にわたる県民健康管理調査を通した健康の保持・増進 | 国県 | ▶県民健康管理事業▶県民健康管理調査にかかる相談対応をする事業▶ 放射線の下しい知識を並及する立場にある医療従事者等に対する研修会の実施 | 原- ④-1 原- ④-2 原- ④-3 |
| | 食品の安全確保 | 国県市町体等 | ▶食品衛生検査施設整備事業▶放射能対策事業▶放射能簡易分析装置整備事業(住民に身近な公共施設等への分析装置の設置)▶農林水産物の新たな安全システムの導入を推進するため | 原- ④-4 原- ④-5 原- ④-6 |
| 県民の健康確保 保健医療拠点の整備 | | | の事業 ▶食の安全・安心アカデミー ▶食品中の放射性物質の検査を実施する事業 ▶きのこ栽培用の原木等の導入を支援するための事業 | 原- ④-7 原- ④-8 原- ④-9 原- ④-10 |
| | 疾病予防・早期発見・早期治療による保健医療先進県の創造 | 国県 | ▶ がん検診を促進するための事業・生活習慣病を予防するための事業 ▶ 放射線に関する相談外来の設置、がん医療に係る診断機器や治療機器等の整備の支援(地域医療再生基金事業) ▶ 疾病予防・早期発見・早期治療のための関係機関が連携した取組 ▶ 国際的先端医療を開発・普及するための事業 | 原- ④-11 原- ④-12 原- ④-13 原- ④-14 |
| | 県立医科大学での放射線 医学に関する研究や診療 機能の強化、放射線健康 障害の早期診断・最先端 治療拠点の創設 | 国県科大学 | ▶ 放射線医学県民健康管理センターの整備(最先端診断・ 治療拠点を整備する事業)▶ 最先端医療提供のための人材確保 | 原- ④-15 原- ④-16 |
| | 国際的な保健医療機関の 誘致 | 国県 | ▶国内外の保健医療機関との連携・協働 | 原- ④-17 |

[※]主要事業の事業概要は、103ページ~108ページに記載しており、右欄の事業番号と対応していますので参照してください。

| ⑤ 原子力災 | 書を克服する産業 | づく | Ŋ | |
|--|-------------------------------------|-------|---|---|
| 具体的取組 | 取組内容 年度計画 | 取組主体 | 主要事業 | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 |
| 各産業における放射 線による影響監視シ ステムの確立及び情 報発信 | 農林水産物、工業製品等の放射能・放射線量測定及び情報の迅速・的確な公表 | 国県村特等 | ▶残留放射線測定器導入整備事業 ▶残留放射線に関する相談窓口の設置事業 ▶加工食品奥書対応事業 ▶加工食品に関する放射能検査 ▶水産物安全流通対策事業 >農林水産物等モニタリング事業 >農林水産物の新たな安全システムの導入を推進するための事業 | 原- ⑤- 2 原- ⑤- 3 原- ⑤ ⑤- 4 原- ⑤ ⑤- 4 原- ⑤ ⑥- 6 原- ⑤ ⑥- 7 |
| | 放射能や食の安全に関する知識の普及 | 県 | ▶ 食の安全・安心アカデミー | 原- ⑤-8 |
| 安全で消費者に信頼 される農林水産物の 生産技術の開発普及 | 放射性物質の農産物への吸収抑制のための研究等 | 国県 | ▶ 放射性物質除去・低減技術開発事業 | 原- ⑤-9 |
| | 放射性物質の除去や処理技術に関する技術開発及び産業化の推進 | 国県 | ▶ 放射性物質除去•低減技術開発事業 | 原- ⑤-9 |
| 原子力災害対策と関 連させた新たな産業 の育成 | 放射線医学推進と関連させた医療機器の開発及び産業化 | 国県 | ► 医療機器開発・安全評価拠点の整備► ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立► 医療福祉機器開発ファンドの創設► 国際的先端医療機器の開発・実証をするための事業 | 原- ⑤-10 原- ⑤-11 原- ⑤-12 原- ⑤-13 |

| ⑥ 原子力に | 系る機関の誘致及 | び整 | 備 | |
|-----------------|---|----------|-----------------------|--------|
| | 取組内容 | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 | 取組 主体 | 主要事業 | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 |
| 原子力に係る機関の誘致及び整備 | 原子力に関する国際的研究機関や監視機関の誘致、廃炉基準などの安全管理や放射線に関する高度技術の開発促進 | 国県 | ▶IAEA等の国内外の研究機関等の誘致活動 | 原- ⑥-1 |

| ⑦ 原子力発電所事故に関連する情報開示 | | | | |
|---------------------|---|----------|---|------------------|
| | 取組内容 | Un40 | To 40 | |
| 具体的取組 | 年度計画 | 取組 主体 | 主要事業 | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 |
| 災害情報の迅速な伝 達等 | 国及び原子力発電事業者に対する事故に関連する即時的で透明性の高い情報開示の要求、市町村、県の間での災害時における迅速な情報伝達等の対策 | 国県市町村 | ▶地域防災計画や安全協定の見直し▶通信連絡網の整備や訓練実施のための事業 | 原- ⑦-1 原- ⑦-2 |
| 工程表の実施状況の 監視 | 国及び原子力発電事業者が示した工程の実施状況に対する監視 | 国県 | ▶発電所への立ち入り調査等の実施 | 原- ⑦-3 |

| | ⑧ 原子力発電事業者及び国の責任による、原子力災害の全損害に対する賠償・ 補償に向けた取組 | | | | |
|----------------------------------|---|------|---|------------------|--|
| | 取組内容 | | | | |
| 具体的取組 | 年度計画 | 取組主体 | | | |
| | H23 H24 H25 H26 H27 H28~H32 | | | 事業番号 | |
| 原子力災害の全損害 に対する賠償・補償 に向けた取組 | 県民、事業者への原子力損害賠償の円滑な推進 | 県 | ▶原子力損害対策推進事業▶原子力賠償支援推進事業 | 原- ®-1 原- ®-2 | |

主要事業と事業概要

1 緊急的対応

(1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援 【主要事業と事業概要】

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|----------|----------------------------------|--|
| <u> </u> | 1277 | |
| 応- ①-1 | 資金貸付関係経費 | 生活福祉資金(緊急小口資金・生活復興支援資金)や漁業経営対策特別資金の第 し付けを行う。 |
| 応- ①-2 | 災害救助法による救助 | 避難所、応急仮設住宅、民間借上げ住宅の供与など、必要な救助を行う。 |
| 応- ①-3 | 被災者生活再建支援金 | 財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部への拠出を通した被災者の生活再建支援。 |
| 応- ①-4 | 義援金の配分 | 福島県、日本赤十字社等に寄せられた義援金について、義援金配分委員会で定められた基準により、市町村を通じて被災者へ配分する。 |
| 応- ①-5 | 避難住民の住宅対策事業 | 応急仮設住宅等の供与や、仮設住宅利便性向上支援(バリアフリー改修等)、 上げ住宅入退去支援について行う。 |
| 応- ①-6 | 一部損壊した住宅を補修するた めの事業 | 市町村が実施する一部損壊住宅の補修事業を支援する。 |
| 応- ①-7 | 造成宅地滑動崩落緊急対策事業 | 大地震等が発生した場合に、滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地において、防止対策を実施することにより、道路や河川等の公共施設を保全するとおし、盛土上に存在する家屋の被害を防止する。 |
| 応- ①-8 | 被災住宅相談支援事業 | 市町村が開設する窓口等で、県職員や建築士等が、被災住宅の応急危険度判定は 結果や補強・修繕の方法等について技術的な助言や現地調査を実施し、被災者を 支援する。 |
| 応- ①-9 | 仮設住宅における交流スペース の整備 | 仮設住宅の整備に併せて、仮設住宅地内に住宅の交流スペースとして仮設集会は 等を設置する。 |
| 応- ①-10 | ふるさとの絆情報ステーション 設置によるコミュニティの確保 | 民間借り上げ住宅等への避難住民向けに「ふるさと絆情報ステーション」を設し、市町村の情報や交流の場を提供する。 |
| 応- ①-11 | 避難地域等のコミュニティ再生 を支援する事業 | 仮設住宅等と地元町内会等による交流事業や避難者がふるさとに帰った後に地口ミュニティ再生のために実施する事業に対して助成を行う。 |
| 応- ①-12 | 地域コミュニティ復興支援事業 | 仮設住宅・借上げ住宅入居者、自宅被災者や地域に取り残された要援護者の巡問 訪問によるニーズ把握、見守り等の支援体制の構築、関係者間の総合調整、サロン運営等を実施する事業に対して補助を行う。 |
| 応- ①-13 | 電子回覧板等による情報の発信 | 県内外に避難している住民に通信機能付きデジタルフォトフレームを配付し、 及び市町村からの支援情報、風景や行事の写真等を提供する。すでに配付してる市町村において、県の情報を発信するためのモデル事業を実施し、配付市町村の拡大を図る。 |
| 応- ①-14 | 応急仮設住宅等におけるネット ワークの構築 | 避難住民に被災者支援情報等を伝達するとともに、地域コミュニティの維持を るために応急仮設住宅をネットワーク化し、情報提供システムを構築する。 |
| 応- ①-15 | 高齢者等サポート拠点整備事業 | 避難所に専門職種を派遣し、高齢者の相談・生活支援を行うとともに、高齢者は サポート拠点を設置し、デイサービス、訪問介護・看護、生活相談、交流スペース設置等のサービスを提供する。 |
| 応- ①-16 | スクールカウンセラー等緊急派 遣事業 | 東日本大震災により被災、又は原子力災害により避難した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言、医療機関等との連携・調整など様々な課題に 応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する。 |
| 応- ①-17 | 自殺対策緊急強化基金事業 | 相談支援体制の整備や人材育成、自殺対策に関係する民間の活動支援等により、 地域における自殺対策の強化を図る。 |
| 応- ①-18 | 教育相談を推進する事業 | スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携して生徒指導にあたる各種事業を総合的に展開し、「題行動の未然防止と早期解決を図る。 |
| 応- ①-19 | アウトリーチ推進事業 | 被災した相双地域に医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援事業者、ピアサポータ等によって構成される多職種支援チームを配置し、精神科医療の充実を る。 |
| 応- ①-20 | 被災者の心のケア事業 | 全国団体を通して被災県に人材を供給する仕組みを活用して、専門職を中長期に受け入れ、高いストレス状態にある県民への心のケアを行う。 |
| 応- ①-21 | 子どもの心のケア事業 | 被災した児童及びその保護者、支援者等に対する各種支援活動の充実と、各活間のより一層の連携を図り、ストレスを抱えた子どもに対して長期的、継続的ケアを行う。 |
| 応- ①-22 | 被災乳幼児と家族の心のケア事 業 | 不安やストレスを抱えた乳幼児やその家族に対して、心の安定を図るため市町の母子保健事業を通じて適切な時期に的確に支援を行う。 |
| 応- ①-23 | 事業所におけるワーク・ライ フ・バランスの啓発 | 事業所を対象としたワーク・ライフ・バランス推進のための意識啓発を行う。 |
| 応- ①-24 | 地域づくり総合支援事業(サ ポート事業(復興関連事業)) | 民間団体等が行う地域活性化事業に対し、県が財政的に支援するものであり、回の震災を受けて震災復興及び関連する取組を優先的に支援する。(事例…仮住宅における「環境整備等を行う活動」など) |

| ② 生活基準 | 盤・産業インフラの復旧 | |
|---------|----------------------------------|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 応- 2-1 | 公共土木施設等災害復旧事業 | 被災した公共土木・建築施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設等の災害復旧を行う。 |
| 応- ②-2 | 災害関連緊急砂防等事業 | 東日本大震災により発生した土砂災害(地すべり、急傾斜地)に対して人家等の 保全対象を守るため緊急的に対策工事を行う。 |
| 応- ②-3 | 災害関連地域防災がけ崩れ対策 事業 | 東日本大震災により発生した土砂災害(がけ地)に対して人家等の保全対象を守るための対策工事を行う。 |
| 応- ②-4 | 農地・農業用施設災害復旧事業 | 被災した農地、農業用施設を復旧する。 |
| 応- 2-5 | 災害関連事業等 | 被災した農業集落排水施設、生活環境施設等を復旧する。 |
| 応- 2-6 | 治山事業 | 被災した林地荒廃箇所・津波被災保安林等を復旧する。 |
| 応- 2-7 | 治山施設災害復旧事業 | 被災した治山施設・林地荒廃箇所・津波被災保安林等を復旧する。 |
| 応- ②-8 | 林道災害復旧事業 | 市町村等が管理する林道施設について、被災箇所の復旧事業を実施する。 |
| 応- 2-9 | 災害関連山村環境施設復旧事業 | 市町村等が管理する森林公園、林業集落排水施設等について、被災箇所の復旧事業を実施する。 |
| 応- ②-10 | 農地災害区画整備事業 | 大規模経営、効率的営農を可能とするため被災農地及び隣接する未被災農地を含めて一体的に大区画のほ場整備を行う。 |
| 応- ②-11 | 地力回復を行うための事業 | 客土や除塩等の災害復旧事業と併せて実施する地力回復のための土壌改良費用に 対して補助を行う。 |
| 応- ②-12 | 農村生活環境施設の復旧を支援 するための事業 | 市町村が行う農村生活環境施設の復旧を支援する。 |
| 応- ②-13 | 木材加工流通施設の復旧を行う 事業 | 被災した木材加工流通施設の復旧整備を支援する。 |
| 応- ②-14 | 災害復旧等公共事業 | 被災した工業用水道施設の災害復旧を行う。 |
| 応- ②-15 | 水産業共同利用施設復旧支援事 業 | 水産業共同利用施設の早期復旧に必要不可欠な機器等の整備に要する経費に対して補助する。 |
| 応- ②-16 | 農地を除塩するための事業 | 津波で被災した農地の塩分を除去する。 |
| 応- ②-17 | 漁場復旧対策支援事業 | 津波によるがれきや車等が漁場に堆積し、漁場の生産力が著しく低下・喪失していることから、漁場機能の再生・回復を図るため、がれきや漂流物の回収などに取り組む漁業者に対して支援する。 |
| 応- ②-18 | 大規模災害時における災害廃棄 物の処理等の協力に関する協定 | 福島県と社団法人福島県産業廃棄物協会との間で、大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、協定を締結し、市町村及び一部事務組合が行う災害廃棄物の撤去等の支援を行う。 |
| 応- ②-19 | 市町村災害廃棄物処理事業の代 行 | 東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村の災害廃棄物処理事業を国が代行 する。 |
| 応- ②-20 | 「ふくしま絆」流木リサイクル 推進モデル事業 | 東日本大震災により発生した松川浦周辺の流木を建築資材へリサイクルし、公共施設等への利用を促進する。 |
| 応- ②-21 | 消防防災施設(設備)災害復旧 事業 | 東日本大震災により被災した消防防災施設(設備)の災害復旧を行う。 |
| 応- ②-22 | 廃棄物処理施設災害復旧事業 | 東日本大震災により被災した市町村及び一部事務組合の廃棄物処理施設の復旧に 対し補助を行う。 |

| ③ 被災者(| の緊急的な雇用の確保と被 | 災事業者の事業再開支援 |
|---------|-------------------------------|---|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 応- ③-1 | 緊急雇用創出基金事業 | がんばろう福島!"絆"づくり応援事業などをとおして、東日本大震災による被災者等を対象に雇用を創出し、ふくしまの再生・復興を図る。 |
| 応- ③-2 | ふるさとふくしま巡回就職相談 事業 | ふるさと雇用再生特別基金を活用し、被災者等が自立した生活を取り戻すことを 支援するため、県内外の仮設住宅等を巡回し、きめ細かな就職相談や職業紹介を 実施する。 |
| 応- ③-3 | 耕作放棄地再生モデル事業 | 農業法人等に対し、被災者等の失業者を新たに雇用して耕作放棄地の再整備等を 行う業務を委託する。 |
| 応- ③-4 | 漁場復旧対策支援事業 | 県が重機等を使用し、漁場に堆積したガレキの撤去を行う。 |
| 応- ③-5 | 農業法人等チャレンジ雇用支援 事業 | 農業法人等に対し、失業者を雇用した農業経営発展の実証事業を委託する。 |
| 応- ③-6 | 特色ある園芸産地育成実証事業 | 避難住民等を雇用して行う園芸品目等の実証事業を農業法人等に委託する。 |
| 応- 3-7 | 中小企業制度資金貸付金 | 「ふくしま復興特別資金」及び「震災対策特別資金」等により、東日本大震災及 び原子力災害により被害を受けている中小企業者を支援する。 |
| 応- ③-8 | 震災対策特別資金・ふくしま復 興特別資金利子補給事業 | 東日本大震災により被災した中小企業者が、「震災対策特別資金」や新たに創設した「ふくしま復興特別資金」を借り入れる場合、平成25年度まで実質的に無利子となるよう利子補給を行う。 |
| 応- ③-9 | 中小企業高度化資金貸付金(災害復旧貸付) | 既往の高度化資金貸付金貸付けを受けた事業用施設が被災した組合等に対し施設 復旧等に必要な資金を融資する。 |
| 応- ③-10 | 被災中小企業施設·設備整備支援事業貸付金 | 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合 に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の融資を行う。 |
| 応- ③-11 | 福島産業復興機構出資金 | 東日本大震災及び原子力発電所事故の影響による中小企業等の二重債務問題に対応するため、新たに国や金融機関等とともに「福島産業復興機構」を設立し、被災事業者の事業再生を支援する。 |
| 応- ③-12 | 中小企業等復旧・復興支援事業 | 東日本大震災により被災した中小企業等に対し、事業を再開・継続する際に要する経費の一部を補助する。 |
| 応- ③-13 | 中小企業等グループ施設等復旧 整備補助事業 | 東日本大震災及び原子力発電所事故により甚大な被害を受けた県内産業の復旧・ 復興を効率的に促進するため、中小企業等グループによる一体的な復旧・復興事 業に対し、経費の一部を補助する。 |
| 応- ③-14 | ふるさと福島Fターン就職支援 事業 | 被災者等求職者にきめ細かな就職相談や職業紹介を行い、就職を支援する。 |
| 応- ③-15 | 中小企業復興支援事業 | 県内中小企業の受注回復や取引拡大の取組を支援するため、全国規模の展示会等 に出展する中小企業に対して、経費の一部を補助する。 |
| 応- ③-16 | 特定地域中小企業特別資金 | 原子力発電所事故に伴い、警戒区域等から移転を余儀なくされる中小企業等及び 緊急時避難準備区域が解除された区域等において事業を継続・再開する中小企業 等に対し、事業資金を無利子・無担保で融資する。 |
| 応- ③-17 | ものづくり復興支援事業 | 東日本大震災及び原子力発電所事故により被災した中小企業に対して技術的助言やサポートを行う。 |
| 応- ③-18 | ものづくり企業支援設備復旧事業 | 東日本大震災により破損したハイテクプラザの設備等の点検調整、修繕等を行う。 |
| 応- ③-19 | 工場用地・空き工場紹介事業 | 産業用地、空き工場等の情報提供等により被災企業の県内での事業再開を支援する。 |
| 応- ③-20 | 農業近代化資金融通対策事業 | 東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して施設等の復旧等に要する資金を低利あるいは無利子で融通する。 |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|---------|----------------------------------|---|
| 応- ③-21 | 農家経営安定資金融通対策事業 | 東日本大震災及び原子力事故により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定 を図るため、低利あるいは無利子の資金を融通する。 |
| 応- ③-22 | 農業経営負担軽減支援資金等融 通対策事業 | 農業経営の改善に取り組む農業者の既往負債の負担を軽減するため、負債整理の ための資金を融通する。 |
| 応- ③-23 | 農業制度資金等の円滑化を図る ための事業 | 農業制度資金等の円滑な融資のため保証機関への支援を行う。 |
| 応- ③-24 | 東日本大震災漁業経営対策資金 貸付事業・同資金利子補給事業 | 震災などにより焼失した漁具・設備などの購入や経営維持のために必要な資金を 融通する。 経営に必要な資金を低利で融資するために利子補給を行う。 |
| 応- ③-25 | 被災農家経営再開支援事業 | 復旧作業を行う農業者に対して、復興組合(仮称)等を通じてその活動に応じた 経営再開支援金を支払う。 |
| 応- ③-26 | 農地の再生等を支援するための 事業 | 大震災に伴い被災した農家が避難等により荒廃した自作地の再生・整備に必要な経費を支援する。 |
| 応- ③-27 | 小規模災害の復旧を支援するための事業 | 市町村等による小規模災害復旧事業の実施に伴う工事負担金の一部を支援することにより、被災農家の円滑な生業再建を図る。 |
| 応- ③-28 | 土地改良区の運営を支援するための事業 | 原子力災害により賦課金の徴収が困難となっている土地改良区及び震災により新 たな経費の負担が生じた土地改良区に対して支援を行う。 |
| 応- ③-29 | 代替農業用水を確保するための 事業 | 農業水利施設が被災し農業用水の確保が困難な地域において、代替農業用水を確保するために必要な経費を支援し、農業経営や集落の維持を図る。 |
| 応- ③-30 | 園芸産地の再整備を支援するための事業 | 葉たばこ廃作者の経営の再構築を早急に支援し、新たな作物の導入や雇用活用による生産者の安定した所得確保、園芸特産作物の産出額の維持等を図る。 |
| 応- ③-31 | 中山間地域等直接支払事業(制度拡充分) | 大震災により新たに生産条件が不利と認められた農地などに一定の交付金を交付することにより、被災した農業者の営農再開に向けた支援を行う。 |
| 応- ③-32 | 農地·水保全管理支払交付金 (復興支援交付金) | 大震災により被災した農業用施設等の補修を行い、被災した農家の営農再開に向け支援する。 |
| 応- ③-33 | 避難先での一時就農等を支援するための事業 | 避難している農業者がふるさとに戻って営農を再開するまでの間、避難先等における一時就農の支援を行う。 |
| 応- ③-34 | 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 | 東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先 等の耕作放棄地を活用して営農活動を再開できるよう、被災農家等の一連の取組 に対して支援する。 |
| 応- ③-35 | 耕作放棄地再生利用緊急対策 (被災者支援実証ほ) | 被災した農家が避難先で耕作放棄地を活用して農業を再開する取組を積極的に支援することにより、被災者の就農支援と所得の確保を図る。 |
| 応- ③-36 | 水産業共同利用施設復旧支援事 業 | 水産業共同利用施設の早期復旧に必要不可欠な機器等の整備に要する経費に対して補助する。 |
| 応- ③-37 | 共同利用漁船等復旧支援対策事 業 | 漁協等が行う漁業者の共同利用に供する漁船建造費、漁具購入費に補助を行う。 |

| ④ 教育・医療・福祉の維持確保 | | |
|---------------------|-------------------------|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 応- ④-1 | 県立学校施設等災害復旧事業 | 東日本大震災により被災した県立学校施設等について、建物、工作物、土地、設備等の復旧を行う。また、東日本大震災により被災した公立大学法人施設の災害 復旧を支援する。 |
| 応- ④-2 | 私立学校設備整備事業 | 東日本大震災により被災した私立学校(専門学校等含む)施設の災害復旧を支援 する。 |
| 応- ④-3 | 県立学校施設応急仮設校舎等設 置事業 | 東日本大震災の発生により校舎が被災した学校や、原発事故により国から区域外への避難指示がなされ移転を余儀なくされた学校を対象に応急仮設校舎の設置を 行う。 |
| 応- ④-4 | ふくしま海洋科学館災害復旧事業 | 被災したふくしま海洋科学館(アクアマリンふくしま)の災害復旧工事を行う。 |
| 応- ④-5 | 社会教育施設災害復旧事業 | 被災した県立図書館、美術館、いわき海浜自然の家の復旧事業を行う。 |
| 応- ④-6 | 文化センター災害復旧事業 | 被災した県文化センターの災害復旧に係る調査設計及び災害復旧工事を行う。 |
| 応- ④-7 | サテライト校教育活動支援事業 | サテライト校における特別活動を支援し、さらには、生徒の進路希望の実現を図る。 |
| 応- ④-8 | サテライト校の教育環境を整備 する事業 | 原子力発電所事故により国から区域外への避難指示がなされ移転を余儀なくされている高等学校のサテライト校について、宿泊施設等を確保するなど、教育環境の整備を行う。 |
| 応- ④-9 | 適正な教員の配置 | 被災児童生徒が就学した学校へ再配置するなど、適正な教員配置を行う。 |
| 応- ④-10 | 高校等奨学資金貸付事業 | 東日本大震災や原発事故により被災し、経済的理由により修学困難となった高校 生に対して、奨学資金を貸与する。 |
| 応- ④-11 | 被災児童生徒等就学支援事業 | 東日本大震災や原発事故により被災し、就学困難となった世帯の幼児に対する幼稚園入園料・保育料、及び経済的理由により就学困難となった小中学生に対する 学用品費等について、市町村に対し補助を行う。 |
| 応- ④-12 | 被災児童生徒等特別支援教育就 学奨励事業 | 被災した特別支援学校に通う幼児児童生徒の世帯に対し、緊急的に就学支援等を 実施する。 |
| 応- ④-13 | 高校生通学支援事業 | 東日本大震災や原子力災害に伴い通学が困難となった相双地域の生徒の通学手段を確保するため、通学バスを運行するとともに、居住地以外からサテライト校への通学や転学を余儀なくされた生徒等に対して通学費の支援を行う。 |
| 応- ④-14 | 私立学校被災児童生徒等就学支 援事業 | 東日本大震災により被災、又は原子力災害により避難し経済的に困窮している世帯の生徒等が、私立学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校)へ就学できるよう、授業料等に対する補助を行う。 |
| 応- ④-15 | 保健師等修学資金 | 東日本大震災により被災した看護学生の経済的支援を行うため、修学資金を貸与する。 |
| 応- ④-16 | 地域医療支援センター運営事業 | 県内の医師不足や地域偏在の解消に向け、医師が不足している病院の医師確保支援、医師のキャリア形成支援、定着促進、県外からの医師の招へい等を行う。 |
| 応- ④-17 | 仮設診療所等整備事業 | 被災した地域において、迅速に医療を提供する体制を確保するため、仮設診療所及び仮設歯科診療所を設置する。 |
| 応- ④-18 | 医療施設災害復旧事業 | 東日本大震災で被災した病院・診療所等の復旧を支援する。 |
| 応- ④-19 | ふくしま医療人材確保事業 | 災害により医療従事者が不足している医療機関の人材確保を相双地域医療従事者確保支援センターと連携し支援するとともに、避難指示等のあった区域内の医療機関や仮設診療所の運営を支援することで、医療従事者の確保と医療提供体制の確保を図る。 |
| 応- ④-20 | ナースバンク事業 | 被災して避難所等に避難している看護職の再就業を支援するため、ナースバンク 事業の相談員を2名増員して巡回相談を実施する。 |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|---------|------------------------------------|--|
| 応- ④-21 | 看護職員等緊急確保対策事業 | 看護学生に対するカウンセリングや就職フェアの開催により、就学の継続や就職活動を支援することで、看護職人材の県外流出を防止し、地域医療の復興に必要な人材育成・確保を図る。 |
| 応- ④-22 | 薬剤師の確保と薬局機能の回復を支援するための事業 | 本県から避難した薬剤師の流出状況を調査し、不足が見られる場合には、本県出身の薬学部新卒者等に対し県内への就業を推進する。また、避難区域が解除され、病院、診療所の機能が回復した場合に、薬局が機能しているか確認を行い、回復していない場合には薬剤師の就業促進等の支援を行う。 |
| 応- ④-23 | 地域医療提供体制の再構築 | 被災医療機関等の再整備や医療機関相互の情報連携の基盤整備、医師、看護師等の人材確保を行う。 |
| 応- ④-24 | 社会福祉施設等災害復旧事業 | 東日本大震災により被災した高齢者福祉施設、児童福祉施設、障がい福祉施設等 の災害復旧を支援する。 |
| 応- ④-25 | 被災地における障害福祉サービ ス基盤整備 | 被災地等の事業所に対し、アドバイザーを派遣し、課題解決の支援を行うとともに、職員の確保を図るためのマッチング事業を実施する。また、新たに日中活動の場を整備することにより、引きこもりがちになっている障がい者に対し、自立と就労支援につながるサービスを提供する。 |
| 応- ④-26 | 精神障がい者地域生活移行支援 特別対策事業 | 相双地域の精神障がい者の在宅生活を支援するため、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種チームを設置し、訪問等による支援を行う。 |
| 応- ④-27 | 子どもの発達支援事業 | 被災した障がい児に対する医療支援及び相談・援助を行う。 |
| 応- ④-28 | 福祉•介護人材育成就業支援事業 | 福祉・介護分野で就労を希望する求職者を一定期間福祉施設に派遣し、働きながらヘルパー2級等の資格取得を支援する。 |
| 応- ④-29 | 福祉・介護を支える人材を育成 するための事業 | 県内の福祉・介護の事業所で働こうとする高校卒業見込者にヘルパー2級の資格 取得の機会を与え、人材の育成を図る。 |
| 応- ④-30 | 高齢者等サポート拠点整備事業 | 避難所に専門職種を派遣し、高齢者の相談・生活支援を行うとともに、高齢者等サポート拠点設置し、ディサービス、訪問介護・看護、生活相談、交流スペース設置等のサービスを提供する。 |
| 応- ④-31 | 震災遺児等家庭相談支援事業 | 震災遺児等にとって重要な生活基盤となる、遺族基礎年金、遺族厚生年金、労災 遺族補償年金等については、専門的な相談・援助が必要であることから、社会保 険労務士による支援を行う。 |
| 応- ④-32 | 仮設住宅等の被災者に対する健 康支援活動 | 仮設住宅等の被災者に対し、保健師・看護師・管理栄養士等が健康相談、疾病予防等の健康管理支援を行う。 |
| 応- ④-33 | 被災女性のための相談支援事業 | 震災等によるストレスや悩みを抱えた女性のための相談窓口を設置し心のケアを行うとともに、相談窓口の周知やDV(ドメスティック・バイオレンス)防止に向けた意識啓発を行う。 |
| 応- ④-34 | 教育相談を推進する事業 (スクールカウンセラー等派 遣) | 東日本大震災により被災、又は原子力災害により避難した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言、医療機関等との連携・調整など様々な課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する。 |
| 応- ④-35 | 子どもの心のケア事業 | 被災した児童及びその保護者、支援者等に対する各種支援活動の充実と、各活動間のより一層の連携を図り、ストレスを抱えた子どもに対して長期的、継続的なケアを行う。 |
| 応- ④-36 | 被災乳幼児と家族の心のケア事業 | 東日本大震災及び原発事故により、不安やストレスを抱えた乳幼児やその家族に対して、心の安定を図るため市町村の母子保健事業を通じて適切な時期に的確に支援を行う。 |

| ⑤ 治安体制 | ⑤ 治安体制の整備 | | |
|---------|---|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 応- ⑤-1 | 庁舎維持管理補修事業 | 東日本大震災により被災した警察施設の災害復旧を行う。 | |
| 応- ⑤-2 | 交通安全施設整備事業 | 東日本大震災により被災した交通安全施設の災害復旧を行う。 | |
| 応- ⑤-3 | 警察施設を建て替えるための事 業 | 被災した警察施設については、周辺地域の復興・復旧計画と調整を図りながら建て替えを進めていく。 | |
| 応- ⑤-4 | 捜査支援装置整備事業 | 原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域等において、犯罪の抑止・被疑者 の検挙を図るため、捜査支援装置を整備する。 | |
| 応- ⑤-5 | 警戒区域等における安全・安心 の確保 | 警戒区域等における安全・安心の確保のため、警戒、警ら活動を継続して行うとともに、震災に乗じた犯罪の取り締まり体制を強化する。 | |
| 応- ⑤-6 | 心の支援及び犯罪被害防止対策 | 女性警察官等が避難者と個別に対話することによる心の支援と、犯罪被害防止対策を行う。 | |
| 応- ⑤-7 | 応急仮設住宅居住者の絆づくり | 応急仮設住宅敷地内に設置されている集会所を活用し、同所において防犯講習会 や防犯キャンペーン等を開催し、居住者の孤立化を防ぎ、絆を強化する。 | |
| 応- ⑤-8 | 応急仮設住宅における治安対策 | 応急仮設住宅敷地内に設置されている集会所を警察官立寄所として設置し、各種相談や情報発信を行い、居住者の不安解消を図る。また、仮設住宅居住者方を個別に訪問し、防犯指導や防犯広報紙の配布(クリアファイルに広報紙を入れて配布)を実施し、居住者の自主防犯意識の醸成と不安解消を図る。 | |
| 応- ⑤-9 | 仮設住宅居住の高齢者等に対す る交通事故防止活動の強化 | 仮設住宅を訪問し、交通事故防止資料の配布による交通安全指導を実施するとと もに、夜光反射材等の配布及び靴等への直接貼付により同所居住高齢者の交通事 故を抑止する。 | |
| 応- ⑤-10 | 復旧・復興事業からの暴力団等 反社会的勢力の排除のための関 連団体との連携強化事業 | 復旧・復興事業に関わる事業者(下請け業者、資材等の納入業者等も含む)に対し、暴力団等反社会的勢力の現状、介入状況等を広報するとともに、暴力団排除気運の醸成を図る。 暴力団等反社会的勢力に税金が渡ることがないように、公共工事からの排除措置を講じる。 | |

| ⑥ 広域避難 | ⑥ 広域避難している県民のきずなの維持 | | |
|--------|---|--|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 応- ⑥-1 | 地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業)) | 民間団体等が行う地域活性化事業に対し、県が財政的に支援するものであり、今回の震災を受けて震災復興及び関連する取組を優先的に支援する。(事例…県外の避難先での「ふるさと味祭り」など) | |
| 応- ⑥-2 | 新 "うつくしま、ふくしま。" 県民運動ステップアップ事業 | 復旧・復興を始め県民運動の基本・重点テーマに関する課題への取組を支援する ため、知事感謝状の贈呈、活動事例の紹介などを行う。NPO等による県外ネットワークとの連携により、県外避難者に対する支援を行う。 | |
| 応- ⑥-3 | 電子回覧板等による情報の発信 | 県内外に避難している住民に通信機能付きデジタルフォトフレームを配付し、県 及び市町村からの支援情報、風景や行事の写真等を提供する。すでに配付してあ る市町村において、県の情報を発信するためのモデル事業を実施し、配付市町村 の拡大を図る。 | |
| 応- ⑥-4 | 応急仮設住宅等におけるネット ワークの構築 | 避難住民に被災者支援情報等を伝達するとともに、地域コミュニティの維持を図るために応急仮設住宅をネットワーク化し、情報提供システムを構築する。 | |
| 応- ⑥-5 | 県外避難者へ情報を発信するための事業 | 全国の避難者に対し、県広報誌、地元新聞のダイジェスト版の提供を行う。(国の「暮らしサポート事業」を活用して発送) | |
| 応- ⑥-6 | 避難者の多い近隣県への職員派 遣 | 避難者の多い近隣県を中心に職員を派遣し、避難者の相談対応や各種説明会を実施する。 | |
| 応- ⑥-7 | 全国の都道府県等が設置する福 島県情報窓口による県内や被災 者支援に関する情報提供 | 全国の都道府県等が設置する福島県情報窓口をとおして、県外避難者に対して県内や被災者支援に関する情報を提供する。また、受入自治体や民間団体の協力を得て設置された生活サポート拠点において、県外避難者が避難先での身近な生活相談や様々な情報提供などが行われるよう支援する。 | |

| | ⑦ 市町村の復興支援 | | |
|---------|--|--|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 応- ⑦-1 | 市町村公共土木施設等災害復旧 事業の代行 | 壊滅的な被害を受けた市町村に代わって公共災害復旧工事等を代行する。 | |
| 応- ⑦-2 | 市町村復興支援交付金 | 震災からの復興に向けて、住民生活の安定や地域経済の振興など地域の実情に応じたきめ細かな取組ができるよう、市町村に対して交付金を交付する。 | |
| 応- ⑦-3 | 役場機能を移転した町村と受け 入れ市町村の支援 | 役場機能を移転した町村と、移転した町村を受け入れた市町村への支援を行う。 | |
| 応- ⑦-4 | 災害対応に従事する職員の派遣 | 災害対応に従事する職員を派遣し、市町村の支援を行う。 | |
| 応- ⑦-5 | 全国の自治体からの職員派遣に 対する調整 | 全国市長会、全国町村会及び総務省等を通じ申し出のあった全国の自治体からの人的支援に対する調整を行い、市町村へ派遣する。 | |
| 応- ⑦-6 | 市町村行政機能応急復旧補助金 | 本庁舎が甚大が被害を受けた市町村や、本庁舎が使用できなくなった市町村において、その庁舎機能を応急的に復旧するための経費を対象に補助する。 | |
| 応- ⑦-7 | 県職員派遣 | 市町村の行政機能が低下しないよう、職員の派遣を行う。 | |
| 応- ⑦-8 | 市町村の復興計画作成支援 | 市町村が作成する復興計画への支援を行う。 | |
| 応- ⑦-9 | 農業基盤復旧整序化検討調査 (国直轄) | 国において津波被害を受けた被災農地・農業用施設の復旧・復興の調査、検討を行う。 | |
| 応- ⑦-10 | 津波被災市街地復興手法調査 | 国と県、津波被災市町が連携し被災状況等の調査・分析を行い、各市町村の状況 に応じた復興パターンを検討し、パターンに応じた復興手法等を検討する。 | |
| 応- ⑦-11 | 防災緑地計画ガイドラインの策 定 | 広域的な防災緑地の配置方針や断面構成等を検討し、津波軽減効果を有する防災 緑地の計画や整備のためのガイドラインを策定する。 | |
| 応- ⑦-12 | 地籍調査事業 | 地籍を明確化することにより、復興計画策定等の各種計画策定の基礎となる、精度の高い調査測量の実施を支援する。特に、震災により変動が生じた座標の検証 測量等に対して重点的に支援する。 | |
| 応- ⑦-13 | 土地分類調査事業 | 復興計画策定等の各種計画策定の基礎資料とするため、地形・地質・土壌等の土地属性や土地利用の現況等を総合的に調査する。 | |
| 応- ⑦-14 | 大学等の英知を活用した地域課 題解決を促進するための復興支 援事業 | 震災・原子力災害に関連する問題を含めた地域の様々な課題の解決を図るため、 専門的な見識を有する大学等の研究者等を地域課題解決アドバイザーとして市町 村に派遣する「大学等の知の活用による地域支援事業」を始め、市町村の復興事 業がより効果的・効率的なものとなるよう大学等の英知の活用を促進する。 | |
| 応- ⑦-15 | 「福島大学うつくしまふくしま 未来支援センター」による地域 に対する支援 | 福島大学に設置された「うつくしまふくしま未来支援センター」が復興計画支援やこども・若者支援などの地域支援を行う。 | |
| 応- ⑦-16 | 各市町村長と知事との意見交換 および市長会、町村会との意見 交換 | 各市町村長から各地域が抱える様々な課題や実情を伺い、復旧・復興を進める上で解決しなければならない課題等に対する認識を共有するとともに、各地域ごとの復興に向けた具体的施策等について意見を伺う。 | |
| 応- ⑦-17 | 地方振興局単位による意見聴取 | 市町村の復興へ向けて適切な対策を実施するため、7つの地方振興局単位により市町村等からの意見を聴取する。 | |

| 8 原子力多 | ③ 原子力災害への緊急的対応 | | |
|---------|--------------------------|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 応- 8-1 | 原子力損害対策推進事業 | 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故による損害を受けた関係団体及び 地方自治体相互の連絡調整を図り、損害の賠償等が迅速かつ十分に行われるよう にするため県原子力損害対策協議会を設置し、情報提供、意見集約、要望活動等 を行う。 | |
| 応- 8-2 | 原子力賠償支援推進事業 | 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故による損害の賠償が迅速かつ十分に行われるようにするため、国等の関係機関と協議調整を行う。また、被害者が安心して円滑に請求手続きが進められるよう、電話相談窓口を開設するとともに、県弁護士会等と連携し、巡回法律相談を実施する。 | |
| 応- 8-3 | 放射能対策事業 | 県民に正確な情報を提供するため、モニタリングを継続実施するとともに、福島県環境放射能測定マップの公開、充実等を図る。また、環境放射線、放射性物質が高く検出された地域等において、詳細調査を行い、その範囲、原因等を把握することにより、各種対策に活用する。 | |
| 応- ⑧-4 | モニタリングポスト緊急整備事 業 | 発電所周辺及び県内全域に可搬型モニタリングポストを、学校等に小型のオンライン線量計を設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。 | |
| 応- 8-5 | 応急的モニタリングポスト整備 事業 | 長期化する事故の状況に対応し、恒常的にモニタリングができるよう県内各地方の主要都市や発電所周辺に可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。 | |
| 応- 8-6 | サーベイメーター配置事業 | 市町村によるきめ細かなモニタリングの実施により、県民の安全・安心を確保するため、各市町村等にサーベイメーターを配置する。 | |
| 応- 8-7 | モニタリング事業 | 児童館や放課後児童クラブ等に放射線量測定器を配布する。 | |
| 応- 8-8 | 食品衛生検査施設整備事業 | 県内の農産物を原料とする加工食品等の安全を確保するため、食品衛生検査施設 に放射性物質測定機器を整備し、長期的に食品中の放射性物質の検査を実施す る。 | |
| 応- 8-9 | 飲料水の放射性物質モニタリン グ体制の整備 | 県内の複数の水道事業体に放射能検査機器を配備し、水道水における放射性物質 の迅速かつ効果的な検査を実施する。また、水道給水区域外において、飲用水と して使用している井戸水や湧き水について、モニタリングを行う。 | |
| 応- 8-10 | 農林水産物等モニタリング事業 | 県産農林水産物の放射能濃度のモニタリングを実施し、安全性の確認を行うとと もに、その結果について迅速に公表する。 | |
| 応- 8-11 | 放射能簡易分析装置整備事業 | 食品の安全・安心を確保するため、住民に身近な公共施設等に自家栽培農作物や飲用井戸水などの放射性物質を分析するための放射性物質簡易測定機器を整備する。あわせて、住民自らが検査し確認できる体制の構築に向けて、放射能の正しい知識や、検査機器の操作法に関する研修会を開催する。 | |
| 応- ®-12 | 食品中の放射性物質の検査を実施する事業 | 県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に、市場等に流通する食品等についての安全を確認するため、食品中の放射性物質検査を実施し、その結果に基づいて、暫定規制値を超過する食品等を排除することにより、市場等に流通する食品についての安全確保を図る。 | |
| 応- ®-13 | 表土緊急改善事業・表土改善事 業 | 学校等の安全安心を守るため、校庭・園庭等の表土改善を行う。 | |
| 応- 8-14 | 環境緊急改善事業 | 学校等の安全安心を守るため、校舎や保育施設等の空調設備等を導入する。 | |
| 応- 8-15 | 線量低減化機器等整備事業 | 学校等において、校舎等を洗浄するための機器等を整備する。 | |
| 応- 8-16 | 社会教育施設線量低減事業 | 利用者の安全安心を守るため、県立美術館・図書館及び郡山自然の家の敷地の表 土改善を行う。また、市町村の行う公民館等の社会教育施設の表土改善工事に対 して補助を行う。 | |
| 応- 8-17 | 線量低減化活動支援事業 | 放射線の影響を受けやすい子どもたちの安全安心を守るため、通学路や公園等の除染を行う町内会などの地域団体を支援する。 | |
| 応- ⑧-18 | 緊急的生活空間除染事業 | 放射線量が比較的高い地域において面的除染のモデル事業を行うとともに、除染実施計画の策定・実行を行う市町村とともに、汚染状況に応じた除染対策(仮置場設置補助含む)により、計画的に放射線量を低減させる。また、仮置場の設置に関して、リスクコミュニケーションの視点を踏まえた放射能に関する県民安全フォーラムを開催する。 | |
| 応- ®-19 | 市町村除染対策支援事業 | 市町村における本格的な面的除染の実施を支援する。 | |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|---------|---|---|
| 応- 8-20 | 除染対策推進事業 | 県管理施設の除染を推進する。 |
| 応- 8-21 | 都市公園環境緊急改良事業 | 学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、都市公園等の芝生や表土の 改善等を行う。 |
| 応- 8-22 | 除染業務講習会 | 県内の除染業務に従事される方を対象に、作業を適切かつ安全に行うための基礎的な知識・技能習得を目的とした講習会を開催する。 |
| 応- 8-23 | 除染情報プラザ | 県が国と共同で運営する「除染情報プラザ」において、専門家やボランティアを 地域のニーズに応じて派遣するほか、除去技術など除染に関する様々な情報の収 集・発信を一元的に行い、地域における除染を更に進める。 |
| 応- 8-24 | 農地等の除染を行うための事業 | 農用地土壌等の除染方針を作成し、農地・農業水利施設の除染を行う。 |
| 応- 8-25 | 森林等の除染を行うための事業 | 森林等の除染方針を作成し、森林等の除染を行う。 |
| 応- 8-26 | 放射性物質除去·低減技術開発 事業 | 安全安心な農林水産物を生産するため、農業総合センター、林業研究センター、 水産試験場等を中心に国や大学等との連携を図りながら、放射性物質除去・低減 等の技術開発を進める。 |
| 応- 8-27 | 海洋汚染の仕組みを解明するための事業 | 沿岸海域等の放射性物質による汚染状況の把握や、汚染のメカニズムを解明するとともに拡散を防止する取組等を推進する。 |
| 応- 8-28 | 放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理 | 放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理方法について、市町村、一部事務組合に周知を行う等をして支援する。 |
| 応- 8-29 | 下水汚泥放射能対策事業 | 原子力災害により、汚水処理施設の流入水や下水汚泥から放射性物質が検出されていることから、スラグ(融解処理後の汚泥)封入施設・保管施設の設置・管理などを行う。 |
| 応- 8-30 | 大規模災害時における災害廃棄 物の処理等の協力に関する協定 | 福島県と社団法人福島県産業廃棄物協会との間で、大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、協定を結び、市町村および一部事務組合が行う災害廃棄物の撤去等の支援を行う。 |
| 応- 8-31 | 市町村災害廃棄物処理事業の代 行 | 東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村の災害廃棄物処理事業を国が代行する。 |
| 応- 8-32 | 放射性物質に汚染された農業系 廃棄物の処理 | 放射性物質に汚染された農業系廃棄物を市町村が処理することに対する支援を行う。 |
| 応- 8-33 | 県民健康管理事業 | 震災当日からの被ばく線量の推計評価の実施、受診対象者の拡大や避難区域等の住民へ検査項目を上乗せして行う健康診査、震災当時18歳以下の全県民を対象とした甲状腺検査等の継続した実施により長期にわたり県民の健康を見守る。また、それらの結果やホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果、個人積算線量計のデータを一元的に管理し、市町村とともに県民の健康の維持・増進を図る。あわせて、県民一人一人が自らの健康状態を把握し、健康の維持・増進に役立てていただくため「県民健康管理ファイル」を全県民に配布する。 |
| 応- 8-34 | 放射線の正しい知識を普及する 立場にある医療従事者等に対す る研修会の実施 | 住民に直接触れ合う機会の多い医療従事者・市町村職員等を対象とした研修会へ、県で設置した「放射線と健康」アドバイザリーグループから専門家を講師として派遣し、放射線に関する正しい情報を県民に伝えるための研修会を実施する。 |
| 応- 8-35 | 県民健康管理支援事業 | 住民の健康管理につなげるため、市町村が子どもや妊婦等に個人線量計を配布したり、サーベイメーターを住民に貸与する場合にその費用を補助する。 |
| 応- 8-36 | 空間線量や食品などの放射線の 安全基準を早急に設定するよう 国に要求 | 空間線量や食品などに関する放射線の安全基準を早急に設定するよう国に求めていく。 |
| 応- ⑧-37 | 農林水産物の新たな安全システムの導入を推進するための事業 | 放射性物質について米の全量検査体制を整備するなど農林水産物の検査を強化するとともに、トレーサビリティを活用した放射性物質の測定結果に加えGAP(農産物生産工程管理)や産地情報などを適確に発信していく新たな安全管理システムの導入を支援するなど、産地が主体となって行う農林水産物の安全確保の取組を推進する。 |
| 応- 8-38 | 食の安全・安心アカデミー | 食の安全・安心アカデミーを開催し、放射能や食の安全に関する知識の普及を進める。 |
| 応- 8-39 | 加工食品に関する放射能検査 | 風評被害を払拭するため、ハイテクプラザに測定装置を整備し、加工食品の放射 能検査を実施する。 |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|---------|------------------------------|--|
| 応- 8-40 | 水産物安全流通対策事業 | 水産物の迅速なモニタリング体制を構築する。 |
| 応- 8-41 | 残留放射線測定器導入整備事業 | 放射線汚染の恐れや風評被害のある工業製品等の残留放射線測定を行うため、放射線測定器を整備する。併せて各地方振興局にも測定器を配置し、県内企業等への貸し出しを行う。 |
| 応- 8-42 | がんばろう!ふくしま県産品緊 急発信事業 | 首都圏等で開催される復興支援イベント等に出展し、県産品の販売を行う事業者 に対し、出店経費の一部を助成する。 |
| 応- 8-43 | 加工食品奥書対応事業 | 外部(民間)検査機関が発行した放射線検査成績書に対し、ハイテクプラザ所長 名での奥書を行う。 |
| 応- 8-44 | 森林汚染を詳細に調査する事業 | 森林環境放射線や放射性物質の分布状況をきめ細かに調査する。 |
| 応- 8-45 | 県産材の検査体制を整備するための事業 | 木材等林産物の安心·安全を裏づけするモニタリング体制、トレーサビリティシステムを構築する。 |
| 応- 8-46 | 港湾利用安全PR事業 | 小名浜港、相馬港において空間、海水線量及びコンテナ等の貨物の放射線量について、HP等で安全性をPRし港湾利用の促進を図る。 |
| 応- 8-47 | 「がんばろうふくしま!」運動 推進事業 | 首都圏を中心とした、福島県産農産物等に対する風評被害対策を実施するととも に、応援店の拡大に向けたイベントなどを行う。 |
| 応- 8-48 | 県産農林水産物の安全性をPR するための事業 | 本県基幹産業である農林水産業の再生に向け、風評被害を払拭するため、正確な情報の発信、県内キャンペーンの実施、首都圏における信頼回復のための安全性アピールイベントを実施するとともに、輸出の回復・拡大のための支援等を実施する。 |
| 応- 8-49 | ふるさと産品振興事業 | 大型食品展示会、物産フェアの開催・出展による県産品の安全性PR及び販路開 拓のほか、販路拡大に取り組む伝統工芸品等の団体へ助成を行う。 |
| 応- 8-50 | 海外販路拡充•開拓事業 | 海外における県産品の輸入規制の緩和・解除に向けて、県産品の正しい情報の発信、海外バイヤーの招聘、海外貿易会社等との情報交換を行う。 |
| 応- 8-51 | 県産品販路開拓事業 | 首都圏の百貨店、県アンテナショップ、県物産館等を活用し、首都圏及び来県者に対し、優れた県産品の紹介・宣伝、安全性のPRなどを行い、風評被害の払拭を図る。 |
| 応- 8-52 | 森林環境放射線の情報を発信するための事業 | 森林環境放射線の測定結果や除染実証実験結果等について、県民にわかりやすい 形で情報発信する。 |
| 応- ®-53 | 有料道路無料開放事業 | 広域的な観光誘客を促進するとともに、県内消費の拡大を図るため、観光有料道路3ライン等を無料開放する。 |
| 応- 8-54 | 観光の風評被害に対する緊急対 策事業 | 観光地の正確な情報発信、イベント等やネット系旅行会社と連携した誘客策のほか、地域が行うキャンペーンや観光関係団体・事業者に対する支援など、観光への風評被害の対応を図る。 |
| 応- 8-55 | 福島県観光復興キャンペーンを行うための事業 | 平成25年放送予定の大河ドラマ「八重の桜」を核とした観光復興キャンペーンを全県的に展開するとともに、観光施設等の復興状況を踏まえながら、震災で著しい被害を受けた浜通り、中通りの観光復興に重点を置いた「浜・中通り観光復興キャンペーン」を展開する。 |
| 応- 8-56 | メディアを活用して情報を発信 する事業 | 各種メディアを活用し、ふくしまの"今"の魅力を発信することにより、福島のイメージアップを図り、本県の農林水産物や観光に対する風評被害を払拭させる。 |
| 応- 8-57 | 海外のマスメディア等を活用し たイメージアップ事業 | 海外の旅行関係メディア等を招聘し、本県の観光地や県民生活等を積極的に取材、情報発信することで、本県が災害から着実に復興している姿をしっかりとPRすることや観光親善大使によるウエルカムキャンペーンに取り組むことで、イメージの回復を図る。 |
| 応- 8-58 | 地域防災計画や安全協定の見直し | 東日本大震災や原子力災害への対応を検証し、県と市町村の地域防災計画や県・ 立地町と事業者の安全協定の見直しを行う。 |
| 応- 8-59 | 通信連絡網の整備や訓練実施のための事業 | 地域防災計画や安全協定の見直しと合わせて必要な機器の整備や訓練を実施する。 |

2 ふくしまの未来を見据えた対応

(1) 未来を担う子ども・若者の育成【主要事業と事業概要】

| ① 日本一致 | 安心して子どもを生み、育 | てやすい環境の整備 |
|---------|-----------------------|---|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 子- ①-1 | 表土緊急改善事業·表土改善事 業 | 学校等の安全安心を守るため、校庭・園庭等の表土改善を行う。 |
| 子- ①-2 | 線量低減化機器等整備事業 | 学校等において、校舎等を洗浄するための機器等を整備する。 |
| 子- ①-3 | 環境緊急改善事業 | 学校等の安全安心を守るため、校舎や保育施設等の空調設備等を導入する。 |
| 子- ①-4 | 線量低減化活動支援事業 | 放射線の影響を受けやすい子どもたちの安全安心を守るため、通学路や公園等の除染を行う町内会などの地域団体を支援する。 |
| 子- ①-5 | 社会教育施設線量低減事業 | 利用者の安全安心を守るため、県立美術館・図書館及び郡山自然の家の敷地の表 土改善を行う。また、市町村の行う公民館等の社会教育施設の表土改善工事に対 して補助を行う。 |
| 子- ①-6 | 都市公園環境緊急改良事業 | 学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、都市公園等の芝生や表土の 改善等を行う。 |
| 子- ①-7 | 適時適切な情報提供 | 県民等に対し、放射線に関する情報を適時適切に提供する。 |
| 子- ①-8 | 青少年総合相談支援事業 | 社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年及び保護者に対し、震災を機に生じた悩みを始めとするあらゆる相談に応じ、一人一人の状況に応じた総合的・継続的な支援を行う。 |
| 子- ①-9 | 教育相談を推進する事業 | スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携して生徒指導にあたる各種事業を総合的に展開し、問題行動の未然防止と早期解決を図る。 |
| 子- ①-10 | 子どもの発達支援事業 | 被災した障がい児に対する医療支援及び相談・援助を行う。 |
| 子- ①-11 | 県民健康管理事業 | 震災当日からの被ばく線量の推計評価の実施、受診対象者の拡大や避難区域等の住民へ検査項目を上乗せして行う健康診査、震災当時18歳以下の全県民を対象とした甲状腺検査等の継続した実施により長期にわたり県民の健康を見守る。また、それらの結果やホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果、個人積算線量計のデータを一元的に管理し、市町村とともに県民の健康の維持・増進を図る。あわせて、県民一人一人が自らの健康状態を把握し、健康の維持・増進に役立てていただくため「県民健康管理ファイル」を全県民に配布する。 |
| 子- ①-12 | 県民健康管理支援事業 | 住民の健康管理につなげるため、市町村が子どもや妊婦等に個人線量計を配布したり、サーベイメーターを住民に貸与する場合にその費用を補助する。 |
| 子- ①-13 | 子どもをはぐくむ家庭·地域支 援事業 | 関係機関と連携して、子どもの生活習慣や規範意識の向上などが図れるようPTAや地域で取り組む。 |
| 子- ①-14 | 放課後子どもプラン(放課後子ども教室) | 震災後においても安心して子育てができる社会の実現のため、地域の協力のもと、子どもたちがスポーツ・文化活動や交流活動を行う放課後子ども教室の設置を支援する。 |
| 子- ①-15 | 放課後子どもプラン(放課後児童クラブ) | 震災後においても安心して子育てができる社会の実現のため、保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブの設置を支援する。 |
| 子- ①-16 | 地域の寺子屋推進事業 | 東日本大震災や原子力災害に伴い失われた地域コミュニティ再生のため、また、 新たな避難地域でのコミュニティ構築のため寺子屋事業に取り組む団体への支援 を行う。 |
| 子- ①-17 | 地域の子育て力向上事業 | 東日本大震災による地域コミュニティの喪失等による子育て世帯の負担の増加に 対応するため、地域における子育て支援者の人材育成等の子育て支援に関する各 種事業を実施する。 |
| 子- ①-18 | 県有施設耐震改修事業 | 大規模な地震による児童・生徒等の安全確保及び地域住民の応急的な避難施設としての機能確保のため、耐震対策が必要な県立学校施設の耐震改修計画、改修工事等を行う。 |
| 子- ①-19 | 大規模改造事業 | 老朽化した学校施設の機能を回復する大規模改修とともに、耐震改修を併せて行い、大規模な地震による災害時には応急的な避難施設となる学校施設の安全性を確保する。 |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|---------|---|---|
| 子- ①-20 | 防災機能を高めた建物の効率的 運用の検討 | 県有建物の復興と防災機能の強化を図るために、ファシリティマネジメントの考え方に基づいた最適な建物の配置及び建物機能の集約並びに共同利用などの可否を検討し、建物の資産戦略を策定する。 |
| 子- ①-21 | 防災に強い施設整備のために必要となる設備等(再生可能エネルギー設備など)の検討 | 防災に強い施設整備のために必要となる設備等(再生可能エネルギー設備など) の検討を行い、施設整備に生かす。 |
| 子- ①-22 | 私立学校被災児童生徒等就学支 援事業 | 東日本大震災により被災、又は原子力災害により避難し経済的に困窮している世帯の生徒等が、私立学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校)へ就学できるよう、授業料等に対する補助を行う。 |
| 子- ①-23 | 高校等奨学資金貸付事業 | 東日本大震災や原発事故により被災し、経済的理由により修学困難となった高校 生等に対して、奨学資金を貸与する。 |
| 子- ①-24 | 大学等奨学資金貸付事業 | 能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な大学生等に対して、奨学資金を貸与する。 |
| 子- ①-25 | 高校生通学支援事業 | 東日本大震災や原子力災害に伴い通学が困難となった相双地域の生徒の通学手段を確保するため、通学バスを運行するとともに、居住地以外からサテライト校への通学や転学を余儀なくされた生徒等に対して通学費の支援を行う。 |
| 子- ①-26 | 被災児童生徒等就学支援事業 | 東日本大震災や原発事故により被災し、就学困難となった世帯の幼児に対する幼稚園入園料・保育料、及び経済的理由により就学困難となった小中学生に対する学用品費等について、市町村に対し補助を行う。 |
| 子- ①-27 | 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 | 被災した特別支援学校に通う幼児児童生徒の世帯に対し、緊急的に就学支援等を実施する。 |
| 子- ①-28 | 震災孤児等を支援する事業 | 震災孤児等の支援のために寄せられた寄附を原資に、対象者の修学及び生活の長期的支援を行う。 |
| 子- ①-29 | 安心こども基金事業 | 「安心こども基金」を活用し、東日本大震災で被災した子どもとその親に対する 支援体制の創設や当該子どもに接する保育所等職員の研修等を行う市町村に対す る補助を行うことにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を図 る。 |
| 子- ①-30 | 震災対応保育サービス等支援事業 | 東日本大震災の影響による電力需給対策に伴う就業時間等の変更に対応するため の特別事業を実施することにより、子育て世帯の負担の軽減を図る。また、仮設 住宅等に避難した未就学児の臨時の保育活動を実施する市町村に補助を実施す る。 |
| 子- ①-31 | 保育料の減免に対する支援 | 東日本大震災に伴う保育料の減免を実施する市町村に対して補助を実施する。 |
| 子- ①-32 | 地域医療再生基金事業 | 被災した医療施設の災害復旧や医療従事者の県外流出防止など、震災により甚大な打撃を受けた医療提供体制の回復を図るとともに、地域医療を担う人材の確保、救急医療体制や小児・周産期医療体制の強化に取り組むことにより、地域医療の再生を図る。 |
| 子- ①-33 | 子どもの健康を守るための保 健・医療サービスの強化 | 福島県で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、18歳以下の医療費を無料化する措置を国に働きかけるとともに、子どもの心身の健康保持や増進の強化など、保健・医療サービスの強化を図る。 |
| 子- ①-34 | 被災妊産婦支援事業 | 被災した妊産婦に対してきめ細かな心身のケアを行うことにより、安心して出 産、子育てができるよう支援する。 |
| 子- ①-35 | 被災乳幼児と家族の心のケア事 業 | 不安やストレスを抱えた乳幼児やその家族に対して、心の安定を図るため市町村 の母子保健事業を通じて適切な時期に的確に支援を行う。 |
| 子- ①-36 | 子どもの心のケア事業 | 被災した児童及びその保護者、支援者等に対する各種支援活動の充実と、各活動間のより一層の連携を図り、ストレスを抱えた子どもに対して長期的、継続的なケアを行う。 |
| 子- ①-37 | ワーク・ライフ・バランス推進 事業 | 震災を受け、家族の大切さが改めて重要視されており、これから就職や結婚を迎える若い世代を対象として、仕事に偏ることなく、家庭生活(家事・育児)や地域活動との調和を図ることの必要性の理解を促進するための講義を実施する。 |
| 子- ①-38 | 子育て関係施設の整備に関する事業 | 被災市町村が子育て関係施設の復興に当たり当該施設の複合化や多機能化を行う 場合に補助を実施する。 |
| 子- ①-39 | 県外に避難している子育て世帯 同士の交流を図る事業 | 県外に避難している子育て家庭の孤立化を防ぐため、避難している子育て家庭が 互いに交流するとともに、故郷である福島県とのつながりを感じてもらう場を提 供する。 |
| 子- ①-40 | 安心して子どもを遊ばせること ができる屋内施設等の整備を推 進する取組 | 放射線の影響の不安を持たずに、より安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等についてデータベース化を図るとともに、既存施設・設備の整備を推進する。 また、県として施設の整備を検討する。 |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|---------|-------------------------------|---|
| 尹未留写 | 土安争未 | |
| 子- ②-1 | 学力向上推進支援事業 | 小・中学校においては、児童生徒の学習習慣の確立や定着確認シートの活用ないにより学力向上を図る。高等学校においては、生徒一人一人の進路希望実現のでめ、難関大学進学に向けた取組などを行う。 |
| 子- ②-2 | 少人数教育推進事業 | 個に応じたきめ細かな指導が可能となるよう、小学校、中学校において30人30人程度学級編制に必要な教員の配置を図る。 |
| 子- ②-3 | 教員研修等の充実 | 教員の資質・能力の向上を図るために、震災を含め今日的な教育課題に対応する 研修や教員のライフステージに応じた研修等の充実を図る。 |
| 子- ②-4 | 理数教育を充実するための事業 | 放射線に関する知識を始め科学技術に対する関心や基礎的素養を高めるため、: 数教育を充実させるための事業を行う。 |
| 子- ②-5 | 地域医療の担い手を育成する事 業 | 高等学校の医学部進学希望生徒に、地域医療の実状を理解させ、医学と地域医に対する関心を高めるとともに、放射線医学に対する理解を深めて学習の動機けを図り、進路希望の実現を支援する。また、看護師等医療福祉関係の進路を望する者に対しては、各学校において、進路希望に応じた説明会を実施するともに、病院等での看護体験や資格取得のための介護実習を実施するなどして、対域医療に貢献できる人づくりを推進する。 |
| 子- ②-6 | 国際人を育成する事業 | 今回の災害を踏まえ、国際社会に貢献できる人づくりを進めるため、国内外の 域との積極的な交流等により、児童生徒のコミュニケーション能力の向上ととに幅広い視野と国際感覚を育成する。 |
| 子- ②-7 | ふくしまっ子体験活動応援事業 | 子どもたちが屋外での活動を控えている中で、心身ともに伸び伸びと自然体験 動等ができる機会を提供する。 |
| 子- ②-8 | 教育相談を推進する事業 | スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携して生徒指導にあたる各種事業を総合的に展開し、 題行動の未然防止と早期解決を図る。 |
| 子- ②-9 | 学校におけるボランティア活 動、社会奉仕活動等の実施 | 大震災の経験をも踏まえ、学校においてボランティア活動、社会奉仕活動等を施する。 |
| 子- ②-10 | 道徳教育を推進する事業 | 震災の経験を踏まえ、命の大切さや家族愛、感謝の心などを考える道徳教育を 進する。 |
| 子- ②-11 | 豊かな心をはぐくむ子ども読書 推進事業 | 被災した本県の子どもたちの心を癒し豊かにはぐくむため、子どもの読書活動環境を整えるとともに、読書活動を推進するボランティアの資質向上を図る。 |
| 子- ②-12 | ふくしまの子どもたちの交流を 推進する事業 | 他県などに避難したふくしまの子どもたちの交流事業を行い、子どもたちのふ さとを愛するこころをはぐくむ。 |
| 子- ②-13 | 表土緊急改善事業·表土改善事 業 | 学校等の安全安心を守るため、校庭・園庭等の表土改善を行う。 |
| 子- ②-14 | 線量低減化機器等整備事業 | 学校等において、校舎等を洗浄するための機器等を整備する。 |
| 子- ②-15 | 線量低減化活動支援事業 | 放射線の影響を受けやすい子どもたちの安全安心を守るため、通学路や公園等 除染を行う町内会などの地域団体を支援する。 |
| 子- ②-16 | 都市公園環境緊急改良事業 | 学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、都市公園等の芝生や表土 改善等を行う。 |
| 子- ②-17 | 体力向上を推進する事業 | 原子力災害により、体力低下が懸念される子どもたちの体力づくりを推進する |
| 子- ②-18 | ふくしまっ子食育推進ネット ワーク事業 | 学校、保護者、地域食育関係者との食育の推進体制を整備するとともに、震災後 各地域の実態に応じた食育を展開する。 |
| 子- ②-19 | 食育を推進するための事業 | 原子力災害により甚大な被害を受けた農林水産物を始め、健康に不可欠な食の切さなどを学ぶ食育を推進する。 |
| 子- ②-20 | 学校教育活動全体を通じての健 康教育の実施 | 震災後の子どもの心やからだの健康を守るため、健康課題に応じた健康教育を 進する。 |

| ## 2-21 | 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|--|---------|---------------|--|
| プー 2-22 学校支援地域本部事業 の活用機合の拡充及び地域の検育力の活性合在図るため、地域含体で学校を支援する。 | 子- ②-21 | | つ、学習活動のコーディネート等による地域住民の学習や交流活動を促進するな |
| テ 2-23 | 子- ②-22 | 学校支援地域本部事業 | の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図るため、地域全体で学校を支援 |
| ## 20-24 提事業 | 子- ②-23 | | と、子どもたちがスポーツ・文化活動や交流活動を行う放課後子ども教室の設置 |
| 子 2-25 特別支援教育総合推進事業 進するために、市町村内管係機関と連携して行う取組や特別支援教育の充実を図る取組を支援する。 明料支援員配面事業 専門的な知識を有する外部の方を理科支援員として小学校の理科の授業に活用し、小学校理科教育の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図る。 テ 2-27 双葉地区教育構想 事業 国際人として社会をリードする人づくりの実現を目指し、人の国籍指認助 事業 を指して生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力の存居成立とを、カテライト校に がいても可能を持ちっ。 テ 2-28 助災教育を推進する事業 学校安全計画の改善との選びマニュアルの作成等の研究を行うとともに、外国の指導の投票・ あ場ま当等の基本的な知識の指導を充実することに、地震の層がの過差発生態の関係集関の投票・ あ場ま当等の基本的な知識の指導を充実することにより自らの命を守り 技术と応とがありまま。 一番 まずるための事業 学校でおいて発達の原理に同じて主なが、 | 子- ②-24 | | |
| 中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 子- ②-25 | 特別支援教育総合推進事業 | 進するために、市町村が関係機関と連携して行う取組や特別支援教育の充実を図 |
| ## 2-2-27 双葉地区教育構想 | 子- ②-26 | 理科支援員配置事業 | |
| 子 2-28 助災教育を推進する事業 担当者等を対象に研修会を実施する。また、地商の原因や災害発生時の関係機関の役割、応急手当等の基本的な知識の指導を不実することにより自らの命を守り技くため主体的に行動する態度を育成する。 子 2-29 再生可能エネルギー教育を充実するための事業 実行ため主体的に行動する態度を育成する。 子 2-30 発達段階に応した放射線に関する教育の実施 大どもの発達段階に応して、放射線についての正しい理解を深めることができるが成成に向けて主体的に行動する態態で発質、能力を育成する。 子 2-31 ふくしま子ども自然環境学習推進事業 大どもの発達段階に応して、放射線についての正しい理解を深めることができるあたの実施を指述しまから集性の重要性や自然との共生に対する影調の脈放が不可なの。 貴重な自然環境が残ら「尾瀬」において、加中学生に質の高い環境学習を推進しま物を操性の重要性や自然との共生に対する影調の脈放を図る。 子 2-32 キャリア教育を推進する事業 デともの発達とさせるために関連を対して、地域に定着し、地域定業を発いていたのには、その基盤を担合が正常が表したののため、キャリア教育を推進する。本規度皿に資する力強い産業を築いていたしたしたしたのになが急務であることから、人材を育成するが発していての方のため、キャリア教育を推進する。本規度国に資する力強いを対していての方のため、キャリア教育を推進する。本規度国に資する力強を持つる方法が応急務を担合ともに、地域に変量の大規能を指したのよれの育成が急務であることから、大利の方式を使していてため、地域単位での育成を事業を実施であることから、また地域産業の工一ズを踏まえた人材を育成する手物の発展したのより、また地域産業のの場所を図るため、デクノアカデミーにおいての音楽を表したのの情を図るため、デクノアカデミーにおいての音楽を表していて、地域を含めたが、デクノアカデミーにおいての音楽を表していため、地域単位での育成を図るため、デクノアカデミーにおいて対しまます。 子 2-36 専門・普通課程訓練事業(テクカア)・第一年の第年を対したのより、第一年の第年業連携を担う人材を育成する。 大能を備えた産業連携の自分を開めると表別を持定を対しため、デクノアカデミーに対したと医療・産業連携加点において整備した最先に関係を認めるとめ、デクノアカデミーに対して、医療関連製品開発分野の基礎研究を持つまる。実践が指定したと思生があることから、また地域産業の最高度な対象に対して発展した場がある。 子 2-37 医薬の開発・研究を担う人材を育成する。 大能を構造したと要素に関した最実施の制度が表しました。 大能の育成を関したまに対しないの育成を関したる。 子 2-38 看護師を担う人材を育成する。 大能の事業連携を持っているの事業を担めるといる。 大能の事業連携を持っているの事業を担めるといるの事業を担めるといるの事業を担めるの事業を担めるの事業を担めるの事業を対しているの事業を担めるの事業を担めるの事業を担めるの事業を担めるの事業を担めるの事業を担めるの事業を担めるの事業を担めるの事業を担めるの事業を担めるの事業を担めることしまり、の様に対しませませまれる。 子 2-34 を対しの事業を担めるの事業を担めるの事業を担めるの事業を | 子- ②-27 | 双葉地区教育構想 | 手)を活用して生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力の育成やスポーツにおいて世界で活躍できるスペシャリストの育成などを、サテライト校に |
| 子 2-29 日本 5 形式にのの事業 で、 | 子- ②-28 | 防災教育を推進する事業 | 担当者等を対象に研修会を実施する。また、地震の原因や災害発生時の関係機関の役割、応急手当等の基本的な知識の指導を充実することにより自らの命を守り |
| ようにする。 などしま子ども自然環境学習推進する。 おります。 は事業 ようにする。 は事業 ようにはります。 はます。 ようにする。 はます。 ないまなは、地域に対するとともに、地域に業をいたられたられたられたられた。 ないまないまない。 ないまないまないないまないは、その基盤を担う豊富な知ら、主がないままなた。 なまれないまます。 なまれないまます。 ないまた地域を業を行っているである過去力きかな人材の育成を図るため、また地域産業の発展を支え、人材を育成する。 ないまた地域産業の発展を支える技能者の育成を図るため、また地域産業の発展を支え、人材を育成すをある。 なまないままます。 なまないままます。 なまないままます。 なまないままます。 なまないままます。 なまないままままないまままないまままないまままないままます。 なまないまままないままないままないまままないまままないまままないままま | 子- ②-29 | | て、再生可能エネルギーと資源の利用に関する意識の醸成を図り、循環型社会の |
| 子- 2-31 | 子- ②-30 | | |
| | 子- ②-31 | | 欠であり、貴重な自然環境が残る「尾瀬」において、小中学生に質の高い環境学 |
| オー 2-33 地域での産業人材育成を支援するための事業 会にめの事業 会にめの事業 会にもいる。 会員的な視野でその育成方策を検討するとともに、地域産業のニーズを踏まえた人材を確保していくため、地域単位での育成事業を実施する。 オー 2-34 専門・普通課程訓練事業 (テクノアカデミー) 会談な技術革新に対応できる高度な知識・技能を備えた産業人材の育成を図るため、また地域産業の発展を支える技能者の育成を図るため、テクノアカデミーにおいて高度職業訓練、普通職業訓練を実施する。 オー 2-35 再生可能エネルギー関連の人材を育成する 医工連携を担う人材を育成するための事業 医療機器関連産業を担う、高度な人材を育成する。 オー 2-36 医工連携を担う人材を育成する 医療機器関連産業を担う、高度な人材を育成する。 オー 2-37 医薬品の開発・研究を担う人材を育成する。 医療機器関連産業を担う、高度な人材を育成する。 オー 2-38 看護師を目指す人材の育成を支援する事業 看護師と目指す人材の育成を支援する事業 看護師と目指す人材の育成を支援する事業 看護師と目指す人材の育成を支援する事業 標祉・介護を支える人材を育成 専工の高生を対象に、看護学生募集パンフレットの作成・配布を行い、1日職場体験を開催する。 オー 2-39 福祉・介護を支える人材を育成 県内の福祉・介護の事業所で働こうとする高校卒業見込者にヘルパー2級の資格するための事業 最林水産業を担う人材を育成する知識習得や資格取得、さらには全国の先進的な農業法人等で行う長期研修等に対し支援することにより、農林水産業の復興を担う人材の育成を図る。 | 子- ②-32 | キャリア教育を推進する事業 | 連の知識や技能を子どもたちに習得させるとともに、地域に定着し、地域産業を |
| 子- ②-34 | 子- ②-33 | | 識・技術を有する主体性のある創造力豊かな人材の育成が急務であることから、 全県的な視野でその育成方策を検討するとともに、地域産業のニーズを踏まえた |
| 字- ②-36 を育成するための事業 等の育成を行う。 医工連携を担う人材を育成する 医療機器関連産業を担う、高度な人材を育成する。 医療機器関連産業を担う、高度な人材を育成する。 医療機器関連産業を担う、高度な人材を育成する。 新たに構築した医療-産業連携拠点において整備した最先端の機器及び国内から招聘した人材の有する高度技術を活用して、医療関連製品開発分野の基礎研究従事者から現場の熟練技術者にいたる広範囲な職種について、福島県から日本や世界に通用する人材を育成・輩出する。 看護師を目指す人材の育成を支援する事業 看護職に興味を持っている中高生を対象に、看護学生募集パンフレットの作成・配布を行い、1日職場体験を開催する。 保祉・介護を支える人材を育成するための事業 県内の福祉・介護の事業所で働こうとする高校卒業見込者にヘルパー2級の資格取得の機会を与え、人材の育成を図る。 農林水産業を担う人材を育成するための事業 農林水産業に関する知識習得や資格取得、さらには全国の先進的な農業法人等で行う長期研修等に対し支援することにより、農林水産業の復興を担う人材の育成 | 子- ②-34 | | め、また地域産業の発展を支える技能者の育成を図るため、テクノアカデミーに |
| 子- ②-36 | 子- ②-35 | | |
| 子- ②-37 医薬品の開発・研究を担う人材 招聘した人材の有する高度技術を活用して、医療関連製品開発分野の基礎研究従事者から現場の熟練技術者にいたる広範囲な職種について、福島県から日本や世界に通用する人材を育成・輩出する。 君護師を目指す人材の育成を支 看護職に興味を持っている中高生を対象に、看護学生募集パンフレットの作成・配布を行い、1日職場体験を開催する。 子- ②-39 福祉・介護を支える人材を育成 | 子- ②-36 | | 医療機器関連産業を担う、高度な人材を育成する。 |
| 接する事業 配布を行い、1日職場体験を開催する。 R 2-39 | 子- ②-37 | | 招聘した人材の有する高度技術を活用して、医療関連製品開発分野の基礎研究従 事者から現場の熟練技術者にいたる広範囲な職種について、福島県から日本や世 |
| するための事業 取得の機会を与え、人材の育成を図る。 取得の機会を与え、人材の育成を図る。 農林水産業を担う人材を育成す | 子- ②-38 | | |
| 子- ②-40 辰が小连末さ22 Jへ付さ自成9 行う長期研修等に対し支援することにより、農林水産業の復興を担う人材の育成 | 子- ②-39 | | |
| | 子- ②-40 | | |

| ③ 未来に3 | ③ 未来に羽ばたく若者の夢実現 | | |
|--------|--|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 子- ③-1 | ピアカウンセリングによる相談 や交流を行う事業 | 震災後に様々なストレス障害などを抱えた青少年に対して、ピアカウンセリングにより、サポートを実施する。 | |
| 子- ③-2 | 若者の社会参画を促進する事業 | 震災を契機に再認識した家族や地域社会の絆を生かし、中・高校生等若者が主体的に企画運営し、社会参画を促進するモデル事業を実施するとともに、その定着を図るための各種事業を展開する。 | |
| 子- ③-3 | 若者交流促進事業 | 震災をきっかけに夫婦や家族を始めとした人と人との絆が重要視され、結婚の気運も高まっている現状を踏まえ、男女の出会いの場を創出するとともに若者の活力を地域の活性化に結び付けていく若者の交流と地域の活性化を図る事業を支援する。 | |
| 子- ③-4 | アカデミア・コンソーシアムふ くしまによる地域貢献の促進 | 県内全ての高等教育機関が加盟するアカデミア・コンソーシアムふくしまによる 地域への貢献を一層促進するため、支援を行う。 | |
| 子- ③-5 | 公立大学法人への運営支援 | 公立大学法人福島県立医科大学及び同会津大学が優れた教育や研究などを行っていくために必要な経費として、運営費交付金を交付し、公立大学法人の運営を支援する。 | |
| 子- ③-6 | 「福島大学うつくしまふくしま 未来支援センター」による地域 に対する支援 | 福島大学に設置された「うつくしまふくしま未来支援センター」によるこども・ 若者支援などの地域支援。 | |
| 子- ③-7 | 県立医科大学、会津大学におけ る復興に向けた取組 | 県立医科大学、会津大学において、福島県の復興に関連する様々な取組を行う。 | |
| 子- ③-8 | 教育旅行誘致促進事業 | 教育旅行の体験メニューを充実し、若者に対して、本県の魅力や素晴らしさを再認識してもらう。また、県内学生と国内外の学生との交流を図り、様々な価値観の理解を促進することで、幅広い視野や国際感覚を身につけた若者を育成する。 | |
| 子- ③-9 | 青年国際交流事業 | 震災時に、世界中から支援を受けた経験等を踏まえ、本県の若者の国際性や広い 視野を育成する視点からも、各種の青年国際交流事業へ本県青年を派遣するとと もに、「東南アジア青年の船」事業等により招聘される外国青年を受け入れるな ど、相互理解と友好を促進しながら、次代を担う国際性を備えた青年を育成す る。 | |

(2) 地域のきずなの再生・発展【主要事業と事業概要】

| ① 避難住 | ① 避難住民の住環境、社会環境の整備 | | |
|---------|---|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| ¥+- ①-1 | 電子回覧板等による情報の発信 | 県内外に避難している住民に通信機能付きデジタルフォトフレームを通じ、県及 び市町村からの支援情報、風景や行事の写真等を提供する。 | |
| 絆- ①-2 | 避難者と福島県とのネットワークを支援するための事業 | 避難者への支援情報等の伝達とともに、地域コミュニティの維持を図るため、インターネット、ホワイトスペースの活用等ICTを始めとしたあらゆるツールを活用して、県内外の避難者と県民とのネットワーク化を支援する。 | |
| 絆- ①-3 | ふるさとの絆情報ステーション 設置によるコミュニティの確保 | 民間借り上げ住宅等への避難住民向けに「ふるさと絆情報ステーション」を設置 し、市町村の情報や交流の場を提供する。 | |
| 絆- ①-4 | 避難地域等のコミュニティ再生 を支援する事業 | 仮設住宅等の住民と地元町内会等における交流事業や、ふるさと帰還後の地域コミュニティ再生事業に対する支援を行う。 | |
| 絆- ①-5 | 県外避難者生活サポート拠点支 援事業 | 全国各地で受入自治体や民間団体の協力を得て設置された生活サポート拠点において、福島県の情報提供を始め、避難先での生活相談や見守り支援、避難者同士の交流の機会を設けることにより、避難者間のきずなの維持や地域コミュニティの再生を支援する。 | |
| 絆- ①-6 | 地域の寺子屋推進事業 | 東日本大震災や原子力災害に伴い失われた地域コミュニティ再生のため、また、 新たな避難地域でのコミュニティ構築のため寺子屋事業に取組む団体への支援を 行う。 | |
| 絆- ①-7 | 運輸事業復興交付金 | 避難市町村の住民がスムーズにふるさとに帰還できるよう、路線バスや生活物資輸送等に資するインフラ整備について支援する。 | |
| 絆- ①-8 | 生活交通確保事業 | 住民の生活の足を確保できるよう路線バス等の生活交通について支援する。 | |
| 絆- ①-9 | 避難者への生活支援情報の提供 | 災害対策本部から、避難住民向けに生活情報等を提供する。 | |
| 絆- ①-10 | 県外避難者支援ブログによる情 報の発信 | 災害対策本部から、ブログにより県外避難者向けに福島県の情報を提供する。 | |
| 絆- ①-11 | 既存県営住宅改善事業 | 震災による低額所得者の増に対応するため、既存県営住宅の断熱構造化を進めるとともに、バリアフリー化、給湯設備設置、配管更新等を行う「居ながら内部改善」を導入し、ストックの居住水準向上と有効活用を図る。 | |
| 絆- ①-12 | 災害公営住宅整備事業の支援 | 災害により住宅を失った者に対する恒久住宅施策の一つとして、災害公営住宅を 整備する市町村に対して、活用事例、活用モデルを提供するなどの支援を行う。 | |
| 絆- ①-13 | 原発避難市町村の災害公営住宅 整備事業の推進 | 原発事故の避難者の恒久住宅を確保するため、関係市町村や国、県による連絡調整会議を設置し、県が、避難者や関係市町村の意向・課題を確認しながら、住宅供給に関する基本的な方針や供給量、供給手法、整備体制等の調整を行う。 | |
| 絆- ①-14 | 被災者の住宅再建支援のための 事業 | 被災者の住宅再建に向け、借入金等に対する対策を検討するなど、良質な住まいづくりへの支援等を行う。 | |
| 絆- ①-15 | 新 "うつくしま、ふくしま。" 県民運動ステップアップ事業 (地域コミュニティ再生支援プログラム) | 復旧・復興を始め県民運動の基本・重点テーマに関する課題に取り組むNPO等の活動基盤整備を支援するとともに、多様な主体間のネットワークづくりを図る。 | |
| 絆- ①-16 | ふくしま地域活動団体サポート センター運営事業 | 復興活動等を行う地域活動団体等を支援するセンターを設置し、被災地域の団体を含めた各種相談、活動情報の提供、行政との意見交換の場の設定、広報活動等を行う。 | |

| ② 避難住民 | ② 避難住民とともに生み出す地域の活性化 | | |
|---------|----------------------------------|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 絆- ②-1 | 中小企業等復旧・復興支援事業 | 東日本大震災により被災した中小企業等に対し、事業を再開・継続する際に要する経費の一部を補助する。 | |
| 絆- ②-2 | がんばろう福島の企業!事業再 開・復興応援事業 | 離職を余儀なくされた失業者に対して、次の雇用につながる就業機会の創出・提供や人材育成を図り、知識や技術を習得するための研修を民間団体等に委託する。 | |
| 絆- ②-3 | 農業法人等チャレンジ雇用支援 事業 | 農業法人等に対し、失業者を雇用した農業経営発展の実証事業を委託する。 | |
| 絆- ②-4 | 「ほっとする、ふくしま」新農 業人応援事業 | 地域外からの新規参入者を受け入れる集落等に対して、受入経費を助成する。 | |
| 絆- 2-5 | 耕作放棄地再生利用緊急対策 (被災者支援実証ほ) | 被災した農家が避難先で耕作放棄地を活用して農業を再開する取組を積極的に支援することにより、被災者の就農支援と所得の確保を図る。 | |
| 絆- ②-6 | 森林整備担い手対策基金事業 | 林業就業者の雇用環境と就業条件の改善、研修等を実施する。 | |
| 絆- ②-7 | 避難先での一時就農等を支援するための事業 | 避難している農業者がふるさとに戻って、営農を再開するまでの間、避難先等に おける一時就農等の支援を行う。 | |
| 絆- ②-8 | 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 | 東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等の耕作放棄地を活用して営農活動を再開できるよう、被災農家等の一連の取組に対して支援する。 | |
| 絆- ②-9 | 過疎・中山間地域集落等の調査 を行う事業 | 大震災後の過疎・中山間地域の集落について、その実態を調査し、地域の活性化につなげる。 | |
| 絆- ②-10 | 外部人材を活用した過疎・中山 間地域の活性化を支援する事業 | 都市部住民や若者など、県内外からの外部人材を活用して、地域の活性化を支援 する。 | |

| ③ 新たなき | ③ 新たなきずなを生かした広域的連携の推進 | | |
|--------|---------------------------------------|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 絆- ③-1 | 「がんばろうふくしま!」運動 推進事業 | 首都圏を中心とした、福島県産農産物等に対する風評被害対策を実施するとともに、応援店の拡大に向けたイベントなどを行う。 | |
| 絆- ③-2 | ごちそうふくしま絆づくり推進 事業 | 農林漁業者と消費者等との広域的交流の促進や県産農林水産物の安全性など正しい情報提供、さらには地産地消や食育などの活動を通じて、農林水産業への理解促進を図る。 | |
| 絆- ③-3 | 農林水産業を通じた広域的な連携の推進や情報発信を行うため の事業 | 県産農林水産物に関する消費者と生産者等が交流するイベントの開催や、生産者 や消費者が共にふくしまの農林水産物の未来について考えるシンポジウムなどを 県内で開催する。 | |
| 絆- ③-4 | 県産農林水産物を地域で支える 仕組みを構築するための事業 | 本県農林水産物への信頼を回復するため、流通・販売事業者が主体となって農業体験を行うなど、県内外の消費者と県内生産者の交流を図る取組などを支援することで、県産農林水産物の価値の再認識や県産農林水産物を地域で支える仕組みを構築する。 | |
| 絆- ③-5 | 地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業)) | 民間団体等が行う地域活性化事業に対し、県が財政的に支援するものであり、今回の震災を受けて震災復興及び関連する取組を優先的に支援する。(事例…県外の避難先での「ふるさと味祭り」など(南相馬市と杉並区による災害相互援助協定が縁)) | |
| 絆- ③-6 | 新 "うつくしま、ふくしま。" 県民運動ステップアップ事業 | 復旧・復興を始め県民運動の基本・重点テーマに関する課題への取組を支援する ため、知事感謝状の贈呈、活動事例の紹介などを行う。NPO等による県外ネットワークとの連携により、県外避難者に対する支援を行う。 | |
| 絆- ③-7 | 震災後の住民組織同士のネット ワークづくり等を支援する事業 | 震災後つくられた住民組織同士のネットワークづくりや、広域的な連携等につい てリーダー養成などを通じて支援する。 | |
| 絆- ③-8 | まちづくりの取組を通じたふく しまの元気を全国に発信する事 業 | 全国各地で行われているまちづくりの取組の全国大会を「ふくしま発」として開催し、震災による避難や支援等で生まれた県内及び全国各地とのきずなを広く大きく育てていくとともに、震災からの復興を広くアピールし、元気を発信する。 | |
| 絆- ③-9 | ふくしまふるさと暮らし復興推 進事業 | 風評被害の払拭や震災復興促進のため、ファンクラブ会員など本県への愛着や関心を持っていただいている方に対し、地域生活や観光・物産などについての正しい情報発信を行うとともに、体験旅行や滞在型交流活動などにより本県の安全性をアピールする。また、市町村等との連携により、首都圏においてふるさと情報を提供するなど、避難者も含めて交流人口を拡大させ、定住・二地域居住につなげていく。 | |

| ④ ふるさと | ニ帰還後の新たなコミュニ | ティづくり |
|--------------------------|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 絆- ④-1 | 地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業)) | 民間団体等が行う地域活性化事業に対し、県が財政的に支援するものであり、今 回の震災を受けて震災復興及び関連する取組を優先的に支援する。 |
| 絆- ④-2 | 清らかな"水のふるさと"ふく しま発信事業 | ふくしまの優れた水環境を広く県内外に発信するとともに、地域に伝わる優れた水文化を再発見し、交流や観光の拡大を図る、併せて、水文化から人と水のつながりを再認識し、水源や水環境に対する関心と理解を深め、水を大切に使う意識の醸成を図る。 |
| 絆- ④-3 | 生涯学習による復興応援事業 | 複数の市町村が連携して地域の歴史・文化などを学ぶ取組を支援する。 |
| 絆- ④-4 | 新 "うつくしま、ふくしま。" 県民運動ステップアップ事業 (地域コミュニティ再生支援プログラム) | 復旧・復興を始め県民運動の基本・重点テーマに関する課題に取り組むNPO等の活動基盤整備を支援するとともに、多様な主体間のネットワークづくりを図る。 |
| 絆- ④-5 | ふくしま地域活動団体サポート センター運営事業 | 復興活動等を行う地域活動団体等を支援するセンターを設置し、被災地域の団体を含めた各種相談、活動情報の提供、行政との意見交換の場の設定、広報活動等を行う。 |
| 絆- ④-6 | 男女共生センター管理運営委託 事業(普及啓発・研修・相談事 業等) | 男女共同参画社会の実現のため、実践的活動拠点となる男女共生センターの効果的・効率的な管理運営行い、男女共同参画に関する普及啓発・研修など、各種事業を展開する。 |
| 絆- ④-7 | 男女共生センターネットワーク 推進事業 | 男女共同参画社会実現のための実践的活動拠点となる男女共生センターが県民、NPO及び地域団体等との連携を深め、様々なつながりを形成するとともに、地域に根ざした男女共同参画社会を推進するため、地域団体等が実践する男女共同参画に関する取組の支援を行う。 |
| 絆- ④-8 | 中心市街地賑わい集積促進事業 | 震災・原発事故により県外・県内他地域へ人口が流出するとともに、風評等により交流人口の減少も見られ、地域の活力が低下していることから、まちづくり会社等が行う、その地域が必要とする業種等の誘致に向けた空き店舗の改修や、空き店舗を活用した福祉や子育てなど公共性を有する施設の賃料について、その経費の一部を補助する市町村を支援する。 |
| 絆- ④-9 | 活力ある商店街支援事業 | 震災・原発事故により県外・県内他地域へ人口が流出するとともに、風評等により交流人口の減少も見られ、地域の活力が低下していることから、商店街の空き店舗又は空き地を集客力向上のための店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用する場合、賃借料を補助する。 |
| 絆- ④-10 | 地域支え合い体制づくり助成事業 | 地域における高齢者等に対する見守り等の支え合い活動の体制づくりを推進する ため、地域の支え合い体制活動の立ち上げ、地域活動の拠点整備及び人材育成等 を支援する。 |
| 絆- ④-11 | 老人クラブ活動推進員設置等補 助事業 | 高齢者の閉じこもりを防ぎ、生きがいをもって生活してもらうため、「やさしさ 地域友愛ネットワーク」をつくり訪問活動を行うとともに、ふれあい交流の機会 を設けることにより、地域住民と仮設住宅入居高齢者との交流を図るための経費 を補助する。 |
| 絆- ④-12 | ICTによる流通インフラを構築 するための事業 | ICT(情報通信インフラ)を活用した地域をつなげる商業環境整備(買い物弱者対策、配送拠点整備等)を実施する。 |
| 絆- ④-13 | 高齢者等の買い物弱者を支援する取組 | 食料品等の日常の買い物が困難となる高齢者等に対し、震災後の買物環境の整備 を支援する。 |
| 絆- ④-14 | 高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちづくりへの取組への 支援 | 高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちづくりへの取組を支援する。 |
| 絆- ④-15 | 運輸事業復興交付金 | 避難市町村の住民がスムーズにふるさとに帰還できるよう、路線バスや生活物資輸送等に資するインフラ整備について支援する。 |
| 絆- ④-16 | 生活交通確保事業 | 住民の生活の足を確保できるよう路線バス等の生活交通について支援する。 |
| 絆- ④-17 | ふくしま型ユニバーサルデザイ ン実践強化事業 | 多様な人々が安心して快適に暮らすことができる社会を実現するため、ユニバー サルデザインの考えを普及・啓発するとともに、推進を担う人材の育成を図る。 |
| 絆- ④-18 | やさしいまちづくり推進事業 | 高齢者を始め、すべての人に配慮したまちづくりを総合的に進めるため、建築物等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに利用環境の整備を図る。 |
| 絆- ④-19 | やさしいまちづくり支援事業 | 民間の公益的施設のバリアフリー化を進めるため、「やさしいまちづくり推進資金」により、民間建築物等の整備を支援する。 |
| 絆- ④-20 | おもいやり駐車場利用制度推進 事業 | 車いす使用者用駐車場の適正利用を図るため、「おもいやり駐車場利用制度」を実施するとともに、おもいやり駐車場利用制度を効果的に運用していくため、車いす使用者用駐車スペースの青色塗装化を推進する。 |

| ⑤ /Siくし | う ふくしまの宝を再発見し、磨きをかけ、発信する活動の推進 | | |
|---------------------------|--|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 絆- ⑤-1 | 地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業)) | 民間団体等が行う地域活性化事業に対し、県が財政的に支援するものであり、今回の震災を受けて震災復興及び関連する取組を優先的に支援する。(事例…福島"心の復興"民話祭、会津の歴史的建造物を守り隊、活かし隊養成事業など) | |
| 絆- ⑤-2 | うつくしま「水との共生」プラ ン推進事業 | 流域の健全な水環境を未来に継承していくという理念のもと、流域の魅力や課題を共有し、活動団体等が行う取組や連携を支援する。 | |
| 絆- ⑤-3 | ふくしま再生交流推進事業 | 元気なふくしまをアピールする場として、また首都圏に避難している方の交流の 場として都内で大交流フェアを実施する。 | |
| 絆- ⑤-4 | 田舎に住んで民家促進事業 | 本県への二地域居住の風評被害を払拭するため「福島県空き家・古民家相談センター」における相談対応を強化する。 | |
| 絆- ⑤-5 | 指定文化財保存活用事業 | 文化財の保存と活用を一体的に図るため、文化財の修理等保存事業と公開等活用事業を実施する上で必要な経費について補助することにより、文化財の意味や良さについてより一層理解を進めることができ、文化財を大切にするこころの醸成を図る。 | |
| 絆- ⑤-6 | いきいき地域文化活力創出事業 | 地域の教育力の向上や文化・観光・産業等が融合した地域活性化を図る取組等を行う。会津漆の芸術祭の開催等。 | |
| 絆- ⑤-7 | 地域の伝統文化による震災から の復旧・復興をアピールする事 業 | 地域の伝統芸能活動等を通じたイベント等を開催するなど、地域のきずなを確認 し、ふくしまの良さを県外に発信する。 | |
| 絆- ⑤-8 | 文化財の災害復旧 | 被災した文化財の復旧への支援を行い、地域の宝の保護・継承を図る。 | |
| 絆- ⑤-9 | 被災地域の文化資源等の復活に向けた事業 | 震災後、被災地域の県民がふるさとを離れている状況を踏まえ、後継者の育成も 含めた被災地域の伝統文化を始めとした文化資源等を保存継承する活動を支援す る。 | |
| 絆- ⑤-10 | 歴史的建造物等の復旧・魅力向 上支援事業 | 観光やまちなみのランドマークとなっている歴史的建造物等を復旧・復興する場合経費の一部を補助し、震災等による取り壊し等を防止するとともに、ふるさと景観の一層の魅力向上を図り、にぎわいを呼び戻すなど地域等の再生を支援する。 | |
| 絆- ⑤-11 | まちなみ再生支援事業 | 被災した地区(地域)や地域の魅力向上において、まちなみ景観等に関して具体的な復興計画等を作成する場合、計画作成に必要な経費等を補助する。 また、地域の計画に位置付けられた事業として、地域景観の向上等に配慮した建築等を行う場合、経費の一部を補助する。 | |
| 絆- ⑤-12 | 窒素・りん除去型浄化槽設置誘 導事業(猪苗代湖環境再生) | 本県のシンボル的存在でありながら、水質悪化が進行している猪苗代湖の流域において、高度処理浄化槽の維持管理費を補助することにより、普及を加速度的に促進し、水質改善による水質日本一の奪還、ひいては、観光地としての魅力回復や県民の誇りの回復につなげる。 | |
| 絆- ⑤-13 | スポーツ・レクリエーションの 全国大会や国際大会を誘致する 事業 | スポーツやレクリエーションの全国大会、国際大会を開催することで、本県の競技力向上につなげるとともに県民に元気と勇気、感動を与える。 | |
| 絆- ⑤-14 | 新"うつくしま、ふくしま。" 県民運動ステップアップ事業 | 復旧・復興を始め県民運動の基本・重点テーマに関する課題への取組を支援する ため、知事感謝状の贈呈、活動事例の紹介などを行う。NPO等による県外ネットワークとの連携により、県外避難者に対する支援を行う。 | |
| 絆- ⑤-15 | 戦略的に情報を発信する事業 | マイナスイメージの「フクシマ」から、応援したくなる、訪れたくなる「ふくしま」にイメージを転換するため、新たに「新生ふくしま・戦略的情報発信事業(仮)」を実施し、ふくしまの「今」の正しい情報を伝え続けるとともに、「新生ふくしま」の統一イメージを作り、その新たなイメージの下、民間団体等と連携しながら、あらゆる情報発信手段を活用して、積極的に全世界に「ふくしま」を発信していく。 | |
| 絆- ⑤-16 | 海外のマスメディア等を活用し たイメージアップ事業 | 海外の旅行関係メディア等を招聘し、本県の観光地や県民生活等を積極的に取材、情報発信することで、本県が災害から着実に復興している姿をしっかりとPRすることや、観光親善大使によるウエルカムキャンペーンに取り組むことで、イメージの回復を図る。 | |
| 絆- ⑤-17 | 映像によりふくしまを発信する 事業 | ふるさと ふくしまの原風景の映像を作成し、県外避難者を始め全国に発信する。 | |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|---------|--|--|
| 絆- ⑤-18 | 大学等の知の活用による地域支 援事業 | 震災・原子力災害に関連する問題を含めた地域の様々な課題の解決を図るため、 専門的な見識を有する大学等の研究者等を地域課題解決アドバイザーとして市町 村に派遣する。また、震災・原子力災害からの復興に関する地域と大学等との連 携をテーマにセミナーを開催し、より一層の連携を促進する。 |
| 絆- ⑤-19 | 「がんばろうふくしま!」運動 推進事業 | 県産農林水産物に対する風評被害対策の一環として、生産者や消費者が共に、ふくしまの農林水産物の未来について考えるシンボジウムを県内で開催する。 |
| 絆- ⑤-20 | 農林水産業を通じた広域的な連携の推進や情報発信を行うため の事業 | 県産農林水産物に関する消費者と生産者等が交流するイベントの開催や、生産者 や消費者が共にふくしまの農林水産物の未来について考えるシンポジウムなどを 県内で開催する。 |
| 絆- ⑤-21 | 大学等による国際会議・ふくし まの復興をもテーマにした会議 等の取組 | 県内の各大学による復興にも関わる会議等の取組。 |
| 絆- ⑤-22 | 民間団体等が開催するふくしま の復興等をテーマとした会議等 への支援 | 民間団体等が開催する復興等をテーマとした会議等に対し、県として支援する。 |
| 絆- ⑤-23 | ふくしま復興へ向けたメッセー ジの発信 | 新しい福島の再生に向けたシンポジウム等を開催し、記憶の風化の防止を図るとともに、本県のメッセージを全国に向けて発信する。 |
| 絆- ⑤-24 | 国際会議等誘致推進事業 | 平成22年度に結成したMICE研究会を中心に大学や民間団体等で新たなネットワークをつくり、情報共有、協力体制確立を図るものであり、外務省、国際機関、JNTO(独立行政法人国際観光振興機構)等を訪問し誘致活動を展開する。復興福島PR事業として、国際会議参加のため来県した者を対象に、復興をPRするエクスカーション(モデルコース)を構築する。(※MICE・・・企業などの会議(Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議(Convention)、イベント、展示会・見本市(Event/Exhibition)の頭文字を取ったもの。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。) |
| ¥- ⑤-25 | 研究ネットワーク支援事業 | 実践的な形で複雑で広範な問題の解決を図るため、研究者のネットワークの維持・拡充を支援することを通じ、震災及び原子力災害により生じた地域課題にも対応していく。 |

(3) 新たな時代をリードする産業の創出【主要事業と事業概要】

| ① 本県産業の再生・発展 | | |
|--------------|--------------------------|---|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 産- ①-1 | 中小企業制度資金貸付金 | 「ふくしま復興特別資金」及び「震災対策特別資金」等により、東日本大震災及 び原子力災害により被害を受けている中小企業者を支援する。 |
| 産- ①-2 | 被災中小企業施設·設備整備支援事業貸付金 | 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の融資を行う。 |
| 産- ①-3 | 工場用地・空き工場紹介事業 | 産業用地、空き工場等の情報提供等により被災企業の県内での事業再開を支援する。 |
| 産- ①-4 | 仮設店舗・仮設工場事業の紹介 | 東日本大震災の被災地域において、事業活動を再開する中小企業者向け施設(店舗・事務所・工場等)を国が整備し、県等において紹介する。 |
| 産- ①-5 | がんばろう福島の企業!産業復旧・復興事業 | 被災者や求職中の方を雇用し、職場内研修等を実施することにより、就業機会の 創出と人材育成を図るとともに、成長産業分野の企業活動、事業化の意欲を強く 持った事業者、被災事業者等の事業再開・復興を支援する。 |
| 産- ①-6 | 中小企業等復旧・復興支援事業 | 東日本大震災により被災した中小企業等に対し、事業を再開・継続する際に要する経費の一部を補助する。 |
| 産- ①-7 | 中小企業等グループ施設等復旧 整備補助事業 | 東日本大震災及び原子力発電所事故により甚大な被害を受けた県内産業の復旧・ 復興を効率的に促進するため、中小企業等グループによる一体的な復旧・復興事 業に対し、経費の一部を補助する。 |
| 産- ①-8 | 特定地域中小企業特別資金 | 原子力発電所事故に伴い、警戒区域等から移転を余儀なくされる中小企業等及び 緊急時避難準備区域が解除された区域等において事業を継続・再開する中小企業 等に対し、事業資金を無利子・無担保で融資する。 |
| 産- ①-9 | ふくしま産業応援ファンド | 県内の製造業集積や地域資源を活用しながら、中小企業の経営革新や技術力の強化等を支援する。 |
| 産- ①-10 | 緊急雇用創出基金事業 | がんばろう福島!"絆"づくり応援事業などをとおして、東日本大震災による被災者等を対象に雇用を創出し、ふくしまの再生・復興を図る。 |
| 産- ①-11 | ふくしま医療機器産業ハブ拠点 形成事業 | 医療機器分野の産業振興、集積を図るため、産学官が連携し、医療現場のニーズ 収集から研究開発、事業化までの企業支援(試作品作製補助、企業内人材育成、 展示会出展等販路拡大)を一体的に行う。 |
| 産- ①-12 | 医療機器、医薬品製造業支援強化 | 薬事関係許可業種に参入を希望する事業者に対し、薬事法セミナー等の開催など ソフト面の支援を行うとともに、製品の安全性確保のため試験検査体制を整備す る。 |
| 産- ①-13 | 半導体関連産業クラスター育成 支援事業 | 産学官が連携した福島県半導体関連産業協議会を中心として、展示会への出展、 研究会の開催、取引拡大や新商品開発のためのコーディネート活動等を行う。 |
| 産- ①-14 | 輸送用機械関連産業集積育成事業 | 自動車メーカー向けの商談会や東北6県が連携した事業を行い、県内企業の取引 拡大を支援する。 |
| 産- ①-15 | がんばる企業立地促進補助金 | 企業が立地する際の初期投資額の一部に対して補助する。 |
| 産- ①-16 | がんばろうふくしま産業復興企業立地補助金 | 県外からの進出や、県外に避難した企業の帰還を促進し、併せて県内企業の流出を防止するため、県内での新増設・移転を行う企業に対し、補助する。 |
| 産- ①-17 | 復興まちづくり会社を支援する ための事業 | 市町村や民間企業と連携を図りながら、住民や地元企業等が出資する復興まちづくり会社に対し専門家を派遣するとともに、「復興まちづくりファンド」の設立、地域グランドデザインの策定やまちづくりのプロデュース、ICT流通プラットフォーム構築、タウンモビリティ整備など復興まちづくりに必要な事業を支援する。 |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|---------|------------------------------|--|
| 産- ①-18 | 中心市街地賑わい集積促進事業 | 震災・原発事故により県外・県内他地域へ人口が流出するとともに、風評等により交流人口の減少も見られ、地域の活力が低下していることから、まちづくり会社等が行う、その地域が必要とする業種等の誘致に向けた空き店舗の改修や、空き店舗を活用した福祉や子育てなど公共性を有する施設の賃料について、その経費の一部を補助する市町村を支援する。 |
| 産- ①-19 | 活力ある商店街支援事業 | 震災・原発事故により県外・県内他地域へ人口が流出するとともに、風評等により交流人口の減少も見られ、地域の活力が低下していることから、商店街の空き店舗又は空き地を集客力向上のための店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用する場合、賃借料を補助する。 |
| 産- ①-20 | 商品力向上・定番化支援事業 | 原子力災害によりイメージダウンした県産品の新たな販路開拓のため、第三者機関の評価・検証や、マーケティングの専門家による販売支援を行う。 |
| 産- ①-21 | ふくしま・地域産業6次化推進事業 | 農林漁業者、商工業者等の6次化ネットワークの維持拡大やふくしま・6次化創 業塾を実施する。 |
| 産- ①-22 | 有機農業活用! 6次産業化サポート事業 | 原子力災害からの復興を遂げるため、県産有機農産物を安全な県産農産物のシンボルとして位置づけ、生産と流通の結びつきを強化し、安定した生産・販売体制の構築を図る。 |
| 産- ①-23 | ふくしま・6次化ステップアッ プ事業 | 地域ならではの特産品の開発促進、6次産業化により開発された商品等を県内量 販店等で販売、PRを実施する。 |
| 産- ①-24 | 地域づくり総合支援事業(サポート事業(復興関連事業)) | 民間団体等が行う地域活性化事業に対し、県が財政的に支援するものであり、今回の震災を受けて震災復興及び関連する取組を優先的に支援する。(事例…地域産業の6次化を進めてきた食品加工業・観光産業団体による風評被害払拭キャンペーンなど) |
| 産- ①-25 | 農山村地域等活性化対策事業 | 震災による山村等中山間地域の復興を支援するため、地域産業の6次化推進に向けた農林水産物処理加工施設、都市住民との交流施設や生活環境施設整備に対し、支援する。 |
| 産- ①-26 | 県産品の流通を拡大するための 事業 | 福島県産品の販路拡大のため、情報の集約からバイヤー、消費者への販売までを 見据えた流通サービスの構築を目指して、民間の事業者支援を積極的に行う。 |
| 産- ①-27 | 農林漁業者の地域産業の6次化 を推進するための事業 | 首都圏の消費者に対して本県6次化商品等の安全性などをPRするためのテストマーケティングショップを開設する取組を行うとともに、県産農林水産物を原料とした新商品の開発など農林漁業者が6次化に取り組むために必要な支援をすることにより、地域の核となる事業者等の育成を図る。 |
| 産- ①-28 | 「福島牛」ブランド化事業 | 農商工連携による「福島牛」のネームバリューの向上や販路拡大等の取組を行う ことにより、「福島牛」ブランドの復興を図る。 |
| 産- ①-29 | ふくしま農商工連携ファンド事 業 | 本県農林水産物を活用し、新商品や新サービスに関する事業可能性調査や、新たな技術の開発や既存技術を活用した新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援する。 |

| 事業番号 | 主要事業 | 車業極西 |
|----------|---|--|
| 新集留号 | | 事業概要 |
| 産- ②-1 | 再生可能エネルギー関連分野に おける国、大学、民間の研究機 関を誘致するための事業 | 国、大学、民間の再生可能エネルギー関連の研究所を誘致し研究開発の一大拠点とする。 |
| 産- ②-2 | 大学等の知の活用による地域支 援事業 | 震災・原子力災害に関連する問題を含めた地域の様々な課題の解決を図るため、 専門的な見識を有する大学等の研究者等を地域課題解決アドバイザーとして市町村に派遣する。また、震災・原子力災害からの復興に関する地域と大学等との連携をテーマにセミナーを開催し、より一層の連携を促進する。 |
| 産- ②-3 | ふくしま産学官連携推進事業 | 本県における地域資源を活用した産学官連携による研究開発の事業化を促進するため産学官の機関が一堂に会し、地域における新たな産業の集積を目指す。 |
| 産- ②-4 | 観光の風評被害に対する緊急対 策事業 | 観光地の正確な情報発信、ネット系旅行会社と連携した誘客策のほか、地域が行うキャンペーンに対する支援など、観光への風評被害の対応を図る。 |
| 産- ②-5 | 有料道路無料開放事業 | 広域的な観光誘客を促進するとともに、県内消費の拡大を図るため、観光有料道路3ライン等を無料開放する。 |
| 産- ②-6 | 福島県観光復興キャンペーンを行うための事業 | 平成25年放送予定の大河ドラマ「八重の桜」を核とした観光復興キャンペーンを全県的に展開するとともに、観光施設等の復興状況を踏まえながら、震災で著しい被害を受けた浜通り、中通りの観光復興に重点を置いた「浜・中通り観光復興キャンペーン」を展開する。また、当該キャンペーンの中で着地型観光の強化はもとより、「ふくしまファンクラブ」や県人会等のふくしまに思いを寄せる人達との交流の深化を始め、被災地の復興状況を見極めながら、災害・防災教育をテーマとする企業研修や会議の誘致など新たな視点による教育・研修旅行の誘致に取り組む。 |
| 産- ②-7 | 食と観光の連携により交流を促進するための事業 | 本県基幹産業である農林水産業の再生に向け、風評被害を払拭するため、正確な情報の発信、県内キャンペーンの実施、首都圏における信頼回復のための安全性アピールイベントを実施するとともに、輸出の回復・拡大のための支援等を実施する。 |
| 産- ②-8 | 外国人観光客誘致促進·強化事 業 | 海外からの観光客を回復させるため、海外誘客促進活動及び受入体制の整備を行う。 |
| 産- ②-9 | 国際会議等誘致推進事業 | 平成22年度に結成したMICE研究会を中心に大学や民間団体等で新たなネットワークをつくり、情報共有、協力体制確立を図るものであり、外務省、国際機関、JNTO(独立行政法人国際観光振興機構)等を訪問し誘致活動を展開する。復興福島PR事業として、国際会議参加のため来県した者を対象に、復興をPRするエクスカーション(モデルコース)を構築する。(※MICE・・・企業などの会談(Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議(Convention)、イベント、展示会・見本市(Event/Exhibition)の頭文字を取ったもの。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。) |
| 産- ②-10 | 磐梯山ジオパーク推進事業 | 磐梯山周辺の観光振興を始め、自然保護への理解や環境教育の推進、火山による地域防災意識の高揚など、様々な面での持続的な発展のため、磐梯山の世界ジスパーク認定を目指す取組に対して支援する。 |
| 産- ②-11 | 福島空港を活用した広域的な交流を促進する事業 | 福島空港の国際線等を活用し、改めて広域的、かつ、裾野の広い人的交流の拡大に取り組む。 |
| 産- ②-12 | 医療機器開発・安全評価拠点の 整備 | 国際的な基準に基づいた医療機器の機能評価試験や医療機器産業の人材育成、開発支援といった事業者への支援を行う拠点を整備する。 |
| 産- ②-13 | ふくしま医療福祉機器産業推進 機構の設立 | 医療福祉機器産業の支援機関として設立し、上記拠点の運営の他、下記ファンドを通じた研究開発支援から、事業化、人材育成までをワンストップで実施する。 |
| 産- ②-14 | 医療福祉機器開発ファンドの創 設 | 医療機器や医療・介護ロボット等の開発・普及を図るため、製品開発、臨床試験・治験・実証試験を行う事業者に必要経費を補助する。 |
| 産- ②-15 | 国際的先端医療機器の開発・実 証をするための事業 | 不治の病と言われる転移がんの治療を実現するため、世界初のBNCT(ホウ素中性子捕捉療法)の開発実証や、がんや生活習慣病など重要疾病に対する高度医療を実現するため、手術支援ロボットの開発・実証を行うとともに、本県を国際的な臨床研究拠点とする。 |
| 産- ②-16 | 創薬分野の研究開発・製品化支援事業 | 医療機関と企業が連携できる拠点を整備し、企業では得ることができない情報と 材料を提供・活用することによって、治療薬・診断薬・検査薬・研究試薬を含む 広範囲な医療関連製品について、研究開発から企業における製品化に至るあらぬ るプロセスを一体的に支援し、我が国における医薬品開発の新たなハブとなる事 業を行う。 |
| 産- ②-17 | 福祉·介護人材育成就業支援事業 | 福祉・介護分野で就労を希望する求職者を一定期間福祉施設に派遣し、働きなからヘルパー2級等の資格取得を支援する。 |
| 産- ②-18 | 福祉・介護を支える人材を育成 するための事業 | 県内の福祉・介護の事業所で働こうとする高校卒業見込者にヘルパー2級の資格 取得の機会を与え、人材の育成を図る。 |
| 産- ②-19 | 介護福祉士等修学資金貸付事業 | 介護福祉士等の養成施設で修学する者に対する修学資金貸付事業を拡充し、被災した学生を支援することにより、介護福祉士など福祉・介護サービス分野における人材の安定的な確保を図る。 |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|---------|----------------------------------|--|
| 産- ②-20 | 頑張る農業応援!新規就農定着 支援事業 | 新規就農希望者の技術習得研修を受け入れる農業法人等に対して、研修に要する 経費の一部を補助する。 |
| 産- ②-21 | 教育研修事業 | 農業総合センター農業短期大学校において、新規就農研修及び農業機械研修を実施し、農業を担う人材の育成を図る。 |
| 産- ②-22 | キャリア教育を推進する事業 | 農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校及び特別支援学校において、産業関連の知識や技能を子どもたちに習得させるとともに、地域に定着し、地域産業を担う人づくりのため、キャリア教育を推進する。 |
| 産- ②-23 | 離職者等再就職訓練事業 | 被災離職者等の就職活動に資するため、機動的に職業訓練を実施する。 離職者等求職者の早期就職を支援するため、公共職業安定所長から受講あっせん を受けた離職者等に対し多様な職業訓練を委託により実施する。 |
| 産- ②-24 | 専門・普通課程訓練事業(テクノアカデミー) | 急激な技術革新に対応できる高度な知識・技能を備えた産業人材の育成を図るため、また地域産業の発展を支える技能者の育成を図るため、テクノアカデミーにおいて高度職業訓練、普通職業訓練を実施する。 |
| 産- ②-25 | 技能向上訓練実施事業 | 地域産業の事業の高度化、多角化等のニーズに対応するため、テクノアカデミー において企業在職者等を対象とした短期間の技能向上訓練を実施する。 |
| 産- ②-26 | 地域での産業人材育成を支援するための事業 | 本県復興に資する力強い産業を築いていくためには、その基盤を担う豊富な知識・技術を有する主体性のある創造力豊かな人材の育成が急務であることから、全県的な視野でその育成方策を検討するとともに、地域産業のニーズを踏まえた人材を確保していくため、地域単位での育成事業を実施する。 |
| 産- ②-27 | IT雇用創出事業 | 会津地域における雇用の創出及び T企業に対する首都圏からの受注拡大に対応するため、 T技術者の養成を図る。 |
| 産- ②-28 | 再生可能エネルギー関連の人材 を育成するための事業 | 再生可能エネルギー関連技術のエンジニアや風力発電や太陽光発電の敷設技術者 等の育成を行う。 |
| 産- ②-29 | 医工連携を担う人材を育成する ための事業 | 医療機器関連産業を担う、高度な人材を育成する。 |
| 産- ②-30 | 医薬品の開発・研究を担う人材 を育成するための事業 | 新たに構築した医療-産業連携拠点において整備した最先端の機器及び国内から 招聘した人材の有する高度技術を活用して、医療関連製品開発分野の基礎研究従 事者から現場の熟練技術者に至る広範囲な職種について、福島県から日本や世界 に通用する人材を育成・輩出する。 |
| 産- ②-31 | 農林水産業を担う人材を育成す るための事業 | 農林水産業に関する知識習得や資格取得、さらには全国の先進的な農業法人等で行う長期研修等に対し支援することにより、農林水産業の復興を担う人材の育成を図る。 |
| 産- ②-32 | 復興まちづくりファンドを設立 するための事業 | 復興まちづくりを支援するため、まちの復興の姿を国内外に発信しながら幅広く 資金を調達する仕組みとして「復興まちづくりファンド」を設立する。 |
| 産- ②-33 | 再生可能エネルギーを推進する ためのファンドを創設する事業 | 本県の再生可能エネルギーに関するファンドを創設、出資することにより、事業に対する信用力の補完や資金調達の円滑化、地域の資金循環の促進等を図る。 |
| 産- ②-34 | 洋上風力発電の実証研究を行う ための事業 | 国内初の浮体式洋上風力発電の実用化に向けた実証試験を行う。 |
| 産- ②-35 | 省エネルギー等研究開発補助事 業 | 創・蓄・省エネルギー関連技術の開発に取り組む県内企業等に経費の一部を助成する。 |
| 産- 2-36 | 環境・新エネルギーモデル事業 | 浅部地中熱利用技術開発を実施する事業者に事業を委託する。 |
| 産- ②-37 | 次世代エネルギー利活用事業 | バイオマス発電技術開発を実施する県内企業等に対し経費の一部を助成する。 |
| 産- ②-38 | がんばる企業立地促進補助金 | 企業が立地する際の初期投資額の一部に対して補助する。 |
| 産- ②-39 | 企業立地貸付金 | 企業が必要とする工場建設資金等の設備資金を融資する。 |
| 産- ②-40 | がんばろうふくしま産業復興企 業立地補助金 | 県外からの進出や、県外に避難した企業の帰還を促進し、併せて県内企業の流出 を防止するため、県内での新増設・移転を行う企業に対し、補助する。 |
| 産- ②-41 | ふるさと福島Fターン就職支援 事業 | Fターン就職の効果的な支援のため、ふるさと福島就職情報センターの窓口を県内と東京に設置し、県内就職を希望する学生や求職者にきめ細かな就職相談や職業紹介を行うとともに、企業情報を発信する。 |

| ③ 新たな紙 | ③ 新たな経営・生産方式による農林水産業の飛躍的発展 | |
|---------|--|---|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 産- ③-1 | 農林水産物の新たな安全システムの導入を推進するための事業 | 放射性物質について米の全量検査体制を整備するなど農林水産物の検査を強化するとともに、トレーサビリティを活用した放射性物質の測定結果に加えGAP(農産物生産工程管理)や産地情報などを適確に発信していく新たな安全管理システムの導入を支援するなど、産地が主体となって行う農林水産物の安全確保の取組を推進する。 |
| 産- ③-2 | GAP導入支援普及活動推進事業 | GAP(農産物生産工程管理)の導入を進めるため、農林事務所農業振興普及部 (所)における指導者の育成・確保を図り、産地における高度なGAPの導入支援に関する効果的な普及活動を実施する。 |
| 産- ③-3 | 有機農業活用! 6次産業化サポート事業 | 原子力災害からの復興を遂げるため、県産有機農産物を安全な県産農産物のシンボルとして位置づけ、生産と流通の結びつきを強化し、安定した生産・販売体制の構築を図る。 |
| 産- ③-4 | 農畜産系の有機性資源の活用を 推進するための事業 | 農畜産系有機性資源の発生量及び放射能濃度を把握したうえで、利用可能な有機 性資源の活用体制を構築する。 |
| 産- ③-5 | 県産品ブランドカ向上戦略事業 | 県産農作物や加工品等の安全性や安全確保の取組に関する正しい情報を各種メディア等を活用して消費者に発信するとともに、発信力のある一流シェフ等の活用により県産食材の普及・知名度の向上を図る。 |
| 産- ③-6 | 県産農林水産物風評被害対策事 業 | 「ふくしま新発売。」Webサイトによる情報発信及びパブコメ収集をする。県内外における県イベントの開催及び全国・全県的イベントへの県出展を行う。 |
| 産- ③-7 | 「がんばろう ふくしま!」応 援店拡大事業 | 「がんばろう ふくしま!」応援店拡大に向けた広報及びキャンペーンを実施する。 |
| 産- ③-8 | がんばろうふくしま!運動サ ポート事業 | 県産農作物等の風評被害を払拭するため生産者団体による販売活動を支援する。 |
| 産- ③-9 | 県産農林水産物の安全性をPR するための事業 | 本県基幹産業である農林水産業の再生に向け、風評被害を払拭するため、正確な情報の発信、県内キャンペーンの実施、首都圏における信頼回復のための安全性アピールイベントを実施するとともに、輸出の回復・拡大のための支援等を実施する。 |
| 産- ③-10 | 県産農林水産物を地域で支える 仕組みを構築するための事業 | 県産農林水産物への信頼を回復するため、県内直売所やスーパー等を生産者と消費者をつなぐ交流拠点として位置づけ、流通・販売事業者が主体となり県産農林水産物の価値の再認識や県産農林水産物を地域で支える取組を支援する。 |
| 産- ③-11 | 水産物の消費拡大を図るための 事業 | 県産水産物に関する正しい情報を伝え、流通を回復させるとともに、消費者の ニーズにマッチした水産物の提供により消費拡大を進める。 |
| 産- ③-12 | 農地災害区画整備事業 | 大規模経営、効率的営農を可能とするため、被災農地及び隣接する未被災農地を 含めて一体的に大区画のほ場整備を行う。 |
| 産- ③-13 | 農業法人等チャレンジ雇用支援 事業 | 雇用による就農を促進するため、県が、農業法人等に対して、失業者等を雇用した経営発展モデルの実証事業を委託し、その成果を活用して円滑な雇用と農業法人等の経営発展を図る。 |
| 産- ③-14 | 企業等の農業参入を支援するための事業 | 本県の現状の正しい理解に基づく農業参入を広く呼びかけ、地元農業者等とのマッチングを図るとともに参入企業等に対し放射能検査や風評被害対策等を含めた初期経費や、本県への定着や県民の雇用拡大に必要な施設整備経費を支援し、円滑な農業参入を促進する。 |
| 産- ③-15 | 農業の担い手を育成するための 事業 | 新たな地域営農のマスタープラン作成を支援するとともに、担い手の経営安定に 向けた各種支援を実施する。 |
| 産- ③-16 | 農業施設、機械等の整備を推進 するための事業 | 農業復興を実現するため市町村が実施する農業・加工用施設の整備を総合的に支援する。 |
| 産- ③-17 | 農業機械等の共同利用を推進す るための事業 | 営農再開に必要な農業機械のリースや共同利用を促進する事業体の運営を支援する。 |
| 産- ③-18 | 園芸作物への転換を図るための 事業 | 原子力発電所事故により葉たばこの作付けが困難となった生産者等における新たな園芸作物への転換を支援する。 |
| 産- ③-19 | 再生可能エネルギー等を活用した園芸施設・共同利用施設等の 導入を促進するための事業 | 園芸作物等生産における再生可能エネルギー利用と定着を図るため、再生可能エネルギー施設整備を支援する。 |
| 産- ③-20 | 園芸産地の復興を支援するため の事業 | 市町村、JA、農業法人、営農集団、認定農業者等への栽培用施設(付帯施設含む)、管理機械・機器、初期生産資材(種苗、肥料、農薬等)の導入を支援する。 |
| 産- ③-21 | 肉用牛等生産基盤の再構築を図 るための事業 | 放射性物質に汚染された草地等自給飼料生産基盤の再生、県産牛肉の安全性の確保、家畜の再導入の支援など、一連の取組を支援する。 |
| 産- ③-22 | 警戒区域の生産基盤を再構築するために家畜衛生の維持向上を 図る事業 | 警戒区域内の農場の衛生対策に加え、当該地域を家畜伝染病清浄化地域とし、生産基盤の再構築を図る。 |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|---------|---|--|
| 産- ③-23 | 一般造林事業 | 森林の有する多面的機能の高度発揮や山村経済の振興等を図るため、健全な森林づくりに必要な一連の森林施業を支援する。 |
| 産- ③-24 | 治山事業 | 保安林等において森林の持つ防災機能の強化を行う。 |
| 産- ③-25 | 優良な種苗の確保を行うための 事業 | 優良な種苗の供給体制の整備や苗木生産に必要な施設等の整備に対し支援を行う。 |
| 産- ③-26 | 森林等の除染を行うための事業 | 森林等の除染方針を作成し、森林等の除染を行う。 |
| 産- ③-27 | 県産材の検査体制を整備するための事業 | 木材等林産物の安心·安全を裏づけするモニタリング体制、トレーサビリティシステムを構築する。 |
| 産- ③-28 | 森林整備地域活動支援交付金事業 | 森林施業の集約化を行う者が森林の情報収集、森林の現地調査、境界確認、施業提案書の作成・森林所有者の合意形成等の活動を実施した場合に、地域活動支援 交付金を市町村を通じて交付する。 |
| 産- ③-29 | 県営林の保育管理事業 | 主伐、間伐を控えた県営林の毎木調査(樹種、樹高、胸高直径等)、間伐事業等の森林整備事業を実施する。 |
| 産- ③-30 | もっともっと木づかい推進事業 | 森林による二酸化炭素吸収量の増加を図り、低炭素社会づくりに資するため、県 民の木材利用に対する意識を醸成するとともに、民間施設における県産材利用や バイオマスエネルギー利用機器の普及を図る。 |
| 産- ③-31 | 森を木づかうふくしま住まいる 事業 | 県内の工務店等が県産材を活用して建設する木造住宅の建設費を補助し、林業、 製材業、工務店、設計事務所が連携した住宅供給システムの構築を支援する。 |
| 産- ③-32 | 森林の再生を図りながら県産材 の利用を促進し安定供給体制を 整備するための事業 | 木質資源によるエネルギー供給への円滑な移行のため増大する県産材需要に対する安定供給体制を整備する。 木質バイオマス利用促進のための間伐材の搬出促進、除染や需要増加により伐採された跡地の森林整備を図る。 |
| 産- ③-33 | 森林における放射性物質の除去・低減技術の開発を行うための事業 | 森林における放射性物質の除去、低減技術の開発を行う。 |
| 産- ③-34 | 木質バイオマスエネルギーの利 用促進を図るためのモデルを構 築する事業 | 被災地域における木質系震災廃棄物について、木質バイオマスエネルギーに転換し、有効活用できるシステムを構築する。 震災廃棄物処理終了後は木質資源によるエネルギー供給に移行し、地域の豊かな森林資源の活用による再生可能エネルギー再生を行い、持続可能な社会モデルを構築する。 |
| 産- ③-35 | 収益性の高い漁業経営を推進す るための事業 | 経営の協業化、低コスト生産等により収益性の高い漁業経営を推進する。 |
| 産- ③-36 | 産地市場や漁協の再編整備を図るための事業 | 本県漁業の復興に向けて、産地市場や漁協の再編整備を推進し、水産物の価格向 上や漁業の効率化を図ることで、漁業者の経営の安定につなげる。 |
| 産- ③-37 | 資源管理型漁業を推進するため の事業 | 水産試験場が実施する資源、海洋環境など試験調査体制を推進し、漁業者と協議のうえ対象魚種の拡大、資源管理内容の見直しなどにより、資源管理型漁業の充実を図る。 |
| 産- ③-38 | 栽培漁業を再構築するための事業 | 魚介類の種苗生産施設、漁業者による種苗放流事業の再開を支援する。 |
| 産- ③-39 | 漁場機能の回復・整備を図るための事業 | 操業や養殖の妨げになっている瓦礫等を撤去する。また、堆積した瓦礫の撤去等 により漁場回復を図り、漁業・養殖業の復旧を図る。 |
| 産- ③-40 | 漁業の担い手の確保・育成を図 るための事業 | 共同利用漁船、共同利用施設の新規導入を支援する。また、協業化、省力・低コスト化を進め、地域加工・流通業との連携を支援し、漁村地域からの担い手の流出を防止する。 担い手の経営安定を図るため、漁業所得補償制度への参画を促進する。 |
| 産- ③-41 | 地域を担う新・農業人育成事業 | 短期雇用機会を提供し、雇用期間中に農業技術の習得や各種資格の取得などを進めることにより、地域農業を担う人材の育成を図る。 |
| 産- ③-42 | 森林整備担い手対策基金事業 | 林業生産活動の活性化や森林の適正な整備の推進による森林の公益的機能を発揮 するため、森林・林業の担い手の安定的な育成、確保を図る。 |
| 産- ③-43 | 認定農業者等の復興を支援する ための事業 | 震災後、農業経営改善計画の内容を変更し、変更後に新たに必要となる機械・施設の導入、新たな農業技術への取組や経営の創意工夫等に係る資材等の購入に対して助成を行う。 |
| 産- ③-44 | 農林水産業を担う人材を育成す るための事業 | 農林水産業に関する知識習得や資格取得、さらには全国の先進的な農業法人等で行う長期研修等に対し支援することにより、農林水産業の復興を担う人材の育成を図る。 |

| ④ 産業の再 | ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり | | |
|---------|-----------------------------|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 産- ④-1 | 港湾整備事業 | 海上輸送網の拠点として機能するために必要な港湾施設を整備する。また、野積場や荷役機械、上屋、小規模な港湾施設の改良等を行う。 | |
| 産- ④-2 | 直轄港湾整備事業 | 海上輸送網の拠点として機能するために必要な沖防波堤や大水深岸壁などの港湾施設を整備する。 | |
| 産- ④-3 | ポートセールス事業 | 相馬港及び小名浜港の利用促進を図るため、集荷活動を展開するとともに、両港の利便性向上を図るため、船社に新たな外貿コンテナ定期航路の就航を働きかける。 | |
| 産- ④-4 | 工業団地を整備するための事業 | 県営工業団地の整備、分譲を推進するとともに、市町村等が行う工業団地の整備 を支援する。 | |
| 産- ④-5 | 福島空港を物流拠点として活用 するための事業 | 航空物流の拠点として、貨物ターミナル施設の活用を推進するとともに、施設整備について検討する。 | |
| 産- ④-6 | 福島空港の利活用を促進させるための事業 | 福島空港の国際線等を活用し、改めて広域的、かつ、裾野の広い人とモノの交流拡大に取り組む。 | |
| 産- ④-7 | 東北中央自動車道整備事業 | 相双地方の復興を支援するため、県土の骨格を形成する6本の連携軸(北部軸)として太平洋側と日本海側を結ぶ東北中央自動車道の整備を促進する。 | |
| 産- ④-8 | 常磐自動車道整備事業 | 浜通りの復興を支援するため、県土の骨格を形成する6本の連携軸(浜通り軸)として浜通りを南北に結ぶ常磐自動車道の整備を促進する。(警戒区域を含む) | |
| 産- ④-9 | 磐越自動車道整備事業 | 大規模災害時の物流等の支援のため、県土の骨格を形成する6本の連携軸(横断道軸)として磐越自動車道(会津若松〜新潟間)の4車線化整備を促進する。併せて災害時の防災機能の強化を図る。 | |
| 産- ④-10 | 携帯電話通話エリア広域ネット ワーク化事業 | 携帯電話の不通話地域を解消するため、移動通信用鉄塔施設の整備を促進する。 | |
| 産- ④-11 | 光ファイバ通信基盤整備促進事 業 | 光ファイバによるブロードバンド・サービスを提供するための設備及び施設の整備を促進する。 | |
| 産- ④-12 | 漁港整備事業 | 水産物の安定供給体制を構築するための漁港施設や、漁港区域内の緑地、防災施設、海岸環境施設などを整備する。 | |
| 産- ④-13 | 農地を除塩するための事業 | 津波で被災した農地の塩分を除去する。 | |
| 産- ④-14 | 農地の利用集積を推進するため の事業 | 復興の担い手としてマスタープラン等に位置づけられる担い手農家が当該農地を 買い入れ、農地の集約活動や農地の生産性回復の取組に対して支援する。 | |
| 産- ④-15 | 農地保有合理化事業 | 認定農業者を中心とする担い手農業者に農地を利用集積し、効率的かつ安定的な 農業経営を育成するため、農地保有の合理化(規模拡大、農地の集団化等)を促 進する。 | |
| 産- ④-16 | 農業農村整備事業(農地整備事 業等) | 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていく ため、農用地の利用集積や担い手の確保と一体となった農地整備事業を始めとし た農業農村整備事業を推進する。 | |
| 産- ④-17 | 海岸保全施設整備事業 | 農地保全に係る海岸区域において、海岸保全施設整備を行うことにより津波、高潮、波浪及び地震等による災害を未然に防止する。 | |
| 産- ④-18 | 一般造林事業、森林環境基金森 林整備、路網整備等 | 森林の再生を図る森林整備を実施した森林所有者等への支援及び森林の再生を図る森林整備の基盤となる路網整備へ支援する。 | |
| 産- ④-19 | コンベンション機能を強化する ための事業 | 国際会議の誘致と合わせ、必要なコンベンション機能及び整備手法等について検討しつつ、当面は既存のコンベンション機能を活用した効果的な誘致方策についても検討する。 | |

(4) 災害に強く、未来を拓く社会づくり【主要事業と事業概要】

| ① ハード | ① ハード・ソフト両面から防災機能が抜本的に強化されたまちづくり | | |
|-----------------------|--|--|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 災- ①-1 | 福島県地域防災計画の見直し及び市町村が策定する地域防災計画についての技術的助言 | 地域防災計画見直しに係る東日本大震災の災害対応の検証のための有識者会議の運営。 | |
| 災- ①-2 | 民間及び公共建築物の耐震化促 進のため、各計画の見直しと市 町村が策定する計画への助言の 実施 | 民間及び公共建築物の耐震化促進のため、各計画の見直しを行うとともに市町村が策定する計画について助言を行う。 | |
| | 防災機能を高めた建物の効率的 運用の検討 | 県有建物の復興と防災機能の強化を図るために、ファシリティマネジメントの考え方に基づいた最適な建物の配置及び建物機能の集約並びに共同利用などの可否を検討し、建物の資産戦略を策定する。 | |
| ∭- ① -4 | 災害に強い道路ネットワークの 検討 | 道路の中期計画である「ふくしま道づくりプラン」に基づき、災害に強く、リダンダンシー(代替性)を兼ね備えた道路ネットワークの構築を検討する。 | |
| 災- ①-5 | 福島都市圏総合都市交通計画策定 | 社会情勢の変化に即し、新しい時代に対応した都市交通体系の実現に向けた総合的な都市交通計画を策定する。 | |
| 災- ①-6 | 総合情報通信ネットワーク整備 事業 | 安全性、経済性、衛星携帯電話導入による機動性に優れた新システムに更新し、県庁舎が被災した場合のバックアップ体制の強化と、より効率的な情報提供に努める。 | |
| 災- ①-7 | 自治体クラウドを支援する事業 | 災害に強い自治体システムを構築するため、クラウドサービス (ネットワークを通じて提供される情報サービス) の導入促進を図る。 | |
| 災- ①-8 | 情報通信ネットワークシステム を強化する事業 | 県庁-出先機関間回線のバックアップ用無線回線の整備とホームページ等情報発信手段の同時アクセス数の強化。 | |
| 災- ①-9 | モバイルアクセス等の基盤を整 備する事業 | 災害派遣先から県庁メール、県庁電子掲示板等を使用可能とし、災害時に使用するパソコンの設定を自動化するなど、迅速な対応を可能とする。 | |
| 災- ①-10 | 緊急時の連絡網を統合的に整備 する事業 | 執務室移動時においても電話番号、FAX番号、メールアドレス等を変更せずに 使用可能とする。 | |
| 災- ①-11 | 市町村用のLGWAN回線を強化する事業 | 市町村-県国間回線(LGWAN回線)バックアップ用無線回線の整備。 | |
| 災- ①-12 | 市町村防災行政無線整備の支援 | 市町村が行う防災行政無線のデジタル化について国の各種助成措置等の周知や技術的助言などの支援を行う。 | |
| 災- ①-13 | 消防救急無線デジタル化に係る 基本整備全体計画の推進 | 市町村が行う消防救急無線のデジタル化について国の各種助成措置等の周知や技術的助言などを行うとともに、市町村の負担軽減に向けて引き続き国に要望を行い、円滑な計画の推進を図る。 | |
| 災- ①-14 | 地域防災計画の見直しにおける 燃料の備蓄・供給体制構築の検 討 | 地域防災計画の見直しに合わせ、災害時における燃料の供給や備蓄体制の構築に ついて検討を進め、防災体制の強化を図る。 | |
| 災- ①-15 | 警察車輌用自動車燃料給油施設 の設置 | 突発的な大規模災害が発生したような場合でも警察活動に支障を来さぬよう、相応の燃料を備蓄し警察車両に給油できる自動車燃料給油施設の設置。 | |
| 災- ①-16 | 河川流域総合情報システム整備 事業 | 海岸及び河口部及び主要な河川等にライブカメラを設置し、福島県河川流域総合情報システムのホームページ上から画像を閲覧可能にすることにより、津波や波浪及び高潮等の防災情報を提供する。 | |

| ② 151< UE | ② ふくしま及び東北を支える新たな県土づくり | | |
|-----------|--|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 災- ②-1 | 東北中央自動車道整備事業 | 相双地方の復興を支援するため、県土の骨格を形成する6本の連携軸(北部軸)として太平洋側と日本海側を結ぶ東北中央自動車道の整備を促進する。 | |
| 災- ②-2 | 常磐自動車道整備事業 | 浜通りの復興を支援するため、県土の骨格を形成する6本の連携軸(浜通り軸) として浜通りを南北に結ぶ常磐自動車道の整備を促進する。(警戒区域を含む) | |
| 災- ②-3 | 磐越自動車道整備事業 | 大規模災害時の物流等の支援のため、県土の骨格を形成する6本の連携軸(横断道軸)として磐越自動車道(会津若松〜新潟間)の4車線化整備を促進する。併せて災害時の防災機能の強化を図る。 | |
| 災- ②-4 | 道路整備事業 | 県土の横軸を補完する災害に強い東西の連携道路や、沿岸地域の復興を支援する 道路等を市町村の復興計画と整合を図りながら整備する。また落石対策や橋梁等 の耐震補強等を進め、防災機能の強化を図る。 | |
| 災- ②-5 | 会津縦貫道整備事業 | 会津地方の復興を支援するため県土の骨格を形成する6本の連携軸(会津軸)として会津地方を南北に結ぶ会津縦貫道の整備を促進する。 | |
| 災- ②-6 | 直轄道路整備事業等 | 県土の骨格を形成する6本の連携軸である国道4号、国道6号、国道13号、国道49号の整備を促進する。 | |
| 災- ②-7 | JR東日本・国に対しての早期 復旧・基盤強化の要望 | JR東日本や国に対し、JR常磐線の早期復旧・基盤強化の要望を行う。 | |
| 災- ②-8 | JR常磐線に関する復興調整会 議等での路線検討 | JR常磐線に関する復興調整会議等において路線検討を行う。 | |
| 災- ②-9 | JR常磐線災害復旧・基盤強化 事業(線形改良・道路との立体 交差等) | JR東日本がJR常磐線の運行再開に向けて、災害復旧及び基盤強化(線形改良や道路との立体交差等)を行う。 | |
| 災- ②-10 | JR東日本・国に対しての早期 復旧の要望 | JR東日本・国に対し、JR只見線の早期復旧の要望を行う。 | |
| 災- ②-11 | 福島県JR只見線復興連絡会議 等での検討 | 福島県JR只見線復興連絡会議等において課題の検討を行う。 | |
| 災- ②-12 | 危機管理拠点整備の検討 | 県の危機管理機能強化を目的とした拠点の整備検討を行う。 | |
| 災- ②-13 | 耐震化計画による県有建築物・ 民間建築物等の耐震化推進 | 防災上重要(防災拠点・避難施設・緊急医療施設等)又は一定規模以上の県有建築物及び民間建築物等の耐震化をより一層進める。 | |
| 災- ②-14 | 河川改修事業 | 河川の河口部において、津波遡上を考慮した堤防の改修を行う。 | |
| 災- ②-15 | 砂防事業 | 大規模な地震時における既設砂防えん堤の崩壊を防止するため、耐震性の確認及 び耐震対策を行う。 | |
| 災- ②-16 | 港湾・漁港整備事業 | 臨港道路橋梁の耐震補強や漁港岸壁の耐震化を行う。 | |
| 災- ②-17 | ダム調査事業 | 治水ダム(フィルダム)の耐震性を調査する。 | |
| 災- ②-18 | 街路整備事業 | 災害時の避難路や災害遮断空間等の都市防災機能を有する街路を整備する。 | |
| 災- ②-19 | 下水道整備事業 | 大規模な地震時でも下水道の有すべき機能を維持するため、重要な下水道施設の 耐震化を図る。 | |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|---------|-----------------------------|--|
| 災- ②-20 | 都市公園整備事業 | 一次避難地、広域避難地、防災拠点となる都市公園を市町村とともに整備する。 |
| 災- ②-21 | 工業用水道施設の耐震化等安定 供給対策事業 | 工業用水道施設の被災の原因、傾向を分析し、耐震化等の安定供給対策を推進する。 |
| 災- ②-22 | 農業用ダム・ため池耐震性検証 事業 | 学識経験者による藤沼湖の決壊に関する調査・検討及び山ノ入ダム・松ヶ房ダムの健全性を評価するとともに、安全性を評価する手法を確立する。 |
| 災- ②-23 | 農業用施設の耐震性を調査する 事業 | 耐震基準制定以前に築造された農業用施設について、耐震性の調査等を行う。 |
| 災- ②-24 | 農業用施設の耐震性強化を図る ための事業 | 農業用ダム、ため池、水路等の農業用施設の耐震性強化を図り、地域住民の安全 安心の確保、災害の未然防止に努める。 |
| 災- ②-25 | 農村生活環境施設等の耐震化を 強化するための事業 | 山村等中山間地域のコミュニティ施設及び農村生活環境施設の機能強化、耐震補 強等に対して支援する。 |
| 災- ②-26 | 港湾整備事業(小名浜港) | 東港地区国際物流ターミナルの港湾施設等の整備を行う。 |
| 災- ②-27 | 直轄港湾整備事業(小名浜港) | 東港地区国際物流ターミナルの港湾施設の整備を行う。 |
| 災- ②-28 | 港湾整備事業(相馬港) | 3号ふ頭地区国際物流ターミナルの港湾施設等の整備を行う。 |
| 災- ②-29 | 直轄港湾整備事業(相馬港) | 3号ふ頭地区国際物流ターミナルの港湾施設の整備を行う。 |
| 災- ②-30 | 福島空港における防災機能強化の検討 | 国による防災拠点空港としての位置づけに向けた取組を行いながら、防災拠点としての施設整備等、防災機能強化について検討を進める。 |

| ③ 自治体間 | ③ 自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上 | | |
|--------|---|--|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 災- ③-1 | 広域的な視点からの災害協定の 締結の推進と市町村間における 災害協定締結の支援 | 広域的な視点からの災害協定の締結の推進と市町村間における災害協定締結の支援を行う。 | |
| ∭- ③-2 | 地域防災計画の見直しにおける 広域的な応援・受援体制の構築 と情報通信体制の強化の検討 | 地域防災計画の見直しに合わせ、災害時における県と市町村、県内市町村間、民間、団体等様々な主体の広域的な被災地の応援体制、及び他県から本県への応援の受け入れ体制の構築を検討する。併せて、他県で大規模な災害が起きた際、本県から応援を行う体制を検討する。 さらに、災害時の情報通信体制の強化・情報の伝達、情報共有の迅速化や確実性について検討を行い、地域防災力の向上を図る。 | |
| ∭- ③-3 | 被災建築物応急危険度判定士の新規登録の促進 | 震災直後の応急危険度判定を円滑かつ迅速に実施できるよう、養成講習会の実施 や関係団体との連携を通じ、判定士の養成に努める。 | |
| ∭- ③-4 | 応急危険度判定実地訓練、伝達 訓練の実施 | 県や市町村の職員、建築士である応急危険度判定士が参加して、判定士を招集するための電話等を利用した伝達訓練や、被災した建築物を模して作成した供試体を利用しての模擬実地訓練を、関係団体との連携のもと実施する。 | |
| 災- ③-5 | 応急仮設住宅等に関する協定の 締結推進 | 災害時において、借上げ住宅や仮設住宅を迅速かつ確実に供給するため、不動産 団体及び地元建設業との協定の締結を推進する。併せて木造仮設住宅の標準的な 仕様書を作成する。 | |

| ④ 将来像を | ④ 将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくり | | |
|----------------|---|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 災- ④-1 | 民間住宅における木造住宅耐震 診断・耐震改修事業 | 民間住宅における木造住宅の耐震診断・耐震改修事業を実施する市町村を支援する。 | |
| 災- ④ -2 | 集落の再生を推進する事業 | 国の小規模住宅地区改良事業を活用して、必要に応じて、面的に被災した集落の 住宅を再建する。 | |
| 災- ④-3 | 地域の商店街の活性化を支援する事業 | 災害時の食糧備蓄倉庫等の設置や、地域コミュニティの強化、地域商業の賑わい 創出を通じた災害に強い商店街を形成する。 | |
| ∭- ④ -4 | 住民に最も身近な市町村が、災 害対応しやすいような市町村の 意向を十分に踏まえた事務権限 の移譲 | 住民に最も身近な市町村が、災害対応しやすいよう、市町村の意向を十分に踏まえた上で、事務権限の移譲を検討する。 | |
| ∭- ④ -5 | 山地災害総合減災対策治山事業 | 山地災害危険地区で林地崩壊等が発生した場合の避難計画を策定する。 | |
| 災- ④-6 | 防災林造成事業 | 防災林を整備する。 | |
| 災- ④- 7 | 治山施設災害復旧事業、防災林造成事業 | 防潮堤の整備及び防災林を造成する。 | |
| 災- ④-8 | 一般造林事業、森林環境基金森 林整備事業 | 森林の有する防災機能を高度に発揮させる森林整備を促進する。 | |
| 災- ④-9 | 抵抗性マツなどの優良な種苗の 安定供給を図るための事業 | 抵抗性マツなどの優良な種苗の供給体制の整備や苗木生産に必要な施設等の整備 に対し支援を行う。 | |
| 災- ④-10 | 被災市街地復興土地区画整理事業 | 被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域において、土地区画 整理事業による速やかな復興と防災性に優れた市街地の整備を図る。 | |
| 災- ④-11 | 防災集団移転促進事業 | 津波等により災害が発生した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進し、住民の生命及び財産を災害から保護する。 | |
| 災- ④-12 | 道路整備事業 | 沿岸地域の復興を支援する道路等を市町村の復興計画と整合を図りながら整備することで県土の復興を推進する。また落石対策や橋梁の耐震補強等を進め、防災機能の強化を図る。 | |
| 災- ④-13 | 防災緑地整備事業 | 津波軽減効果を有する防災緑地を市町村とともに整備する。 | |
| 災- ④-14 | 公共土木施設等災害復旧事業 (海岸) | 被災した海岸保全施設の復旧や堤防・護岸の嵩上げを行う。 | |
| 災- ④-15 | 街路整備事業 | 災害時の避難路や災害遮断空間等の都市防災機能を有する街路を整備する。 | |
| 災- ④-16 | 元気ふくしま、地域づくり・交 流促進事業 | 津波被害地域の単なる復旧・復興ではなく、失われかけた地域の風土や観光資源、地域資源の再生のため、各主体の役割分担のもと、ソフト・ハード両面から、地域活性化の仕掛けづくりや個性と魅力ある地域づくりを推進する。 | |
| 災- ④-17 | ふくしま型ユニバーサルデザイ ン実践強化事業 | 多様な人々が安心して快適に暮らすことができる社会を実現するため、ユニバー サルデザインの考えを普及・啓発するとともに、推進を担う人材の育成を図る。 | |
| | 都市公園整備事業 | 一次避難地、広域避難地、防災拠点となる都市公園を整備する。 | |

| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
|-----------------|-------------------------|---|
| 災- ④-19 | メモリアル公園整備事業 | 東日本大震災の記憶を未来に語り継ぐとともに地域の防災拠点としての役割を担うメモリアル公園の検討を行う。 |
| 災- ④-20 | 復興まちづくり会社を支援する ための事業 | 市町村や民間企業と連携を図りながら、住民や地元企業等が出資する復興まちづくり会社に対し専門家を派遣するとともに、「復興まちづくりファンド」の設立、地域グランドデザインの策定やまちづくりのプロデュース、ICT流通プラットフォーム構築、タウンモビリティ整備など復興まちづくりに必要な事業を支援する。 |
| 災- ④ -21 | 歴史的建造物等の復旧・魅力向 上支援事業 | 観光やまちなみのランドマークとなっている歴史的建造物等を復旧・復興する場合経費の一部を補助し、震災等による取り壊し等を防止するとともに、ふるさと 景観の一層の魅力向上を図り、にぎわいを呼び戻すなど地域等の再生を支援する。 |
| 災- ④-22 | まちなみ再生支援事業 | 被災した地区(地域)や地域の魅力向上において、まちなみ景観等に関して具体的な復興計画等を作成する場合、計画作成に必要な経費等を補助する。また、地域の計画に位置付けられた事業として、地域景観の向上等に配慮した建築等を行う場合、経費の一部を補助する。 |
| 災- ④-23 | 公共土木施設等災害復旧事業(海岸) | 被災した海岸保全施設を復旧する。 |
| 災- ④-24 | 農地・農業用施設災害復旧事業 | 被災した農地、農業用施設を復旧する。 |
| 災- ④-25 | 農地災害区画整備事業 | 大規模経営、効率的営農を可能とするため、被災農地及び隣接する未被災農地を含めて一体的に大区画のほ場整備を行う。 |
| 災- ④-26 | 海岸保全施設整備事業 | 農地保全に係る海岸区域において、海岸保全施設整備を行うことにより津波、高潮、波浪及び地震等による災害を未然に防止する。 |
| 災- ④-27 | 湛水防除事業 | 地盤沈下した区域を対象として、排水機場・排水樋門等の整備を行い、農用地等 の湛水被害軽減に努める。 |

| ⑤ 災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築 | | |
|-----------------------------|-------------------------------|---|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 災- ⑤-1 | 地域医療支援センター運営事業 | 県内の医師不足や地域偏在の解消に向け、医師が不足している病院の医師確保支援、医師のキャリア形成支援、定着促進、県外からの医師の招へい等を行う。 |
| ∭- ⑤-2 | 看護職員定着促進支援事業 | 看護職員の定着や再就業を支援するとともに、看護師等養成所や就業に関する情報を広く提供し、県内医療機関等の看護職員の安定的な確保を図る。 |
| ∭- ⑤-3 | 看護師等研修事業 | 看護職員の定着及び資質の向上を図るために必要な研修を実施する。 |
| ∭- ⑤-4 | 福祉•介護人材育成就業支援事 業 | 福祉・介護分野で就労を希望する求職者を一定期間福祉施設に派遣し、働きながらヘルパー2級等の資格取得を支援する。 |
| 災- ⑤-5 | 社会福祉施設整備事業 | 社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設の整備を積極的に支援するため、施設建設に要する経費に対して補助を行う。 |
| 災- ⑤-6 | 救急医療提供体制の強化(地域 医療再生基金事業) | 救急医療機関の施設設備整備の支援、救急医療を担う人材の資質向上の支援等により、救急医療提供体制の強化を図る。 |
| ∭- ⑤-7 | 小児・周産期医療提供体制の強化(地域医療再生基金事業) | 周産期医療機関の施設設備整備の支援等により、小児・周産期医療提供体制の強化を図る。 |
| ∭- ⑤-8 | 福祉・介護を支える人材を育成 するための事業 | 県内の福祉・介護の事業所で働こうとする高校卒業見込者にヘルパー2級の資格 取得の機会を与え、人材の育成を図る。 |
| 災- ⑤-9 | 介護福祉士等修学資金貸付事業 | 介護福祉士等の養成施設で修学する者に対する修学資金貸付事業を拡充し、被災 した学生を支援することにより、介護福祉士など福祉・介護サービス分野におけ る人材の安定的な確保を図る。 |
| 災- ⑤-10 | 地域包括ケアシステムの構築 | 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、医療、介護、 予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指す。 |
| 災- ⑤-11 | 地域医療提供体制の再構築 | 被災医療機関等の再整備や医療機関相互の情報連携の基盤整備、医師、看護師等の人材確保を行う。 |
| 災- ⑤-12 | がん検診を受診しやすい環境整備に関する事業 | がん検診の受診率の向上につなげるため、実施主体である市町村への支援事業や、がん検診をどの地域・医療機関でも受診できるような仕組みづくり等に取り組むとともに、検診費用の自己負担分の軽減について国に支援を要請するなど、 県民ががん検診を受診しやすい環境づくりを進める。 |
| 災- ⑤-13 | 災害時医薬品等備蓄供給事業の 取組の強化 | 東日本大震災発生時には、災害時医薬品等備蓄事業実施要綱に基づき実施した活動内容を検証し、問題点及び課題の抽出を行い、その対応策を協議することにより取組体制の強化を図る。 |
| 災- ⑤-14 | 災害時の健康支援マニュアル等 整備・研修事業 | 災害時の健康支援に関する県のマニュアル等を整備するとともに、健康支援活動 に従事する関係者等に対する研修等を実施する。 |
| 災- ⑤-15 | 災害時の栄養・食生活支援マ ニュアル等整備・研修事業 | 災害時の栄養・食生活支援についての県のマニュアル等を整備するとともに、健康支援活動に従事する関係者等に対する研修等を実施する。 |
| 災- ⑤-16 | 関係団体との災害時連携体制の 一層の強化 | 災害時に関する協定等に基づき実施した活動を検証し、問題点及び課題の抽出を 行い、その対応策を協議することにより取組体制の強化を図る。 |
| 災- ⑤-17 | 災害時要援護者避難支援の個別 計画策定の促進 | 市町村における災害時要援護者避難支援個別計画の策定などを支援する。 |
| ∭- ⑤-18 | 福祉避難所の指定の促進 | 制度の一層の周知と指定の促進を働き掛け、要援護者が安心して避難できる体制づくりを進める。 |
| 災- ⑤-19 | 福祉・介護施設の相互応援体制 の構築 | 災害時においても、介護・福祉施設、市町村間が連携し、相互応援体制の構築が 可能になるような支援及び平時からの県内の保健介護機能の強化を図る。 |
| 災- ⑤-20 | 地域防災計画の見直しなどに合 わせた検討 | 地域防災計画の見直しなどに合わせ、広域避難が生じた場合を想定した保健・医療・福祉提供体制及び避難体制の整備の検討を行う。 |

| ⑥ 防犯·治 | ⑥ 防犯・治安体制の強化 | | |
|----------------|----------------------------|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 災- ⑥-1 | 災害対策用オフロード車の導入 | 行方不明者の捜索、無人になった地域における窃盗犯の予防、検挙等の活動のため、修繕されない悪路を走行する機会は増加していることから、災害活動用オフロード車を導入することにより、被災地等における警察活動の円滑化を図っていく。 | |
| 災- ⑥-2 | 交通安全施設整備事業 | 震災時においても円滑な交通の確保が可能なよう、信号機に発電や蓄電機能を付加する等、災害に強い交通安全施設の整備を図る。また、震災時における避難車両への迅速な情報提供が行われるよう、交通監視カメラや交通情報板等、交通情報の収集・提供に必要な機器の整備・充実を図る。 | |
| ∭- ©-3 | 新たな地域コミュニティ形成に 伴う絆づくり事業 | 応急仮設住宅における自治会を中心とした防犯ボランティアの整備や整備後の活動支援、計画的避難区域等の避難地域における犯罪被害防止用資機材の支援、新たに形成される地域における犯罪抑止機能を維持するための防犯ボランティアの立ち上げ支援と活動支援の実施。 | |
| ∭- ⑥ -4 | 暴力団等反社会的勢力の排除事業 | 暴力団等反社会的勢力の排除気運を高め、関係機関や民間団体の育成を図るため、各関係機関や民間団体との連携を強化するとともに、各関係機関や団体に対して、指導・教養、情報提供などの必要な支援を行う。 | |

| ⑦ ソフト面 | ⑦ ソフト面での対策としての防災・減災対策や防災・減災教育の強化 | | |
|--------|--|--|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 災- ⑦-1 | 防災リーダー育成研修等 | 防災リーダー育成研修、県内7方部での防災訓練の支援 | |
| 災- ⑦-2 | 県民カレッジを推進する事業 (セミナーの実施・e-ラーニ ング) | 防災に関するリーダー養成などのセミナーの開催。e-ラーニングを利用して防災 教育に関する講座を配信する。 | |
| ∭- ⑦-3 | 集中豪雨から命を守るプロジェクト事業 | 県民の危機管理意識の向上を図るため、出前講座や地域自主防災組織のリーダー 向けの防災講習会等を開催する。 | |
| 災- ⑦-4 | 防災教育を推進する事業 | 学校安全計画の改善と防災マニュアルの作成等の研究を行うとともに、学校安全 担当者等を対象に研修会を実施する。また、地震の原因や災害発生時の関係機関 の役割、応急手当等の基本的な知識の指導を充実することにより自らの命を守り 抜くため主体的に行動する態度を育成する。 | |
| 災- ⑦-5 | 農村地域の防災意識の向上を図 るための事業 | 決壊した場合に甚大な被害が発生する恐れがあるため池について、決壊した場合の浸水想定区域図を作成することにより、防災計画に反映させ、防災意識の向上と減災対策を推進する。 また、ため池点検等研修会の実施、ため池点検DVDの作成、ため池決壊を想定した避難訓練の実施、ため池等リスク説明会実施、防災標識の製作・設置などを行う。 | |

| 8 災害記録 | ⑧ 災害記録・教訓の世界への提言や次世代への継承 | | |
|--------|--------------------------|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 災- ®-1 | 東日本大震災の記録を保存し活 用する事業 | 犠牲者への鎮魂と、人類史上経験がないような今回の地震・津波災害及び原子力災害の体験や教訓、復興の姿を次世代へ継承するため、国に対しアーカイブセンターの設置を求める。また、震災関連資料の収集、保存、保管に対応する。避難時や避難先での助け合いなど、震災を契機とした絆をテーマにエッセー募集や小・中・高校生による聞き書きによる冊子を作成するなどして、ふくしまに息づく絆の強さを広く発信する。さらに、小学校等で被災状況や施設の復旧状況等を説明するための人材をかたりべとして発掘、育成し今回の災害の被災体験や教訓を次世代に語り継ぐ。 | |
| 災- 8-2 | 災害誌の作成 | 東日本大震災における防災関係機関の災害対応について、記録誌を作成し、防災 関係機関へ配布することにより、今後の防災対策に活かす。 | |
| ∭- ®-3 | 東日本大震災ライブラリー事業 | 東日本大震災、原子力発電所事故及び放射線の影響に関する図書、出版資料等を広く収集し、災害の記録を広く県民に公開するとともに、次世代へ保存・継承する。 | |

(5) 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり【主要事業と事業概要】

| ① 省資源・ | ① 省資源・省エネルギー型ライフスタイルのふくしまからの発信 | | |
|---------|--|--|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 再- ①-1 | ふくしまから発信!「福島議定 書」事業 | 地球にやさしい「ふくしま」県民会議を運営する。 地球温暖化防止のための福島議定書事業を実施する。 | |
| 再- ①-2 | 公共施設省工ネ改修等補助事業 | 市町村等が行う省エネ改修等に対し補助する。 | |
| 再- ①-3 | バス・鉄道利用促進事業 | 県内バス、鉄道で共通に使える I Cカードを導入し、沿線の店舗で割引が得られるなどのメリットにより、利用促進と地域振興を図る。 小学生に実際にバス・鉄道のきっぷの買い方、乗降りの仕方や楽しい基礎知識を 学んでもらい、継続的な利用促進を図る。 | |
| 再- ①-4 | 福島都市圏総合都市交通計画策定 | 社会情勢の変化に即し、新しい時代に対応した都市交通体系の実現に向けた総合的な都市交通計画を策定する。 | |
| 再- ①-5 | 県有建築物を環境共生建築に転 換するための事業 | 既存県有建築物を環境共生建築に転換していくため、建築物の環境性能を診断し、施設管理者にCO2削減に向けた改修手法を提案すると共に、被災施設の復旧工事にその内容を反映させる。 | |
| 再- ①-6 | 再生可能エネルギー普及推進市 町村等支援事業 | 再生可能エネルギーの導入を推進するため、市町村との連携により導入費用の負担軽減を図るほか、地域が取り組む未利用エネルギー等活用の調査・研究や設備導入などに対する支援を行う。 | |
| 再- ①-7 | 再生可能エネルギー等の導入を 促進するための事業 | 民間事業者による太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用設備の導入に対する補助を行う。また、設置費用の負担軽減等に関する新たな仕組みづくりについて検討する。 再生可能エネルギー導入について、産学民官協働の場となる組織を整備するとともに、継続的なサポートを行う。 | |
| 再- ①-8 | もっともっと木づかい推進事業 | 森林による二酸化炭素吸収量の増加を図り、低炭素社会づくりに資するため、県 民の木材利用に対する意識を醸成するとともに、民間施設における県産材利用や バイオマスエネルギー利用機器の普及を図る。 | |
| 再- ①-9 | スマートコミュニティの実証試 験を行うための事業 | 多様な再生可能エネルギーを導入し、スマートグリットによる電力の需給バランスを制御した環境に優しく、自然災害に強いスマートコミュニティの「ふくしまモデル」の確立に向けて実証試験を行う。 | |
| 再- ①-10 | 地球にやさしい″ふくしま″ライ フスタイル普及啓発事業 | 省資源・リサイクルなど環境に配慮したライフスタイルの普及啓発を図る。 | |
| 再- ①-11 | 再生可能エネルギーデータベー ス構築事業 | 再生可能エネルギーの事業化促進に向けたデータベースを構築する。 | |
| 再- ①-12 | 公共施設等における自立・分散 型の再生可能エネルギー導入等 を進める事業 | 非常時における避難住民の受入施設や公共施設等における再生可能エネルギーの 導入や、再生可能エネルギー等を活用した発電事業に対する支援を行い、災害に 強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図る。 | |
| 再- ①-13 | ICTによる流通インフラを構築 するための事業 | ICT(情報通信インフラ)を活用した地域をつなげる商業環境整備(買い物弱者対策、配送拠点整備等)を実施する。 | |
| 再- ①-14 | ふくしまエコオフィス推進事業 | 県の環境負荷低減対策を推進する。 ESCO審査会を開催する。(※ESCO事業(エスコ)…ビルや工場などの建物の省エネルギーに必要な、技術、設備、人材、資金などの全てをESCO事業者が包括的に提供するサービスをESCO(Energy Service Company)事業という。) | |

| ② 再生可能エネルギー産業などの飛躍的発展 | | |
|-----------------------|---|---|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 再- ②-1 | 再生可能エネルギー関連分野に おける国、大学、民間の研究機 関を誘致するための事業 | 国、大学、民間の再生可能エネルギー関連の研究所、認証機関を誘致し研究開発 の一大拠点とする。 |
| 再- ②-2 | 再生可能エネルギー普及推進市 町村等支援事業 | 再生可能エネルギーの導入を推進するため、市町村との連携により導入費用の負担軽減を図るほか、地域が取り組む未利用エネルギー等活用の調査・研究や設備導入などに対する支援を行う。 |
| 再- ②-3 | 再生可能エネルギーデータベー ス構築事業 | 再生可能エネルギーの事業化促進に向けたデータベースを構築する。 |
| 再- ②-4 | 再生可能エネルギー導入推進の ための法規制緩和や制度・シス テムの整備 | 再生可能エネルギーの迅速な導入推進を目指し、法規制緩和に向けた取組や制度・システムの整備に向けた働きかけを行う。 |
| 再- ②-5 | 再生可能エネルギー等の導入を 促進するための事業 | 民間事業者による太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用設備の導入に対する補助を行う。 太陽光発電システムなどの設置費用の負担軽減等に関する新たな仕組みづくりについて検討する。 再生可能エネルギー導入について、産学民官協働の場となる組織を整備するとともに、継続的なサポートを行う。 |
| 再- ②-6 | 再生可能エネルギーを推進する ためのファンドを創設する事業 | 本県の再生可能エネルギーに関するファンドを創設、出資することにより、事業に対する信用力の補完や資金調達の円滑化、地域の資金循環の促進等を図る。 |
| 再- ②-7 | 木質バイオマスエネルギーの利 用促進を図るためのモデルを構 築する事業 | 被災地域における木質系震災廃棄物について、木質バイオマスエネルギーに転換し、有効活用できるシステムを構築する。 震災廃棄物処理終了後は木質資源によるエネルギー供給に移行し、地域の豊かな森林資源の活用による再生可能エネルギー生産を行い、持続可能な社会モデルを構築する。 |
| 再- ②-8 | 森林の再生を図りながら県産材の利用を促進し、安定供給体制を整備するための事業 | 木質資源によるエネルギー供給への円滑な移行のため増大する県産材需要に対する安定供給体制を整備する。 木質バイオマス利用促進のための間伐材の搬出を促進するとともに、除染や需要増加により伐採された跡地の森林を整備する。 |
| 再- ②-9 | 洋上風力発電の実証研究を行う ための事業 | 国内初の浮体式洋上風力発電の実用化に向けた実証試験を行う。 |
| 再- ②-10 | 小水力発電を促進するための事 業 | 復興特区等による規制緩和と併せて、農業用水等を活用した小水力発電の推進を 図る。 |
| 再- ②-11 | 省エネルギー等研究開発補助事 業 | 創・蓄・省エネルギー関連技術の開発に取り組む県内企業等に経費の一部を助成する。 |
| 再- ②-12 | 環境・新エネルギーモデル事業 | 浅部地中熱利用技術開発を実施する事業者に事業を委託する。 |
| 再- ②-13 | 次世代エネルギー利活用事業 | バイオマス発電技術開発を実施する県内企業等に対し経費の一部を助成する。 |
| 再- ②-14 | がんばる企業立地促進補助金 | 企業が立地する際の初期投資額の一部に対して補助する。 |
| 再- ②-15 | 企業立地貸付金 | 企業が必要とする工場建設資金等の設備資金を融資する。 |
| 再- ②-16 | がんばろうふくしま産業復興企業立地補助金 | 県外からの進出や、県外に避難した企業の帰還を促進し、併せて県内企業の流出を防止するため、県内での新増設・移転を行う企業に対し、補助する。 |
| 再- ②-17 | ふるさと福島Fターン就職支援 事業 | 多様な産業の集積に伴う雇用に対応する人材を確保するため、企業の魅力情報発信、きめ細かな就職相談や職業紹介を行う。 |
| 再- ②-18 | カーボン・オフセット普及促進 事業 | カーボン・オフセットに関する説明会(3方部×2回)を実施する。 クレジット申請への支援を行う。 |
| 再- ②-19 | スマートコミュニティの実証試 験を行うための事業 | 多様な再生可能エネルギーを導入し、スマートグリットによる電力の需給バランスを制御した環境に優しく、自然災害に強いスマートコミュニティの「ふくしまモデル」の確立に向けて実証試験を行う。 |

3 原子力災害対応

(1) 原子力災害の克服【主要事業と事業概要】

| ① 全県におけるモニタリングの充実・強化 | | | |
|----------------------|--------------------------|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 原- ①-1 | 放射能対策事業 | 県民に正確な情報を提供するため、モニタリングを継続実施するとともに、福島 県環境放射能測定マップの公開、充実等を図る。また、環境放射線、放射性物質 が高く検出された地域等において、詳細調査を行い、その範囲、原因等を把握す ることにより、各種対策に活用する。 | |
| 原- ①-2 | モニタリングポスト緊急整備事業 | 発電所周辺及び県内全域に可搬型モニタリングポストを、学校等に小型のオンライン線量計を設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。 | |
| 原- ①-3 | 応急的モニタリングポスト整備 事業 | 長期化する事故の状況に対応し、恒常的にモニタリングができるよう県内各地方の主要都市や発電所周辺に可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。 | |
| 原- ①-4 | サーベイメーター配置事業 | 市町村によるきめ細かなモニタリングの実施により、県民の安全・安心を確保するため、各市町村等にサーベイメーターを配置する。 | |
| 原- ①-5 | モニタリング事業 | 児童館や放課後児童クラブ等に放射線量測定器を配布する。 | |
| 原- ①-6 | 食品衛生検査施設整備事業 | 県内の農産物を原料とする加工食品等の安全を確保するため、食品衛生検査施設 に放射性物質測定機器を整備し、長期的に食品中の放射性物質の検査を実施する。 | |
| 原- ①-7 | 飲料水の放射性物質モニタリン グ体制の整備 | 県内の複数の水道事業体に放射能検査機器を配備し、水道水における放射性物質 の迅速かつ効果的な検査を実施する。また、水道給水区域外において、飲用水と して使用している井戸水や湧き水について、モニタリングを行う。 | |
| 原- ①-8 | 農林水産物等モニタリング事業 | 県産農林水産物の放射能濃度のモニタリングを実施し、安全性の確認を行うとと もに、その結果について迅速に公表する。 | |
| 原- ①-9 | 放射能簡易分析装置整備事業 | 食品の安全・安心を確保するため、住民に身近な公共施設等に自家栽培農作物や 飲用井戸水などの放射性物質を分析するための放射性物質簡易測定機器を整備す る。併せて、住民自らが検査し確認できる体制の構築に向けて、放射能の正しい 知識や、検査機器の操作法に関する研修会を開催する。 | |
| 原- ①-10 | 食品中の放射性物質の検査を実施する事業 | 県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に、市場等に流通する食品等についての安全を確保するため、食品中の放射性物質検査を実施し、その結果に基づいて、暫定規制値を超過する食品等を排除することにより、市場等に流通する食品についての安全確保を図る。 | |
| 原- ①-11 | 野生鳥獣放射線モニタリング調 査事業 | 主な狩猟鳥獣の肉の放射線濃度を測定し随時公表することで、県民の安全・安心に資する。 | |

| ② 身近な生活空間における徹底した除染の実施 | | | |
|------------------------|----------------------------------|---|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | |
| 原- ②-1 | 表土緊急改善事業·表土改善事 業 | 学校等の安全安心を守るため、校庭・園庭等の表土改善を行う。 | |
| 原- ②-2 | 環境緊急改善事業 | 学校等の安全安心を守るため、校舎や保育施設等の空調設備等を導入する。 | |
| 原- ②-3 | 線量低減化機器等整備事業 | 学校等において、校舎等を洗浄するための機器等を整備する。 | |
| 原- ②-4 | 社会教育施設線量低減事業 | 利用者の安全安心を守るため、県立美術館・図書館及び郡山自然の家の敷地の表 土改善を行う。また、市町村の行う公民館等の社会教育施設の表土改善工事に対 して補助を行う。 | |
| 原- ②-5 | 線量低減化活動支援事業 | 放射線の影響を受けやすい子どもたちの安全安心を守るため、通学路や公園等の除染を行う町内会などの地域団体を支援する。 | |
| 原- ②-6 | 緊急的生活空間除染事業 | 放射線量が比較的高い地域において面的除染のモデル事業を行うとともに、除染実施計画の策定・実行を行う市町村とともに、汚染状況に応じた除染対策(仮置場設置補助含む)により、計画的に放射線量を低減させる。また、仮置場の設置に関して、リスクコミュニケーションの視点を踏まえた放射能に関する県民安全フォーラムを開催する。 | |
| 原- ②-7 | 市町村除染対策支援事業 | 市町村における本格的な面的除染の実施を支援する。 | |
| 原- ②-8 | 除染対策推進事業 | 県管理施設の除染を推進する。 | |
| 原- ②-9 | 都市公園環境緊急改良事業 | 学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、都市公園等の芝生や表土の 改善等を行う。 | |
| 原- ②-10 | 除染業務講習会 | 県内の除染業務に従事される方を対象に、作業を適切かつ安全に行うための基礎的な知識・技能習得を目的とした講習会を開催する。 | |
| 原- ②-11 | 除染情報プラザ | 県が国と共同で運営する「除染情報プラザ」において、専門家やボランティアを 地域のニーズに応じて派遣するほか、除去技術など除染に関する様々な情報の収 集・発信を一元的に行い、地域における除染を更に進める。 | |
| 原- ②-12 | 放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理 | 放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理方法について、市町村、一部事務組合に周知を行う等により支援する。 | |
| 原- ②-13 | 下水汚泥放射能対策事業 | 原子力災害により、汚水処理施設の流入水や下水汚泥から放射性物質が検出されていることから、スラグ(融解処理後の汚泥) 封入施設・保管施設の設置・管理などを行う。 | |
| 原- ②-14 | 大規模災害時における災害廃棄 物の処理等の協力に関する協定 | 福島県と社団法人福島県産業廃棄物協会との間で、大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、協定を締結し、市町村及び一部事務組合が行う災害廃棄物の撤去等の支援を行う。 | |
| 原- ②-15 | 市町村災害廃棄物処理事業の代 行 | 東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村の災害廃棄物処理事業を国が代行する。 | |
| 原- ②-16 | 放射性物質に汚染された農業系 廃棄物の処理 | 放射性物質に汚染された農業系廃棄物を市町村等が処理することに対して支援を行う。 | |

| ③ 全県にお | おける環境の回復 | |
|--------|--|---|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 原- ③-1 | 環境創造戦略拠点の整備(環境 創造センター(仮称)の設置) 及び研究を推進するための事業 | 放射性物質に汚染された大気・水・土壌・農地・森林などの環境を浄化するため、国内外の英知を結集した高度な研究や教育研修などを行う国際的な研究拠点を整備し、調査研究や技術開発、実証実験を実施する。 |
| 原- ③-2 | 森林環境放射線の情報を発信するための事業 | 森林環境放射線の測定結果や除染実証実験結果等について、県民にわかりやすい 形で情報発信する。 |
| 原- ③-3 | 農地等の除染を行うための事業 | 農用地土壌等の除染方針を作成し、農地・農業水利施設の除染を行う。 |
| 原- ③-4 | 森林等の除染を行うための事業 | 森林等の除染方針を作成し、森林等の除染を行う。 |
| 原- ③-5 | 緊急的生活空間除染事業 | 放射線量が比較的高い地域において面的除染のモデル事業を行うとともに、除染実施計画の策定・実行を行う市町村とともに、汚染状況に応じた除染対策(仮置場設置補助含む)により、計画的に放射線量を低減させる。また、仮置場の設置に関して、リスクコミュニケーションの視点を踏まえた放射能に関する県民安全フォーラムを開催する。 |
| 原- ③-6 | 放射性物質除去·低減技術開発 事業 | 安全安心な農林水産物を生産するため、農業総合センター、林業研究センター、 水産試験場等を中心に国や大学等との連携を図りながら、放射性物質除去・低減 等の技術開発を進める。 |
| 原- ③-7 | 市町村除染対策支援事業 | 市町村における本格的な面的除染の実施を支援する。 |
| 原- ③-8 | 除染対策推進事業 | 県管理施設の除染を推進する。 |
| 原- ③-9 | きのこ原木林や竹林等の再生を 図るための事業 | きのこ等の生産の基盤である原木林や竹林等の再生に向けて、モデル地区における除染を実施、検証することで、基盤整備を促進する。 |

| ④ 全ての! | 県民の健康の保持・増進 | |
|---------|--|---|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 原- ④-1 | 県民健康管理事業 | 震災当日からの被ばく線量の推計評価の実施、受診対象者の拡大や避難区域等の住民へ検査項目を上乗せして行う健康診査、震災当時18歳以下の全県民を対象とした甲状腺検査等の継続した実施により長期にわたり県民の健康を見守る。また、それらの結果やホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果、個人積算線量計のデータを一元的に管理し、市町村とともに県民の健康の維持・増進を図る。あわせて、県民一人一人が自らの健康状態を把握し、健康の維持・増進に役立てていただくため「県民健康管理ファイル」を全県民に配布する。 |
| 原- ④-2 | 県民健康管理調査にかかる相談 対応をする事業 | 県民健康管理調査のフォローアップとして、問診による結果に不安がある住民の健康に関する相談に応じる常設窓口を設置するとともに、定期的な相談会の開催などにより、自主的な受診や健康増進につなげる。 |
| 原- ④-3 | 放射線の正しい知識を普及する 立場にある医療従事者等に対す る研修会の実施 | 住民に直接触れ合う機会の多い医療従事者・市町村職員等を対象とした研修会へ、県で設置した「放射線と健康」アドバイザリーグループから専門家を講師として派遣し、放射線に関する正しい情報を県民に伝えるための研修会を実施する。 |
| 原- ④-4 | 食品衛生検査施設整備事業 | 県内の農産物を原料とする加工食品等の安全を確保するため、食品衛生検査施設 に放射性物質測定機器を整備し、長期的に食品中の放射性物質の検査を実施す る。 |
| 原- ④-5 | 放射能対策事業 | 県民に正確な情報を提供するため、モニタリングを継続実施するとともに、福島県環境放射能測定マップの公開、充実等を図る。また、環境放射線、放射性物質が高く検出された地域等において、詳細調査を行い、その範囲、原因等を把握することにより、各種対策に活用する。 |
| 原- ④-6 | 放射能簡易分析装置整備事業 | 食品の安全・安心を確保するため、住民に身近な公共施設等に自家栽培農作物や飲用井戸水などの放射性物質を分析するための放射性物質簡易測定機器を整備する。あわせて、住民自らが検査し確認できる体制の構築に向けて、放射能の正しい知識や、検査機器の操作法に関する研修会を開催する。 |
| 原- ④-7 | 農林水産物の新たな安全システムの導入を推進するための事業 | 放射性物質について米の全量検査体制を整備するなど農林水産物の検査を強化するとともに、トレーサビリティを活用した放射性物質の測定結果に加えGAP(農産物生産工程管理)や産地情報などを適確に発信していく新たな安全管理システムの導入を支援するなど、産地が主体となって行う農林水産物の安全確保の取組を推進する。 |
| 原- ④-8 | 食の安全・安心アカデミー | 食の安全・安心アカデミーを開催し、放射能や食の安全に関する知識の普及を進める。 |
| 原- ④-9 | 食品中の放射性物質の検査を実施する事業 | 県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に、市場等に流通する食品等についての安全を確保するため、食品中の放射性物質検査を実施し、その結果に基づいて、暫定規制値を超過する食品等を排除することにより、市場等に流通する食品についての安全確保を図る。 |
| 原- ④-10 | きのこ栽培用の原木等の導入を 支援するための事業 | 放射性物質による森林の汚染により、県内でのきのこ栽培用の原木等の確保が難しい状況など踏まえ、きのこ生産者の原木導入に対して支援する。 |
| 原- ④-11 | がん検診を促進するための事業・生活習慣病を予防するための事業 | がんに関する情報の発信及びがん検診の受診啓発等を行い、がん検診の受診率向上を図るとともに、生活習慣病の予防に資する事業(食生活・運動等)を展開する。 |
| 原- ④-12 | 放射線に関する相談外来の設置、がん医療に係る診断機器や 治療機器等の整備の支援(地域 医療再生基金事業) | 放射線に関する相談外来を設置する医療機関、がん医療に係る診断機器や治療機器を整備する医療機関を支援し、子育て世代を始めとする県民が安心して生活できる医療提供体制の整備を図る。 |
| 原- ④-13 | 疾病予防・早期発見・早期治療 のための関係機関が連携した取 組 | 医療機関と行政などが連携し、県民の健康の保持増進に向けて協議を行い、取組の強化につなげていく。 |
| 原- ④-14 | 国際的先端医療を開発・普及す るための事業 | 世界初のBNCT(ホウ素中性子捕捉療法)等の開発実証をとおして、重要疾病に対する高度医療法として普及するための取組を行う。 |
| 原- ④-15 | 放射線医学県民健康管理センターの整備(最先端診断・治療 拠点を整備する事業) | 原子力災害に伴い、放射能汚染から県民の健康を守るため、福島県立医科大学に 放射線医学に関する調査研究と最先端医療提供の拠点を創設する。また、地域の 医療機関との連携体制を構築する。 |
| 原- ④-16 | 最先端医療提供のための人材確 保 | 県民に最先端の被ばく医療を提供できる高度な知見を有する人材を確保し、体制 整備を図る。 |
| 原- ④-17 | 国内外の保健医療機関との連 携・協働 | 長期間にわたり放射線の影響下での生活を強いられる県民の健康と医療を世界の 英知を結集して支えるとともに、原子力災害に立ち向かう本県の姿を世界に発信 するために、国際的な保健医療機関との連携・協働体制の構築を進める。 |

| ⑤ 原子力災 | 災害を克服する産業づくり | |
|---------|------------------------------|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 |
| 原- ⑤-1 | 残留放射線測定器導入整備事業 | 放射線汚染の恐れや風評被害のある工業製品等の残留放射線測定を行うため、放射線測定器を整備する。併せて各地方振興局にも測定器を配置し、県内企業等への貸し出しを行う。 |
| 原- ⑤-2 | 残留放射線に関する相談窓口の 設置事業 | 工業製品の残留放射線に関する相談に応じるための相談窓口をハイテクプラザに 設置する。 |
| 原- ⑤-3 | 加工食品奥書対応事業 | 外部(民間)検査機関が発行した放射線検査成績書に対し、ハイテクプラザ所長 名での奥書を行う。 |
| 原- ⑤-4 | 加工食品に関する放射能検査 | 風評被害を払拭するため、ハイテクプラザに測定装置を整備し、加工食品の放射 能検査を実施する。 |
| 原- ⑤-5 | 水産物安全流通対策事業 | 水揚げされた水産物の安全・安心を確保するため、水産試験場本場及び相馬支場 にゲルマニウム半導体検出器を設置し、迅速な検査体制を整備する。 |
| 原- ⑤-6 | 農林水産物等モニタリング事業 | 県産農林水産物の放射能濃度のモニタリングを実施し、安全性の確認を行うとと もに、その結果について迅速に公表する。 |
| 原- ⑤-7 | 農林水産物の新たな安全システムの導入を推進するための事業 | 放射性物質について米の全量検査体制を整備するなど農林水産物の検査を強化するとともに、トレーサビリティを活用した放射性物質の測定結果に加えGAPや産地情報などを適確に発信していく新たな安全管理システムの導入を支援するなど、産地が主体となって行う農林水産物の安全確保の取組を推進する。 |
| 原- ⑤-8 | 食の安全・安心アカデミー | 食の安全・安心アカデミーを開催し、放射能や食の安全に関する知識の普及を進める。 |
| 原- ⑤-9 | 放射性物質除去·低減技術開発 事業 | 安全安心な農林水産物を生産するため、農業総合センター、林業研究センター、 水産試験場等を中心に国や大学等との連携を図りながら、放射性物質除去・低減 等の技術開発を進める。 |
| 原- ⑤-10 | 医療機器開発・安全評価拠点の 整備 | 国際的な基準に基づいた医療機器の機能評価試験や医療機器産業の人材育成、開発支援といった事業者への支援を行う拠点を整備する。 |
| 原- ⑤-11 | ふくしま医療福祉機器産業推進 機構の設立 | 医療福祉機器産業の支援機関として設立し、上記拠点の運営の他、下記ファンドを通じた研究開発支援から、事業化、人材育成までをワンストップで実施する。 |
| 原- ⑤-12 | 医療福祉機器開発ファンドの創 設 | 医療機器や医療・介護ロボット等の開発・普及を図るため、製品開発、臨床試験・治験・実証試験を行う事業者に必要経費を補助する。 |
| 原- ⑤-13 | 国際的先端医療機器の開発・実 証をするための事業 | 不治の病と言われる転移がんの治療を実現するため、世界初のBNCT(ホウ素中性子捕捉療法)の開発実証や、がんや生活習慣病など重要疾病に対する高度医療を実現するため、手術支援ロボットの開発・実証を行うとともに、本県を国際的な臨床研究拠点とする。 |

| ⑥ 原子力に | ⑥ 原子力に係る機関の誘致及び整備 | | | | | | |
|--------|--------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | | | | | |
| 原- ⑥-1 | IAEA等の国内外の研究機関等 の誘致活動 | 政府要望を既に実施しており、今後もさらに強力な誘致活動を推進する。 ※IAEA(国際原子力機関) | | | | | |

| ⑦ 原子力乳 | ⑦ 原子力発電所事故に関連する情報開示 | | | | | | |
|----------------------|---------------------|---|--|--|--|--|--|
| 事業番号 主要事業 事業概要 | | | | | | | |
| 原- ⑦-1 | 地域防災計画や安全協定の見直し | 東日本大震災や原子力災害への対応を検証し、県と市町村の地域防災計画や県・ 立地町と事業者の安全協定の見直しを行う。 | | | | | |
| 原- ⑦-2 | 通信連絡網の整備や訓練実施のための事業 | 地域防災計画や安全協定の見直しと合わせて必要な機器の整備や訓練を実施する。 | | | | | |
| 原- ⑦-3 | 発電所への立ち入り調査等の実施 | 国及び原子力発電事業者が自ら示した工程表の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて現地調査を行い確認する。 | | | | | |

| 8 原子力発電 | 原子力発電事業者及び国の責任による、原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組 | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|
| 事業番号 | 主要事業 | 事業概要 | | | | |
| 原- 8-1 | 原子力損害対策推進事業 | 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故による損害を受けた関係団体及び 地方自治体相互の連絡調整を図り、損害の賠償等が迅速かつ十分に行われるよう にするため県原子力損害対策協議会を設置し、情報提供、意見集約、要望活動等 を行う。 | | | | |
| 原- ⑧-2 | 原子力賠償支援推進事業 | 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故による損害の賠償が迅速かつ十分に行われるようにするため、国等の関係機関と協議調整を行う。また、被害者が安心して円滑に請求手続きが進められるよう、電話相談窓口を開設するとともに、県弁護士会等と連携し、巡回法律相談を実施する。 | | | | |

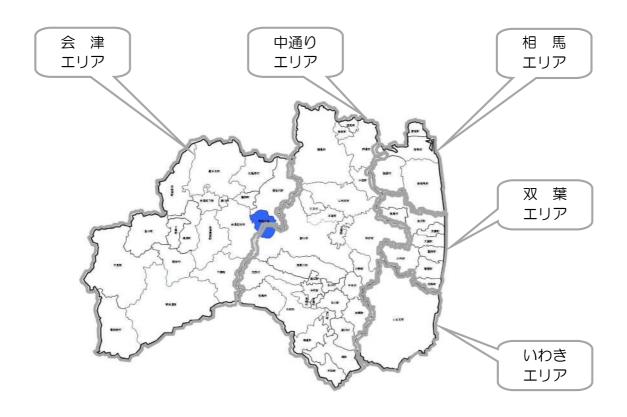
iii 地域別の取組

本県は、地理的条件や歴史的・文化的に関連が強く一体性が高い7つの生活圏に基づく地域 づくりを進めてきた。一方、東日本大震災からの復興においては、地震・津波・原子力災害及 び風評による被害の状況が地域ごとに異なるため、それぞれに応じた取組が必要となる。

そこで、本節では、生活圏を基礎としつつ、被害状況を踏まえて、本県を5つのエリアに分け、各エリアで重点的に推進する施策として、関連する重点プロジェクト等を記載する。また、 具体的な取組として、エリア固有の事項や特に重要な事項を中心に記載する。

また、各エリアに共通する取組は、本節に記載のないものも前節の「具体的取組と主要事業」 に基づき、取組を進める。また、それぞれのエリアの復興の取組を連携して進めることにより、 本県全体の復興を進めるものとする。

なお、政府は、12月26日、早ければ4月1日を目指し警戒区域を解除するとともに、計画的避難区域を含む避難指示区域を一体として見直し、放射線量に応じて、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の3つに区分し直すとの方針を示した。しかし、避難の必要性の判断に必要な放射線量低減予測の基礎となる国の除染モデル事業は終了しておらず、除染の効果はまだ明らかにされていない。加えて、避難区域の具体的な区分けは示されていないほか、県民のふるさと帰還に向けた取組の具体的内容や手順も示されていない。県としては、今後も国における避難区域変更の動きを注視しつつ、県民の意向に細やかに対応しながら、復興計画の柔軟な見直しを行う。



地域別データ

〇人口

※()書きは、地域内市町村数

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | 合 計 |
|----------------|-----------|----------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 人口(H23.3.1現在) | 122,783 人 | 72,679 人 | 341,463 人 | 1,196,730 人 | 290,746 人 | 2,024,401 人 |
| 人口(H23.12.1現在) | 116,691 人 | 68,371 人 | 333,626 人 | 1,177,631 人 | 288,705 人 | 1,985,024 人 |
| 増減 | -6,092 人 | -4,308 人 | -7,837 人 | -19,099 人 | -2,041 人 | -39,377 人 |
| 減少率 | -4.96 % | -5.93 % | -2.30 % | -1.60 % | -0.70 % | -1.95 % |

出典:福島県の推計人口(平成23年12月1日現在)

(注:住民基本台帳の転出入や出生死亡等の加減による推計値)

〇東北地方太平洋沖地震による被害状況

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | 合 計 |
|----------------|---------|--------|----------|----------|--------|-----------|
| 最大震度 | 震度6強 | 震度6強 | 震度6弱 | 震度6強 | 震度6弱 | 震度6強 |
| 死者(A) | 1,208 人 | 364 人 | 310 人 | 32 人 | 1 人 | 1,915 人 |
| 行方不明者(B) | 12 人 | 14 人 | 38 人 | 1 人 | 0 人 | 65 人 |
| (A+B)/人口(3月1日) | 0.99 % | 0.52 % | 0.10 % | 0.00 % | 0.00 % | 0.10 % |
| 住家全壊 | 6,772 棟 | 752 棟※ | 7,611 棟 | 4,556 棟 | 24 棟 | 19,715 棟※ |
| 住家半壊 | 2,127 棟 | 197 棟※ | 29,521 棟 | 29,524 棟 | 132 棟 | 61,501 棟※ |

^{*}住家全半壊の双葉エリアの棟数は、詳細調査中。

出典:福島県災害対策本部平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報 (第468報 平成23年12月27日現在)

〇津波浸水状況

| | | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | 合 計 |
|--------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 面積 | | 873 km2 | 865 km2 | 1,231 km2 | 5,393 km2 | 5,421 km2 | 13,783 km2 |
| 浸水面積全体 | | 79 km2 | 18 km2 | 15 km2 | - km2 | - km2 | 112 km2 |
| | | 9.05 % | 2.08 % | 1.22 % | - % | - % | 0.81 % |
| | (海水域) | 6 km2 | 0.5未満 km2 | 1 km2 | _ | - | 8 km2 |
| 浸主が | (田) | 46 km2 | 10 km2 | 2 km2 | _ | _ | 59 km2 |
| 面に | (その他の用地※) | 7 km2 | 1 km2 | 3 km2 | - | - | 10 km2 |
| 積地の | | 2 km2 | 0.5未満 km2 | 0.5未満 km2 | _ | _ | 2 km2 |
| | (建物用地) | 6 km2 | 1 km2 | 5 km2 | _ | _ | 13 km2 |

出典:国土地理院(平成23年4月18日)より

〇公共施設被害状況

| | | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | 合 計 |
|----------|--------|-------------|------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| 公共土木 | 被害報告件数 | 855 件 | 179 件 | 1,063 件 | 2,802 件 | 50 件 | 4,949 件 |
| 施設 | 被害報告額 | 166,715 百万円 | 49,410 百万円 | 62,569 百万円 | 35,876 百万円 | 1,631 百万円 | 316,202 百万円 |
| 農林 | 被害報告件数 | 562 件 | 87 件 | 382 件 | 3,988 件 | 85 件 | 5,104 件 |
| 水産 施設 | 被害報告額 | 158,381 百万円 | 40,860 百万円 | 5,904 百万円 | 39,177 百万円 | 978 百万円 | 245,300 百万円 |
| 文教 | 被害報告件数 | 65 件 | 7 件 | 169 件 | 616 件 | 48 件 | 905 件 |
| 施設 | 被害報告額 | 2,004 百万円 | 99 百万円 | 14,222 百万円 | 30,123 百万円 | 533 百万円 | 46,981 百万円 |
| ᅀᆋ | 被害報告件数 | 1,482 件 | 273 件 | 1,614 件 | 7,406 件 | 183 件 | 10,958 件 |
| 合計 | 被害報告額 | 327,100 百万円 | 90,369 百万円 | 82,695 百万円 | 105,176 百万円 | 3,142 百万円 | 608,483 百万円 |

- *県所管分:福島第一原子力発電所から30km圏内は、航空写真等により推定した概算被害額を計上している。(土木部・農林水産部)
- *市町村所管分: 南相馬市の一部及び双葉郡8町村の概算被害額は含まれていない。(土木部・教育庁)
- * 今後の調査により、被害箇所数及び被害額の変更がある。

※福島県土木部、農林水産部、教育委員会調べ(県工事・市町村工事合計、平成23年12月27日現在)

〇原子力災害に伴う避難区域等

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) |
|---------------------------|-----------------|---|--------|------------|--------|
| 警戒区域 | 南相馬市(一部) | 浪江町(一部) 双葉町 大熊町 富岡町 楢葉町(一部) 葛尾村(一部) 川内村(一部) | - | 田村市(一部) | - |
| 計画的避難区域 | 飯舘村 南相馬市(一部) | 葛尾村(一部) 浪江町(一部) | - | 川俣町(一部) | - |
| 特定避難勧奨地点 | 南相馬市 (142地点) | 川内村(1地点) | - | 伊達市(117地点) | - |
| 緊急時避難準備区域 (H23.9.30解除) | 南相馬市(一部) | 広野町 川内村(一部) 楢葉町(一部) | - | 田村市(一部) | - |

〇役場機能移転状況

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | |
|---------------|-------|-------|----------------|--------------------|---------|-----|
| 役場機能移転 | 飯舘村 | 全8町村 | - | - | - | |
| A DIEU W O | | | | 飯舘村・富岡町 | | 埼玉県 |
| 条例設置の 出張所等 | 1 | - | 広野町・楢葉町 富岡町 | 川内村·双葉町 浪江町·葛尾村 | 楢葉町·大熊町 | 双葉町 |

〇避難者の状況(県内)

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | 合 計 |
|-------------|-----------|-----------|----------|-----------|---------|-----------|
| 避難所(12/26) | -11 人 | -6 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | -17 人 |
| 受入数 | 12 人 | 0 人 | 0 人 | 2 人 | 3 人 | 17 人 |
| 仮設住宅(12/26) | -11,195 人 | -16,821 人 | -362 人 | -2,833 人 | 0 人 | -31,211 人 |
| 受入数 | 10,551 人 | 0 人 | 6,251 人 | 12,324 人 | 2,085 人 | 31,211 人 |
| 借上住宅(12/26) | -15,256 人 | -34,461 人 | -6,234 人 | -7,180 人 | 0 人 | -63,131 人 |
| 受入数 | 6,954 人 | 52 人 | 21,419 人 | 29,443 人 | 5,263 人 | 63,131 人 |
| 公営住宅(12/26) | -252 人 | -571 人 | 0 人 | -579 人 | -8 人 | -1,410 人 |
| 受入数 | 93 人 | 0 人 | 229 人 | 917 人 | 171 人 | 1,410 人 |
| 県内避難者計 | -26,714 人 | -51,859 人 | -6,596 人 | -10,592 人 | -8 人 | -95,769 人 |
| 受入数 | 17,610 人 | 52 人 | 27,899 人 | 42,686 人 | 7,522 人 | 95,769 人 |

^{*}上段は、当該地域から避難元住居を離れて県内に避難している人数。下段の受入数は、当該地域に県内から避難している人数。

※福島県災害対策本部、土木部調べ

(注:該当市町村等からの報告、聴取による数。住民基本台帳とは連動していない。)

【参考】避難者の状況(県外)

| | 避難者数 |
|--------------|---------|
| 県外避難者(12/15) | 61,659人 |

※福島県災害対策本部調べ

復興へ向けた考え方

相馬エリアにおいては、特に地震・津波により被災した施設の早期復旧と復興へ向けた まちづくりの取組を強力に推進する。

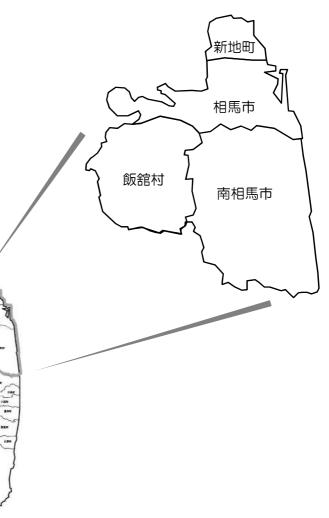
また、原子力災害に伴い避難を余儀なくされている地域においては、国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、当エリアを含む相双地方の復興なくして、ふくしまの復興、日本の復興はありえないという考えの下、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集して、県は、市町村とともに、帰還と復興へ向けた環境整備に全力で取り組む。

なお、警戒区域等に設定されている地域においては、国から区域見直しの方針が示されたものの、除染の効果、帰還に向けた取組や手順等が明らかでない中で、具体的な復興の取組を定めることが困難な状況にある。今後の原子力発電所事故の収束状況や避難区域の変更等の状況を注視し、適時、計画の見直しを行う。

[位置•面積]

〇相馬エリアは、県の東部・浜通り地方の北部に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面した総面積873km²の比較的温暖な地域である。

○沿岸部の北から、新地町・相馬市・南相馬 市が位置し、内陸部に飯舘村が位置してい る。



(1)現状と課題

[主な地震・津波被害]

- ○3月11日、震度6強を観測。地震・津波による死者 1,208人。現在も12人が行方不明となっている。住 家全半壊8,899棟(12/27現在)。
- ○津波の浸水面積は、相馬エリアの総面積 873km²の約 9%となる 79km²に及び、当エリアの水産業と観光に大きな役割を果たしてきた相馬市松川浦が壊滅的な被害を受けたほか、建物用地 6km²、農地 46km²を始め、住家・鉄道・道路・漁港・水産業関連施設・港湾・海岸堤防等のインフラに壊滅的な被害を受けている。
- 〇被災者に対する支援及びインフラの復旧や医療・福祉の早期回復に取り組むとともに、特に津波被害の甚大であった沿岸部のまちづくりにおいては、「減災」の考え方を基本とし、地域住民と地域の将来像を共有しながら新たな災害に強いまちづくりを進めていくことが課題となっている。



[原子力災害に伴う影響]

- 〇南相馬市は、警戒区域、計画的避難区域及び 区域設定のない地域の3つに分断されてい るほか、142の特定避難勧奨地点が設定さ れている。なお、緊急時避難準備区域は、9 月30日に解除され、住民の帰還に向けた 取組が進められている。
- ○飯舘村は、4月22日に全村が計画的避難区域に設定され、村民が避難生活を余儀なくされている。また、役場機能も移転しており、避難先における役場機能の維持、県内外に分散した住民に対する行政サービスの



提供、原子力災害への対応等を同時に進めていることから、県は、村の復旧・復興の取組を 国とともに強力に支援していく必要がある。

- ○住民は放射線の影響に対する不安を抱えた生活を強いられており、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組む必要がある。
- 〇県内外への避難者は、家族の分断や慣れない避難先での孤立による精神的苦痛、避難生活に 伴う経済的負担の増加、生活不安などが生じており、避難先における住民の支援ときずなの 維持を図ること等が課題となっている。
- 〇相馬エリアは、医師や看護師の不足等により地域医療が危機的な状況にあり、早急な医療提供体制の再構築が課題となっている。
- 〇農林水産業を始めあらゆる産業が原子力災害と風評被害の打撃を受けており、これらを克服 する産業づくりが課題となっている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

○相馬エリアでは、双葉エリアからの避難者を含め、仮設住宅や借上住宅などにより約1万7 千人の避難者が居住している。居住人口の急増に対応する住環境の整備や、教育、医療、福 祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2)復興の取組

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。
- 市町村とともに、警戒区域等の解除に向けた取組を推進する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 1「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- ○5 kmメッシュごとに計約50台の可搬型モニタリングポストを設置するとともに、子どもたちの安全・安心確保のため、警戒区域を除く学校や保育施設などに計約160台のリアルタイム線量測定システムを設置する。
- ○住民の身近な公共施設等に食品の放射性物質簡易測定機器を整備する。

[除染]

- 〇関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町村とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林などについて、除染により計画的に放射線量を低減させる。
- ○警戒区域等においては、市町村と連携して国による除染及びがれき処理を促し、域内の放射 線量を低減させる。

[食品の安全確保]

〇米や野菜、魚など農林水産物の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。

[避難区域の解除]

〇市村とともに、住民帰還に向けた方針等の策定及び実施に積極的に取り組むとともに、区域 の解除に当たっては、国に対し市村の意向を十分に踏まえた上で判断するよう要請する。

「帰還支援」

○市村の住民の帰還に向けた構想を尊重しながら、市村とともに、それぞれの帰還に向けた取組を進める。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- 医療福祉提供体制の再構築を図る。
- 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- 放射線に関する知識の普及に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」

● 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

<具体的な取組>

[健康管理調查]

〇健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療 につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[医療福祉提供体制の再構築]

- ○国が設置した「相双地域医療従事者確保支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要請や震災により離職した医療従事者等の再雇用など、医師・看護師を始めとする医療人材や福祉人材を確保する。
- 〇被災した医療機関、福祉施設等の復旧、避難指示等のあった区域内の医療機関の運営支援に 取り組む。
- ○精神科入院病床の再稼働や在宅医療の推進による精神科医療の回復を図る。
- 〇当エリアの中核的医療機関については、福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点との連携体制の構築などにより、医療拠点として整備する。

[教育環境等の整備]

- 〇被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設 の復旧、サテライト校の集約に伴う宿泊施設の確保など、教育環境の充実を図る。
- ○警戒区域等内にある学校等について、解除後の早期再開を図る。
- 〇安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

・地震・津波による被災者や双葉エリアからの避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

く関連する重点プロジェクト>

▶ 重点 2「生活再建支援プロジェクト」

● 重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[生活再建支援ときずなづくり]

○仮設住宅等における住環境の整備や治安対策の推進を図るとともに、避難者相互や地域住民

などとのきずなづくりを図る拠点となる「絆づくり支援センター」の設置・運営によるコミュニティの確保や仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信など、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での営農再開や雇用の維持・確保に努める。

[防犯・防火]

- ○警戒区域等の立入規制や警戒、警ら活動を継続して行い、安全・安心を確保する。
- ○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、警戒区域等内での大規模火災に備える。

[住宅再建支援]

○生活再建に向けて、被災者の住宅再建(建築・改修・購入)を進める。

[自治体連携支援]

〇相馬市及び南相馬市は、地震・津波による大きな被害を受けるとともに、原発避難者特例法の指定市町村に指定されている。加えて、双葉エリアをはじめとした避難区域からの被災者を受け入れ、その対応に当たっている。原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村並びに相馬市及び南相馬市ととともに、意向や課題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制構築を行う。

④産業の再生及び創出

・農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評被害により存亡の危機に立たされており、これらを大震災前の状況に戻すとともに、環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 5「農林水産業再生プロジェクト」

● 重点 6「中小企業等復興プロジェクト」

● 重点 7「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

■ 重点10「ふくしまの観光交流プロジェクト」

<具体的な取組>

「農林水産業の再生]

- 〇大規模な土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した植物工場を始めとした施設園 芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- 〇優良繁殖牛・肥育牛・乳用牛の導入や、安全な粗飼料の確保を推進し、畜産業の再生を図る。

〇ノリの養殖場・カレイ類等の保育場となっている松川浦の復旧のほか、共同利用漁船の導入 や経営の協業化を進める取組を推進し、沿岸漁業の強化を図る。

[事業再開等への支援]

- ○大震災により多大な影響を受けた企業に対し、事業再開・継続に要する経費の補助や資金融 資などにより、企業再生に取り組む。
- ○緊急雇用創出基金事業を活用して、被災者の就業の場の確保に努める。
- 〇市町村、商工団体等との連携を図りながら、買い物環境や交通手段の確保など生活環境の整備に取り組む。

[産業人材育成]

○テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、 先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業(技塾等)を実施するなど地域 産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興]

- ○工業団地造成費用利子補給制度の創設等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、これまでにない優遇措置を講じた新たな企業立地補助制度や、法人税等の優遇措置を含む(仮称)福島復興再生特別措置法(いずれも避難解除区域においては他の区域を上回る優遇措置)等を活用し、企業立地を推進する。
- 〇既存産業の集積を生かしながら、新たな時代をリードする医療関連産業及び再生可能エネルギー関連産業の集積を図る。

「再牛可能エネルギー」

- 〇当エリアにおいてポテンシャルが高い太陽光発電や風力発電など、先進地として再生可能エネルギー導入を図る。
- 〇県内に誘致する研究開発拠点と連携し、スマートコミュニティの実証試験等スマートグリッドを含む再生可能エネルギーの研究を推進するとともに、研究施設の誘致活動を展開する。
- ○木質がれきや森林除染に伴う伐採木の活用を含めた木質バイオマスのエネルギー利用等を推 進する。

[観光交流]

〇相馬野馬追や史跡などの観光資源はもとより、復興の過程を資源とする観光や復興をきっかけとする交流促進、再生可能エネルギーの集積を踏まえた産業観光など、新たな観光振興と 多様な交流を推進する。

⑤地震・津波被害への対応

・当エリアは、津波により県内で最も甚大な被害を受けている。被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。

< 関連する重点プロジェクト>

(★) 重点11「津波被災地復興まちづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[土地利用]

○津波により甚大な被害を受けた地域については、住民の命を最優先に考え、海岸堤防の嵩上げはもとより、防災緑地、海岸防災林(防潮林)、道路などを組み合わせた多重防御によるハード整備と、災害危険区域の指定や避難計画の強化などのソフト対策を複合的に検討し、国、県、市町村が緊密に連携しながら災害に強いまちづくりを進める。

[家屋の移転事業の支援]

〇被災した住民の意向を基本にしながら、防災集団移転事業や土地区画整理事業について早期 の事業化を図る。

[住宅の整備]

○災害公営住宅整備事業について、法制度や活用事例等を情報提供する。また、双葉エリア等の住民を受け入れていることを踏まえ、避難・受入市町村の意向・課題の確認や調整を行いながら、事業推進を図る。

[インフラの復旧]

- ○国と連携し、がれきなど災害廃棄物の早期処理を推進する。また、市町村とともに、漁場の 回復のため、がれきや漂着物の回収などの取組を推進する。
- 〇土木施設等の早期復旧に努め、概ね3年以内の完成を目指す。
- 〇海岸堤防は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、堤防高 7.2mを基本として、概ね 5 年以内に整備を行う。
- 〇県道相馬亘理線や原町海老相馬線、北泉小高線等について、各市町が策定する復興計画に基づくまちづくりや土地利用の方針を勘案し、二線堤の機能も備えるよう整備する。
- ○警戒区域等内における生活、交通、産業に係るインフラの被害状況の把握に努め、区域の解除に備えてインフラの早期復旧に努める。また、沿岸部の復旧においては、町村の策定するまちづくりや土地利用の方針を勘案し、多重防御によるハード整備など、総合的な防災力の向上に取り組む。

- ○重要港湾相馬港は、相馬エリアの物流拠点として重要な役割を担っており、概ね3年以内に 岸壁、上屋、荷役機械等の係留施設等の復旧を完了し、概ね5年以内に防波堤の復旧を目指 す。
- 〇松川浦漁港については、水質調査を行うとともに、概ね3年以内の本復旧を目指す。また、 その他の施設については5年以内の本復旧を目指す。
- ○釣師浜漁港、真野川漁港については概ね3年から5年以内の本復旧を目指す。
- ○産地市場の再編・整備、水産業関連施設の復旧を図る。
- 〇農地の除塩及び排水機場など農業用施設の災害復旧を推進し、概ね3年で完了する。また、 津波被害を受けた農地について、市町村の復興計画を踏まえて6年を目途に復旧を推進する。
- ○「農地災害区画整備事業」により大区画のほ場整備を行うなど、まちづくりと一体となった 農地等の基盤整備を行う。
- 〇ため池の効果的な耐震性検証手法を確立した上で、調査を実施し、ため池の耐震化を推進する。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

〇地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財 等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

・ 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路を整備するとともに、浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や東西連携道路など、災害に強い道路ネットワークを構築する。

<関連する重点プロジェクト>

■ 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

[道路]

〇県土の骨格を形成する縦横6本の連携軸のうち、相馬エリアと中通りを結ぶ「北部軸」である東北中央自動車道(相馬~福島間)について、概ね10年以内の完成に向けて、国や関係市町村等と連携し整備促進に努めるとともに、「浜通り軸」である常磐自動車道の常磐富岡以北(常磐富岡~山元間)については、平成26年度の完成予定にこだわることなく、一日も早い全線供用に向けて、国や関係市町村、NEXCO東日本等と連携し整備促進に努める。

〇相馬エリアと中通りを結ぶ県道原町川俣線等については道路改良を進め、東西連携及び防災 機能の強化を図る。

[鉄道]

- OJR常磐線について、県境から駒ヶ嶺駅までの区間においての津波被害を受けにくい西側へのルート変更や新地駅の西側への移設に関して地元市町及びJR、国等と協議を進めるとともに、早期復旧を進める中で、線形改良や道路との立体交差等による基盤強化を図る。
- 〇将来的には、JR 常磐線の複線化を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

[路線バス等]

○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

[産業の復興を支援する物流拠点の強化]

○産業復興を支援するため、国際海上物流の拠点である相馬港の整備を推進する。

双葉エリア 2

復興へ向けた考え方

双葉エリアは、地震・津波に見舞われたほか、原子力災害によりほとんどの住民が避難 を余儀なくされるという人類史上経験がない災害に見舞われている。

困難な状況の中ではあるが、国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、当エリアを含 む相双地方の復興なくして、ふくしまの復興、日本の復興はありえないという考えの下、 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集して、県は、町村とともに、帰還と 復興へ向けた環境整備に全力で取り組む。

なお、警戒区域等に設定されている地域においては、国から区域見直しの方針が示され たものの、除染の効果、帰還に向けた取組や手順等が明らかでない中で、具体的な復興の 取組を定めることが困難な状況にある。今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の 変更等の状況を注視し、適時、計画の見直しを行う。

葛尾村

浪江町

双葉町

大熊町

楢葉町

広野町

常岡町

[位置•面積]

○双葉エリアは、県の東部・浜通り地方のほ ぼ中央に位置し、西は阿武隈高地、東は太 平洋に面した総面積 865km²の比較的温 暖な地域である。

○沿岸部の北から、浪江町、双葉町、大熊町、



(1)現状と課題

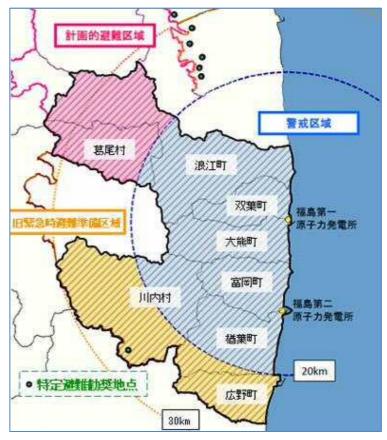
[主な地震・津波被害]

- ○3月11日、震度6強を観測。地震に続く大津波により、東京電力福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所が浸水し、事故を引き起こした。原子力発電所事故は未だ収束していない。
- ○死者 364 人。現在も 14 人が行方不明である (12/27 現在)。津波の浸水範囲は 18km²に及 んでいるが、原子力発電所事故による警戒区域等 の設定により立入りが禁止されている区域では、 住家やインフラ等の地震・津波被害に関する詳細 な調査ができていないため、正確な復旧計画を立 てることが困難な状態が続いている。



[原子力災害に伴う影響]

○3月11日午後、政府から原子力緊 急事態宣言が発令され、福島県知 事は同日20時50分に大熊町及 び双葉町に対し、東京電力福島第 一原子力発電所から半径 2km 圏 内の居住者等の避難を要請した。 同日21時23分、政府は関係地 方自治体に対し、半径 3km 圏内 の居住者等の避難及び 3km~ 10km 圏内の居住者等は屋内に 退避することを指示したが、その 後、避難指示の対象範囲は次々と 広がり、3月15日までには、双 葉エリアのほぼ全域が避難区域 及び屋内退避区域に設定された。 4月22日には改めて双葉町・大 熊町・富岡町の全域と浪江町・葛 尾村・川内村・楢葉町の一部が警 戒区域に、浪江町・葛尾村の一部 が計画的避難区域に、そして、広



野町の全域と川内村・楢葉町の一部が緊急時避難準備区域に設定された。その後、川内村に1 箇所特定避難勧奨地点が設定されている。緊急時避難準備区域は9月30日に解除されたものの、今なお8町村の住民の多くが避難を余儀なくされている。

- 〇県内外で多くの住民が避難生活を送っている。県外避難先は北海道から沖縄まで分散している。住民は放射線被ばくの不安を抱えるとともに、家族の分断や慣れない避難先での孤立による精神的苦痛や避難生活に伴う経済的負担の増加、生活不安などが生じており、県内外の避難先における住民の支援ときずなの維持を図ること等が課題となっている。
- 〇役場機能も県内外に移転しており、避難先における役場機能の維持、県内外に分散した住民 に対する行政サービスの提供、地震・津波被害と原子力災害への対応等を同時に進めている ことから、町村の復旧・復興の取組を国とともに強力に支援していく必要がある。
- ○緊急時避難準備区域の解除を受け、川内村では警戒区域内の住民を含む全住民について平成 24年3月までの帰還完了を、広野町では平成24年中の帰還完了を目指して、環境の整備 を進めている。楢葉町では、町のほとんどが警戒区域に設定されているため、現状において はまだ住民の帰還は促さず南工業団地の操業再開を進めている。
- ○警戒区域及び計画的避難区域においては、インフラ調査など生活環境の復旧に向けた取組や 国による除染が開始されており、今後、放射線量等に応じた区域の見直しも予定されている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

○緊急時避難準備区域が解除された地域においては、警戒区域等での生活再建の準備のための 居住者の増が見込まれており、これらに対応する住環境の整備や、教育、医療、福祉などの 公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2)復興の取組

〇双葉エリアは、5 町 2 村が警戒区域及び計画的避難区域に設定され、県内でも特に困難な状況に置かれている。こうした中、各町村は、多くの悩みを抱えながらそれぞれに、あるいは、双葉地方町村会の場等を用いて、復興に向けた検討や取組を進めている。県は、各町村と緊密に協議を行うとともに、福島県復興の最重要課題として双葉地方町村の復興に臨み、一日も早い双葉エリアの復興に向けて取り組む。

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。
- 町村とともに、警戒区域等の解除に向けた取組を推進する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点1「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- ○5 kmメッシュごとに計約 50 台の可搬型モニタリングポストを設置するとともに、子どもたちの安全・安心確保のため、学校や保育施設などに計約 30 台のリアルタイム線量測定システムを設置する。
- ○住民の身近な公共施設等に食品の放射性物質簡易測定機器を整備する。

[除染]

- 〇関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する町村とともに、放射性物質に汚染された生活 圏・農地・森林などについて、除染により計画的に放射線量を低減させる。
- ○警戒区域等において、県は、町村と連携して国による除染及びがれき処理を促し、域内の放射線量を低減させる。

[食品安全の確保]

〇米や野菜、魚など農林水産物の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産 物の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。

[避難区域の解除]

〇町村とともに、住民帰還に向けた方針等の策定及び実施に積極的に取り組むとともに、区域 の解除に当たっては、国に対し町村の意向を十分に踏まえた上で判断するよう要請する。

[帰還支援]

〇町村、また、それぞれの町村の中で、地震・津波被害、放射線量等の状況が大きく異なっており、住民の帰還に向けては、これらの状況に応じて各町村で様々な方法が検討されることが想定される。警戒区域等の解除後、速やかに帰還することを目指す町村、町村内外に一定期間集合して居住することを検討する町村など、それぞれの構想を尊重しながら、帰還に向けた取組を進める。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- 医療福祉提供体制の再構築を図る。
- 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・放射線に関する知識の普及に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」

● 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

<具体的な取組>

「健康管理調查]

〇健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療 につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[医療福祉提供体制の再構築]

- 〇町村とともに、被災した医療機関・福祉施設等の復旧に取り組むとともに、国が設置した「相 双地域医療従事者確保支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要請 や震災により離職した医療従事者等の雇用を支援するなど、医師・看護師を始めとする医療 人材や福祉人材を確保し、医療福祉提供体制の再構築を図る。
- ○精神科入院病床再稼働への支援等による精神科医療の回復を図る。
- 〇福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点と、当エリアの医療機関との連携 体制を構築する。
- ○原子力災害により延期されている県立大野病院と双葉厚生病院の統合について、原子力発電 所事故収束後の原発周辺地域への立入規制の動向、住民の帰還状況や医療需要を見極めなが ら、方向性を検討し、地域の医療需要に応えられる体制整備を目指す。

[教育環境等の整備]

- ○各地域において再開している学校等について、被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設等の復旧、サテライト校の集約に伴う宿泊施設の確保など、教育環境の充実を図る。
- ○警戒区域等内にある学校等について、解除後の早期再開を図る。
- 〇(財)日本サッカー協会人材育成プログラムと連携して展開してきた国際人として社会をリードする人づくりを目指す「双葉地区教育構想」の双葉エリアにおける再開を目指す。
- 〇安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

・被災者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の確保に努め、生活再 建に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

▶ 重点 2「生活再建支援プロジェクト」

② 重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[生活再建支援ときずなづくり]

〇避難先において、仮設住宅等における住環境の整備や治安対策の推進を図るとともに、避難者相互や地域住民などとのきずなづくりを図る拠点となる「絆づくり支援センター」の設置・運営によるコミュニティの確保や仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信など、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での営農再開や雇用の維持・確保に努める。

[防犯・防火]

- ○警戒区域等の立入規制や警戒、警ら活動を継続して行い、安全安心を確保する。
- ○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、警戒区域等内での大規模火災に備える。

[自治体連携支援]

〇必要に応じ、事務の共同処理及び委託等、町村間または町村と県など自治体間における業務 連携の検討及び調整を行う。

[住宅再建支援]

〇生活再建に向けて、被災者の住宅再建(建築・改修・購入)を進める。

④産業の再生及び創出

- ・農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評被害により存亡の危機に立たされており、これらを大震災前の状況に戻すとともに、環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。
- 避難のための移転を余儀なくされた農林漁業者・商工事業者等の帰還と事業再開を進める。
- ・帰還後の住民の安全・安心な暮らしを支える産業の再生に取り組む。
- ・県原子力センターの機能を復旧し、原子力発電所周辺地域の安全監視を徹底する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 5「農林水産業再生プロジェクト」

● 重点 6「中小企業等復興プロジェクト」

▼重点 7「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

<具体的な取組>

「農林水産業の再生]

- 〇生産性の飛躍的向上を図るため、担い手への農地集積による土地利用型農業の大規模化、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した植物工場を始めとした施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- ○畜産業の再生を図るため、優良繁殖牛等の導入や、安全な粗飼料の確保を推進する。
- ○森林・林業の再生を図るため、増大が見込まれる木材や木質バイオマスの復興需要に対応した供給体制の整備を推進する。

「事業再開等への支援」

- 〇避難のための移転を余儀なくされた農林漁業者・商工事業者等の帰還と事業再開に取り組む。
- ○大震災により多大な影響を受けた企業に対し、事業再開・継続に要する経費の補助や資金融 資などにより、企業再生に取り組む。
- ○緊急雇用創出基金事業を活用した雇用創出により、可能な限り被災者の就業の場の確保に努める。
- 〇町村、商工団体等との連携を図りながら、買い物環境や交通手段の確保など生活環境の整備 に取り組む。

[産業人材育成]

〇テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、 先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業(技塾等)を実施するなど地域 産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。また、生徒募集が停止されている公立双葉准看 護学院の学生に対する支援を含めた同学院の今後の取組に対して支援を行う。

[産業振興]

- 〇工業団地造成費用利子補給制度の創設等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、これまでにない優遇措置を講じた新たな企業立地補助制度や、法人税等の優遇措置を含む(仮称)福島復興再生特別措置法(いずれも避難解除区域においては他の区域を上回る優遇措置)等を活用し、企業立地を推進する。
- 〇環境回復に係る取組を進めるほか、再生可能エネルギー関連産業などの集積を推進し、原子 力産業に代わる新たな雇用の創出を図る。
- 〇ハイテクプラザ等において、放射線低減に係る技術開発に取り組み、関連する企業へ技術移 転を行う。
- 〇安全かつ安定的な廃炉処理を確実に進めるために、廃炉に関する研究及び人材育成のための 機関を誘致するとともに、廃炉に向けた関連産業の育成を図る。

[原子力防災拠点]

〇国に対し、廃炉に向けた取組を進める原子力発電所施設にかかる新たな防災拠点施設の設置 を要請する。

[原子力発電所に関する監視]

〇原子力発電所の立入調査や環境放射能の監視測定等を行うとともに、県原子力センターの機能を復旧し、周辺地域の安全監視を徹底する。

[再生可能エネルギー]

- 〇県内に誘致する研究開発拠点と連携し、当エリアにおいてポテンシャルの高い太陽光や風力 発電などの先進地として再生可能エネルギーの導入を図るとともに、研究施設の誘致活動を 展開する。
- ○森林除染に伴う伐採木の活用を含めた木質バイオマスのエネルギー利用等を推進する。

[観光交流]

○サッカー界初のナショナルトレーニングセンターであるJヴィレッジ (楢葉町・広野町) は、原子力発電所事故収束に向けた前線基地として利用されているが、原発事故収束後の状況をみながら迅速な除染を進め再開を目指す。

⑤地震・津波被害への対応

・当エリアでは、地震・津波による甚大な被害が発生した。避難区域等の見直しを踏まえながら、生活に必要な被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。

く関連する重点プロジェクト>

■ 重点11「津波被災地復興まちづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[土地利用]

○津波により甚大な被害を受けた地域については、住民の命を最優先に考え、海岸堤防の嵩上げや、防災緑地、海岸防災林(防潮林)、道路などを組み合わせた多重防御によるハード整備と、災害危険区域の指定や避難計画の強化などのソフト対策を複合的に検討し、国、県、町村が緊密に連携しながら災害に強いまちづくりを進める。

[家屋の移転事業の支援]

〇被災した住民の意向を基本にしながら、防災集団移転事業や土地区画整理事業について早期 の事業化を図る。

[住宅の整備]

〇災害公営住宅整備事業について、避難・受入市町村の意向・課題の確認や調整を行いながら、 事業推進を図る。

[インフラの復旧]

- ○警戒区域等内における生活、交通、産業に係るインフラの被害状況の把握に努め、避難区域 等の見直しを踏まえながら、インフラの早期復旧に努める。
- 〇国と連携し、がれきなど災害廃棄物の早期処理を推進する。また、漁場の回復のため、市町 村とともに、がれきや漂着物の回収などの取組を推進する。
- 〇沿岸部の復旧においては、町村の策定するまちづくりや土地利用の方針を勘案し、多重防御によるハード整備など、総合的な防災力の向上に取り組む。
- 〇海岸堤防は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、富岡より南側は堤防高 8.7m、北側は 7.2m を基本として、概ね 5 年以内に整備を行う。

[公共サービスの復旧支援]

○警戒区域内に所在する施設により行われていた、ごみ、し尿処理、下水処理や水道事業など の公共サービスについて、町村とともに復旧又は代替機能の確保等に取り組む。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

〇地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財 等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

・避難区域の解除に伴い帰還する住民の生活に必要となる、他エリアへの通勤による雇用確保 や医療提供体制の確保のためにも、浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早急な復旧・ 整備と、生活を支援する道路を整備するとともに、浜通りと中通りをつなぐ東西連携道路 など、災害に強い道路ネットワークを構築する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

「道路]

- ○「浜通り軸」である常磐自動車道の常磐富岡以北(常磐富岡〜山元間)については、平成26年度の完成予定にこだわることなく、一日も早い全線供用に向けて、国や関係市町村、NEXCO東日本等と連携し整備促進に努める。
- ○東西連携及び防災機能の強化を図るために、双葉エリアと中通りエリアを結ぶ国道 114 号や 288 号、県道小野富岡線等を整備するとともに、生活支援のための機能強化を図るため、双 葉エリアといわきエリアを結ぶ国道 399 等の整備を進める。

[鉄道]

- 〇広野駅以北が不通となっているJR常磐線について、警戒区域内の詳細な被害状況の把握に 努めるとともに、被災町の復興計画等の策定状況や原子力発電所事故による影響の収束状況 を見ながら、地元町やJR東日本、国等と連携して、運転を再開する区間を順次延伸しなが ら早期復旧に向けて取り組む。また、原線復旧が困難な区間については、早期復旧の具体化 を進める中で、線形改良や道路との立体交差等による基盤強化を図る。
- 〇将来的には、JR 常磐線の複線化を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

2 双葉エリア

[路線バス等]

○警戒区域等の見直しを踏まえて、住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

3 いわきエリア

復興へ向けた考え方

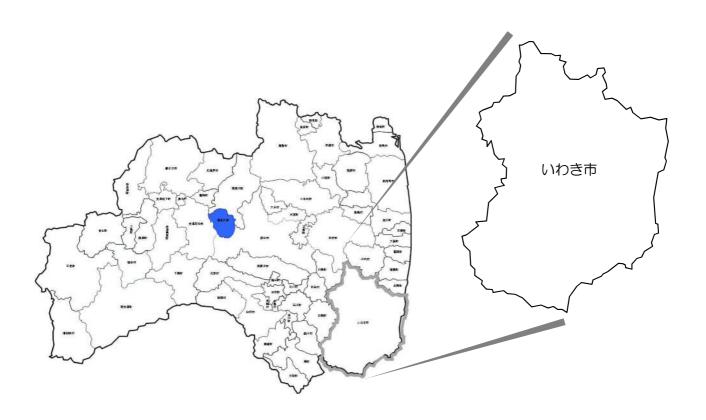
いわきエリアにおいては、地震・津波により被災した施設の早期復旧と復興へ向けたまちづくりの取組を強力に推進する。

また、双葉エリアなどの住民が避難生活を送ることから、双葉エリアとの連携協力体制の整備を進めるとともに、帰郷の足掛かりとなる支援を行う。

地域特性を生かして洋上風力発電の導入に向けた検討を行うなど、再生可能エネルギーの推 進を図る。

[位置•面積]

〇いわきエリアは、県の東部・浜通り地方の南側に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面し、総面積 1,231km²、年間日照が 2,000 時間を超える温暖な地域である。



(1) 現状と課題

[主な地震・津波被害]

- ○3月11日、震度6弱を観測。4月11日及び12日、 震度6弱を観測。地震・津波による死者は310人で、 現在も38人が行方不明となっている。住家全半壊 37,132棟(12/27現在)。
- ○津波の浸水面積は 18km²に及んでいる。住家のほか、 水道やガスなどのライフライン施設が大きな被害を受け、 特に3月及び4月の地震により断水が長期にわたるなど 住民生活に大きな支障が生じた。
- 〇宅地も含め多くの箇所で土砂災害が発生し、道路等が損壊したほか、港湾・漁港・海岸堤防等のインフラが被災し、がれき等の早急な撤去が必要な状態にある。農地・農業用施設、水産業関連施設、森林・治山施設などにも甚大な被害が生じており、被災者に対する支援及びインフラ等の早期の復旧・回復に取り組むとともに、特に津波被害の甚大であった沿岸部のまちづくりにおいては、「減災」の考え方を基本とし、地域住民と地域の将来像を共有しながら新たな災害に強いまちづくりを進めていくことが課題となっている。



[原子力災害に伴う影響]

- 〇原子力発電所事故発生当初は一部地域が屋内退避区域に設定されたが、4月22日に解除されている。
- ○住民は放射線の影響に対する不安を抱えた生活を強いられており、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組む必要がある。
- 〇農林水産業を始めあらゆる産業が原子力災害と風評被害などの打撃を受け、これらを克服する産業づくりが課題となっている。

「被災住民・被災市町村の受入れ」

〇いわきエリアには、仮設住宅や借上住宅などにより約2万8千人の避難者を受入れており、 双葉エリアの住民を中心に増加傾向が続いている。また、双葉エリアから避難を余儀なくさ れた広野町が役場機能を設置しているほか、いわき市に居住する避難住民の多い楢葉町、富 岡町が出張所等を設置している。居住人口の急増に対応する住環境の整備や、教育、医療、 福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2) 復興の取組

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- 徹底した除染により美しく豊かなふるさとを再生する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 1「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- ○5kmメッシュごとに計約50台の可搬型モニタリングポストを設置するとともに、子どもたちの安全・安心確保のため、学校や保育施設などに計約420台のリアルタイム線量測定システムを設置する。
- ○住民の身近な公共施設等に食品の放射性物質簡易測定機器を整備する。

[除染]

〇関係機関と連携し、除染計画を策定・実施するいわき市とともに、放射性物質に汚染された 生活圏・農地・森林などについて、除染により計画的に放射線量を低減させる。

[食品の安全確保]

〇米や野菜、魚など農林水産物の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。

②健康、教育

- 県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- ・双葉エリア等の避難者が多く、居住人口が増加していることから、医療福祉提供体制の回復 及び充実・強化を図る。
- 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- 放射線に関する知識の普及に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」

● 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

<具体的な取組>

[健康管理調查]

〇健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療 につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[医療福祉提供体制の回復及び充実・強化]

- 〇被災した医療機関等の復旧、医療福祉従事者確保への支援等による医療福祉等の提供体制の 回復及び充実・強化を図る。
- 〇福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点と当エリアの中核的医療機関との 連携体制を構築するなど、他エリアの医療機関との広域的な連携体制の構築を図る。

[教育環境等の整備]

- 〇被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設 の復旧、サテライト校の集約に伴う宿泊施設の確保など、教育環境の充実を図る。
- 〇安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

・地震・津波による被災者や相馬・双葉エリアからの避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 2「生活再建支援プロジェクト」

・ 重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」
・

<具体的な取組>

「生活再建支援ときずなづくり]

〇仮設住宅等における住環境の整備や治安対策の推進を図るとともに、避難者相互や地域住民 などとのきずなづくりを図る拠点となる「絆づくり支援センター」の設置・運営によるコミュニティの確保など、被災者が安心して暮らすことができる環境を整備する。加えて、避難 先での営農再開や雇用の維持・確保に努める。

[住宅再建支援]

○生活再建に向けて、被災者の住宅再建(建築・改修・購入)を進める。

[自治体連携支援]

〇いわき市は、地震・津波による大きな被害を受けるとともに、原発避難者特例法の指定市町村に指定されている。加えて、双葉エリアをはじめとした避難区域からの被災者を受け入れ、その対応に当たっている。原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村及びいわき市ととともに、意向や課題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制構築を行う。

④産業の再生及び創出

・農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評被害により存亡の危機に立たされており、これらを大震災前の状況に戻すとともに、環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 5「農林水産業再生プロジェクト」

● 重点 6「中小企業等復興プロジェクト」

● 重点 7「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

● 重点 10「ふくしまの観光交流プロジェクト」

<具体的な取組>

[農林水産業の再生]

- 〇生産性の飛躍的向上を図るため、冬季温暖で日照量が豊富な気象条件を生かした大規模施設 園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- 〇森林・林業の再生を図るため、増大が見込まれる木材の復興需要に対応した供給体制の整備 を推進する。
- 〇カツオ・サンマ等の水揚げ量の拡大による地域の活性化を図るため、県外船の誘致を図る取 組を推進する。
- 〇アワビなど漁業者ニーズが高い種苗の生産を再開することで、つくり育てる漁業の再生を図 る取組を推進する。

[商工業]

〇被災事業者の事業再建を支援するほか、企業の新設及び増設に対する新たな支援制度の導入 等により、商工業の再生に向けて取り組む。

[産業人材育成]

〇テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、 先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業(技塾等)を実施するなど地域 産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興]

- 〇工業団地造成費用利子補給制度の創設等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、 これまでにない優遇措置を講じた新たな企業立地補助制度や、法人税等の優遇措置を含む(仮 称) 福島復興再生特別措置法等を活用し、企業立地を推進する。
- ○再生可能エネルギー関連産業の集積を進め、雇用の創出を目指す。

[再生可能エネルギー]

- 〇県内に誘致する研究開発拠点と連携し、当エリアにおいてポテンシャルの高い太陽光発電などの先進地域として再生可能エネルギー導入を図るとともに、スマートコミュニティ等の取組を進める。
- 〇特に、洋上風力発電について、国・県・市・事業者・漁業関係者・大学等研究機関と連携・ 調整しながら研究施設を整備するとともに、認証機関の誘致に取り組む。

[観光交流]

- Oいわきの温暖な気候を生かし、スポーツ等の大会やイベントによる観光振興と多様な交流を 推進する。
- 〇アクアマリンふくしまなどの観光施設を活用するとともに、フラなどの地域資源を活用し新 たな観光振興を図る。

⑤地震・津波被害への対応

・当エリアは、3月11日の地震・津波に加え、4月に発生した余震等により、甚大な被害を受けている。そこで、被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。

く関連する重点プロジェクト>

★ 重点11「津波被災地復興まちづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[土地利用]

- ○津波により甚大な被害を受けた地域については、平坦地の区域や背後地が丘陵地や山林である区域など、区域毎に土地利用形態が異なることから、住民の意見を丁寧に聴きながら、海岸堤防の嵩上げや、防災緑地、道路などを組み合わせた多重防御によるハード整備やソフト対策などを複合的に検討し、国・県・市が緊密に連携して災害に強いまちづくりを行う。
- 〇小名浜港の背後地においては、アクアマリンパークとの連携によるにぎわい創出のため、幹線道路の整備を推進する等、港と市街地が一体となったまちづくりを進める。

[家屋の移転事業の支援]

〇被災した住民の意向や各地区のまちづくりの方針や市の考え方を基本に防災集団移転事業や 土地区画整理事業等について早期の事業化を図る。

[住宅の整備]

〇災害公営住宅整備事業について、法制度や活用事例等を情報提供する。また、双葉エリア等の住民を多く受け入れていることを踏まえ、避難・受入市町村の意向・課題の確認や調整を行いながら、事業推進を図る。

「宅地地盤被害への対応」

〇地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地について、同様の被害を防止するための取組を進める。

[土砂災害への対応]

○人家や公共施設等に被害が生じた箇所で今後も被害が拡大するおそれのある箇所において、 緊急的に対策工事を行う。

[インフラの復旧]

- 〇国と連携し、がれきなど災害廃棄物の早期処理を推進する。また、漁場の回復のため、市と ともにがれきや漂流物の回収などの取組を推進する。
- 〇土木施設等の早期復旧に努め、概ね3年以内の完成を目指す。
- 〇海岸堤防高は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、久之浜港より北側は高さ8.7m、 南側は7.2mを基本として概ね5年以内に整備を行う。
- 〇物流、工業、漁業、観光などの様々な経済活動の拠点である重要港湾小名浜港は、概ね2年 以内を目途に主要な岸壁や係留施設、荷役機械等の復旧を完了し、概ね3年以内に港湾施設 の復旧を目指す。

- 〇主要漁港である小名浜港漁港区については、水産加工業の原料確保や流通拠点として水産加工施設(冷凍、冷蔵施設)等を優先的に復旧し、岸壁などの主要な施設については概ね3年以内、その他については概ね5年以内の本復旧を目指す。
- 〇久之浜漁港、勿来漁港については、沿岸漁業の生産拠点として高鮮度出荷のための施設(活 魚槽)等の復旧を進め、岸壁などの主要な施設については概ね3年以内、その他については 概ね5年以内の本復旧を目指す。
- 〇農地の除塩及び農業用施設等の災害復旧を概ね3年で完了し、生産基盤の復旧を推進する。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

〇地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財 等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

・ 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路を整備するとともに、浜通りと中通りをつなぐ東西連携道路など、災害に強い道路ネットワークを構築する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

「道路)

- ○「浜通り軸」である国道6号については、久之浜バイパス・常磐バイパスの整備を促進するとともに、勿来バイパスの事業化を図る。また、いわきエリアと中通りの東西連携及び防災機能を強化するため、国道49号(平バイパス、北好間改良)、国道289号や県道いわき石川線等の機能強化を図る。
- 〇沿岸地域の復興を支援する道路として、各地区のまちづくりの方針に基づき県道豊間四倉線 などの整備を進める。また、必要に応じて防災緑地等との組み合わせにより減災機能を持た せることを検討していく。
- 〇生活支援のための機能強化を図るため、双葉エリアといわきエリアを結ぶ国道 399 号等の整備を進める。

[鉄道]

〇将来的には、JR常磐線の複線化(四ツ倉駅以北)を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

3 いわきエリア

[路線バス等]

○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

[産業の復興を支援する物流拠点の強化]

〇産業の復興を支援するため、国際海上物流の拠点である小名浜港について、国際バルク戦略 拠点港湾として東港地区の大水深岸壁等を整備する。

4 中通りエリア

復興へ向けた考え方

中通りエリアにおいては、地震による被害の復旧に加え、あらゆる面で復興の前提となる除 染の取組を強力に推進する。

高い産業集積や高次都市機能の集積及び高速交通体系に恵まれている等の特性を生かして、 県全体の復興を牽引するとともに、浜通りの被災者支援、雇用確保等の役割を担う。

なお、警戒区域等に設定されている地域においては、国から区域見直しの方針が示されたものの、除染の効果、帰還に向けた取組や手順等が明らかでない中で、具体的な復興の取組を定めることが困難な状況にある。今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更等の状況を注視し、適時、計画の見直しを行う。

[位置•面積]



(1)現状と課題

[主な地震被害]

- 〇3月11日、中通り地方29市町村のう527市町村で震度6強から5強を観測。死者32人、行方不明者1人。住家全半壊34,080棟。(12/27現在)
- 〇地震により多くの住家が被災したほか、白河市葉ノ木平・ザラス保地区土砂崩れ(死者 14 人)、須賀川市藤沼湖決壊(死者 7 人、行方不明者 1 人)、福島市伏拝地区(あさひ台団地)の法面崩壊(国道4号通行止)、国営かんがい排水事業隈戸川地区パイプライン損壊(鏡石町・矢吹町他)、小峰城の石垣崩落など、中通り全域にわたり、甚大な地震被害が生じた。
- 〇国見町庁舎・川俣町庁舎・郡山市庁舎・須賀川市庁舎、県庁東分庁舎・県郡山合同庁舎北分 庁舎等、自治体庁舎も損壊し、初期の復旧作業に困難をきたした。

[原子力災害に伴う影響]

- 〇田村市の一部が警戒区域に、川俣町山木屋地区に計画的避難区域が設定されているほか、伊達市に117の特定避難勧奨地点が設定されている。なお、田村市に設定されていた緊急時避難準備区域は、9月30日に解除されている。
- ○住民は放射線の影響に対する不安を抱えた 生活を強いられており、子どもの屋外活動 を制限するなどの影響が生じており、環境 放射線等のモニタリング、徹底した除染の 実施、住民の健康の保持・増進に取り組む 必要がある。
- 〇健康への影響を心配した県内外への避難者 が多く、家族の分断、慣れない避難先での 孤立による精神的苦痛や避難生活に伴う経



済的負担の増大、生活不安などが生じており、避難先における住民の支援ときずなの維持を 図ること等が課題となっている。

- ○原子力災害による出荷制限等や風評被害により、水稲、野菜、モモなどの果樹、畜産等の農 林水産業はもとより、商工業においても観光客の激減や企業の転出など、あらゆる産業が打 撃を受けており、原子力災害を克服する取組が求められている。
- ○福島空港では、国際定期路線(上海便、ソウル便)の運休が続いている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

〇中通りエリアでは、仮設住宅や借上住宅などにより約4万3千人の避難者を受け入れている ほか、警戒区域等に指定及び計画的避難区域に設定された相馬・双葉エリアから避難を余儀 なくされた飯舘村・富岡町・川内村・双葉町・浪江町・葛尾村が当エリアに役場機能を移転 している。居住人口の増加に対応する住環境の整備や、教育・医療・福祉などの公共サービ ス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2) 復興の取組

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- 徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。
- 市町村とともに、警戒区域等の解除に向けた取組を推進する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 1 「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- ○5 kmメッシュごとに計約 220 台の可搬型モニタリングポストを設置するとともに、子どもたちの安全・安心確保のため、学校や保育施設などに計約 1,650 台のリアルタイム線量測定システムを設置する。
- ○住民の身近な公共施設等に食品の放射性物質簡易測定機器を整備する。

[除染]

- 〇関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町村とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林などについて、除染により計画的に放射線量を低減させる。
- ○警戒区域等において、市町村と連携して国による除染及びがれき処理を促し、域内の放射線量を低減させる。

[食品の安全確保]

○全国有数の産地となっている県北地方のモモ・リンゴ、県中・県南地方の米・キュウリ・トマトなどの農林水産物の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。

[避難区域の解除]

〇市町とともに住民帰還に向けた方針等の策定及び実施に積極的に取り組むとともに、区域の 解除に当たっては、国に対し市町の意向を十分に踏まえた上で判断するよう要請する。

[帰還支援]

〇市町の住民帰還に向けた構想を尊重しながら、市町とともに、それぞれの帰還に向けた取組 を進める。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- ・医療福祉提供体制の回復及び充実・強化を図る。
- 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・放射線に関する知識の普及に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」

▶ 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

<具体的な取組>

「健康管理調查」

〇健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療 につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

「医療福祉提供体制の回復及び充実・強化」

- 〇被災した医療福祉施設等の復旧、医療福祉従事者確保への支援等による医療福祉提供体制等 の回復及び充実・強化を図る。
- 〇福島県立医科大学に放射線医学に関する調査研究と最先端治療拠点を創設するとともに、各 地域の医療機関との連携体制の確保を図る。

[教育環境等の整備]

- 〇被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設 の復旧、サテライト校の宿泊施設の確保など、教育環境の充実を図る。
- ○計画的避難区域にある学校等については、解除後の早期再開を図る。
- 〇安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

・地震等による被災者や浜通りからの避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

<関連するプロジェクト>

● 重点 2「生活再建支援プロジェクト」

重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[生活再建支援ときずなづくり]

○仮設住宅等における住環境の整備や治安対策の推進を図るとともに、避難者相互や地域住民 などとのきずなづくりを図る拠点となる「絆づくり支援センター」の設置・運営によるコミュニティの確保や仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信など、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での営農再開や雇用の維持・確保に努める。

[防犯・防火]

- ○警戒区域等の立入規制や警戒、警ら活動を継続して行い、安全・安心を確保する。
- ○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、警戒区域等内での大規模火災に備える。

[住宅再建支援]

○生活再建に向けて、被災者の住宅再建(建築・改修・購入)を進める。

④産業の再生及び創出

- •高い産業集積や都市機能の集積を生かし、農林水産業の再生や新たな産業の創出に取り組み、 本県全体の復興を牽引する。
- 医療福祉機器産業の集積や創薬拠点の整備など、医療関連産業を振興する。
- 環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 5「農林水産業再生プロジェクト」

● 重点 6「中小企業等復興プロジェクト」

● 重点 7「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

● 重点 8「医療関連産業集積プロジェクト」

▶ 重点 10「ふくしまの観光交流プロジェクト」

[農林水産業の再生]

- ○大規模な土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した施設園芸の導入、その経営を 担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- ○優良繁殖牛・肥育牛・乳用牛の導入や、安全な粗飼料の確保を推進し、畜産業の再生を図る。
- ○6次産業化や農業と観光業・地元飲食業界と連携を進める取組を推進し、付加価値の高い農 林水産業の確立を図る。
- 〇増大が見込まれる木材の復興需要に対応した供給体制の整備を推進し、森林・林業の再生を 図る。

[商工業]

○商業機能を始めとした都市機能が集積する中心市街地の活性化に取り組む。

[産業人材育成]

〇テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、 先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業(技塾等)を実施するなど地域 産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興]

- 〇工業団地造成費用利子補給制度の創設等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、 これまでにない優遇措置を講じた新たな企業立地補助制度や、法人税等の優遇措置を含む(仮 称)福島復興再生特別措置法(いずれも避難解除区域においては他の区域を上回る優遇措置) 等を活用し、企業立地を推進する。
- 〇福島県立医科大学における放射線医学の研究推進や診断・治療技術の高度化を推進するとと

もに、創薬開発に関する拠点整備を進める。

- 〇医薬品製造企業の誘致・集積を図り、県立医大と連携しながら創薬開発を支援するとともに、 医療関連産業の振興を図る。
- ○既存産業の集積を生かしながら再生可能エネルギー関連産業の集積を進める。

[再生可能エネルギー]

- 〇ハイテクプラザ及び福島大学、日大工学部等における太陽光や風力・地熱・水力・バイオマス等の実用化に向けた再生可能エネルギー研究を推進する。
- 〇再生可能エネルギーの研究開発拠点の誘致を進める。なお、当該拠点は、会津や浜通りなど 県内のそれぞれの特色を生かした取組と密接に連携を取りながら、県全域の再生可能エネル ギーの推進を行う。

[観光交流]

- 〇当エリアの充実した高速交通体系やビッグパレットふくしまなどのコンベンション機能と、 都市部と温泉地等の観光地が近接している等の立地条件を生かし、国内外の会議や大会、イベント誘致による観光振興と多様な交流を推進する。
- 〇豊かな自然を生かした自然体験や農業体験(グリーン・ツーリズム)を柱とした体験型観光 の振興に積極的に取り組む。

「福島空港の活用」

〇福島空港を活用した広域的かつ裾野の広い交流の拡大に取り組むとともに、航空物流や防災 拠点としての機能を強化する。

⑤地震被害への対応

・当エリアでは、地震による甚大な被害が発生した。被災施設の復旧を行うとともに、ソフト・ ハードが一体となった防災機能が強化されたまちづくりを推進する。

<具体的な取組>

[住宅の整備]

〇災害公営住宅整備事業の促進に向け、法制度や活用事例等の情報提供を行う。また、双葉エリア等の住民が避難していることを踏まえ、避難・受入市町村の意向・課題の確認や調整を行いながら、事業を推進する。

[宅地地盤被害への対応]

〇地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地について、同様の被害を防止するための取組を市町村とともに行う。

[土砂災害への対応]

○葉ノ木平地区を始め、人家や公共施設等に被害が生じた箇所で拡大するおそれのある箇所に おいて、緊急的に対策工事を行う。

[ため池の耐震性の検証]

○ため池の効果的な耐震性検証手法を確立し、その検証手法をもとに調査を実施、ため池の耐 震化を推進する。

[インフラ・公共施設等の復旧]

- 〇土木施設及び農業水利施設等の早期復旧に努め、概ね3年以内の完成を目指す。
- ○災害対応の拠点となる市町庁舎等の公共施設について早期復旧を支援する。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

〇市町村とともに、地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、歴史的なまちなみ や自然景観の保全、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

・浜通りと中通り、中通りと会津をつなぐ東西連携道路など災害に強い道路ネットワークを構築するとともに、浜通りの復興を支援する道路を整備する。

<関連する重点プロジェクト>

(重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」)

<具体的な取組>

「道路」

- 〇相馬エリアと県北地域を結ぶ東北中央自動車道(相馬~福島間、福島~米沢間)については、 概ね 10 年以内の完成に向けて、国や関係市町村等と連携し整備促進に努める。
- 〇浜通りと中通りを結ぶ国道 114号、国道 115号、国道 288号、国道 289号、県道原町川俣線、県道いわき石川線及び県道小野富岡線などを整備するとともに、中通りと会津を結ぶ国道 118号などを整備し、東西連携及び防災機能の強化を図る。

4 中通りエリア

〇「中通り軸」として、国道 4 号(白河、鏡石、伊達の拡幅)や国道 13 号(福島西道路の南伸)の整備を促進する。また、生活支援のための機能強化を図るため、国道 349 号などの整備を進める。

[路線バス等]

○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

⑦台風15号豪雨災害への取組

・洪水被害の軽減を図るため河川改修等を促進する。

<具体的な取組>

[河川改修等]

- ○河道の掘削や洪水調節施設の整備等、阿武隈川の改修事業を促進する。
- 〇広域的な内水被害を踏まえ、総合的な内水対策の促進や、関係機関との連携により住民避難 の情報連絡体制の強化を図る。

[農林業関連インフラの災害復旧]

○農地・林地、農林業用施設等の早期復旧に努め、概ね3年以内の復旧を目指す。

5 会津エリア

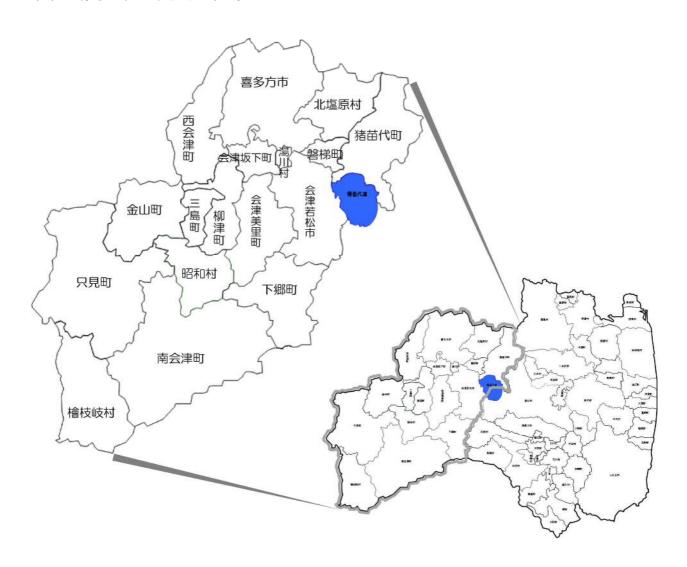
復興へ向けた考え方

会津エリアにおいては、3月11日の地震による被害は比較的少ないが、7月末の新潟・福島豪雨では甚大な災害に見舞われた。豪雨災害からの復旧・復興を進めることにより、災害に強い社会づくりを確かなものとする。

また、原子力災害に伴う風評被害から脱却し、豊かな自然と農林水産物等で国内外からの多くのお客様をもてなす全国屈指の観光地として、ふくしまの復興をリードし、ふくしまの魅力を県内外に強く発信する。

[位置•面積]

〇会津エリアは、福島県の西部に位置し、総面積 5,421km²で、全国屈指の観光資源に恵まれた本県の観光の中心的地域である。



(1)現状と課題

[主な地震被害]

- ○3月11日、会津地方では、猪苗代町で震度6弱を観測したほか、6市町村で震度5強を観測。死者1人、住家全壊156棟(12/27現在)。
- ○地震による被害は少ないものの鶴ケ城の石垣崩落の被害が生じた。

[新潟•福島豪雨災害]

- 〇7月28日から30日にかけての局地的豪雨により、最大で2,318人が避難。
- 〇土砂災害により、全半壊を含めて多数の住家被害が発生したほか、只見川の堤防や護岸等を始め、国道 252 号や 289 号、401 号などの道路、土砂流入による農地被害や、山腹崩壊や沢の浸食による林地被災のほか、JR只見線等が甚大な被害を受けており、インフラ等の早急な復旧を進めることが課題となっている。

[原子力災害に伴う影響]

- 〇空間線量率は比較的低いものの、住民の放射線の影響に対する不安は大きく、環境放射線等 のモニタリング、除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組むことが必要である。
- 〇農林水産物から放射性物質はほとんど検出されていないが、風評被害により販売数量減及び 価格の低迷が続いている。
- ○旅館・ホテル等における予約キャンセルや修学旅行の9割減、第三セクター鉄道の利用減少 など観光客の激減により当エリアの基幹的産業である観光関連産業を始め多くの産業に著し い影響が及んでおり、風評被害からの脱却が課題となっている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

- ○会津エリアでは、仮設住宅や借上住宅などにより約7,500人の避難者を受入れているほか、 警戒区域等に設定され、双葉エリアから避難を余儀なくされた大熊町、楢葉町が役場機能を 本エリア内に設置している。
- 〇避難者の住環境の整備や、教育・医療・福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び 雇用の確保が課題となっている。

(2)復興の取組

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- 線量に応じた必要な除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 1「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- ○10 kmメッシュ(都市部は 5 kmメッシュ)ごとに計約 70 台の可搬型モニタリングポストを設置するとともに、子どもたちの安全・安心確保のため、学校や保育施設などに計約 440 台のリアルタイム線量測定システムを設置する。
- ○住民の身近な公共施設等に食品の放射性物質簡易測定機器を整備する。

[除染]

〇関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町村とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林などについて、除染により計画的に放射線量を低減させる。

[食品の安全確保]

○全国的なブランド力を有する米やトマトなど農林水産物の放射性物質を徹底的に検査・分析 し、安全・安心な農林水産物の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報 発信を行う。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- 医療提供体制等の充実を図る。
- 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- 放射線に関する知識の普及に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」

▶ 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

<具体的な取組>

[健康管理調查]

〇健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療 につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[医療提供体制等の充実]

○へき地医療支援体制を充実・強化するとともに、救急医療や周産期医療も含め、民間病院、 会津医療センター(仮称)と県立病院やへき地診療所等の役割分担と連携の促進を図る。

[教育環境等の整備]

〇被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、サテライト校の宿泊施設の確保など、教育環境の充実を図る。

「放射線に関する知識の普及」

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

・浜通りからの避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の確保に 努め、生活再建に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点 2「生活再建支援プロジェクト」

●重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[生活再建支援ときずなづくり]

○温暖な浜通りから避難された被災者が多いことから、仮設住宅等における防寒対策などの住環境の整備や治安対策の推進を図るとともに、避難者相互や地域住民などとのきずなづくりを図る拠点となる「絆づくり支援センター」を設置・運営によるコミュニティの確保など、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での営農再開や雇用の維持・確保に努める。

④産業の再生及び創出

- 全国屈指の観光資源を活用して風評被害の払拭を目指し、県全体の観光振興を牽引する。
- 全国的なブランド力を有する米を始めとし、地域の特性を生かした農林業をさらに振興する。
- 国内外から企業を誘致し、新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

< 関連する重点プロジェクト>

● 重点 5「農林水産業再生プロジェクト」

● 重点 6「中小企業等復興プロジェクト」

● 重点 7「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

▶ 重点 10「ふくしまの観光交流プロジェクト」

<具体的な取組>

[観光交流]

- ○磐梯山や猪苗代湖などの豊かな自然を生かした自然体験や農業体験(グリーン・ツーリズム)を柱とした体験型観光の振興に積極的に取り組む。
- ○歴史的に価値のある施設や主要観光施設を活用するとともに「八重の桜」放送を契機として 歴史的・文化的資源を活用した新たな観光振興を図る。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

- ○市町村とともに、地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、歴史的なまちなみ や自然景観の保全、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧に取り組む。
- 〇尾瀬国立公園などについて、貴重な自然の保全と利用環境の整備を進めて風評被害の払拭を 図る。

「農林水産業の再生〕

- 〇生産性の高い農業経営を確立するため、担い手への農地集積を進めるなど、大規模土地利用 型農業を行う農業法人を育成する。
- 〇6次産業化や農業と観光業・地元飲食業界と連携を進め、付加価値の高い農林水産業の確立 を図る。
- ○増大が見込まれる木材や木質バイオマスの復興需要に対応した供給体制の整備を推進し、森 林・林業の活性化を図る。

[産業人材育成]

〇テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、 先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業(技塾等)を実施するなど地域 産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興]

〇工業団地造成費用利子補給制度の創設等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、 これまでにない優遇措置を講じた新たな企業立地補助制度や、法人税等の優遇措置を含む(仮 称) 福島復興再生特別措置法等を活用し、企業立地を推進する。

[再生可能エネルギー]

- 〇コンピュータ理工学専門大学「会津大学」と地域のICTベンチャー等の協働による人材育成やスマートコミュニティの実証試験等スマートグリッドの研究を推進し、ICT産業等の集積を図るなど、新たな産業と雇用の創出を目指す。
- 〇県内に誘致する研究開発拠点と連携し、地熱発電や小水力発電、木質バイオマスなど、豊富 な再生可能エネルギー資源を活用し、再生可能エネルギーの普及を促進する。

⑤復興を支援する交通網の整備

・県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸のうち、「横断道軸」 の整備や、国道252号など災害に強い道路の整備を進め、ふくしま及び東北を支える県 土をつくる。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

「道路)

- 〇浜通りと会津を結ぶ「横断道軸」である磐越自動車道(会津若松〜新潟間)の4車線化の早期実現、中通りと会津を結ぶ国道118号などの整備及び会津を縦断する「会津軸」である会津縦貫道の整備に取り組む。
- ○風評被害による観光客の激減など、大きな打撃を受けている観光産業の復興を支援するため、 観光地間移動の利便性を向上する道路ネットワークの整備を進める。
- 〇国道 252 号、国道 289 号、国道 400 号や国道 401 号などの整備を進め災害に強い道路 ネットワークを構築する。

「路線バス等]

○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

⑥平成23年7月新潟・福島豪雨による災害復旧への取組

豪雨災害からの早期復旧に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

● 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

[住宅の整備]

○災害公営住宅整備事業の促進に向け、法制度や活用事例等の情報提供を行う。

[インフラの復旧等]

- 〇土木施設及び農地・農業用施設等の早期復旧に努め、概ね3年以内の完成を目指す。また、 黒谷川や叶津川などについては、一連区間の改良復旧が必要なことから、概ね3年以内での 完成を目指す。
- 〇土砂災害により、人家や公共施設等に被害が生じた箇所で、さらに被害が拡大するおそれの ある箇所については、緊急に対策工事を行う。
- ○林道・林地の早期復旧と土砂災害等の防止を図るための治山施設の整備を推進する。

[鉄道]

OJR 只見線の運休区間について、福島県 JR 只見線復興連絡会議等において、関係市町村等と課題の検討、連絡調整を行う。また、国や JR 東日本に対して強く早期全線復旧を要請していく。

[総合的な防災対策]

〇只見川流域等の災害復旧にあわせ、防災情報のきめ細かな提供など、ハード・ソフトが一体 となった防災対策の構築を推進する。

Ⅳ 復興の実現に向けて

1 民間団体や県民等との連携

(1) 地域住民等との協働

○ 復興計画の推進のためには、県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など、 多様な主体が役割分担しながら、協働していくことが必要である。このため、これらの主体が 情報を共有し、地域の課題を確認するとともに、復興に向けた取組について知恵を出し合うた め、各地方振興局を中心に協議の機会を設ける。

(2) 情報の発信

○ 県内外、さらには国外でふくしまに対して心を寄せる方々の協力を得ることができるよう、 テレビ、インターネットなど、あらゆる媒体を複合的に活用して、本県の現在の姿、復興に向 けた取組の状況等、的確な情報を国内外に発信する。

(3) 民間資金を始めとする民間の力の積極的受入と活用

○ 本県の復興を進めるためには、行政の取組や公的資金だけでは不十分であり、日本や世界の各地の様々な人々、企業、団体等の民間の資金や知恵など、民間の力を積極的に受け入れ、活用することが不可欠である。このため、こうした企業や民間団体からの各種の提案や協力を受け止めるための窓口を設置し、必要な情報提供や県や各種団体との連携のための調整を行うなどして、企業や民間団体などがそれぞれの力を発揮し、活動しやすい環境の整備に取り組む。

2 市町村との連携

- 地域ごとに状況が大きく異なる今回の災害に対応するためには、最も地域住民に近く、地域の実情を把握している市町村が主体となって、復興に取り組む体制の構築が必要である。そのため、市町村が必要とする権限の移譲と財源の確保に努める。
- 〇 一方、今回の災害では、役場機能を他の市町村に移すことを余儀なくされた町村を始め、市町村の業務遂行体制は著しい打撃を受けている。このため、県は、広域自治体として、市町村に対する迅速かつ的確な人的支援を行う。
- 復興計画に基づき具体的に取り組む場合、その取組が地域の実情に合い、効果的に進められるよう、市町村と連絡調整を密に行う。

3 国への要請

- 本県の復興に関して必要な措置については、政府の復興基本方針にも盛り込まれ、平成23年度3次補正予算等、国の復興関連予算にも計上されたところである。しかし、原子力災害により土台から崩されてしまった本県の復興を進めるのは、一地方自治体の力では限界がある。また、原子力災害については、事業者及び原子力発電を国策として進めてきた国に全責任がある。そのため、今後とも、県はもとより、市町村を始め県内のあらゆる力を結集し、本県の復興のために必要な取組に関して更なる予算措置や法的措置等を国に対して求めていく。
- また、被災地の復旧・復興を強力に進めるため、国に対して、原子力発電所の立地に伴う財源に代わる、自由度の高い新たな財源措置を求めていく。

4 復興に係る各種制度の活用

(1) 復興基金の設置

○ 国からの交付金やクウェート国からの救援金などを活用して福島県原子力災害等復興基金を設置し、復興計画を推進するための事業に活用する。なお、基金に積み立てた交付金については、使い勝手のよいものとするよう国に強く求めていく。

(2) 復興特区制度の活用

〇 平成23年12月7日、「東日本大震災復興特別区域法」が成立した。復興特区制度は、規制・手続きの特例措置、税・財政・金融上の支援措置により、行政や民間事業者等の地域における創意工夫を生かした復興の円滑かつ迅速な推進を図るものであり、本県としても、復興計画を実現するための有効な手段として、市町村とともに積極的に復興特区制度を活用する。

【東日本大震災復興特別区域法の概要】

- ■震災財特法上の特定被災区域等の地方公共団体が、
 - ①規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画(復興推進計画)
 - ②土地利用の再編に係る特例、許可・手続きの特例等を受けるための計画(復興整備計画)
 - ③復興交付金を受けるための計画(復興交付金事業計画)を策定。
- ■これらの計画の国による認定等により、規制・手続きの特例や税制上の特例等の適用、復興 交付金の交付が行われる。
- ■新たな特例の提案等について協議を行うため、国と地方の協議会を設置することができる。
- ■復興推進計画や復興整備計画の作成・実施について協議を行うため、地域における協議会を 設置することができる。

(3) 原子力災害からの地域再生等に関する特別法の制定要請及びその活用

- 本県は原子力災害によって、県全域にわたって、放射線による自然・生活環境の汚染、県民の生活・健康不安、人口減少等による地域社会の活力の低下、農林水産業の作付・出荷制限や販売不振、観光集客力や企業立地への打撃など甚大な被害を受け、他県に比べ、自然的・社会的・経済的な諸事情において、県勢全般の基礎条件が著しい地盤沈下を被る事態に直面している。
- この原子力災害の被災地域の特殊事情にかんがみると、①環境回復と民生の安全、②警戒区域等のふるさと再生、③産業活力の再興のための特別の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、地域の自立的再生に不可欠な基礎条件の回復、地域格差の是正、及び被災地域の均衡ある再整備を図り、美しく住みよい活力あふれる本県の礎を取り戻していく必要がある。しかし、これを行うためには、原子力災害対策特別措置法など現行の法制度では不十分であり、本県に限った地域再生のための特別法を制定することが必要である。
- こうしたことから、本県は、復興基本方針に基づき設置された「原子力災害からの福島復興 再生協議会」の場を通じて、原子力災害からの地域再生のための特別法を制定するよう、国に 対して求めてきた。
- この福島復興再生特別措置法(仮称)では、特に以下の内容を要望している。
 - ・本県の原子力災害からの復興のための取組は、国策で原子力政策を進めてきた国の責務であることを明記すること。
 - ・以下のような事項を恒久的な措置として体系化した包括法とすること。
 - ・県民の放射線影響からの健康管理
 - ・産業集積の維持・発展を強力に支援するため、復興特区を上回る思い切った税制上の 優遇措置や規制緩和の特例措置
 - ・原子力発電所周辺地域の産業構造転換を特に促進するため、他の地域をさらに上回る 税制上・金融上・財政上の措置 など
- この福島復興再生特別措置法(仮称)の制定後、法律に基づく特例措置を活用して、復興計画の更なる推進を図る。
- また、県民が第一に望むことは、原子力発電所事故以前の生活に戻ることであり、県民が被った全損害が賠償されることが大原則である。このため原子力損害賠償紛争審査会での審議、 指針の策定状況を見極めながら、県民に対する被害の現状、県民の立場を第一に考えた上で、 損害賠償に関する特別法の制定を求めていく。

5 実効性の確保

(1) 計画の進行管理

- 復興計画に盛り込まれた各取組が計画どおりに実施されているか、随時、進捗状況を管理するとともに、毎年度点検を行い、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関による評価を受ける。
- 評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえて、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を行う。
- 評価の結果は、県民にわかりやすく公表する。

(2) 復興に向けた取組への重点的対応

- 重点プロジェクトに盛り込んだ事業等は、重点事業と位置づけ、財源の優先的な配分などに より、取組を強化する。
- 復興計画に記載した取組については、部局が連携し、全庁一体となって推進するほか、必要 に応じて、推進体制についても検討する。

(3) 復興計画の柔軟な見直し

○ 今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興 に向けて必要な取組が行われるよう、重点プロジェクトや復興のための取組を加除・修正す るなど、復興計画は、適時、柔軟に見直しを行う。

V 付属資料

- ○福島県復興ビジョン・復興計画策定経過等
- ○高校生に対するアンケート調査結果

1 福島県復興ビジョン・復興計画策定経過

平成 23 年

| 3月11日 | 東日本大震災発生 |
|--------|---------------------------------|
| 4月11日 | 復興に向けた知事メッセージ |
| 5月1~6日 | 関係市町村との意見交換 |
| 5月13日 | 第1回福島県復興ビジョン検討委員会 |
| | - 今後の進め方 - 災害の状況及び県の取組 |
| | • 意見交換 |
| 5月19日 | 福島県議会 第1回東日本大震災復旧復興対策特別委員会 |
| 5月19日 | 第2回福島県復興ビジョン検討委員会 |
| | - 現地視察(いわき方部) |
| 5月21日 | 第2回福島県復興ビジョン検討委員会 |
| | • 現地視察(相双方部) |
| 5月 29日 | 第3回福島県復興ビジョン検討委員会 |
| | ・ 復興ビジョンの構成と論点整理 |
| 6月 2日 | 双葉地方8町村との意見交換 |
| 6月 5日 | 県市長会と知事との意見交換会 |
| 6月 8日 | 県町村会役員と知事との復興ビジョンに関する意見交換会 |
| 6月 9日 | 第4回福島県復興ビジョン検討委員会 |
| | ・ 復興ビジョンの論点ごとの議論 |
| 6月13日 | 福島県議会 第2回東日本大震災復旧復興対策特別委員会 |
| 6月 15日 | 第5回福島県復興ビジョン検討委員会 |
| | ・ 復興ビジョンの論点ごとの議論 |
| 6月22日 | 福島県議会 第3回東日本大震災復旧復興対策特別委員会 |
| 7月2日 | 第6回福島県復興ビジョン検討委員会 |
| | ・福島県復興ビジョンに関する提言(案) |
| 7月6日 | 福島県議会 第4回東日本大震災復旧復興対策特別委員会 |
| 7月 8日 | 福島県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員会から知事への申入れ |
| 7月 8日 | 復興ビジョン検討委員会から知事への提言 |
| 7月15日 | 福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 |
| | •福島県復興ビジョン(素案)決定 |
| 7月15日 | パブリックコメント (~ 8月3日) |
| 7月19日 | 福島県議会 第5回東日本大震災復旧復興対策特別委員会 |
| 8月 8日 | 福島県議会 第6回東日本大震災復旧復興対策特別委員会 |
| 8月11日 | 福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 |
| | ・ 福島県復興ビジョン決定 |
| | |

| 9月12日 | 第1回福島県復興計画検討委員会 | | | | | |
|---------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|
| | ・福島県復興計画(第1次)の構成(案) | | | | | |
| | - 福島県復興計画(第1次)等策定スケジュール | | | | | |
| 9月24日 | 第1回福島県復興計画検討委員会第3分科会 | | | | | |
| | • 具体的取組と主要事業 | | | | | |
| | 新たな時代をリードする産業の創出 | | | | | |
| | 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり | | | | | |
| 9月26日 | 第1回福島県復興計画検討委員会第2分科会 | | | | | |
| | 具体的取組と主要事業 | | | | | |
| | 未来を担う子ども・若者の育成 地域のきずなの再生・発展 | | | | | |
| | 災害に強く、未来を拓く社会づくり | | | | | |
| 10月2日 | 第1回福島県復興計画検討委員会第1分科会 | | | | | |
| | 具体的取組と主要事業 | | | | | |
| | 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援 | | | | | |
| | 原子力災害の克服 | | | | | |
| 10月18日 | 福島県議会 第7回東日本大震災復旧復興対策特別委員会 | | | | | |
| 10月19日 | 福島県議会 第8回東日本大震災復旧復興対策特別委員会 | | | | | |
| 10月20日 | 福島県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員会から知事への申入れ | | | | | |
| 10月23日 | 第2回福島県復興計画検討委員会第3分科会 | | | | | |
| | • 具体的取組と主要事業 | | | | | |
| 10月24日 | 第2回福島県復興計画検討委員会第2分科会 | | | | | |
| | 具体的取組と主要事業 | | | | | |
| 10月28日 | 第2回福島県復興計画検討委員会第1分科会 | | | | | |
| | • 具体的取組と主要事業 | | | | | |
| 11月14日 | 第2回福島県復興計画検討委員会 | | | | | |
| | - 福島県復興計画(第1次)たたき台 | | | | | |
| 11月25日 | 第3回福島県復興計画検討委員会 | | | | | |
| | • 福島県復興計画(第 1 次)素案 | | | | | |
| 11月30日 | 福島県復興計画検討委員会から知事への申入れ | | | | | |
| 12月1日 | 福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 | | | | | |
| | 福島県復興計画(第1次)素案決定 | | | | | |
| 12月1日 | パブリックコメント (~ 12月16日) | | | | | |
| 12月1~8日 | 関係市町村との意見交換 | | | | | |
| 12月28日 | 福島県東日本大震災復旧・復興本部会議 | | | | | |
| | 福島県復興計画(第1次)決定 | | | | | |
| | | | | | | |

2 復興ビジョン・復興計画に対する意見

- (1) 復興ビジョン
 - 県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員会 東日本大震災復旧復興対策に関する要請(平成23年7月8日)

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員長 加藤貞夫

1 基本理念

基本理念として掲げる項目は、次のとおりとすべきである。

- (1) これまでの原子力政策から脱却し、再生可能エネルギーの推進など新たなエネルギー政策を推進し、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- (2) ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- (3) 生命を大切にし、誇りあるふるさと再生・創造的復興の実現
- (4) 原子力災害の克服

2 主要施策

主要施策に、次の内容が盛り込まれるべきである。

(1) 緊急的対応及び原子力災害対応について

- 災害対応には、原子力のみならず「地震・津波災害」も含めること。
- 県土の放射線の除染を進め、長期にわたる県民の健康管理体制を整備すること。
- 市町村における権限拡充、財源及び人材の確保を図ること。
- 原子力災害における国及び事業者の責任を明確にし、原発事故による全損害 を賠償させること。
- 復旧・復興及び原子力損害賠償に関する新たな特別法の制定を国に求めること。

(2) ふくしまの未来を見据えた対応について

- 教育の復興等による人づくり、基盤整備と地域づくり、雇用の確保、産業の 振興、芸術文化・スポーツの振興を図ること。
- 被災者の生活再建を進め、ふるさとへの帰郷を実現すること。
- 住民、コミュニティ、行政の協働による復興を図ること。
- 多様なエネルギー源を組み合わせるなど新たなエネルギー政策を構築すること。
- 全県及び広域的な市町村における復興特区が設置されるようにすること。

3 復興ビジョンの策定にあたって

- 復興ビジョン決定までの段階において、市町村や団体等からの意見聴取を十 分行うこと。
- 福島県長期総合計画の見直しについては、議会の議決を経るとともに、復興 計画を盛り込んだ指標を作成し、年度目標を示すこと。
- 復興計画を、議会の議決事項とすることを今後検討すること。

〇 福島県復興ビジョン検討委員会からの提言

福島県知事 佐 藤 雄 平 様

福島県復興ビジョンについての提言

本検討委員会では、これまで、現地調査を含め6回にわたり、福島県の復旧・復興について検討を重ねてまいりました。その中で、今後、福島県が原子力にどのように向き合っていくかを抜きにしては、福島県の復旧・復興は考えられないという数多くの意見が出されました。議論を深める中で、深刻な原子力発電所事故が起きた場所として、その名が世界に広まってしまった「ふくしまの地」であるからこそ、原子力に依存しない新たな社会を目指す必要があるという結論に達しました。

また、福島県は未だ原子力災害が進行中であり、何より原子力発電所事故の早期収 東が復興の前提です。

県内外で不自由な避難生活を強いられている県民への支援などの緊急的対応とと もに、環境・健康・産業・教育等あらゆる分野に大きな影響が及んでいる原子力災害 の克服が重要であるとの認識の下、これらを提言にしっかりと位置付けました。

同時に、将来の人づくりや、人と人とのきずなの維持、復興へのまちづくり、再生可能エネルギーの推進による新たな産業のあり方等について議論してまいりました。

このような議論や意見を集約し、福島県復興ビジョンの基本理念と主要な施策について別紙のとおり提言いたします。

また、福島県における被害はあまりにも甚大であり、国の全面的な支援が必要不可 欠であることから、

- (1) 復旧・復興のための十分な財政的支援
- (2) 不利な条件を抱えざるを得ない福島県の地域再生や原子力損害賠償法の枠を 超える損害賠償などについての特別法の制定
- (3) 復興特区の設置

等について、国に対し強く要請するとともに、制度をしっかりと活用すべきであることを申し添えます。

復興ビジョンが県民の希望の旗となり、美しく豊かなふるさとを取り戻し、必ずや ふくしまが復興することを強く願っております。そのためにも、福島県においては、 本提言を踏まえ復興ビジョンを策定することを求めます。

また、本検討委員会では、本提言に盛り込んだ内容以外にも、具体的な復興の取組 みなどについて、様々な議論をしてまいりました。今後、県においては、これらの議 論の結果もできる限り取り入れながら、復興計画を策定し、復興ビジョンを具体化す ることを求めます。

平成23年7月8日

福島県復興ビジョン検討委員会座長 鈴木 浩

(2) 復興計画

○ 県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員会 東日本大震災復旧復興対策に関する要請(平成23年10月20日)

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県議会東日本大震災復旧復興対策特別委員長 加藤貞夫

[復興計画への提言]

復興計画の策定及びその後の推進に向けて、次のとおり提言するものである。

(1) 復興計画全般について

- 計画の進行管理の方法及びその状況を公開する仕組みを明確にすること。
- 地域別計画について具体化するとともに、年次計画を明確にすること。
- 復興基金の創設など国の支援により予算を確保すること。
- 県民一人ひとりの生活再建を基本とした計画とすること。

(2) 緊急的対応

- ① 応急的復興・生活再建支援・市町村の復興支援
 - 被災者の立場に立った仮設住宅や公営住宅を初めとする住環境の整備を進めること。
 - 市町村における権限拡充及び財源・人材の確保を図るとともに、市町村の 復興に向けた取組を支援すること。
 - 保健・福祉・医療サービスの提供体制の構築、特に避難区域の医療体制の 再生を図ること。

(3) ふくしまの未来を見据えた対応

- ① 未来を担う子ども・若者の育成
 - 学力向上対策、教職員体制、サテライト校、心のケア等、子どもの教育環境の充実を図ること。

② 地域のきずなの再生・発展

- 避難住民のふるさとへの帰還に向けたロードマップを示すとともに、受入 体制を整備すること。
- 復興に向けて、観光交流の推進及び文化スポーツの振興に重点的に取り組むこと。

③ 新たな時代をリードする産業の創出

- 本県への国の機関の設置等による国と連携した産業創出を検討すること。
- 復興特区の活用や新たな産業に対応する人材の育成等、社会状況の変化に 柔軟に対応した施策を講ずること。

④ 災害に強く、未来を拓く社会づくり

- 住居のあり方も含めた護岸等の津波対策や災害に強いエネルギー供給体制 の整備等、防災・減災の観点から住民の立場に立ったまちづくりを進めるこ と。
- JR常磐線の復旧について、早期開通を目指すことを明確にし、将来構想 として複線化やミニ新幹線の導入を検討すること。
- 公共施設の耐震化を早急に進めること。

⑤ 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

- 再生可能エネルギーの導入推進による産業創出を図るとともに、ロードマップや雇用目標を明記すること。
- 各家庭が再生可能エネルギーを導入しやすい仕組みを講ずること。
- 水力発電等、既存の再生可能エネルギーのさらなる活用を図ること。

(4) 原子力災害対応

① 原子力災害の克服

- 除染を着実に進めるための実施計画及び推進体制を整備し、放射線の低減 対策を進めるとともに、モニタリング体制等の充実を図ること。
- 放射性物質に汚染された廃棄物の中間貯蔵施設については、国における計画を含め、県としての方針を盛り込むべきである。
- 長期にわたる県民の健康管理に取り組むこと。
- 原子力損害賠償について、請求手続きの簡素化や随時仮払いを求めるとと もに全面賠償に向けて取り組むこと。
- 原子力発電所のあり方について、県としての考え方を盛り込むべきである。

○ 福島県復興計画検討委員会からの意見

平成23年11月30日

福島県知事 佐藤 雄平 様

福島県復興計画検討委員会会長 鈴木 浩

福島県復興計画(第1次)についての意見

福島県復興計画(第1次)について、福島県復興計画検討委員会及び同分科会により9回にわたり議論を行いました。

その結果、県民一人一人が復旧・復興の主役であることを基本としスピード感を 持って各施策を実施すること、また、進捗状況をしっかりと管理するとともに、災害 の状況や真の県民ニーズを踏まえ柔軟な見直しを行うこと、さらに、本県の復興の実 現に向けて、真に必要な施策を検討するとともに、財源措置及び法的措置等を国に強 く要請していくことを本検討委員会の意見とします。

なお、県におかれましては、県民や市町村等の意見を十分に反映し、復興計画を 策定するよう要請します。

3 検討委員会名簿

(1) 福島県復興ビジョン検討委員会

(敬称略)

| | 氏 名 | 役 職 名 | |
|------|---------|-----------------------------------|--|
| 座長 | 鈴 木 消 | 福島大学名誉教授 | |
| 座長代行 | 山川充美 | 福島大学経済経営学類教授 | |
| 委員 | 赤坂憲な | 福島県立博物館長 | |
| | 安部義考 | 財団法人ふくしま海洋科学館理事長兼館長 | |
| | 石 森 勇 | 株式会社日本政策投資銀行常務執行役員 | |
| | 伊藤房な | 東北大学大学院農学研究科教授 | |
| | 鎌田真理 | いわき明星大学人文学部教授 | |
| | 清 水 愼 - | - 立教大学観光学部特任教授 | |
| | 高橋迪力 | 日本大学工学部教授 | |
| | 角山茂章 | · 会津大学理事長兼学長 | |
| | 福 井 邦 显 | 日本全薬工業株式会社代表取締役会長 | |
| | 横山 | 福島県立医科大学医学部心臓血管外科学講座主任教授兼附属病院副病院長 | |

(2) 福島県復興計画検討委員会

(敬称略)

| | | 氏 | 名 | | 役 職 名 | |
|-----------------|---|---|----|----|-----------------------------------|--|
| 会 長 第1分科会 座長 | 鈴 | 木 | | 浩 | 福島大学名誉教授 | |
| 第2分科会 座長 | 髙 | 橋 | 迪 | 夫 | 日本大学工学部教授 | |
| 第3分科会 座長 | 伊 | 藤 | 房 | 雄 | 東北大学大学院農学研究科教授 | |
| 委 員 | 石 | 森 | | 亮 | 株式会社日本政策投資銀行常務執行役員 | |
| | 岩 | 瀬 | 次 | 郎 | 会津大学理事 | |
| | 太 | 田 | 久 | 弥 | 福島県中小企業団体中央会事務局長 | |
| | 金 | 子 | 真理 | 里子 | NPO法人うつくしまNPOネットワークプログラムオフィサー | |
| | Ш | 上 | 雅 | 則 | 福島県農業協同組合中央会参事 | |
| | Ш | П | 孝 | 司 | 福島県保育協議会会長 | |
| | 栗 | 原 | 清一 | 一郎 | 福島県私立中学高等学校協会会員(学校法人松韻学園福島高等学校校長) | |
| | 佐 | 藤 | 正 | 博 | 福島県町村会長(西郷村長) | |
| | 清 | 水 | 愼 | _ | 立教大学観光学部特任教授 | |
| | 鈴 | 木 | 哲 | 二 | 福島県漁業協同組合連合会業務部長 | |
| | 鈴 | 木 | 文 | 男 | 財団法人福島県観光物産交流協会常務理事兼事務局長 | |
| | 瀬 | 戸 | 孝 | 則 | 福島県市長会長(福島市長) | |
| | 髙 | 木 | 明 | 義 | 社団法人福島県建設業協会専務理事 | |
| | 田 | 中 | 俊 | _ | NPO法人放射線安全フォーラム副理事長(福島県除染アドバイザー) | |
| | 東 | | 之 | 弘 | いわき明星大学科学技術学部教授 | |
| | 藤 | 原 | | 聡 | 福島県PTA連合会理事(福島市小中学校PTA連合会会長) | |
| | 星 | | 光- | 一郎 | 福島県社会福祉施設経営者協議会長 | |
| | 星 | | 北 | 斗 | 福島県医師会常任理事 | |
| | 本 | 田 | 政 | 博 | 福島県商工会議所連合会事務局長 | |
| | 横 | Щ | | 斉 | 福島県立医科大学医学部心臓血管外科学講座主任教授兼附属病院副病院長 | |
| 特別委員 | 遠 | 藤 | 勝 | 也 | 富岡町長 | |
| | 菅 | 野 | 典 | 雄 | 飯舘村長 | |
| | 島 | 田 | マ | リ子 | 社団法人福島県建築士会女性委員会委員長 | |
| | 立 | 谷 | 秀 | 清 | 相馬市長 | |
| | 野 | 崎 | 吉 | 郎 | 矢吹町長 | |
| | 横 | 田 | 純 | 子 | NP0法人素材広場理事長 | |
| | 渡 | 辺 | 敬 | 夫 | いわき市長 | |

高校生に対するアンケート調査

1. 調査概要

(1)調査の目的

復興計画の策定にあたって、将来の復興の担い手となる若年層の意見を計画内容及び実施段階における事業の重点化等に反映させるための取組として、県内在住の高校生を対象にアンケート調査を実施しました。

(2)調査時期

平成23年10月~11月

(3)調査対象者

県内の高等学校に在学する2年生1,557名

(4)調査方法

県内の高等学校の中から、県内7地域の人口バランス、立地状況、学科の別、及びサテライト校の設置状況等を考慮の上39校を選定し、アンケート調査を依頼。

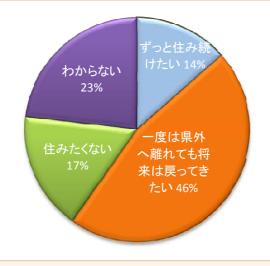
2. 調査結果 (1) 本県への定着意識と定着阻害要因

○問1 あなたは福島県に将来も住みたいと思いますか。

(4肢から1つを選択、回答者数1,557名)

「ずっと住みたい」、「一度は県外へ離れても将来は戻ってきたい」を合わせると、6割が本県への定着を希望。 3年前のアンケート回答の5割から、1割増加している。

約2割は「住みたくない」。





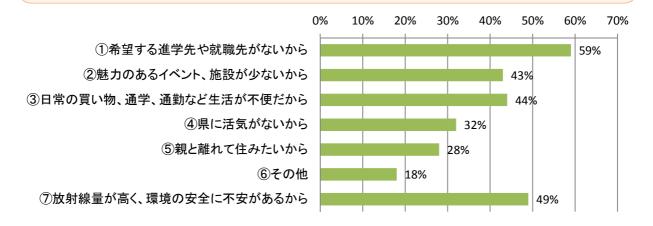
定着希望の割合は県中、会津、県北地域で高い。



〇問2 問1で「住みたくない」と回答した理由は何ですか。

(7肢から該当する全てを選択、回答者数265名)

住みたくない理由としては、「希望する進学先や就職先がないから」、「放射線量が高く、環境の安全性に不安があるから」、「日常の買い物、通学、通勤など生活が不便だから」、「魅力のあるイベント、施設が少ないから」の順に多い。



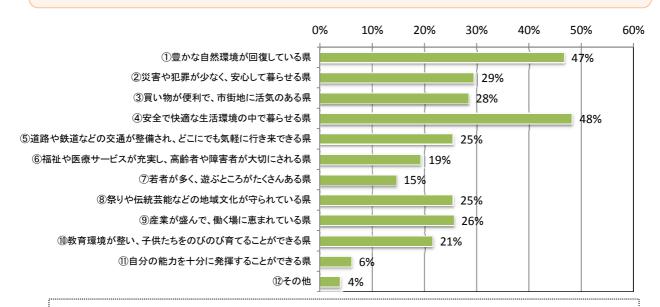
「⑥その他」として、「都会に住みたい」、「県外に住みたい」(18件)、「原発事故が起こり不安」、「風評被害がある」(10件)、「地元に戻る」、「家の都合」(6件)、「海外に住みたい」(4件)などの回答があった

3. 調査結果 (2) 10年後の福島県

〇問3 10年度、福島県がどのような県になっていることを望みますか。 (12肢から3つを選択、回答者数1,557名)

「安全で快適な生活環境の中で暮らせる県」、「豊かな自然環境が回復している県」の上位2位が突出。

以下、「災害や犯罪が少なく、安心して暮らせる県」、「買い物が便利で、市街地に活気のある県」、「産業が盛んで、働く場に恵まれている県」が、それぞれ僅差で5位までに収まる。



「⑫その他」として、

- ○「震災前の平和な県」、「日本のエネルギー問題に中心となって携わる県」、など復興を願う回答(12件)
- ○「放射能の心配がない県」、「自分達の子供が安心して暮らせる県」など福島原子力発電所の事故の収束を願う回答(11件)
- 〇「東京、大阪、名古屋に並ぶ東北の中心になる県」、「条件のほとんどが揃っている素敵な県」など福島県の発展を願う回答(9件)
- 〇「放射性物質ゼロの県、原発がない県」、「原発廃止を先頭に立って訴える県」など脱原発を願う回答(7件)

4. 調査結果 (3) 復興に向けて取り組みたいこと

○問4 復興に向けて、あなたはどのようなことをしたいですか。

(記述式、回答者数1,258名)

〇問5 何かに取り組もうとしたときに、問題となることはありますか。

(記述式、回答者数864名)

回答を要約・分析すると、左の項目を高校生が実行に移すには、 右の項目が課題になっているという関係が読み取れる。

そ

 \mathcal{O}

た

め

に

冰

要

やりたいこと

ボランティア活動をしたい

・がれきやゴミの撤去、募金、動物保護

省資源化をしたい

・電気と水の節約、太陽光パネル設置

風評被害を解消したい

• PR、知り得る情報の発信、人を呼ぶ

除染活動をしたい

・国や自治体主体の活動

就職したい

• 福島県内での就職

進学したい

・進学し復興に役立つ力を身につける

小さなことでもしたい

自分にできることがあればしたい

安全•安心

・放射線による影響の払拭、 除染体制、定期的検査に よる心身のケア

課題

絆

•協力者、指導者、団結力

情報

・正確・的確な情報提供

就職先

• 産業再生、新産業創出

啓発活動

• イベント、マスメディア

経済援助

• 各種費用、奨学金

5. 調査結果 (4) 自由意見

〇問6 その他、東日本大震災からの復興や将来の福島県について、あなたが思うことを自由にお書きください。 (記述式、回答者数1,165名)

代表的な意見を整理すると次のようになります。

みんなで安全・安心、しあわせをとり戻す

復興を絶対にあきらめない

放射線、風評被害問題を克服する

脱原発・新エネルギー立県を推進する

6. 主な記述意見

今回のアンケート調査の問4~6で、記述式で意見を募った結果、延3,287件の回答をいただきました。

主な内容は4、5の調査結果のとおりですが、回答の多くには、現状にはためらいつつも、人 やふるさとに対する思いやりが込められた復興への力強い気持ちや決意などがつづられています。 その内の主なものを紹介します。

今自分ができることはとても限られていると思います。建物を建てることも、道路を工事することも、放射能を下げることもできません。だからといって、祈ることや願うことだけでは何も変わらないと思います。募金やボランティア等、行動に移して少しでも役に立てるようにしたい。将来、自分が働くことになってもこの状態が続いているのなら、仕事上で役に立てるのなら役に立ちたい。

自分ができることは本当に僅かなことですが、その僅かなことを少しずつやっていき、やがて大きなものにしていきたい。また、今しか学ぶことのできない知識を蓄えて、これからの福島の復興に貢献できるような力を身に付けたい。

まず、たとえ県外に住んだとしても、福島県民であったことを恥だと思わない。そして、時が流れ、今回の大震災が風化しないようにする。そのために、自ら積極的に復興支援を行い、他の人にも支援してもらえるように働きかけていきたい。

東日本大震災で多くの物、人、時間、思い出等が奪われました。けど、これからは今まで以上に人との関わりに感謝しながら、一歩一歩頑張っていきたいです。 きっと明るく楽しく人との繋がりが固い福島になっていってほしいです。

多くの人が福島のために頑張ってくれています。多くの人の努力に報いることができたらいいと思います。

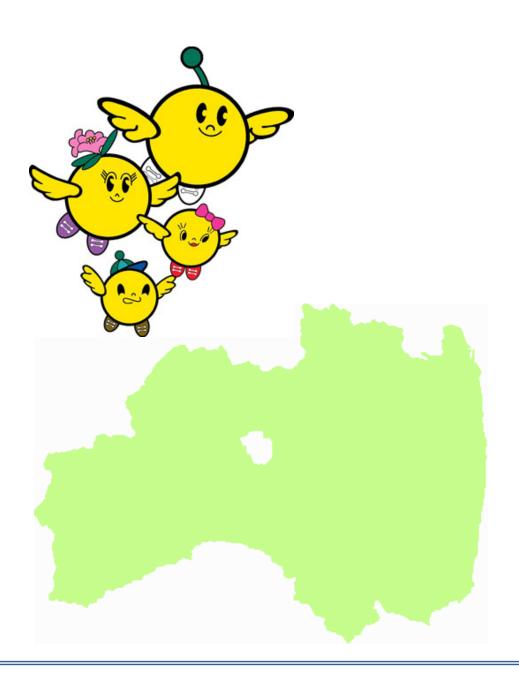
私が大人になって"私は福島県出身です"と誇りを持って言いたいです。

周りの人達にはとても感謝をしている。こんな状況の中で学校に通わせてくれる両親や教えてくれる先生方、募金や物資を送ってくれた人達に感謝の気持ちでいっぱいです。ただ、政治をもう少ししっかりやってほしい。

また大震災がおきても屈しない県。その時、皆が皆を助け合える県。そして、強い団結力、高い志でどんなことにも立ち向う県。

現在も徐々に復興してきているので、将来は絶対にもっと良い県になっていると思う。 頑張れ福島!

政府がサポートをするだけではなく、サポートするということをもっと被災者に情報伝達をしっかりすべき。世界が福島の動向に注目している。県知事がしっかりとリーダーシップを発揮し、県全体で復興、そして、明るい未来の構築へ。大人が思っているほど、福島の若者達は暗い気持ちではない。将来、福島を立て直し、新たな未来を創ろうとしている人が沢山いる。



福島県復興計画(第1次)

平成23年12月

発行者:福島県企画調整部復興・総合計画課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

TEL 024 (521) 7109 FAX 024 (521) 7911

E-mail <u>fukkoukeikaku@pref.fukushima.lg.jp</u>